

平成30年度

包括外部監査結果報告書

「商工労働部における補助金の事務執行及び
KPIの設定とそのフィードバックについて」

平成31年3月5日

島根県包括外部監査人

利 弘 健

目 次

| | |
|--|----|
| 第1章 外部監査の概要 | 1 |
| 第1 外部監査の種類 | 1 |
| 第2 監査の対象とした特定の事件 | 1 |
| 第3 対象部署 | 1 |
| 第4 対象期間 | 1 |
| 第5 特定の事件を選定した理由 | 1 |
| 第6 監査の着眼点（監査の要点）と監査の手続 | 3 |
| 第7 監査の実施期間 | 5 |
| 第8 監査の体制 | 5 |
| 第9 利害関係 | 5 |
| 第2章 外部監査の対象 | 6 |
| 第1 島根県の商工労働行政 | 6 |
| 第2 島根県商工労働部の概要 | 8 |
| 第3 監査対象 | 13 |
| 第4 過年度の包括外部監査の結果に対する措置状況 | 21 |
| 第3章 外部監査における発見事項の要約 | 22 |
| 第1 事務執行上の発見事項 | 22 |
| 第2 KPIの設定及びそのフィードバックにおける発見事項 | 27 |
| 第4章 外部監査の結果及び意見 | 29 |
| 基本目標 I 『活力あるしまね』 | |
| 政策 I - 1 産業振興 (1) ものづくり・IT産業の振興 | |
| 施策 I - 1 - 1 企業の競争力強化 | |
| 1 石州瓦利用促進事業補助金 | 29 |
| 2 島根県石州瓦市場創出支援事業費補助金 | 31 |
| 3-1 しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金（産業振興課） | 34 |
| 4 島根県知的財産活用啓発事業費補助金 | 53 |
| 5 公益財団法人しまね産業振興財団管理費補助金 | 55 |
| 6 境港貿易振興会事業費補助金 | 59 |
| 7 独立行政法人日本貿易振興機構松江貿易情報センター運営費補助金 | 61 |
| 8 公益財団法人しまね産業振興財団国際経済事業費補助金 | 63 |

| | |
|--|---|
| 施策 I - 1 - 2 新産業・新事業の創出 | |
| 9 | ソフトビジネスパーク島根賃貸型オフィス整備事業 66 |
| 施策 I - 1 - 3 ソフト系IT産業の振興 | |
| 10 | しまねIT産業人材育成支援事業補助金 67 |
| 11 | IT人材確保促進支援事業補助金 69 |
| 12 | Ruby World Conference開催準備事業補助金 71 |
| 13 | 島根県Ruby bizグランプリ実施支援補助金 74 |
| 14 | 島根県スモウルビー・プログラミング甲子園開催支援補助金 77 |
| 施策 I - 1 - 4 企業立地の推進 | |
| 15 | 島根県企業立地促進助成金 81 |
| 16 | 島根県ソフト系IT産業航空運賃補助金 84 |
| 17 | 島根県ソフト系IT産業人材確保・育成支援補助金 87 |
| 18 | 島根県ソフト産業家賃等補助金 90 |
| 19 | 特定通信費補助金 93 |
| 20 | 江の川工業用水道料金補助金 96 |
| 21 | ITしまね開業支援事業費補助金 98 |
| 政策 I - 2 産業振興 (2) 自然が育む資源を活かした産業の振興 | |
| 施策 I - 2 - 2 県産品の販路開拓・拡大の支援 | |
| 3-2 | しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金 (しまねブランド推進課) 51 |
| 政策 I - 3 産業振興 (3) 観光の振興 | |
| 施策 I - 3 - 1 地域資源を活用した観光地づくりの推進 | |
| 22 | しまね観光誘客推進事業費補助金 (平成28年度分、平成29年度分) 100 |
| 23 | 石見神楽振興事業費補助金 103 |
| 24 | 広域観光商品開発支援事業費補助金 105 |
| 25 | 島根県観光基盤整備補助金 107 |
| 26 | 島根県学会・コンベンション開催支援事業費補助金 109 |
| 施策 I - 3 - 2 情報発信等誘客宣伝活動の強化 | |
| 27 | 広域周遊バス運行事業費支援補助金 111 |
| 28 | 観光コーディネーター設置事業補助金 113 |
| 29 | 島根県観光総合支援事業補助金 115 |
| 30 | 島根県貸切バス旅行商品造成支援事業補助金 118 |
| 31 | しまね観光事業者等支援事業費補助金 121 |
| 32 | 公益社団法人島根県観光連盟補助金 124 |
| 33 | しまね観光誘客推進事業費補助金 (県内航空路線緊急利用促進事業) 127 |

施策Ⅰ－3－3 外国人観光客誘客の強化

| | | |
|----|-----------------------------------|-----|
| 34 | 外国人観光客誘致事業補助金 | 129 |
| 35 | 島根県外国人観光客送客促進支援補助金 | 132 |
| 36 | FIMBAワールドリーグ松江2018大会支援事業（観光振興）補助金 | 134 |
| 37 | 外国人観光客誘致対策事業補助金 | 136 |

政策Ⅰ－4 産業振興（4）中小企業・小規模企業の振興

施策Ⅰ－4－1 経営革新及び経営基盤の強化への支援

| | | |
|----|---------------------|-----|
| 38 | 島根県小規模事業経営支援事業費補助金 | 138 |
| 39 | 島根県中小企業連携組織対策事業費補助金 | 142 |
| 40 | 島根県信用保証協会保証料補給金 | 146 |
| 41 | 島根県地域商業等支援事業費補助金 | 148 |

政策Ⅰ－5 雇用・定住の促進

施策Ⅰ－5－1 雇用・就業の促進と人材の確保

| | | |
|----|---------------------|-----|
| 42 | 大学生等のIT技能習得促進支援補助金 | 152 |
| 43 | 島根県シルバー人材センター連合会補助金 | 154 |

施策Ⅰ－5－2 人材の育成・定着

| | | |
|----|------------------------|-----|
| 44 | 中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進補助金 | 156 |
| 45 | 島根県労働者福祉協議会事業費補助金 | 159 |

基本目標Ⅲ 『心豊かなしまね』

政策Ⅲ－4 自然環境、文化・歴史の保全と活用

施策Ⅲ－4－5 環境保全の推進

| | | |
|----|--------------------|-----|
| 46 | 島根県資源循環型技術開発事業費補助金 | 161 |
|----|--------------------|-----|

| | | |
|-----|------------|-----|
| 第5章 | 監査を終えて（謝辞） | 164 |
|-----|------------|-----|

第1章 外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

第2 監査の対象とした特定の事件

商工労働部における補助金の事務執行及びKPIの設定とそのフィードバックについて

KPIとは

本報告書において、KPI (key performance indicator) とは、組織やチームで設定した最終的な目標を達成するための過程を計測・評価する中間指標を意味する。補助金事業の「効果を測定するための尺度」と言い換えることができる。

第3 対象部署

島根県商工労働部のうち、商工政策課、観光振興課、しまねブランド推進課、産業振興課、企業立地課、中小企業課、雇用政策課。

第4 対象期間

平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日）。ただし、必要に応じて過年度に遡及するとともに、平成30年度以降の見込みも参考にした。

第5 特定の事件を選定した理由

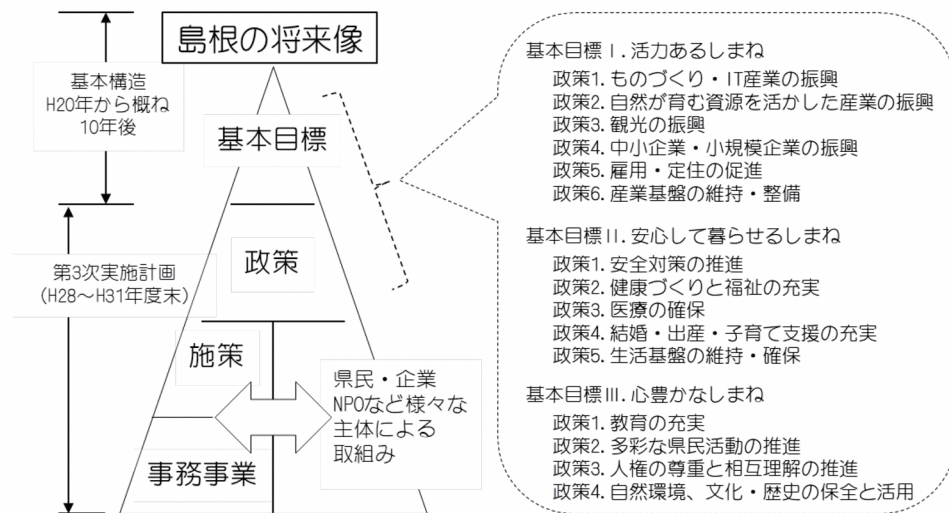
島根県の包括外部監査において、商工労働部の補助金を特定の事件として直接的に選定するのは平成19年度包括外部監査以来2回目となり、前回監査から11年経過している。少子高齢化や人口の減少、人手不足等、島根県の事業者を取り巻く経営環境は11年前と同様に厳しい状況にあり、今後の外部環境はさらに厳しさを増すことが予想される。このため、島根県の商工労働施策はますます重要性を増してきており、真に有効で効率的、かつ経済的でなければならない。

1. なぜ「商工労働部」なのか

島根県の産業構造は、政府サービスや公共投資に依存する建設業など、公共事業への依存の割合が高い一方、製造業、卸売・小売業の割合が低いことに特徴があり、県内事業者は、近年の国や地方公共団体における歳出削減の流れの中、公共事業の減少等の影響を強く受けている。このため、大都市圏を中心に企業の生産活動が堅調に推移し景気回復が進んでいるといわれながら、島根県はその効果が及んでいないとはいえず、この状況は、平成19年度包括外部監査の時と殆ど変わっていない。このような厳しい外部環境の中、島根県が自立的に発展していくためには、産業構造自体を民需主体の構造へと転換していく必要があると考えられる。

このため、県は島根の目指すべき将来像として「豊かな自然、文化、歴史の中で、県民誰もが誇りと自信を持てる、活力ある島根」を掲げ、そのロードマップとして平成20年3月に「島根総合発展計画」を策定し、現在はその「第3次実施計画（平成28年度～平成31年度）」に取り組んでいる。

〈島根総合発展計画 第3次実施計画（H29年度）の概要〉



この「第3次実施計画」において、商工労働部は「基本目標Ⅰ. 活力あるしまね」の各政策・施策に対し中心的な役割を担う重要な部局である。また島根県知事も「活力ある島根」を築くためには産業振興が重要であると述べていることからすれば、島根県の産業振興についての県民の関心は高く、産業振興において重要な役割を担う商工労働部を監査の対象部署とすることは意義があると考えた。

2. なぜ「補助金」なのか

商工労働部の「補助金」を特定の事件として選定した理由は以下のとおりである。

(1) 量的な視点（決算額ベース）

商工労働部の平成29年度の決算額は、後記第2章第2.2.(2)「商工労働部の予算・決算の概要」記載のとおり48,764百万円（一般会計45,777百万円、特別会計2,987百万円）である。これを費目別で見ると、最も多くの支出がなされている貸付金35,306百万円（72.4%）に次ぎ、補助費は6,188百万円（12.7%）の支出がなされている。貸付金は返済を受けるものであるため、これを除いた場合の商工労働部決算額に占める補助費の占有率は46%となり、金額的重要性が高いといえる。

(2) 質的な視点

後記第2章第2.2.(2)「商工労働部の予算・決算の概要」②「平成29年度歳出別決算」記載のとおり、商工労働部においては、報酬、給料、手当、旅費、交際費等様々な費目が計上されている。これらの歳出は、それぞれ何らかの形でわが県の産業振興に寄与しているものと考えられるが、このうち補助金は、

- ① 交付先に直接金銭を交付し、
- ② 交付した県は反対給付を求めない

という特質があるため、他の費目とは異質のものといえる。

このような特質があることから、補助金については、産業振興等の補助金交付の目的に照らし、「その効果の発現に真に資するものであるか」という点について、他の費目よりも厳格に管理される必要がある。このため、その補助金が他の代替的な事業に支出するより真に有効であったかを判別することが可能である必要があり、さらに、補助金が金銭の支出により行われることから、効果の測定は、適切かつできる限り金額での評価が可能な指標により行うことが期待される。

また「反対給付を求めない金銭的支出」という上記2つの特質を踏まえ、その公金を

③ 特定の交付先に支給する

という点についても注意が必要となる。なぜなら、補助金交付の目的を産業振興等として設定する以上、公金たる補助金交付による効果は特定の交付先のみにとどまることなく広く県民全体に及ぶ必要があるからである。

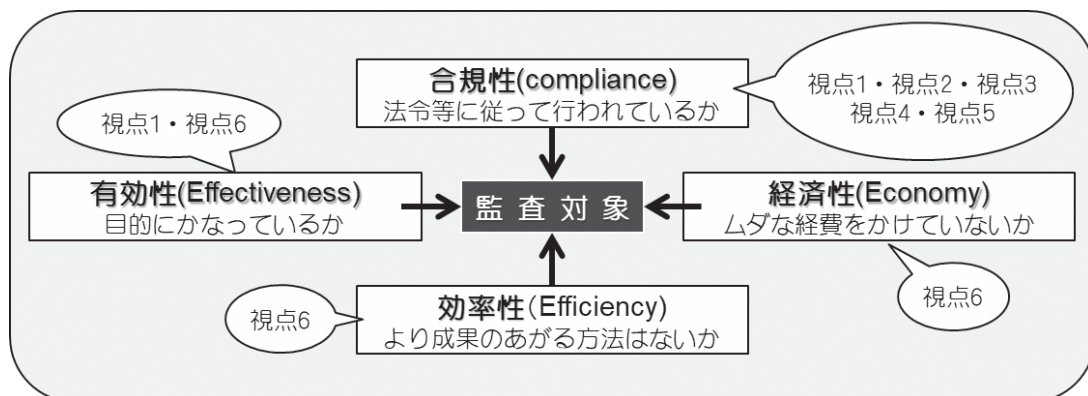
このように、補助金はその事務処理において考慮すべき特殊な要素があり、質的に重要な費目であるといえる。

したがって、補助金は量的・質的いずれの視点からも重要であり、補助金の事務の執行が適法かつ効果的に実行されているか否かを検証することは意義のあることと考えられる。この点を重視し、商工労働部における補助金を本年度における特定の事件として選定した。なお、平成19年度包括外部監査においては「貸付金」も監査の対象としているが、本年度においては、「KPIの測定とそのフィードバック」にフォーカスするため、返済を受ける「貸付金」については対象とはしなかった。

第6 監査の着眼点（監査の要点）と監査の手続

1. 着眼点の総括

監査の着眼点について総括すると以下のとおりとなる。



視点1：補助対象は適切か（目的・交付対象の適切性）、公益上の必要性はあるか。

本報告書において力点を置いているKPI設定のベースともなる。下記2. を参照されたい。

実施した監査手続

- 補助要綱・要領等を分析し、交付目的、対象事業、支出費目を確認する。
- 交付申請書の内容、審査及びヒアリングの状況を調査し、要綱・要領で定める事業及び組織が補助対象になっているかを確認する。

視点2：補助金の申請、決定、交付等の手続は定められた手順によっているか。

監査対象とした各補助金について、交付に関する全ての事務手続きの流れ（事務フロー）に関する資料を徴求し、そのフロー自体が「補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）」やその他関係する全ての法令に準拠しているか、また内部統制手続として必要十分であるか、といった視点により監査を行った。

実施した監査手続

- 必要な書類は全て徴求され、定められた審査・確認が行われているかを確認する。

視点3：補助金額の算定及び交付時期は適切か。

上記「視点2」で徴求した事務手続きの流れ（事務フロー）に準拠して補助金額が適切に算定され、適切な時期に交付されているか、という視点により監査を行った。

実施した監査手続

- 補助事業の趣旨に沿った算定方法がとられているかを確認する。
- 補助金額が定められた算定方法によって計算されていることを確認する。
- 補助事業の実施時期に対応した交付時期となっているかを確認する。

視点4：補助事業の実績報告は適切か。

各補助事業の実績報告書について、所定のフォームに従い、必要事項が網羅的かつ適切に報告されているか、という視点により監査を行った。

実施した監査手続

- 補助金交付団体の補助に係る経理は適正かを確認する。
- 補助金実施報告書の内容を検討し、補助金の使用状況が適切かを確認する。

視点5：補助交付団体への指導・監督は適切か。

事業開始時点、中途段階、終了時点など各段階においてチェックを行うルール付けがなされているか、そのルールに従って適切に指導・監督がなされているか、またその指摘事項等が文書で保管され、関係者間で当該情報が共有されているか（回覧印など）、といった視点により監査を行った。

実施した監査手続

- 実施報告書に対する審査方法、補助金交付団体への指導、監督方法を確認する。

視点6：KPIの設定とそのフィードバックは適切か。

本報告書においては、本項目に特に力点を置いている。下記2. を参照されたい。

実施した監査手続

- 補助事業の効果測定方法並びに分析及び評価方法を確認する。
- 補助金の評価結果に対する今後の対応方法を確認する。
- 担当者と、KPIの設定と効果の測定、フィードバック、他との比較可能性等について協議を行い、補助金事業の実効性を上げるためのよりよい代替案を検討する。
 - ✓ 補助金事業のKPIとして、一段階上位の「事務事業」ベースのKPIがそのまま引用されているケースがある。補助金事業単独のKPIを設定する必要があるか、検討する。
 - ✓ 補助金事業を改廃するためには、当該KPIに「比較可能性」が必要になる。また補助金が金銭により支出されるものであるため、合理的かつ可能な限り、KPIにも「金額的な視点」が取り入れられるべきであることに留意して検討を行う。

なお、本監査は試査により行われているため、本監査における指摘事項や意見等が監査対象のすべてについて当てはまるものではないことに留意されたい。

2. 補助金における「KPIの設定とそのフィードバック」について

本章「第5 特定の事件を選定した理由」において、補助費（補助金）は、①交付先に直接金銭を交付し、②反対給付を求めず、③特定の交付先に支給される、という点において他の商工費よりもシビアにその効果の測定がなされるべきものとして「質的に重要である」と位置付けた。

- (1) 各補助金の交付要綱等において、その補助事業（補助金）交付の「目的」が公益上の必要性に
適い、適切に特定されているか。また、交付対象は合理的か（Step.1）。

KPIは、「目的」に対してどれだけ寄与したか、という「評価の尺度」であるため、「目的」が正しく定義されて
いない場合、KPIの設定が正しくできないことになる。このため、「目的」は補助金の趣旨が、正確かつ
完全に定義されてなければならない。

- (2) その「目的」の達成度を計測するために何らかの形でKPI（効果を測定するための尺度）が設定
されているか、またそのKPIは「目的」の達成度を評価するのに適切か（Step.2）。

KPIは、「目的」に対してどれだけ寄与したか、という視点で設定されるものであるため、事業を実施するこ
と自体が「目的」である場合を除き、実施した事業の実績値や事業の実施自体は、原則としてKPIとはなり
得ない。

- (3) 設定したKPIに基づく「実績（値）」を合理的に把握（測定）しているか（Step.3）。
- (4) 設定したKPIに基づいて「目標（値）」が計数化されているか、またその「目標（値）」は合理的
か（Step.4）。
- (5) 「目標（値）」と「実績（値）」の間のギャップを分析し、以降の施策、事業等に反映すべく検討
しているか（やりっぱなしになってないか）（Step.5）。
- (6) 「効果（値）」とその効果を生むための直接的なコスト（補助金の支出額等）と比較するため、
また、目的を達成するために他の代替案を採った場合と比較するため、可能な限り「金銭的な
視点」に基づいた指標等をKPIとして設定しているか（Step.6）。

第7 監査の実施期間

平成30年4月から平成31年3月まで

第8 監査の体制

監査委員との協議を経て、下記の者を補助者とした。

古津 弘也 （弁護士）
森脇 俊樹 （公認会計士）
井上 貢輔 （税理士）
桑原 知佳 （学識経験者）

第9 利害関係

監査の対象とした事件に関し、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29に規定する
利害関係はない。

第2章 外部監査の対象

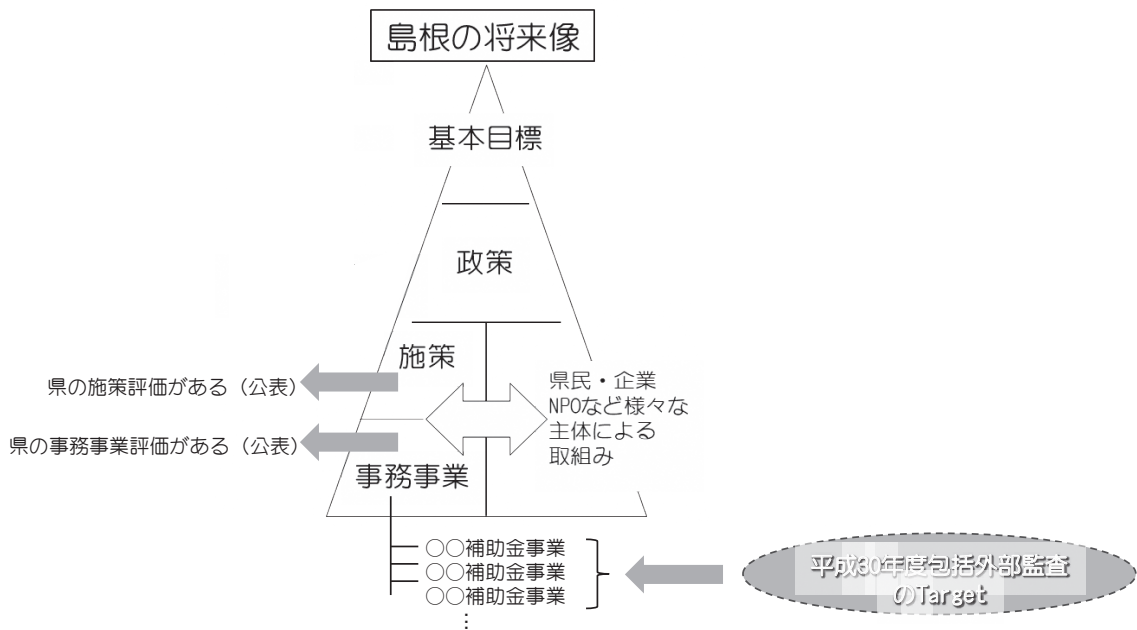
第1 島根県の商工労働行政

1. 全県的な取組みの中の商工労働行政

島根県の産業構造は、前記「第1章 第5 特定の事件を選定した理由」に記載したとおりであり、島根県が自立的に発展していくためには、産業構造自体を民需主体の構造へと転換していく必要がある。

こうしたことから、県は島根の目指すべき将来像として「豊かな自然、文化、歴史の中で、県民誰もが誇りと自信を持てる、活力ある島根」を掲げ、そのロードマップとして平成20年3月に「島根総合発展計画」を策定した。県はこの計画に基づき、これまで「第1次実施計画（平成20年度～23年度）」、「第2次実施計画（平成24年度～平成27年度）」に取り組み、第2次実施計画の総括において、交通インフラや地域医療、中山間地における生活機能維持等の課題はあるものの、「目標が概ね達成された」としている。また、県は地方創生、人口減少対策として平成27年10月に策定した「まち・ひと・しごと創生 島根県総合戦略」の内容を織り込み、平成28年3月に「第3次実施計画（平成28年度～平成31年度）」を策定し、現在はこれに基づいて様々な事業に取り組んでいる。

この「第3次実施計画」の構造は次のとおり、3つの「基本目標」をそれぞれ4～6個の「政策」に、「政策」はさらにいくつかの「施策」にブレークダウンする構成になっている。



この「第3次実施計画」における平成29年度の施策別関係部局一覧は下図のとおりであり、商工労働部は「基本目標 I. 活力あるしまね」の各政策・施策に対し中心的な役割を担う重要な部局である。

〈島根県総合発展計画における施策関係部局一覧〉

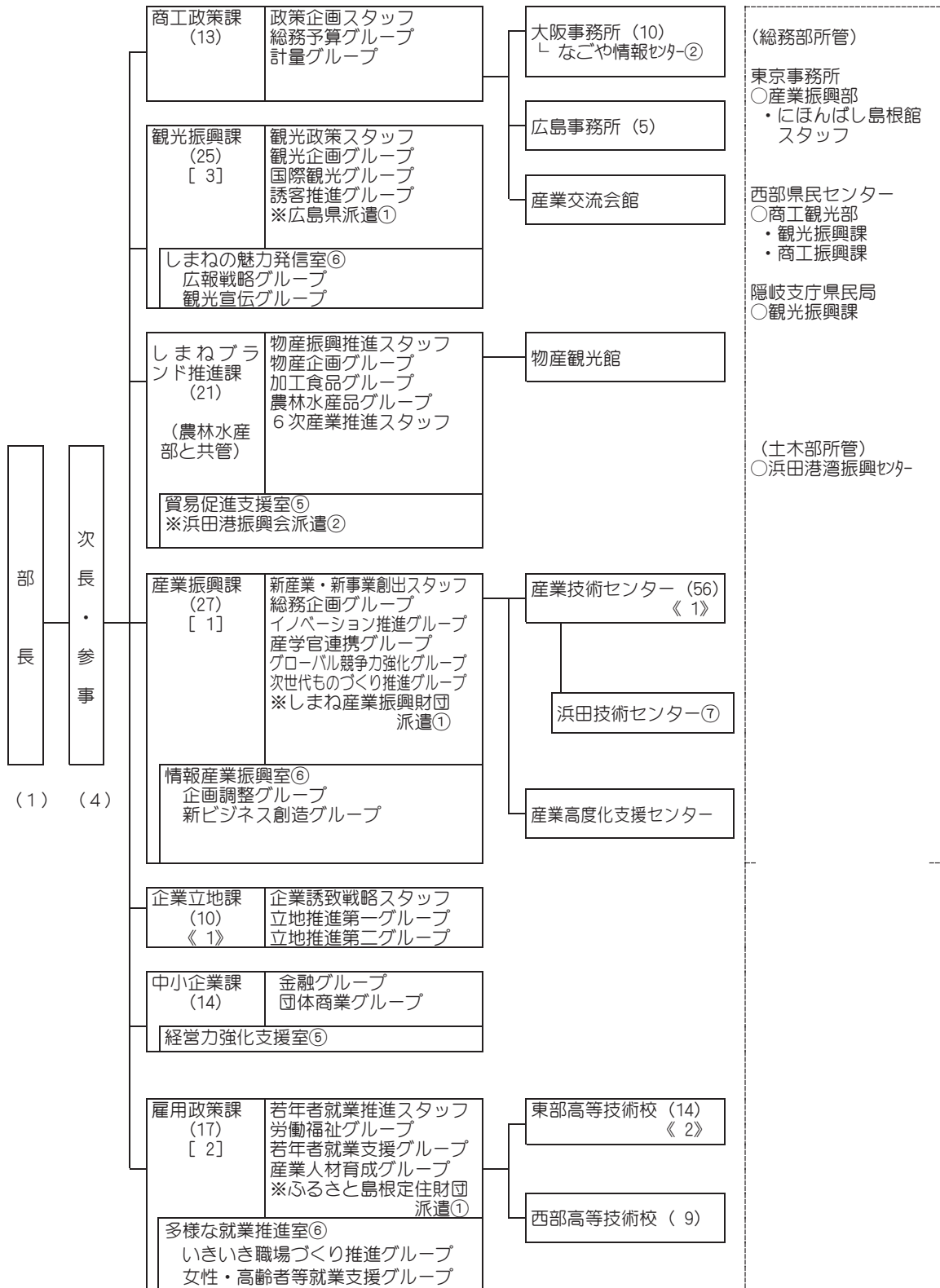
〔○〕：幹事部局

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 政策企画局 | 総務部 | 広報部 | 防災部 | 地域振興部 | 環境生活部 | 健康福祉部 | 農林水産部 | 商工労働部 | 土木部 | 企業局 | 病院局 | 教育庁 | 警察本部 |
|---------------------------------|---------|-----------------------|-------|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|------|
| 基本目標Ⅰ 『活力あるしまね』 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政策Ⅰ-1 産業振興(1) ものづくり・IT産業の振興 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 施策Ⅰ-1-1 | 企業の競争力強化 | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | | |
| | 施策Ⅰ-1-2 | 新産業・新事業の創出 | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | |
| | 施策Ⅰ-1-3 | ソフト系IT産業の振興 | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | |
| | 施策Ⅰ-1-4 | 企業立地の推進 | | | | | | | | ○ | ○ | | ○ | | | |
| 政策Ⅰ-2 産業振興(2) 自然が育む資源を活かした産業の振興 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 施策Ⅰ-2-1 | 売れる農林水産品・加工品づくり | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | | |
| | 施策Ⅰ-2-2 | 県産品の販路開拓・拡大の支援 | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | |
| | 施策Ⅰ-2-3 | 農林水産業の担い手の確保・育成 | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| 政策Ⅰ-3 産業振興(3) 観光の振興 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 施策Ⅰ-3-1 | 地域資源を活用した観光地づくりの推進 | | | | | | | | | ○ | | | | | |
| | 施策Ⅰ-3-2 | 情報発信等誘客宣伝活動の強化 | | | | | | | | | ○ | | | | | |
| | 施策Ⅰ-3-3 | 外国人観光客誘客の強化 | | | | | | | | | ○ | | | | | |
| 政策Ⅰ-4 産業振興(4) 中小企業・小規模企業の振興 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 施策Ⅰ-4-1 | 経営革新及び経営基盤の強化への支援 | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | |
| | 施策Ⅰ-4-2 | 円滑な事業承継の推進 | | | | | | | | | ○ | | | | | |
| 政策Ⅰ-5 雇用・定住の促進 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 施策Ⅰ-5-1 | 雇用・就業の促進と人材の確保 | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | |
| | 施策Ⅰ-5-2 | 人材の育成・定着 | | ○ | | | | | | | ○ | | | | | |
| | 施策Ⅰ-5-3 | U・Iターン等の促進 | | | | | ○ | | | | | ○ | | | | |
| 政策Ⅰ-6 産業基盤の維持・整備 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 施策Ⅰ-6-1 | 高速道路の整備 | | | | | | | | | | ○ | | | | |
| | 施策Ⅰ-6-2 | 航空路線の維持・充実 | | | | | | ○ | | | | | | | | |
| | 施策Ⅰ-6-3 | 空港・湾岸の維持・整備 | | | | | | | | | | ○ | | | | |
| 基本目標Ⅱ 『安心して暮らせるしまね』 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政策Ⅱ-1 安全対策の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 施策Ⅱ-1-1 | 危機管理体制の充実・強化 | | | | ○ | | | ○ | | | | | | | |
| | 施策Ⅱ-1-2 | 消防防災対策の推進 | | ○ | | ○ | | | ○ | | | | ○ | | | |
| | 施策Ⅱ-1-3 | 原子力安全・防災対策の充実・強化 | | | | ○ | | | ○ | | | | | | | |
| | 施策Ⅱ-1-4 | 治安対策の推進 | | | | | | ○ | | | | | | | | ○ |
| | 施策Ⅱ-1-5 | 交通安全対策の推進 | | | | ○ | | | | | | | ○ | | | ○ |
| | 施策Ⅱ-1-6 | 消費者対策の推進 | | | | | | ○ | | | ○ | | | | | |
| | 施策Ⅱ-1-7 | 災害に強い県づくり | | | | | | | | | | ○ | | | | |
| | 施策Ⅱ-1-8 | 食の安全の確保 | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | |
| 政策Ⅱ-2 健康づくりと福祉の充実 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 施策Ⅱ-2-1 | 健康づくりの推進 | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| | 施策Ⅱ-2-2 | 地域福祉の推進 | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| | 施策Ⅱ-2-3 | 高齢者福祉の推進 | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| | 施策Ⅱ-2-4 | 障がい者の自立支援 | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| | 施策Ⅱ-2-5 | 生活衛生の充実 | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | |
| | 施策Ⅱ-2-6 | 生活環境の確保 | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| 政策Ⅱ-3 医療の確保 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 施策Ⅱ-3-1 | 医療機能の確保 | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| | 施策Ⅱ-3-2 | 県立病院における良質な医療提供 | | | | | | | | | | | | ○ | | |
| | 施策Ⅱ-3-3 | 医療従事者の養成・確保 | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| 政策Ⅱ-4 結婚・出産・子育て支援の充実 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 施策Ⅱ-4-1 | 結婚支援の充実 | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| | 施策Ⅱ-4-2 | 妊娠・出産支援の充実 | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| | 施策Ⅱ-4-3 | 子育て支援の充実 | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| | 施策Ⅱ-4-4 | 子育て福祉の充実 | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| 政策Ⅱ-5 生活基盤の維持・確保 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 施策Ⅱ-5-1 | 道路網の整備と維持管理 | | | | | | | | ○ | | ○ | | | | |
| | 施策Ⅱ-5-2 | 小さな拠点づくり | | | | | | | | | | | | | | |
| | 施策Ⅱ-5-3 | 地域生活交通の確保 | | | | ○ | | | | | | ○ | | | | |
| | 施策Ⅱ-5-4 | 地域情報化の推進 | | | | ○ | | | | | | ○ | | | | |
| | 施策Ⅱ-5-5 | 農山漁村の多面的機能の維持・発揮 | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| | 施策Ⅱ-5-6 | 居住環境づくり | | | | | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | |
| 基本目標Ⅲ 『心豊かなしまね』 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政策Ⅲ-1 教育の充実 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 施策Ⅲ-1-1 | 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実 | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | 施策Ⅲ-1-2 | 発達段階に応じた教育の振興 | | ○ | | | | | | | | | | | ○ | |
| | 施策Ⅲ-1-3 | 青少年の健全な育成の推進 | | | | | | | | ○ | | | | | | ○ |
| | 施策Ⅲ-1-4 | 高等教育の充実 | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 政策Ⅲ-2 多彩な県民活動の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 施策Ⅲ-2-1 | 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進 | | | | | | ○ | | | | | | | | ○ |
| | 施策Ⅲ-2-2 | スポーツの振興 | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | 施策Ⅲ-2-3 | 文化芸術の振興 | | | | | | ○ | | | | | | | | ○ |
| 政策Ⅲ-3 人権の尊重と相互理解の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 施策Ⅲ-3-1 | 人権施策の推進 | | | | | | ○ | ○ | | | | | | | ○ |
| | 施策Ⅲ-3-2 | 男女共同参画の推進 | | | | | | ○ | ○ | | | | | | | |
| | 施策Ⅲ-3-3 | 国際化と多文化共生の推進 | | | | | | ○ | | | | | | | | |
| 政策Ⅲ-4 自然環境・文化・歴史の保全と活用 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 施策Ⅲ-4-1 | 多様な自然の保全 | | | | | | ○ | | ○ | | | | | | |
| | 施策Ⅲ-4-2 | 自然とのふれあいの推進 | | | | ○ | | ○ | | ○ | | | | | | |
| | 施策Ⅲ-4-3 | 景観の保全と創造 | | | | | | | | | | ○ | | | | |
| | 施策Ⅲ-4-4 | 文化財の保存と継承と活用 | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | 施策Ⅲ-4-5 | 環境保全の推進 | | | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | |
| | 施策Ⅲ-4-6 | 再生可能エネルギーの利活用の推進 | | | | ○ | | | | ○ | | | ○ | | | |

第2 島根県商工労働部の概要

1. 商工労働部の機構

平成30年4月1日現在の商工労働部の機構及び職員配置の状況は以下の表のとおりであり、本庁に132名、地方機関に97名の合計229名の職員が配置されている。



本 庁 132 [6] 《 1 》 人
 地方機関 97 [0] 《 4 》 人
 計 229 [6] 《 5 》 人
 () 内の数字は職員数 (臨時・嘱託を除く) ○内の数字は内数
 [] 内の数字は市町村等からの併任職員数で外数
 《 》 内の数字は再任用職員で外数

2. 予算・決算の状況

(1) 過去5年間の島根県の歳出決算の推移

(単位：千円)

| | | H25年度決算 | H26年度決算 | H27年度決算 | H28年度決算 | H29年度決算 |
|--------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| (一般会計) | | | | | | |
| 1 | 諸会費 | 975,644 | 1,018,914 | 956,204 | 982,855 | 965,531 |
| 2 | 総務費 | 33,734,545 | 30,077,356 | 52,668,318 | 36,815,400 | 31,146,758 |
| 3 | 民生費 | 49,424,364 | 51,340,624 | 54,615,980 | 53,178,401 | 52,839,529 |
| 4 | 衛生費 | 20,211,760 | 19,030,251 | 20,050,602 | 19,167,017 | 18,268,321 |
| 5 | 労働費 | 3,842,891 | 2,689,946 | 2,585,389 | 2,043,537 | 1,665,941 |
| 6 | 農林水産業費 | 45,462,426 | 42,258,762 | 34,512,864 | 35,288,294 | 34,743,909 |
| 7 | 商工費 | 64,571,721 | 62,014,346 | 57,541,505 | 53,030,285 | 43,907,341 |
| 8 | 土木費 | 82,693,891 | 78,334,600 | 71,666,532 | 73,919,046 | 69,185,886 |
| 9 | 警察費 | 21,097,773 | 21,025,864 | 22,832,580 | 20,654,707 | 19,681,761 |
| 10 | 教育費 | 91,319,070 | 93,756,352 | 93,527,184 | 95,311,506 | 92,915,816 |
| 11 | 災害復旧費 | 3,916,604 | 9,143,050 | 4,939,335 | 2,600,267 | 2,485,422 |
| 12 | 公債費 | 94,258,293 | 93,784,255 | 87,624,058 | 75,986,551 | 86,167,437 |
| 13 | 諸支出金 | 14,557,885 | 16,868,611 | 27,304,432 | 25,142,245 | 25,734,970 |
| 小計 | | 526,066,867 | 521,342,932 | 530,824,982 | 494,120,112 | 479,708,623 |
| (特別会計) | | | | | | |
| 小計 | | 132,829,160 | 170,132,635 | 152,001,192 | 144,379,357 | 142,081,228 |
| 歳出額計 | | 658,896,027 | 691,475,567 | 682,826,174 | 638,499,469 | 621,789,851 |

(出所：島根県歳入歳出決算審査意見書)

(2) 商工労働部の予算・決算の概要

①平成29年度 款項目別予算・決算

(単位：千円)

| 会計 | 款 | 項 | 目 | 最終予算額 (専決後) | 決算額 |
|------|---|--------|-------------|----------------|------------|
| 一般会計 | | | | 46,302,951 | 45,777,291 |
| | 2 | 総務費 | | 191,608 | 189,861 |
| | | 1 | 総務管理費 | 191,608 | 189,861 |
| | | | 1 一般管理費 | 147,424 | 146,971 |
| | | | 9 県外事務所費 | 44,184 | 42,890 |
| | 5 | 労働費 | | 1,713,142 | 1,568,701 |
| | | 1 | 労政費 | 961,240 | 835,206 |
| | | | 1 労政総務費 | 50,701 | 50,561 |
| | | | 2 労働教育費 | 6,933 | 6,391 |
| | | | 3 労働福祉費 | 489,688 | 384,540 |
| | | | 4 雇用促進費 | 413,918 | 393,714 |
| | | 2 | 職業訓練費 | 751,902 | 733,495 |
| | | | 1 職業訓練総務費 | 285,756 | 284,880 |
| | | | 2 高等技術校費 | 466,146 | 448,615 |
| | 6 | 農林水産業費 | | 208,031 | 191,237 |
| | | 1 | 農業費 | 208,031 | 191,237 |
| | | | 1 農業総務費 | 197,855 | 183,509 |
| | | | 5 農業振興費 | 9,581 | 7,395 |
| | | | 7 園芸特用作物対策費 | 595 | 333 |
| | 7 | 商工費 | | 44,190,170 | 43,827,492 |
| | | 1 | 商業費 | 37,400,475 | 37,320,165 |
| | | | 1 商業総務費 | 240,277 | 240,156 |
| | | | 2 商業振興費 | 36,869,560 | 36,816,125 |

| | | | | |
|---------------|---|----------------|------------|------------|
| | | 3 貿易振興費 | 75,240 | 73,457 |
| | | 4 物産あつ旋事業費 | 215,398 | 190,427 |
| | 2 | 工鉱業振興費 | 5,447,202 | 5,209,511 |
| | | 1 工鉱業総務費 | 771,205 | 769,720 |
| | | 2 工鉱業振興費 | 4,226,631 | 4,007,876 |
| | | 4 計量検定費 | 10,550 | 10,015 |
| | | 5 産業技術センター費 | 438,816 | 421,900 |
| | 3 | 観光費 | 1,342,493 | 1,297,816 |
| | | 1 観光費 | 1,342,493 | 1,297,816 |
| 中小企業近代化資金特別会計 | | | 3,000,300 | 2,987,111 |
| | 1 | 中小企業近代化資金 | 3,000,300 | 2,987,111 |
| | | 1 総務費 | 79,266 | 75,590 |
| | | 1 貸付総務費 | 79,266 | 75,590 |
| | | 2 中小企業近代化資金貸付金 | 201,961 | 201,959 |
| | | 2 設備貸与資金貸付金 | 73 | 72 |
| | | 3 高度化資金貸付金 | 1,615 | 1,615 |
| | | 4 県単設備貸与資金貸付金 | 200,273 | 200,272 |
| | | 3 公債費 | 2,176,567 | 2,170,142 |
| | | 1 公債費 | 2,176,567 | 2,170,142 |
| | | 4 一般会計繰出金 | 542,506 | 539,420 |
| | | 1 一般会計繰出金 | 542,506 | 539,420 |
| 商工労働部 合計 | | | 49,303,251 | 48,764,402 |

(出所：商工労働部資料)

②平成29年度 歳出別決算

(1) 一般会計

(単位：千円)

| 課名 節 | 商工 政策課 | 観光 振興課 | ブランド 推進課 | 産業 振興課 | 企業 立地課 | 中小 企業課 | 雇用 政策課 | 部計 |
|-------------------|--------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------------------|--------------------------|----------------------|--------------------------|
| 1 報酬 | 12,682 | 36,734 | 11,976 | 63,175 | 14,183 | 16,039 | 133,423 | 288,212 |
| 2 給料 | 145,436 | 93,480 | 89,768 | 354,172 | 47,746 | 48,118 | 160,473 | 939,193 |
| 3 手当 | 96,439 | 45,988 | 48,058 | 177,531 | 24,220 | 24,825 | 80,971 | 498,032 |
| 4 共済費 | 55,517 | 37,936 | 33,072 | 131,172 | 18,225 | 18,722 | 76,950 | 371,594 |
| 7 賃金 | 2,154 | 1,677 | | 11,707 | 1,706 | | 4,617 | 21,861 |
| 8 報償費 | 67 | 2,630 | 3,866 | 31,693 | 202 | 255 | 47,843 | 86,556 |
| 9 旅費 | 6,677 | 35,040 | 21,647 | 51,607 | 11,673 | 3,227 | 13,520 | 143,391 |
| 10 交際費 | 407 | | | | | | | 407 |
| 11 需用費 | 11,397 | 29,881 | 19,970 | 196,424 | 3,758 | 1,447 | 62,495 | 325,372 |
| 12 役務費 | 5,702 | 20,179 | 7,372 | 20,360 | 7,109 | 187 | 31,055 | 91,964 |
| 13 委託料 | 4,939 | 290,668 | 94,489 | 425,925 | 74,983 | 6,662 | 448,552 | 1,346,218 |
| 14 使用料 | 26,014 | 9,945 | 62,462 | 23,515 | 2,753 | 733 | 12,795 | 138,217 |
| 15 工事費 | | 1,048 | 2,064 | | | | | 3,112 |
| 18 備品費 | 4,932 | 216 | 164 | 50,239 | | | 18,190 | 73,741 |
| 19 補助費 (うち補助金) | 49,564 (48,008) | 625,169 (268,960) | 165,658 (107,719) | 890,988 (778,200) | 2,524,729 (2,517,245) | 1,704,816 (1,693,311) | 227,068 (176,809) | 6,187,992 (5,590,252) |
| 21 貸付金 | | | 1,800 | | | 34,852,846 | 250,000 | 35,104,646 |
| 22 補償費 | | | 1,097 | 619 | | 130,169 | 82 | 131,967 |
| 23 償還金 | | | | | | | 461 | 461 |
| 25 積立金 | | | | | 535 | | | 535 |
| 27 公課費 | 44 | | 53 | 62 | | 5 | 205 | 369 |
| 28 繰出金 | | | | | | 23,449 | | 23,449 |
| 合計 | 421,971 | 1,230,591 | 563,516 | 2,429,189 | 2,731,822 | 36,831,500 | 1,568,700 | 45,777,290 |

(出所：商工労働部資料)

(2) 特別会計（中小企業近代化資金特別会計）

(単位：千円)

| 節 | 名目 | 1-1-1 | 1-2-2 | 1-2-3 | 1-2-4 | 1-3-1 | 1-4-1 | 合 計 |
|----|-----|--------|---------------|--------------|-----------------|-----------|-------------|-----------|
| | | 貸付総務費 | 設備貸与 資金貸付金 | 高度化資金 貸付金 | 県単設備貸与 資金貸付金 | 公債費 | 一般会計 繰出金 | |
| 1 | 報酬 | 3,674 | | | | | | 3,674 |
| 2 | 給料 | 7,519 | | | | | | 7,519 |
| 3 | 手当 | 4,867 | | | | | | 4,867 |
| 4 | 共済費 | 3,094 | | | | | | 3,094 |
| 9 | 旅費 | 861 | | | | | | 861 |
| 11 | 需用費 | 320 | | | | | | 320 |
| 12 | 役務費 | 119 | | | | | | 119 |
| 13 | 委託料 | 1,270 | | | | | | 1,270 |
| 14 | 使用料 | 145 | | | | | | 145 |
| 19 | 補助費 | | 72 | | 272 | | | 344 |
| 21 | 貸付金 | | | 1,615 | 200,000 | | | 201,615 |
| 23 | 償還金 | 53,714 | | | | 2,170,142 | | 2,223,856 |
| 27 | 公課費 | 7 | | | | | | 7 |
| 28 | 繰出金 | | | | | | 539,420 | 539,420 |
| | 合 計 | 75,590 | 72 | 1,615 | 200,272 | 2,170,142 | 539,420 | 2,987,112 |

(出所：商工労働部資料)

3. 商工労働部の施策展開

「平成29年度 商工労働行政の概要」において、商工労働部の施策展開は次のとおり定義されている。

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 | |
|-------|-----------|---------------|-----------------------------------|-----------------------|-------|
| 基本目標Ⅰ | 『活力あるしまね』 | 政策Ⅰ-1 | 産業振興(1) ものづくり・IT産業の振興 | | |
| | | 施策Ⅰ-1-1 | 企業の競争力強化 | | |
| | | | 石州瓦産業経営基盤強化支援事業 | 産業振興課 | |
| | | | しまねのものづくり高度化支援事業 | 産業振興課 | |
| | | | 技術革新支援総合助成事業 | 産業振興課 | |
| | | | 戦略的取引先確保推進事業(市場開拓支援事業を含む) | 産業振興課 | |
| | | | ものづくり産業戦略的強化事業 | 産業振興課 | |
| | | | 特殊鋼産業クラスター高度化推進事業 | 産業振興課 | |
| | | | しまね海外ビジネス展開支援事業 | 産業振興課 | |
| | | | 知的財産活用啓発事業 | 産業振興課 | |
| | | | 産業技術センター運営事業(地域産学官共同研究拠点事業含む) | 産業振興課 | |
| | | | 産業振興支援体制の整備事業(テクノアークしまね管理運営事業を含む) | 産業振興課 | |
| | | | しまね中小企業未来への挑戦ファンド | 産業振興課 | |
| | | | 地場産業振興事業 | 産業振興課 | |
| | | | 国際経済交流促進事業 | しまねブランド推進課 | |
| | | | 施策Ⅰ-1-2 | 新産業・新事業の創出 | |
| | | | | 先端技術イノベーションプロジェクト | 産業振興課 |
| | | | | 先端技術イノベーションプロジェクト推進事業 | 産業振興課 |
| | | | | 島根発ヘルスケアビジネス創出支援事業 | 産業振興課 |
| | | | | しまね産学官連携促進支援事業 | 産業振興課 |
| | | | | 起業家育成・支援事業 | 産業振興課 |
| | | | | 新分野開拓事業者認定制度事業 | 産業振興課 |
| | | | 施策Ⅰ-1-3 | ソフト系IT産業の振興 | |
| | | | | しまねIT産業振興事業 | 産業振興課 |
| | | | | デジタルコンテンツ産業振興事業 | 産業振興課 |
| | | | 施策Ⅰ-1-4 | 企業立地の推進 | |
| | | | | 工業団地の整備及び管理等事務 | 企業立地課 |
| | | | | 企業誘致のための各種助成事業 | 企業立地課 |
| | | | | 県営工業団地等の分譲促進事業 | 企業立地課 |
| | | | | 企業誘致のためのPR活動事業 | 企業立地課 |
| | | | | 企業誘致活動と情報収集事務 | 企業立地課 |
| | | | | 企業誘致のフォローアップ事業 | 企業立地課 |
| | | 企業立地促進法関連事務 | 企業立地課 | | |
| | | 企業立地促進資金等融資事務 | 中小企業課 | | |

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 | | |
|--------------------|-----------------------------------|---------------------------|-----------------------|-------------------|------------|--|
| | 政策1-2 | 産業振興(2) 自然が育む資源を活かした産業の振興 | | | | |
| | | 施策1-2-1 | 売れる農林水産品・加工品づくり | | | |
| | | | 6次産業推進事業 | | しまねブランド推進課 | |
| | | 施策1-2-2 | 県産品の販路開拓・拡大の支援 | | | |
| | | | しまね食品産業総合支援事業 | | しまねブランド推進課 | |
| | | | 県産品販路拡大事業 | | しまねブランド推進課 | |
| | | | にほんばし島根館の管理運営事業 | | しまねブランド推進課 | |
| | | | しまね食品等輸出促進対策事業 | | しまねブランド推進課 | |
| | | | 物産観光館の管理運営等事業 | | しまねブランド推進課 | |
| | | 地産地消推進事業 | | しまねブランド推進課 | | |
| | 政策1-3 | 産業振興(3) 観光の振興 | | | | |
| | | 施策1-3-1 | 地域資源を活用した観光地づくりの推進 | | | |
| | | | しまね観光誘客推進事業 | | 観光振興課 | |
| | | | コンベンション誘致推進事業 | | 商工政策課 | |
| | | | 県立観光施設管理運営事業 | | 観光振興課 | |
| | | | 観光関係調査・計画事業 | | 観光振興課 | |
| | | | 特定有人国境離島地域滞在型観光推進事業 | | 観光振興課 | |
| | | 施策1-3-2 | 情報発信等誘客宣伝活動の強化 | | | |
| | | | “神々”と“ご縁”観光総合対策事業 | | 観光振興課 | |
| | | | 観光情報発信事業 | | 観光振興課 | |
| | | | 島根県観光連盟支援事業 | | 観光振興課 | |
| | | | 県内航空路線利用促進(観光振興)事業 | | 観光振興課 | |
| | | 施策1-3-3 | 外国人観光客誘致の強化 | | | |
| | | | 外国人観光客誘致対策事業 | | 観光振興課 | |
| | | | 広域連携誘客推進事業 | | 観光振興課 | |
| | | 政策1-4 | 産業振興(4) 中小企業・小規模企業の振興 | | | |
| | | | 施策1-4-1 | 経営革新及び経営基盤の強化への支援 | | |
| | 商工会・商工会議所活動支援事業 | | | 中小企業課 | | |
| | 中小企業団体中央会活動支援事業 | | | 中小企業課 | | |
| | 中小企業に対する支援体制整備事業(しまね地域産業資源活用支援事業) | | | 中小企業課 | | |
| | 中小企業に対する間接融資事務(中小企業制度融資) | | | 中小企業課 | | |
| | 中小企業協同組合等に対する直接融資事務(中小企業高度化融資) | | | 中小企業課 | | |
| | 小規模企業者等の設備導入に対する金融事務(設備貸与事業) | | | 中小企業課 | | |
| 大規模小売店舗立地法の適切な運用事務 | | | | 中小企業課 | | |
| 地域商業等支援事業 | | | | 中小企業課 | | |
| 未来へつなぐ工芸品総合振興事業 | | | | しまねブランド推進課 | | |
| 施策1-4-2 | 円滑な事業承継の推進 | | | | | |
| | 事業承継総合支援事業 | | 中小企業課 | | | |
| | | | | | | |
| 政策1-5 | 雇用・定住の促進 | | | | | |
| | 施策1-5-1 | 雇用・就業の促進と人材の確保 | | | | |
| | | 産業人材確保対策事業 | | 雇用政策課 | | |
| | | 若年者雇用対策事業 | | 雇用政策課 | | |
| | | 障がい者の雇用促進・安定事業 | | 雇用政策課 | | |
| | | 高齢者の雇用・就業促進事業 | | 雇用政策課 | | |
| | | 戦略産業人材確保推進事業 | | 雇用政策課 | | |
| | | 特定有人国境離島地域創業・事業拡大支援事業 | | 産業振興課 | | |
| | 施策1-5-2 | 人材の育成・定着 | | | | |
| | | 若年者職場定着支援事業 | | 雇用政策課 | | |
| | | しまねものづくり人材育成促進事業 | | 雇用政策課 | | |
| | | 中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業 | | 雇用政策課 | | |
| | | 在職者の職業訓練事業 | | 雇用政策課 | | |
| | | 高等技術校管理運営事業 | | 雇用政策課 | | |
| | | 学卒者等の職業訓練事業 | | 雇用政策課 | | |
| | | 離転職者等の職業訓練事業 | | 雇用政策課 | | |
| | | 技能評価・向上事業 | | 雇用政策課 | | |
| | | 労使関係の改善促進事業 | | 雇用政策課 | | |
| | | 雇用環境改善普及啓発事業 | | 雇用政策課 | | |
| 福利厚生増進事業 | | 雇用政策課 | | | | |

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|---------|--------------------------|-------------------|-------|-----|
| 基本目標II | 『安心して暮らせるしまね』 | | | |
| | 政策II-1 安全対策の推進 | 施策II-1-6 消費者対策の推進 | | |
| | | 計量検定検査事務 | 商工政策課 | |
| | | 電気工事等に関する安全確保事務 | 産業振興課 | |
| | 貸金業法に関する事務 | 中小企業課 | | |
| 基本目標III | 『心豊かなしまね』 | | | |
| | 政策III-4 自然環境、文化・歴史の保全と活用 | 施策III-4-5 環境保全の推進 | | |
| | | 資源循環型技術経営支援事業 | 産業振興課 | |
| | | 鉱業振興対策事業 | 産業振興課 | |
| | 環境対策を行う企業に対する間接融資事務 | 中小企業課 | | |

第3 監査対象

次の補助金を監査対象とした。なお、符号欄に「僅少」と記載した補助金は金額が僅少（1,000千円以下）であるため、「国補」と記載した補助金は国庫補助事業であるため、対象から除外している。

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 | 符号 | 補助金事業名 | 金額(千円) |
|-------|-----------|---------|-----------------------------------|------------|-----|--------------------------------|-----------|
| 基本目標Ⅰ | 『活力あるしまね』 | | | | | | |
| | 政策Ⅰ-1 | 産業振興(1) | ものづくり・IT産業の振興 | | | | |
| | | 施策Ⅰ-1-1 | 企業の競争力強化 | | | | |
| | | | 石州瓦産業経営基盤強化支援事業 | 産業振興課 | 1 | 石州瓦利用促進事業補助金 | 20,253 |
| | | | | | 2 | 島根県石州瓦市場創出支援事業費補助金 | 19,358 |
| | | | しまねのものづくり高度化支援事業 | 産業振興課 | 3-1 | しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金 | 382,216 |
| | | | 技術革新支援総合助成事業 | 産業振興課 | 3-1 | しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金 | (再掲) |
| | | | 戦略的取引先確保推進事業(市場開拓支援事業を含む) | 産業振興課 | 3-1 | しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金 | (再掲) |
| | | | ものづくり産業戦略的強化事業 | 産業振興課 | | | |
| | | | 特殊鋼産業クラスター高度化推進事業 | 産業振興課 | 3-1 | しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金 | (再掲) |
| | | | しまね海外ビジネス展開支援事業 | 産業振興課 | 3-1 | しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金 | (再掲) |
| | | | 知的財産活用啓発事業 | 産業振興課 | 4 | 知的財産活用啓発事業費補助金 | 2,836 |
| | | | | | 3-1 | しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金 | (再掲) |
| | | | 産業技術センター運営事業(地域産学官共同研究拠点事業含む) | 産業振興課 | | | |
| | | | 産業振興支援体制の整備事業(テクノアークしまね管理運営事業を含む) | 産業振興課 | 5 | しまね産業振興財団管理費補助金 | 264,678 |
| | | | しまね中小企業未来への挑戦ファンド | 産業振興課 | | | |
| | | | 地場産業振興事業 | 産業振興課 | | | |
| | | | 国際経済交流促進事業 | しまねブランド推進課 | 6 | 境港貿易振興会補助金 | 2,000 |
| | | | | | 7 | 日本貿易振興機構松江貿易情報センター運営費補助金 | 12,884 |
| | | | | | 8 | 公益財団法人しまね産業振興財団国際経済事業費補助金 | 1,278 |
| | | 施策Ⅰ-1-2 | 新産業・新事業の創出 | | | | |
| | | | 先端技術イノベーションプロジェクト | 産業振興課 | | | |
| | | | 先端技術イノベーションプロジェクト推進事業 | 産業振興課 | | | |
| | | | 島根発ヘルスケアビジネス創出支援事業 | 産業振興課 | | | |
| | | | しまね産学官連携促進支援事業 | 産業振興課 | 3-1 | しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金 | (再掲) |
| | | | 起業家育成・支援事業 | 産業振興課 | 9 | ソフトビジネスパーク島根賃貸型オフィス整備事業 | 3,534 |
| | | | 新分野開拓事業者認定制度事業 | 産業振興課 | | | |
| | | 施策Ⅰ-1-3 | ソフト系IT産業の振興 | | | | |
| | | | しまねIT産業振興事業 | 産業振興課 | 僅少 | 新ビジネスモデル構築支援事業補助金 | 5 |
| | | | | | 10 | しまねIT産業人材育成支援事業補助金 | 5,604 |
| | | | | | 11 | IT人材確保促進支援補助金 | 1,965 |
| | | | | | 12 | Ruby World Conference開催準備事業補助金 | 7,808 |
| | | | | | 13 | 島根県Rubybizグランプリ実施支援補助金 | 26,968 |
| | | | | | 14 | 島根県スモウルビー・プログラミング甲子園開催支援補助金 | 19,452 |
| | | | | | 3-1 | しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金 | (再掲) |
| | | | デジタルコンテンツ産業振興事業 | 産業振興課 | 3-1 | しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金 | (再掲) |
| | | 施策Ⅰ-1-4 | 企業立地の推進 | | | | |
| | | | 工業団地の整備及び管理等事務 | 企業立地課 | | | |
| | | | 企業誘致のための各種助成事業 | 企業立地課 | 15 | 企業立地促進助成金 | 2,056,366 |
| | | | | | 16 | ソフト系IT産業航空運賃補助金 | 15,627 |
| | | | | | 17 | IT産業人材確保育成支援補助金 | 10,581 |
| | | | | | 18 | ソフト産業家賃等補助金 | 36,496 |
| | | | | | 19 | 特定通信費補助金 | 4,012 |
| | | | | | 20 | 江の川工業用水道料金補助金 | 15,423 |
| | | | | | 21 | ITしまね開業支援事業費補助金 | 3,518 |
| | | | | | 国補 | 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金 | 375,222 |
| | | | 県営工業団地等の分譲促進事業 | 企業立地課 | | | |
| | | | 企業誘致のためのPR活動事業 | 企業立地課 | | | |
| | | | 企業誘致活動と情報収集事務 | 企業立地課 | | | |
| | | | 企業誘致のフォローアップ事業 | 企業立地課 | | | |
| | | | 企業立地促進法関連事務 | 企業立地課 | | | |
| | | | 企業立地促進資金等融資事務 | 中小企業課 | | | |

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 | 符号 | 補助金事業名 | 金額(千円) |
|------|-------|---------|-----------------------------------|------------|--|--|---|
| | 政策1-2 | 産業振興(2) | 自然が育む資源を活かした産業の振興 | | | | |
| | | 施策1-2-1 | 売れる農林水産品・加工品づくり | | | | |
| | | | 6次産業推進事業 | しまねブランド推進課 | 国補 国補 | 島根型6次産業推進事業費補助金(市町村戦略型) 島根型6次産業推進事業費補助金(事業者連携型) | 33,525 39,568 |
| | | 施策1-2-2 | 県産品の販路開拓・拡大の支援 | | | | |
| | | | しまね食品産業総合支援事業 | しまねブランド推進課 | 3-2 | しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金 | 18,464 |
| | | | 県産品販路拡大事業 | しまねブランド推進課 | | | |
| | | | にほんばし島根館の管理運営事業 | しまねブランド推進課 | | | |
| | | | しまね食品等輸出促進対策事業 | しまねブランド推進課 | | | |
| | | | 物産観光館の管理運営等事業 | しまねブランド推進課 | | | |
| | | | 地産地消推進事業 | しまねブランド推進課 | | | |
| | 政策1-3 | 産業振興(3) | 観光の振興 | | | | |
| | | 施策1-3-1 | 地域資源を活用した観光地づくりの推進 | | | | |
| | | | しまね観光誘客推進事業 | 観光振興課 | 22 23 24 25 | 平成29年度しまね観光誘客推進事業費補助金 石見神楽振興事業費補助金 広域観光商品開発支援事業補助金 島根県観光基盤整備補助金 | 101,822 20,340 12,000 8,850 |
| | | | コンベンション誘致推進事業 | 商工政策課 | 26 | 島根県学会・コンベンション開催支援事業費補助金 | 48,008 |
| | | | 県立観光施設管理運営事業 | 観光振興課 | | | |
| | | | 観光関係調査・計画事業 | 観光振興課 | | | |
| | | | 特定有人国境離島地域滞在型観光推進事業 | 観光振興課 | | | |
| | | 施策1-3-2 | 情報発信等誘客宣伝活動の強化 | | | | |
| | | | “神々”と“ご縁”観光総合対策事業 | 観光振興課 | 22 27 28 29 30 31 22 | 平成28年度しまね観光誘客推進事業費補助金 広域周遊バス運行事業費支援補助金 観光コーディネーター設置事業補助金 島根県観光総合支援事業補助金 島根県貸切バス旅行商品造成支援事業補助金 しまね観光事業者等支援事業費補助金 平成29年度しまね観光誘客推進事業費補助金 | 10,192 6,330 8,714 8,419 3,180 5,000 (再掲) |
| | | | 観光情報発信事業 | 観光振興課 | | | |
| | | | 島根県観光連盟支援事業 | 観光振興課 | 32 | 公益社団法人島根県観光連盟補助金 | 50,881 |
| | | | 県内航空路線利用促進(観光振興)事業 | 観光振興課 | 22 33 22 | 平成28年度しまね観光誘客推進事業費補助金 しまね観光誘客推進事業費補助金(県内航空路線緊急利用促進事業) 平成29年度しまね観光誘客推進事業費補助金 | (再掲) 12,986 (再掲) |
| | | 施策1-3-3 | 外国人観光客誘客の強化 | | | | |
| | | | 外国人観光客誘致対策事業 | 観光振興課 | 34 35 36 37 32 | 外国人観光客誘致事業補助金 島根県外国人観光客送客促進支援補助金 FIMBAワールドリーグ松江2018大会支援事業(観光振興) 外国人観光客誘致対策事業補助金 公益社団法人島根県観光連盟補助金 | 6,556 4,000 8,000 1,688 (再掲) |
| | | | 広域連携誘客推進事業 | 観光振興課 | | | |
| | 政策1-4 | 産業振興(4) | 中小企業・小規模企業の振興 | | | | |
| | | 施策1-4-1 | 経営革新及び経営基盤の強化への支援 | | | | |
| | | | 商工会・商工会議所活動支援事業 | 中小企業課 | 38 | 島根県小規模事業経営支援事業費補助金 | 1,514,710 |
| | | | 中小企業団体中央会活動支援事業 | 中小企業課 | 39 | 島根県中小企業連携組織対策事業費補助金 | 99,379 |
| | | | 中小企業に対する支援体制整備事業(しまね地域産業資源活用支援事業) | 中小企業課 | 38 | 島根県小規模事業経営支援事業費補助金 | (再掲) |
| | | | 中小企業に対する間接融資事務(中小企業制度融資) | 中小企業課 | 40 | 島根県信用保証協会保証料補給金 | 58,731 |
| | | | 中小企業協同組合等に対する直接融資事務(中小企業高度化融資) | 中小企業課 | 僅少 | 小規模企業者等設備貸与資金利子補給金 | 72 |
| | | | 小規模企業者等の設備導入に対する金融事務(設備貸与事業) | 中小企業課 | 僅少 | 島根県単中小企業設備貸与資金利子補給金 | 272 |
| | | | 大規模小売店舗立地法の適切な運用事務 | 中小企業課 | | | |
| | | | 地域商業等支援事業 | 中小企業課 | 41 | 島根県地域商業等支援事業費補助金 | 20,145 |
| | | | 未来へつなぐ工芸品総合振興事業 | しまねブランド推進課 | | | |
| | | 施策1-4-2 | 円滑な事業承継の推進 | | | | |
| | | | 事業承継総合支援事業 | 中小企業課 | 38 | 島根県小規模事業経営支援事業費補助金 | (再掲) |

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 | 符号 | 補助金事業名 | 金額(千円) | | |
|-------|-----------|------------------|------------------------|---------------|----------|-----------------------------------|------------|--|--|
| | 政策Ⅰ-5 | 雇用・定住の促進 | 施策Ⅰ-5-1 雇用・就業の促進と人材の確保 | | | | | | |
| | | | 産業人材確保対策事業 | 雇用政策課 | 僅少 僅少 | 専門人材確保推進事業費補助金 若年未就業者就職促進事業補助金 | 618 624 | | |
| | | | 若年者雇用対策事業 | 雇用政策課 | 42 | 大学生等のIT技能習得促進支援補助金 | 4,214 | | |
| | | | 障がい者の雇用促進・安定事業 | 雇用政策課 | | | | | |
| | | | 高齢者の雇用・就業促進事業 | 雇用政策課 | 43 | 公益社団法人 島根県シルバー人材センター連合会補助金 | 6,600 | | |
| | | | 戦略産業人材確保推進事業 | 雇用政策課 | | | | | |
| | | | 特定有人国境離島地域創業・事業拡大支援事業 | 産業振興課 | | | | | |
| | | | 施策Ⅰ-5-2 人材の育成・定着 | | | | | | |
| | | | 若年者職場定着支援事業 | 雇用政策課 | 国補 | しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金 | 12,367 | | |
| | | | しまねものづくり人材育成促進事業 | 雇用政策課 | 国補 | ものづくり企業人材育成支援補助金 | 3,384 | | |
| | | | 中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業 | 雇用政策課 | 44 | 中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進補助金 | 120,833 | | |
| | | | 在職者の職業訓練事業 | 雇用政策課 | 国補 | 認定職業訓練助成事業費補助金 | 19,445 | | |
| | | | 高等技術校管理運営事業 | 雇用政策課 | | | | | |
| | | | 学卒者等の職業訓練事業 | 雇用政策課 | | | | | |
| | | | 離転職者等の職業訓練事業 | 雇用政策課 | | | | | |
| | | | 技能評価・向上事業 | 雇用政策課 | 国補 | 職業能力開発推進事業費補助金 | 国の確定後、額が確定 | | |
| | | | 労使関係の改善促進事業 | 雇用政策課 | | | | | |
| | | | 雇用環境改善普及啓発事業 | 雇用政策課 | 45 | 島根県労働者福祉協議会事業費補助金 | 3,000 | | |
| | | | 福利厚生増進事業 | 雇用政策課 | | | | | |
| | | | 基本目標Ⅱ | 『安心して暮らせるしまね』 | | | | | |
| | 政策Ⅱ-1 | 安全対策の推進 | 施策Ⅱ-1-6 消費者対策の推進 | | | | | | |
| | | | 計量検定検査事務 | 商工政策課 | | | | | |
| | | | 電気工事等に関する安全確保事務 | 産業振興課 | | | | | |
| | | | 貸金業法に関する事務 | 中小企業課 | | | | | |
| 基本目標Ⅲ | 『心豊かなしまね』 | | | | | | | | |
| | 政策Ⅲ-4 | 自然環境、文化・歴史の保全と活用 | 施策Ⅲ-4-5 環境保全の推進 | | | | | | |
| | | | 資源循環型技術経営支援事業 | 産業振興課 | 46 | 島根県資源循環型技術開発事業費補助金 | 21,999 | | |
| | | | 鉱業振興対策事業 | 産業振興課 | 僅少 | 島根県休廃止鉱山鉱害防止工事費補助金 | 911 | | |
| | | | 環境対策を行う企業に対する間接融資事務 | 中小企業課 | | | | | |

第4 過年度の包括外部監査の結果に対する措置状況

本報告書において選定した事件と関連する過年度の包括外部監査の結果に対する措置状況については、個別の事案ごとに記載している。なお、関連する過年度の包括外部監査の結果としては、平成19年度包括外部監査の結果が該当するが、平成26年度の包括外部監査において措置状況が既に検討されているため、平成26年度の包括外部監査結果において「是正されていない」または「今後の改善の余地あり」とされたものについて、該当する補助金事業を検討する際にコメントを付している。具体的には、次の補助金事業が該当する。

| 第4章における 符 号 | 対象となる補助金名 | 補助金の額 (千円) |
|----------------|--------------------------------|---------------|
| 7 | 独立行政法人日本貿易振興機構松江貿易情報センター運営費補助金 | 12,884 |
| 32 | 公益社団法人島根県観光連盟補助金 | 50,881 |

第3章 外部監査における発見事項の要約

監査上の発見事項の要約は次のとおりであり、「第1 事務執行上の発見事項」と、「第2 KPIの設定とフィードバックに係る発見事項」に区分して記載している。また、発見事項は、下記のとおり属性を区分して記載している。

| 属性区分 | 内 容 |
|--------------------------|---|
| 「指摘事項」 | 違法行為又は不当行為※と認められることから是正・改善を求めるもの。 |
| 「意見」 | 指摘事項には該当しないが、検討を求めるもの。 |
| 「改善提案」 | 「意見」のうち、監査人として上記について提示する改善案。 本監査においては、問題点が発見された場合、意見等が真に意味を持つよう、改善の方向性について県の担当者との議論を徹底し、改善の方向性としてまとめたもの。 |
| 「指摘又は意見を付すべき事項は発見されなかった」 | 指摘事項または意見に該当しないもの。 |

※ 違法行為又は不当行為

〈違法行為〉

- 法令、条例、規則、要綱等（以下「法令等」という。）に形式的な違反がある場合
- 法令等に実質的な違反がある場合
 - ✓ 裁量権の逸脱あるいは濫用
 - ✓ 行為の程度が法令等の予定している程度を超えている場合で、客観的にみて社会通念上、著しく適切を欠いた場合

〈不当行為〉

- 法定等の形式的な違反はなく、実質的にも違反とはいえないが、次のような場合
 - ✓ 行為の目的が、その法令等の予定するものとは別のものである
 - ✓ 法令等の運用の仕方が不十分である、あるいは不適切である
 - ✓ 社会通念上、適切でない

第1 事務執行上の発見事項

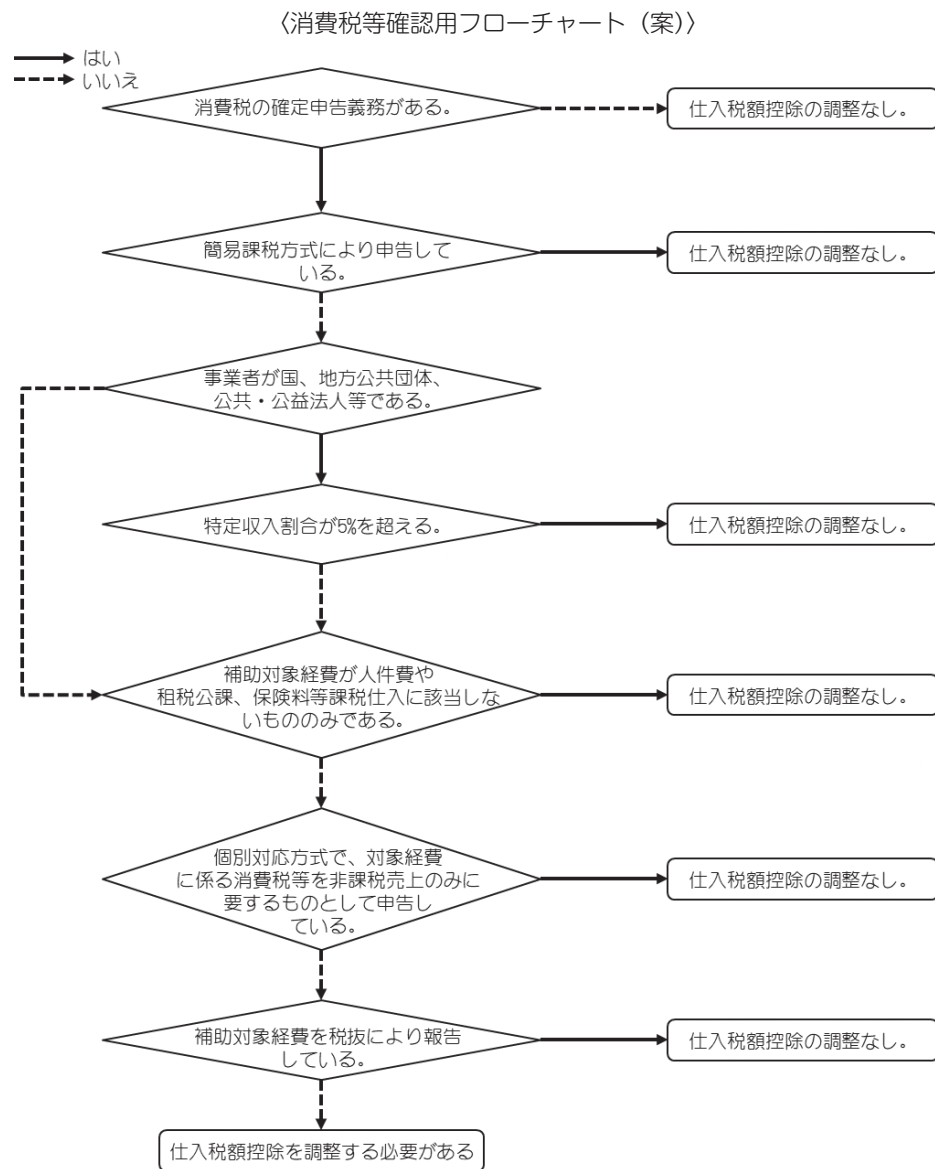
1. 補助金事務全体に対する事項

| 属性区分 | 問題点の内容 |
|------|---|
| 意見① | <p>県は、補助金事業完了時点において、島根県会計規則第70条の5に則って検査を実施し、検査員が作成した検査調書の原本を保管している。検査調書には検査の結果のみが記載されており、具体的な手続やチェックの証跡等が記された資料等、検査の結論に至る経緯や根拠等を示す資料が保管されていないものが多く、本監査において、検査調書の合理性について確認できないことがあった。当該検査員が検査を行った際の資料の保管は県の規則上義務化されていないため法令違反ではないが、次の点について実務上の弊害があると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自らの監査結果の証跡を一定期間保管しない場合、所属上長や関係機関、内外の監査の局面等において対応ができない。 ● 検査資料の保存は、次年度以降の検査担当者の参考ともなるべきところ、当該資料がないと検査担当者の手続が共通化・標準化されず、ノウハウの継承にも支障が生じ、属人的になってしまう。 <p>本監査において、要徴求書類の不備や形式的な要綱違反などが複数発見されていることから、検査の実効性が問われることになる。また、事務執行上の効率性から、検査担当者として事務執行担当者が同一人物であることも多く、この点も上記の一因となっている可能性がある。</p> <p>一方、一部には検査の手続書やチェックリスト等を具備し、毎年度担当者が引き継いで検査を行っているケースもあり、手続が統一されていない印象を受けた。</p> <p>このため、実際の検査の運用については、上記を踏まえた必要最低限の手続を全補助金で共通化し、調書を少なくとも1年間は保管する等の実務上の措置を検討されたい。</p> |

意見②

補助金交付要綱に「補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書により速やかに知事に報告しなければならない。」とされている場合があるが、関係資料を査閲したところ、県は当該報告書の徴求を行っていないことがある。この点、県は「補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合」に該当していない場合には提出は不要とする運用を行っているため徴求をしていないとのことであるが、特に交付先が消費税の課税事業者である場合には当該補助金が実質的に補助対象経費を超えて支給されることにもなりかねないため、より厳格に管理すべきである。

例えば、全事業者に下記のようなフローチャートの提出をさせて簡便的に確認し、該当する場合に「消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書」の提出を義務付ける等の手続の導入を検討されたい。



参考：「補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除額（返還額）の報告事務について（平成28年7月版）」岡山県健康福祉部

2. 施策 I-1-1 企業の競争力強化

| 符号 | 補助金の名称 | 属性区分 | 問題点の概要 |
|----|--------------------|------|---|
| 1 | 石州瓦利用促進事業補助金 | 指摘事項 | 補助金交付要綱の目的が「島根県の地域資源である石州瓦を使用した建築物の新築・購入、リフォームを促進」することとされており、目的に公益性が認められない。 |
| 2 | 島根県石州瓦市場創出支援事業費補助金 | 指摘事項 | 補助金交付要綱第5条の見出しに「(補助率)」とあるにも拘らず、本文に補助率に関する記載がない。 |

3. 施策 I-1-3 ソフト系IT産業の振興

| 符号 | 補助金の名称 | 属性区分 | 問題点の内容 |
|----|--------------------------------|------|---|
| 10 | しまねIT産業人材育成支援事業補助金 | 指摘事項 | 補助金交付要綱の目的が、「IT人材育成講座を開催すること」とされており、目的に公益性が認められない。 |
| 12 | Ruby World Conference開催準備事業補助金 | 指摘事項 | 補助金交付要綱の目的が「Ruby World Conferenceの成功に寄与すること」とされており、目的に公益性が認められない。 |
| 13 | 島根県Ruby bizグランプリ実施支援補助金 | 指摘事項 | 補助金交付要綱の目的が「Rubyでのビジネスチャンスの拡大に寄与すること」とされており、ビジネスチャンスの拡大が公益性とどう繋がるか、要綱上で明確にされていない。 |
| 14 | 島根県スモウルビー・プログラミング甲子園開催支援補助金 | 指摘事項 | 補助金交付要綱の目的が「スモウルビー・プログラミング甲子園の成功に寄与すること」とされており、スモウルビー・プログラミング甲子園の成功が公益性とどう繋がるか、要綱上で明確にされていない。 |

4. 施策 I-1-4 企業立地の推進

| 符号 | 補助金の名称 | 属性区分 | 問題点の内容 |
|----|-------------------------|-------|---|
| 16 | 島根県ソフト系IT産業航空運賃補助金 | 指摘事項 | 当該補助金の交付要件を形式的に満たしていないものがあつた。 |
| 17 | 島根県ソフト系IT産業人材確保・育成支援補助金 | 指摘事項① | 補助対象経費とされているものに、補助金交付要綱上補助対象経費として限定列挙されていないものが含まれていた。 |
| | | 指摘事項② | 一部の補助金に、要綱に定められた交付要件を満たしていないものが含まれていた。 |
| 20 | 江の川工業用水道料金補助金 | 指摘事項 | 補助金交付要綱において徴求が求められている書類が、徴求されていないものがあつた。 |

5. 施策 I-3-1 地域資源を活用した観光地づくりの推進

| 符号 | 補助金の名称 | 属性区分 | 問題点の内容 |
|----|------------------|------|--|
| 23 | 石見神楽振興事業費補助金 | 指摘事項 | 補助金交付要綱上、補助対象経費が「補助対象事業を実施するために必要な経費であつて知事が必要かつ適当と認めるもの」と定義されているのみであり、具体的にどのような経費が補助対象となるのかが明確に定義されていない。 |
| | | 意見 | 本補助金は「石見神楽の振興」を主目的としており、その目的を達成するための取り組みに対して補助金を交付している。一方で、県は「しまね観光誘客推進事業費補助金（本報告書における符号22、33）」のなかでも石見神楽関連の補助金を支出しており（相手先も同じ石見観光振興協議会）、補助金の対象経費について具体的な明示がないため、混乱が生じる可能性がある。双方の役割を明確に区分されたい。 |
| 24 | 広域観光商品開発支援事業費補助金 | 指摘事項 | 補助金交付要綱上の目的が「地域における魅力ある観光地、観光商品の創出を促す」することとされているが、このことがどのように本県の公益上の便益と関連するのかが明確にされていない。 |
| 25 | 島根県観光基盤整備補助金 | 指摘事項 | 補助金交付要綱上の目的が「観光客の受入体制の整備を促進する」こととされているが、このことがどのように本県の公益上の便益と関連するのかが明確にされていない。 |

6. 施策 I - 3 - 2 情報発信等誘客宣伝活動の強化

| 符号 | 補助金の名称 | 属性区分 | 問題点の内容 |
|----|-------------------------------------|-------|--|
| 27 | 広域周遊バス運行事業費支援補助金 | 指摘事項 | 補助金交付要綱上の目的が本県の公共交通の不便さを補完し「神話スポット」や「出雲大社」から観光地への周遊を促進することとされているが、「観光地への周遊」がどのように県民全体の利益につながるかが明確になっていない。 |
| 29 | 島根県観光総合支援事業補助金 | 指摘事項 | 補助金交付要綱上の目的が「民間主体の観光地づくりを促進」することとされているが、「民間主体の観光地づくり」がどのような公益上の目的に資するのか明確になっていない。 |
| | | 意見 | 本補助金はメニューが多様であり、内容も類似するものが多いため、各補助金申請分がどの対象事業に該当するのか判断するのが困難である。どの事業に該当するのかにより対象経費・補助率・補助限度額が異なるため、補助金交付要綱の内容を整理し、判別しやすくする必要がある。 |
| 30 | 島根県貸切バス旅行商品造成支援事業補助金 | 指摘事項① | 補助金交付要綱に定められた提出期限後に交付申請書兼実績報告書の提出を受けているものが2件発見された。 |
| | | 指摘事項② | 補助金交付要綱において徴求が求められている書類が、徴求されていないものがあった。 |
| | | 指摘事項③ | 補助金交付要綱上の一部の条文見出しが適切に定義されていない。 |
| | | 指摘事項④ | 補助金交付要綱上の目的が「観光客の周遊拡大」とされているが、「観光客の周遊拡大」がどのような公益上の便益と関連するのか明確にされていない。 |
| 31 | しまね観光事業者等支援事業費補助金 | 指摘事項① | 補助対象経費として処理されているものの一部に、補助対象経費とするのが適切ではないものが含まれていた。 |
| | | 指摘事項② | 補助対象経費とされているものに、補助金交付要綱上補助対象経費として限定列挙されていないものが含まれていた。 |
| | | 指摘事項③ | 徴求、保管されていた請求書の中に、誤って平成28年度分のもので綴じ込まれており、これに基づいて支出負担行為が為されていた。 |
| | | 指摘事項④ | 本補助金の目的は、「民間主体の観光地づくりを促進する」とされているが、「民間主体の観光地づくりを促進する」ことがどのような公益上の便益と関連するのか明確にされていない。 |
| 33 | しまね観光誘客推進事業費補助金 (県内航空路線緊急利用促進事業) | 指摘事項 | 本補助金事業は「県内航空路線の利用を促進する」ことにより、「県内観光産業の振興を図る」ことが本来の目的と考えられる。一方、当該本来の目的が当補助金交付要綱において一切触れられていない。 |

7. 施策 I - 3 - 3 外国人観光客誘客の強化

| 符号 | 補助金の名称 | 属性区分 | 問題点の内容 |
|----|---------------|------|---|
| 34 | 外国人観光客誘致事業補助金 | 指摘事項 | 補助金交付要綱上の目的が「外国人観光客誘致を積極的に行う観光事業者・団体の参入を促すとともに、外国人観光客誘致のための基盤整備づくりを促進すること」とされているが、当該目的がどのような公益上の便益と関連するのか明確にされていない。 |

8. 施策 I - 5 - 1 雇用・就業の促進と人材の確保

| 符号 | 補助金の名称 | 属性区分 | 問題点の内容 |
|----|---------------------|------|---|
| 43 | 島根県シルバー人材センター連合会補助金 | 指摘事項 | 補助金交付要綱上の目的が「シルバー人材センター事業の一層の発展を図る」こととされているが、このことがどのように本県の公益上の便益と関連するのか明確にされていない。 |

9. 施策 I-5-2 人材の育成・定着

| 符号 | 補助金の名称 | 属性区分 | 問題点の内容 |
|----|------------------------|-----------|--|
| 44 | 中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進補助金 | 指摘事項 ① | 実績報告書において「その他事務費」とされているものについて、具体的な支出内容を確認せずに補助対象経費として処理している。 |
| | | 指摘事項 ② | 補助対象者の一部からの実績報告において、「管理費」として「人件費＋事務費の10%」が補助対象経費として計上されている。「管理費」は、要綱上の補助対象経費のいずれにも該当せず、また、人件費＋事務費の10%が概算額として補助対象経費に該当するという記載もない。 |
| | | 意見 | 補助金交付要綱上の交付対象先は「島根県商工会連合会及び県内各商工会議所に」とされているが、実際は島根県商工会連合会と松江商工会議所のみが支給先となり、松江商工会議所からその他の各商工会議所に補助金が交付されているため、要綱と実態が合っていない。 |
| 45 | 島根県労働者福祉協議会事業費補助金 | 指摘事項 | 補助金交付要綱上の目的が「労働者の自主的な福祉活動の増進を図る」とこととされているが、このことがどのように本県の公益上の便益と関連するのかが明確にされていない。 |

第2 KPIの設定及びそのフィードバックにおける発見事項

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 担当課 | 符号 | 補助金事業名 | 金額(千円) | KPIの設定とフィードバック | | | | | | 監査の結果(現状に対する監査人の意見) | KPIに対する改善提案の有無(監査人の意見) |
|-------|-----------|---------------------------|--------------------|---------------------------------|-----------|--------|----------------|--------|--------|--------|--------|------------------------------------|---------------------|------------------------|
| | | | | | | | Step ① | Step ② | Step ③ | Step ④ | Step ⑤ | Step ⑥ | | |
| 基本目標Ⅰ | 『活力あるしまね』 | | | | | | | | | | | | | |
| | 政策Ⅰ-1 | 産業振興(1) ものづくり・IT産業の振興 | | | | | | | | | | | | |
| | | 施策Ⅰ-1-1 | 企業の競争力強化 | | | | | | | | | | | |
| | | 産業振興課 | 1 | 石州瓦利用促進事業補助金 | 20,253 | - | - | - | - | - | - | 要綱上、「補助金の目的」の設定に改善の余地がある。 | KPIに対する提案あり。 | |
| | | 産業振興課 | 2 | 島根県石州瓦市場創出支援事業費補助金 | 19,358 | ○ | - | - | - | - | - | 補助金事業に対するKPIがない。 | KPIに対する提案あり。 | |
| | | 産業振興課 | 3-1 | しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金 | 382,216 | ○ | / | / | / | / | / | 事業が多岐に亘るため個別に検討。 | KPIに対する提案あり。 | |
| | | 産業振興課 | 4 | 知的財産活用啓発事業費補助金 | 2,836 | ○ | - | - | - | - | - | 実施する事業内容そのものがKPIとされているため改善の余地がある。 | KPIに対する提案あり。 | |
| | | 産業振興課 | 5 | しまね産業振興財団管理費補助金 | 264,678 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | | しまねアライメント推進課 | 6 | 境港貿易振興会補助金 | 2,000 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | KPIに対する目標値の設定がない。 | | |
| | | しまねアライメント推進課 | 7 | 日本貿易振興機構松江貿易情報センター運営費補助金 | 12,884 | ○ | ○ | ○ | / | / | / | | | |
| | | しまねアライメント推進課 | 8 | 公益財団法人しまね産業振興財団国際経済事業費補助金 | 1,278 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | / | | KPIに対する提案あり。 | |
| | | 施策Ⅰ-1-2 | 新産業・新事業の創出 | | | | | | | | | | | |
| | | 産業振興課 | 9 | ソフトビジネスパーク島根賃貸型オフィス整備事業 | 3,534 | ○ | - | - | / | / | / | 補助金事業に対するKPIがない。 | | |
| | | 施策Ⅰ-1-3 | ソフト系IT産業の振興 | | | | | | | | | | | |
| | | 産業振興課 | 10 | しまねIT産業人材育成支援事業補助金 | 5,604 | - | - | - | - | - | / | 要綱上、「補助金の目的」の設定に改善の余地がある。 | KPIに対する提案あり。 | |
| | | 産業振興課 | 11 | IT人材確保促進支援補助金 | 1,965 | ○ | ○ | ○ | - | - | - | KPIに対する目標値の設定がない。 | KPIに対する提案あり。 | |
| | | 産業振興課 | 12 | Ruby World Conference開催準備事業補助金 | 7,808 | - | - | - | - | - | / | 要綱上、「補助金の目的」の設定に改善の余地がある。 | KPIに対する提案あり。 | |
| | | 産業振興課 | 13 | 島根県Rubybizグランプリ実施支援補助金 | 26,968 | - | - | - | - | - | / | 要綱上、「補助金の目的」の設定に改善の余地がある。 | KPIに対する提案あり。 | |
| | | 産業振興課 | 14 | 島根県スモウルビー・プログラミング甲子園開催支援補助金 | 19,452 | - | - | - | - | - | / | 要綱上、「補助金の目的」の設定に改善の余地がある。 | KPIに対する提案あり。 | |
| | | 施策Ⅰ-1-4 | 企業立地の推進 | | | | | | | | | | | |
| | | 企業立地課 | 15 | 企業立地促進助成金 | 2,056,366 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 金額的な視点によるKPI設定の余地がある。 | KPIに対する提案あり。 | |
| | | 企業立地課 | 16 | ソフト系IT産業航空運賃補助金 | 15,627 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 金額的な視点によるKPI設定の余地がある。 | KPIに対する提案あり。 | |
| | | 企業立地課 | 17 | IT産業人材確保育成支援補助金 | 10,581 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 金額的な視点によるKPI設定の余地がある。 | KPIに対する提案あり。 | |
| | | 企業立地課 | 18 | ソフト産業家賃等補助金 | 36,496 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 金額的な視点によるKPI設定の余地がある。 | KPIに対する提案あり。 | |
| | | 企業立地課 | 19 | 特定通信費補助金 | 4,012 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 金額的な視点によるKPI設定の余地がある。 | KPIに対する提案あり。 | |
| | | 企業立地課 | 20 | 江の川工業用水道料金補助金 | 15,423 | ○ | ○ | ○ | - | - | / | KPIに対する目標値の設定がない。 | | |
| | | 企業立地課 | 21 | ITしまね開業支援事業費補助金 | 3,518 | ○ | - | - | - | - | - | 設定されたKPIが、本補助金単体のKPIとしては適切とはいえない。 | KPIに対する提案あり。 | |
| | 政策Ⅰ-2 | 産業振興(2) 自然が育む資源を活かした産業の振興 | | | | | | | | | | | | |
| | | 施策Ⅰ-2-2 | 県産品の販路開拓・拡大の支援 | | | | | | | | | | | |
| | | しまねアライメント推進課 | 3-2 | しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金 | 18,464 | ○ | - | - | - | - | - | KPIと要綱上の目的との関連性が不明であり、改善の余地がある。 | KPIに対する提案あり。 | |
| | 政策Ⅰ-3 | 産業振興(3) 観光の振興 | | | | | | | | | | | | |
| | | 施策Ⅰ-3-1 | 地域資源を活用した観光地づくりの推進 | | | | | | | | | | | |
| | | 観光振興課 | 22 | 平成29年度しまね観光誘客推進事業費補助金 | 101,822 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | / | | | |
| | | 観光振興課 | 23 | 石見神楽振興事業費補助金 | 20,340 | ○ | ○ | ○ | - | - | / | KPIに対する目標値の設定がない。 | KPIに対する提案あり。 | |
| | | 観光振興課 | 24 | 広域観光商品開発支援事業補助金 | 12,000 | ○ | - | - | - | - | - | 補助金事業内の一部の事業についてKPIがなく、改善の余地がある。 | KPIに対する提案あり。 | |
| | | 観光振興課 | 25 | 島根県観光基盤整備補助金 | 8,850 | - | - | - | - | - | - | 要綱上、「補助金の目的」の設定に改善の余地がある。 | KPIに対する提案あり。 | |
| | | 商工政策課 | 26 | 島根県学会・コンベンション開催支援事業費補助金 | 48,008 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 金額的な視点による現状把握が為されているが、KPIとはされていない。 | KPIに対する提案あり。 | |
| | | 施策Ⅰ-3-2 | 情報発信等誘客宣伝活動の強化 | | | | | | | | | | | |
| | | 観光振興課 | 22 | 平成28年度しまね観光誘客推進事業費補助金 | 10,192 | / | / | / | / | / | / | 平成29年分と一体評価。 | | |
| | | 観光振興課 | 27 | 広域周遊バス運行事業費支援補助金 | 6,330 | - | - | - | - | - | - | 要綱上、「補助金の目的」の設定に改善の余地がある。 | KPIに対する提案あり。 | |
| | | 観光振興課 | 28 | 観光コーディネーター設置事業補助金 | 8,714 | ○ | - | - | - | - | / | 設定されたKPIが、本補助金単体のKPIとしては適切とはいえない。 | KPIに対する提案あり。 | |
| | | 観光振興課 | 29 | 島根県観光総合支援事業補助金 | 8,419 | - | - | - | - | - | - | 要綱上、「補助金の目的」の設定に改善の余地がある。 | KPIに対する提案あり。 | |
| | | 観光振興課 | 30 | 島根県貸切バス旅行商品造成支援事業補助金 | 3,180 | - | - | - | - | - | - | 要綱上、「補助金の目的」の設定に改善の余地がある。 | KPIに対する提案あり。 | |
| | | 観光振興課 | 31 | しまね観光事業者等支援事業費補助金 | 5,000 | - | - | - | - | - | - | 要綱上、「補助金の目的」の設定に改善の余地がある。 | KPIに対する提案あり。 | |
| | | 観光振興課 | 32 | 公益社団法人島根県観光連盟補助金 | 50,881 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 金額的な視点による現状把握が為されているが、KPIとはされていない。 | | |
| | | 観光振興課 | 33 | しまね観光誘客推進事業費補助金(県内航空路線緊急利用促進事業) | 12,986 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | / | | | |
| | | 施策Ⅰ-3-3 | 外国人観光客誘客の強化 | | | | | | | | | | | |
| | | 観光振興課 | 34 | 外国人観光客誘致事業補助金 | 6,556 | - | - | - | - | - | / | 要綱上、「補助金の目的」の設定に改善の余地がある。 | KPIに対する提案あり。 | |
| | | 観光振興課 | 35 | 島根県外国人観光客送客促進支援補助金 | 4,000 | ○ | - | - | - | - | / | 設定されたKPIが、本補助金単体のKPIとしては適切とはいえない。 | KPIに対する提案あり。 | |
| | | 観光振興課 | 36 | FIMBAワールドリーグ松江2018大会支援事業(観光振興) | 8,000 | ○ | ○ | / | / | / | / | | | |
| | | 観光振興課 | 37 | 外国人観光客誘致対策事業補助金 | 1,688 | ○ | - | - | - | - | - | 設定されたKPIが、本補助金単体のKPIとしては適切とはいえない。 | KPIに対する提案あり。 | |
| | 政策Ⅰ-4 | 産業振興(4) 中小企業・小規模企業の振興 | | | | | | | | | | | | |
| | | 施策Ⅰ-4-1 | 経営革新及び経営基盤の強化への支援 | | | | | | | | | | | |
| | | 中小企業課 | 38 | 島根県小規模事業経営支援事業費補助金 | 1,514,710 | ○ | ○ | ○ | / | / | / | | | |
| | | 中小企業課 | 39 | 島根県中小企業連携組織対策事業費補助金 | 99,379 | ○ | ○ | ○ | / | / | / | | | |
| | | 中小企業課 | 40 | 島根県信用保証協会保証料補助金 | 58,731 | ○ | / | / | / | / | / | | | |
| | | 中小企業課 | 41 | 島根県地域商業等支援事業費補助金 | 20,145 | ○ | - | - | - | - | - | 実施する事業内容そのものがKPIとされているため改善の余地がある。 | KPIに対する提案あり。 | |
| | 政策Ⅰ-5 | 雇用・定住の促進 | | | | | | | | | | | | |
| | | 施策Ⅰ-5-1 | 雇用・就業の促進と人材の確保 | | | | | | | | | | | |
| | | 雇用政策課 | 42 | 大学生等のIT技能習得促進支援補助金 | 4,214 | ○ | ○ | ○ | ○ | - | / | モニタリングは行われているが、課題の把握、検討等がない。 | | |
| | | 雇用政策課 | 43 | 公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会補助金 | 6,600 | - | - | - | - | - | - | 要綱上、「補助金の目的」の設定に改善の余地がある。 | KPIに対する提案あり。 | |
| | | 施策Ⅰ-5-2 | 人材の育成・定着 | | | | | | | | | | | |
| | | 雇用政策課 | 44 | 中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進補助金 | 120,833 | ○ | - | - | - | - | / | 実施する事業内容そのものがKPIとされているため改善の余地がある。 | KPIに対する提案あり。 | |
| | | 雇用政策課 | 45 | 島根県労働者福祉協議会事業費補助金 | 3,000 | - | - | - | - | - | / | 要綱上、「補助金の目的」の設定に改善の余地がある。 | KPIに対する提案あり。 | |
| 基本目標Ⅲ | 『心豊かなしまね』 | | | | | | | | | | | | | |
| | 政策Ⅲ-4 | 自然環境、文化・歴史の保全と活用 | | | | | | | | | | | | |
| | | 施策Ⅲ-4-5 | 環境保全の推進 | | | | | | | | | | | |
| | | 産業振興課 | 46 | 島根県資源循環型技術開発事業費補助金 | 21,999 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | / | | | |

第4章 外部監査の結果及び意見

1. 石州瓦利用促進事業補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|-------|-----------|------------|-----------------|-------|
| 基本目標Ⅰ | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策Ⅰ | －1 産業振興（1） | ものづくり・IT産業の振興 | |
| | | 施策Ⅰ | －1－1 企業の競争力強化 | |
| | | | 石州瓦産業経営基盤強化支援事業 | 産業振興課 |

1. 概要

(1) 目的

島根県の地域資源である石州瓦を使用した建築物の新築・購入、リフォームを促進。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

石州瓦利用促進事業補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助対象者

石州瓦工業組合（以下、「組合」という。）

イ. 対象事業・補助金額

| 補助対象事業 | 補助金額 |
|--|--|
| 県内の建築物について、石州瓦を使用した住宅・子育て支援施設の新築・購入、リフォームを行う子育て世帯の施主又は地域の子育て支援団体に対して組合が補助を行う事業 | 石州瓦使用面積1㎡当たり480円とし、1戸当たり7万円を上限とする。 ただし、リフォームについては、1戸当たり5万円を上限とする。 |

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

（単位：千円）

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|--------------|--------|--------|--------|
| 石州瓦利用促進事業補助金 | 24,995 | 21,323 | 20,253 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

| 属性区分 | 問題点の内容 |
|------|--|
| 指摘事項 | 上記要綱上の目的は「島根県の地域資源である石州瓦を使用した建築物の新築・購入、リフォームを促進」することとされており、当該目的には公益性が認められない。この点を県の担当者に確認したところ、本補助金の目的は「地場産業の振興に加え、島根の子供たちが、石州瓦をはじめとする地場産品に囲まれた住環境で育まれることにより、地場産業に愛着を持ち、関心を高めること」とのことであった。要綱上の目的と県の担当者の目的に対する見解が異なっており、については交付要綱上の目的を公益性が認められる内容の目的に修正すべきである。 |

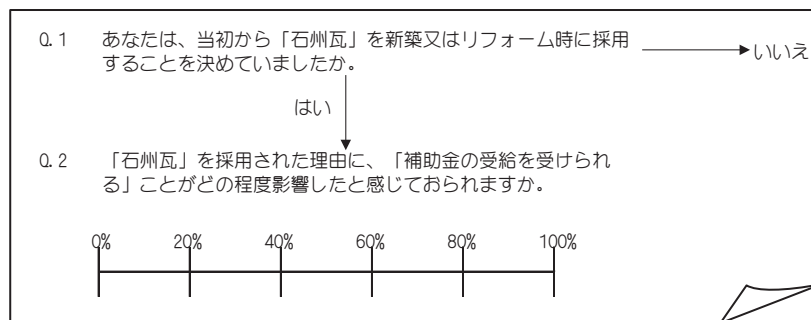
(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|------|-----------------------------|---|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的の公益性については上記指摘事項のとおり。 交付対象が石州瓦に特定されている点については、島根県が地域資源を活かした産業の振興のために石州瓦地場産業を支援することとされた合理的な経緯があり（※1）、また交付が組合に限定されている点については、同団体が石州瓦の利用促進に必要なノウハウを保持している事業者団体であることから、合理的であると判断した。 | — |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | 「県内で石州瓦を屋根材として使用する施主への助成件数」をKPIとして設定しているが、当該件数は事業の実施結果そのものであり、KPIとして合理的ではない（※2）。 | — |
| 3 | 効果(実績値)の計数化と測定値の合理性 | 助成件数の実績値を計数として把握しているが、KPIに合理性がない（※2）。 | — |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | 目標値の設定はない（※2）。 | — |
| 5 | ギャップ分析と フィードバック | 目標値の設定がないためギャップ分析等は行っていない。 | — |
| 6 | KPIの比較可能性 (金額的な視点等) | 県が採用しているKPIでも効果の測定は可能であるが、金額的な視点によるKPIの採用も可能と考えられる。 | — |

※1：島根県の産業振興を戦略的に推進し、県内産業の活性化を図るため、平成19年5月にしまね産業活性化戦略会議が設置された。同会議の委員は知事が委嘱した民間企業活動の第一線で活躍している経営者や学識経験者等により構成されており、3回の会議開催の後、「しまね産業活性化戦略（第1次とりまとめ）」が同11月に公表され、島根県の産業振興の方向性を示すものとして権威づけられている。この「しまね産業活性化戦略（第1次とりまとめ）」において、「県内企業の特徴ある技術・材料を活かした新たな取組みへの支援」は県内中小企業の振興の柱の一つとして位置付けられており、「本県で少ない域外市場で戦える企業群として、厳しい産地間競争や市場の変化に対応できる商品開発など経営戦略の構築を支援する」との方向性が打ち出され、現在も継続されている。

※2：県は、本補助金事業のKPIとして「県内で石州瓦を屋根材として使用する施主への助成件数」を採用しているが、助成件数は事業の実施結果そのものであり、原則として当該事業のKPIとはならない。この点、例えば、補助金の利用者にアンケートを実施し、KPIの設定とすることが考えられる。

アンケート（案）



また、当該アンケート結果から「本補助金の有無」が石州瓦採用の決め手になったことによる販売数量を合理的な換算後の枚数（枚換算枚数）に置き換えることにより、基準となる単価を乗じて、金額的な評価も可能となる。当該基準によるKPIの設定可否について検討されたい。

2. 島根県石州瓦市場創出支援事業費補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|------|-----------|-----|-----------------------|-------|
| 基本目標 | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策 | 1-1 | 産業振興(1) ものづくり・IT産業の振興 | |
| | | 施策 | 1-1-1 企業の競争力強化 | |
| | | | 石州瓦産業経営基盤強化支援事業 | 産業振興課 |

1. 概要

(1) 目的

この補助金は、石州瓦工業組合が策定する中期計画に基づいて、補助事業者が行う市場創出等に要する経費を補助することにより、当該産業の創意及び工夫ある向上発展を図り、もって地域経済の健全な発展に資することを目的とする。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）
島根県石州瓦市場創出支援事業費補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助対象者

石州瓦工業組合（以下、「組合」という。）

イ. 対象事業・補助金額

この補助金は、補助対象者が行う別記に掲げる市場創出支援事業に必要な経費であって、別表「補助対象経費」に掲げるもののうち、知事が必要かつ相当と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。

【別記】

市場創出支援事業

1 販路開拓事業

- ・重点地域を中心とした販路開拓支援
- ・重点地域におけるネットワークの構築・強化
- ・石州瓦の性能・魅力の浸透

2 商品開発事業

- ・市場ニーズに対応した商品の開発、既存商品の改良

3 人材育成事業

- ・セミナー・勉強会等の開催

4 中期計画進捗支援・管理事業

- ・中期計画の進捗支援、進捗管理を行う体制の整備

【別表】

補助対象経費

| 経費区分 | 内容 |
|------|---|
| 謝金 | 専門家謝金 |
| 旅費 | 専門家旅費、職員旅費 |
| 庁費 | 会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、消耗品費、雑役務費、原稿料、資料作成費、人件費、原材料費、構築物費、機械装置費、工具器具費、外注加工費、技術導入費 |
| 委託費 | 市場創出支援事業の一部を委託する経費 |
| 補助金 | 市場創出支援事業に基づく補助金 |

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|--------------------|--------|--------|--------|
| 島根県石州瓦市場創出支援事業費補助金 | 23,519 | 19,647 | 19,358 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

| 属性区分 | 問題点の内容 |
|------|--|
| 指摘事項 | 上記要綱第5条の見出しに「(補助率)」とあるにも拘らず、本文に補助率に関する記載がない。 |

(2) KPIの設定及びフィードバック (意見・改善提案)

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|------|-----------------------------|---|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的は合理的に特定されており、公益性に問題はない。 交付対象が石州瓦に特定されている点については、島根県が地域資源を活かした産業の振興のために石州瓦地場産業を支援することとされた合理的な経緯があり(※1) また交付が組合に限定されている点については、組合が石州瓦の利用促進に必要なノウハウを保持している事業者団体であることから、合理的であると判断した。 | ○ |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | KPIは設定されていない(※2)。 | — |
| 3 | 効果(実績値)の計数化と測定値の合理性 | KPIの設定がないため実績値の把握はない(※2)。 | — |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | KPIの設定がないため目標値の設定はない(※2)。 | — |
| 5 | ギャップ分析とフィードバック | KPIの設定がないため、ギャップ分析等は行っていない。 | — |
| 6 | KPIの比較可能性(金額的な視点等) | 金額的な視点によるKPIの採用は困難と考えた(※2)。 | △ |

※1：島根県の産業振興を戦略的に推進し、県内産業の活性化を図るため、平成19年5月にしまね産業活性化戦略会議が設置された。同会議の委員は知事が委嘱した民間企業活動の第一線で活躍している経営者や学識経験者等により構成されており、3回の会議開催の後、「しまね産業活性化戦略(第1次とりまとめ)」が同11月に公表され、島根県の産業振興の方向性を示すものとして権威づけられている。この「しまね産業活性化戦略(第1次とりまとめ)」において、「県内企業の特徴ある技術・材料を活かした新たな取組みへの支援」は県内中小企業の振興の柱の一つとして位置付けられており、「本県で少ない域外市場で戦える企業群として、厳しい産地間競争や市場の変化に対応できる商品開発など経営戦略の構築を支援する」との方向性が打ち出され、現在も継続されている。

※2：本補助金事業は、「石州瓦は地場産業として地域に定着した歴史ある産業であり有力な雇用の場である」として継続されている経緯がある。製造業であるため補助金の効果の裾野が広い業種であるとはいえ、産地間競争の激化や顧客嗜好の変化により厳しい経営環境が続いており、県内産地における売上高の減少傾向に歯止めがかかっているとはいえない。県内地場産業の支援は重要であるものの、一方で補助金事業の公益性、合理性も重要であり、その効果の測定と当該事業の有効性に対する説明は必要不可欠である。このような状況のなか、県は、本補助金事業が伴走型の支援事業であるとの認識から、評価尺度の設定は行っていない。補助事業者である組合とは継続して情報交換を行っており、毎月の売上高、出荷枚数等の売上指標の報告は受けているとのことであるが、売上高が減少している状況において、本補助金の効果により「どの程度減少傾向に歯止めがかかっているのか」、県も判断に苦慮している状況が窺えた。以下、上記1(2)②イに別記された事業ごとに定量的な評価方法について検討する。

(イ) 販路開拓事業

本事業を含む販売促進の取組の結果として、「出荷枚数」や「販路開拓件数」等の把握は可能であるとのことであり、KPIとすることは可能である。また、合理的な換算後の枚数に置き換えることにより、基準となる単価を乗じて、金額的な評価も可能となる。また、販路開拓事業の中には展示会等もあり、来場者数やアンケートによる評点化などがKPIとして考えられる。この点、県は展示する商品群に変化がないことも多く、当該アンケートの回収量も限定的であることから、分析自体に意味があるのか懸念が生じるとのことであった。県の懸念は理解できるが、それほど閉塞的な状況であるなら、当該取り組み自体の根本的な意義に疑念が生じてしまうため、何らかの対応が求められる。

(ロ) 商品開発事業

商品開発・改良件数が把握可能とのことであり、KPIになると考えられる。商品開発に係る取組は、収益実現までのリードタイムが長いとため、金額的な視点によるKPI化は難しい。

(ハ) 人材育成事業

当該事業は組合員が参加するセミナー・勉強会等の開催事業であることから、アンケート等による「参加者の満足度」をKPIとすることができる。このセミナー等により新たな営業方法を実践してみたくなったとの声もあり、セミナーの内容等が自らの営業テクニックや生産技術等を改善・模索するきっかけとして有効であったか否か、評価してフィードバックすることを検討されたい。

(ニ) 中期計画進捗・管理事業

当該事業は中期計画進捗支援、進捗管理を行う体制の整備であり、補助対象経費は組合運営に係る人件費等が主体である。定量的な評価尺度の設定自体が困難な取組みであるため、定性的な評価を行う。

3-1. しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金（産業振興課）

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|-------|-----------|----------------------|---------------------------|-------|
| 基本目標Ⅰ | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策Ⅰ-1 | 産業振興（1）ものづくり・IT産業の振興 | | |
| | | 施策Ⅰ-1-1 | 企業の競争力強化 | |
| | | | しまねのものづくり高度化支援事業 | 産業振興課 |
| | | | 技術革新支援総合助成事業 | 産業振興課 |
| | | | 戦略的取引先確保推進事業（市場開拓支援事業を含む） | 産業振興課 |
| | | | 特殊鋼産業クラスター高度化推進事業 | 産業振興課 |
| | | | しまね海外ビジネス展開支援事業 | 産業振興課 |
| | | | 知的財産活用啓発事業 | 産業振興課 |
| | | 施策Ⅰ-1-2 | 新産業・新事業の創出 | |
| | | | しまね産学官連携促進支援事業 | 産業振興課 |
| | | 施策Ⅰ-1-3 | ソフト系IT産業の振興 | |
| | | | しまねIT産業振興事業 | 産業振興課 |
| | | | デジタルコンテンツ産業振興事業 | 産業振興課 |

1. 概要

(1) 目的

産業の高度化と新産業の創出をめざし公益財団法人しまね産業振興財団が事業を行うために必要な基金を補助し、もって活動の円滑な推進を図る。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）
しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助対象者

公益財団法人しまね産業振興財団（以下、「財団」という。）

イ. 補助金対象経費

産業の高度化と新産業の創出をめざし財団が事業を行うために必要な基金

ウ. 補助率

10/10以内

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

（単位：千円）

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|----------------------|---------|---------|---------|
| しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金 | 517,608 | 359,948 | 382,216 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

指摘又は意見を付すべき事項は発見されなかった。

(2) 本補助金のKPIの設定及びフィードバックに係る前提条件

当該補助金の対象となる事業は複数の個別事業から構成されているため、(3)において当該補助金全体に係る総論を、(4)において各論（財団内の個別事業別）として検証する。

(3) 本補助金に係るKPIの設定及びフィードバック総論（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|------|-----------------------------|--|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的は「産業の高度化と新産業の創出をめざし財団が事業を行うために必要な基金を補助し、もって活動の円滑な推進を図る。」とされており、目的の公益性に問題はない（※1）。 交付対象が財団に限定されているが、当財団の設立目的は県内産業の活性化と県民の福祉向上とされているため（※1）、公益性、交付対象の合理性に問題はない。 | ○ |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | ※2 | |
| 3 | 効果(実績値)の計数化と測定値の合理性 | | |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | | |
| 5 | ギャップ分析と フィードバック | | |
| 6 | KPIの比較可能性 (金額的な視点等) | | |

※1：公益財団法人しまね産業振興財団管理費補助金（符号5）を参照。

※2：本補助金は、予算上の各事業別に区分されて執行されており、各事業の内訳と補助金を財源とした個別の執行額は次のとおりである。本項においては、当該予算上の各事業別にKPIの設定以降の要点につき個別に検証を行うこととし、結果要約は作成しない。

<補助金の内訳>

| 予算上の事業名 | 補助金充当額（千円） | 事業の内容 |
|---------------------|------------|---|
| ① 技術革新支援総合助成事業 | 32,590 | 新分野進出や新規事業構築のため新技術・新製品の研究開発を行う県内企業を支援する事業。 |
| ② 起業家育成・支援事業 | 2,505 | 起業家の育成を進めるため、起業意欲を喚起し、地域における創業支援体制の充実を図る事業。 |
| ③ しまねものづくり高度化支援事業 | 74,548 | 製造業に対する技術力強化、生産管理、販路開拓等を支援する事業。 |
| ④ しまねIT産業振興事業 | 117,506 | 県内IT産業の人材育成・確保、技術力・商品力の強化、販路開拓等を促進する事業。 |
| ⑤ 特殊鋼産業クラスター高度化推進事業 | 27,378 | 特殊鋼関連産業のクラスター強化のための成長分野への参入を支援する事業。 |
| ⑥ 戦略的取引先確保推進事業 | 42,406 | 専門展示会等により県内企業の製品の販路拡大を図ることを支援する事業。 |
| ⑦ 市場開拓支援事業 | 12,138 | 専門展示会等により県内企業の製品の販路拡大を図るための事業。 |
| ⑧ 地域産学官共同研究拠点事業 | 1,371 | 製品開発や技術力のサポート、先端技術・材料の研究開発等を産学官で協力して行う事業。 |
| ⑨ 知的財産活用啓発事業 | 1,235 | 県内企業が知的財産を活用して新たな製品化や事業化を行うことを支援する事業。 |
| ⑩ 産業振興支援体制の整備 | 26,314 | 県内企業支援を安定的かつ効果的に行うため、しまね産業振興財団の運営を支援する事業。 |
| ⑪ しまね産学官連携促進支援事業 | 21,762 | 県内企業が大学等のシーズを活用して技術課題の解消、製品化及び事業化を支援する事業。 |
| ⑫ デジタルコンテンツ産業振興事業 | 2,786 | デジタルコンテンツを活用したビジネスを進展させるために行う人材育成事業。 |
| ⑬ しまね海外ビジネス展開支援事業 | 19,677 | 県内ものづくり企業を中心とした海外展開活動を支援する事業。 |
| 計 | 382,216 | |

(4) 本補助金に係るKPIの設定及びフィードバック各論（意見・改善提案）

① 技術革新支援総合助成事業への充当額 32,590千円

◆ 事業目的

対象：県内ものづくり企業

意図：新製品・新技術を開発し、売り上げを増加させる

◆ 事業内容

イ) 革新型研究開発助成事業 27,101千円

グローバル競争が激化する中、自社製品や固有技術の開発・強化による競争力の向上を図るため、中長期的な研究開発等に係る経費を助成するとともに、過年度に助成した企業のフォローをする。

ロ) 取引拡大型試作開発助成事業 5,489千円

下請型企业から提案型企业への転換を図るため、市場動向や技術動向を見据えた試作開発等に係る経費を助成する。

◆ KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

イ) 革新型研究開発助成事業

県は、本事業を「平成21年度以降、助成した事業のうち販売に結びついた助成事業の割合（以下、「事業化率」という。）」をKPIとしている（事業化率＝販売に結びついた助成件数÷平成21年度以降の助成件数）。

《事業化率》 （単位：％）

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|-------|--------|--------|
| 実績値 | 47.0% | 56.0% | 54.0% |
| 目標値 | - | 48.0% | 49.0% |
| 達成率 | - | 116.7% | 110.3% |

一方、財団は本事業を「⑤ 特殊鋼産業成長分野進出促進助成事業」と合わせ、「助成事業の採択件数」をKPIとしている。

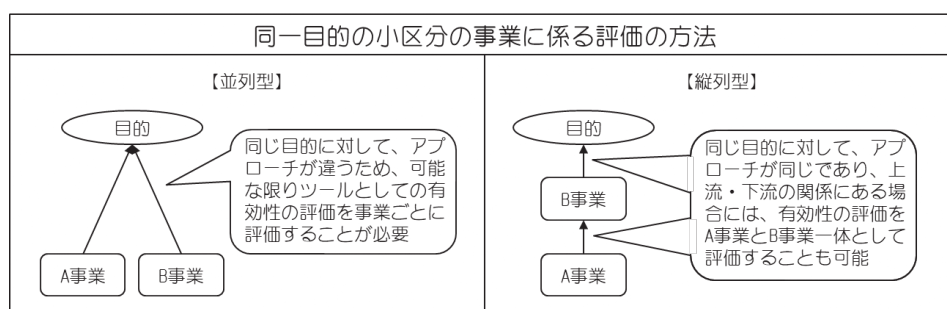
《助成事業の採択件数》 （単位：件数）

| 助成金名 | H27年度 | | | H28年度 | | | H29年度 | | |
|------|------------|--------------|------------------|------------|--------------|------------------|------------|--------------|------------------|
| | 革新型研究開発助成金 | 取引拡大型試作開発助成金 | 特殊鋼産業成長分野進出促進助成金 | 革新型研究開発助成金 | 取引拡大型試作開発助成金 | 特殊鋼産業成長分野進出促進助成金 | 革新型研究開発助成金 | 取引拡大型試作開発助成金 | 特殊鋼産業成長分野進出促進助成金 |
| 実績値 | 出雲部 | 5 | 9 | 6 | 2 | 4 | 2 | 2 | 4 |
| | 石見部 | 1 | 4 | 0 | 2 | 3 | 0 | 1 | 0 |
| | 小計 | 6 | 13 | 6 | 4 | 7 | 2 | 3 | 4 |
| | 合計 | 25 | | | 13 | | | 12 | |
| 目標値 | 20 | | | 20 | | | 15 | | |
| 達成率 | 125.0% | | | 65.0% | | | 80.0% | | |

※ 財団は、特殊鋼産業成長分野進出促進助成金も含めて評価している。

「助成事業の採択件数」は事業実施の結果そのものであるため、これをKPIとする場合、事業の実施結果自体を目的とすることになる。本事業の目的は「新製品・新技術の開発を通じた県内企業の競争力強化」であり、助成事業の採択件数の増加が上記の目的に直結することにはならず、当該KPIの設定は不合理である。この点、実際に販売に結び付いた割合である事業化率は、本補助金の目的に直結する合理的なKPIといえる。

また、県は「革新型研究開発助成事業」、「取引拡大型試作開発助成事業」の2つの事業を一体として評価している。これらの事業は目的に対するアプローチが同じであり、かつ相互に上流・下流の関係にあるため下図の「縦列型」に該当し、一体としてKPIを設定することに合理性がある。



一方、財団は各事業者から助成対象製商品に係る売上高等の報告を5年間受けているとのことであるため、当該累積売上高をKPIとすれば、金額的な視点による評価も可能であり、当該KPIの設定による効果測定を検討されたい。

□) 取引拡大型試作開発助成事業

上述のとおり、イ)と本補助金は事業者の研究開発について、それぞれ異なる段階に対する補助金であり、上図の「縦列型」に該当する。

イ) 革新型研究開発助成事業（新製品の研究開発段階）



□) 取引拡大型試作開発助成事業（開発した新製品の試作品製作）

このため、最終目的に対するアプローチが同じであることから、本事業をイ)に含めて評価することに問題はない。

② 起業家育成・支援事業への充当額 2,505千円

◆ 事業目的

対象：起業に関心を持っている方

意図：起業を目指す方が必要な起業支援サービスを身近な範囲で受けられ、起業を実現すること

◆ 事業内容

イ) 起業家の支援 387千円

インキュベーションマネージャーを配置し、起業家勉強会やセミナーを通じ、起業を志す人や第二創業を計画している個人及び法人などを発掘するとともに、インキュベーション施設の活用を含め具体的な経営計画の策定を支援し、目標達成に必要な課題の抽出・解決方法のアドバイスなどにより起業を支援する。

□) 支援体制の強化 379千円

市町村、商工団体、金融機関、NPO法人等との連携を深め、各地域の連携支援体制を強化するとともに起業支援活動を支援する。

ハ) 実践型起業塾の開催 1,739千円

起業希望者のうち地域経済への貢献度の高いビジネスプランを持つ者に対し、課題解決型のためのプログラムを提供、専門家の派遣等を行い、地域支援機関とともに事業化に向けた支援をする。

◆ KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

イ) 起業家の支援…金額僅少につき省略

□) 支援体制の強化…金額僅少につき省略

ハ) 実践型起業塾の開催

県は「起業家スクールの受講生数」をKPIとしている。一方、財団は「支援回数」をKPIとしている。

＜産業競争力強化法に基づく創業支援による創業＞（単位：人）

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|--------|--------|--------|
| 実績値 | 215 | 246 | 276 |
| 目標値 | 180 | 210 | 240 |
| 達成率 | 119.4% | 117.1% | 115.0% |

＜インキュベーション施設入居・創業企業数＞（単位：社）

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|--------|--------|--------|
| 実績値 | 45 | 26 | 32 |
| 目標値 | 20 | 20 | 20 |
| 達成率 | 225.0% | 130.0% | 160.0% |

＜起業家スクールの受講生数＞（単位：人）

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|-------|-------|--------|
| 実績値 | 19 | 22 | 58 |
| 目標値 | - | 25 | 30 |
| 達成率 | - | 88.0% | 193.3% |

＜支援回数＞（単位：社）

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|-------|--------|--------|
| 実績値 | - | 5 | 7 |
| 目標値 | - | 5 | 5 |
| 達成率 | - | 100.0% | 140.0% |

いずれも、事業実施の結果そのものであるため、KPIとしては不合理である。本事業の目的は「地域経済への貢献度の高いビジネスプランを持つ者への事業化支援」であり、受講者数や支援回数が上記の目的達成に直結するとは限らない。即ち、受講や支援が、対象者の「事業化」に繋がったか否かを知るためのKPIにはならない。

この点、例えば起業家スクール等の創業支援を受けた者のうち実際に創業した者の数はKPIとなるため、当該KPIの導入を検討されたい。一方、金額的な視点については、例えば新規創業者に係る売上高や付加価値等を集計する方法が考えられるが、スクール受講生等から当該情報を入手するのは非現実的と考えた。

③ しまねものづくり高度化支援事業への充当額 74,548千円

◆ 事業目的

対象：競争力強化を図ろうとする県内企業

意図：経営力や技術力等、企業の競争力が向上する

◆ 事業内容

イ) 経営力の強化促進

(i) 経営革新計画等承認支援・フォロー 6,379千円

● 経営革新計画等承認の計画策定を支援する。

● 企業連携による競争力強化やイノベーションへの取り組みとしてのグループ化を支援する。

(ii) 国等の施策活用に向けた支援活動

県内企業が経済産業省などの施策利用に向けた支援をする。

(iii) ものづくり企業の成長分野等への参入支援 5,875千円

県内ものづくり企業を対象に、構想段階ではあるが波及効果の高いプランを有している企業に対して、当該プラン実現を支援する。

(iv) 「IoT」等を活用した生産技術の導入支援 22,293千円

県内製造業における、生産管理システム導入等の「IT化」や「IoT」を活用した生産の効率化、製品開発を促進するため、意識啓発のためのセミナーの開催、専門家による助言、生産管理システムの導入、「IoT」技術等の導入・実証及び製品開発を行う企業に対するモデル事業に必要な経費を助成する。

ロ) 専門家の派遣 27,137千円

(i) 個別企業への専門コンサル派遣

財団の専門家派遣（ものづくりアドバイザー派遣事業）を派遣して課題解決を支援する。

(ii) 現場改善塾の開催（個別指導研修）

- 県内ものづくり企業の収益力強化のため、生産現場の抱えるムダを徹底的に洗い出し、改善に取り組むための集合研修を開催し、工場のトータルコストダウンを「工場マネジメント」手法で実践していく取組みを推進する。
- 原価管理、生産管理の勘所等をテーマとした集合研修を実施する。
- 食品製造業を対象に、HACCP制度化対策講座を実施する。
- 人手不足問題等における生産体制の更なる効率化の実現のために、「システム化（IoT利活用）」、「ロボット化」を解決策とした個社支援プログラムを実施する。

八) 通信ネットワークを利用したメカトロシステム技術研究会の開催 12,864千円

島根県産業技術センターと連携し、研究会開催を通じて、関連産業を支援する。

メカトロニクスとは

メカトロニクス（英語：mechatronics）とは、機械工学、電気工学、電子工学、情報工学の知識・技術を融合させることにより、従来手法を越える新たな工学的解を生み出す学問・技術分野をさす。

◆ KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

イ) 経営力の強化促進

県は「当該事業に係る支援対象企業の付加価値の増加額（付加価値増加企業の増加額－付加価値減少企業の減少額）」をKPIとしている。当該支援により、事業者の経営力、技術力等が向上し、付加価値の増加が期待されるため、当該KPIの設定は合理的である。

＜付加価値増加額＞ (単位：億円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|-------|--------|-------|
| 実績値 | 18 | 41 | 49 |
| 目標値 | - | 36 | 54 |
| 達成率 | - | 113.9% | 90.7% |

一方、財団は「目標達成企業数」をKPIとしている。各個別事業ごとの目標と達成企業数は次のとおりである。

| 事業名 | 目標値設定の対象 |
|--------------------|-----------|
| 経営力革新支援 | 承認取得企業数 |
| グループ化支援 | グループ化支援数 |
| ものづくり企業成長分野等参入支援事業 | プロジェクト支援数 |
| 国際規格等認証取得支援事業助成金 | 交付決定企業数 |
| 「IoT」等活用による生産技術の導入 | 交付決定企業数 |

＜目標達成企業数＞ (単位：社)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|-------|--------|-------|
| 実績値 | 86 | 62 | 54 |
| 目標値 | 47 | 45 | 57 |
| 達成率 | 183% | 137.8% | 94.7% |

※国際規格等認証取得支援事業助成金は⑥戦略的取引先確保推進事業費に含まれるが、経営力の強化促進事業全体で評価するため上記の表に含めている。

当該目標値の設定対象をみると、ほぼ事業実施の結果そのものが目標値となっているためKPIとしては合理的とはいえない。本事業の目的は「経営革新等の実現」であり、経営革新等計画の認証取得数や助成金の交付決定数の増加が「経営革新の実現」と直結しているとは必ずしもいえず、例えば経営革新等計画によりどの程度付加価値等が増加するか、IoT生産技術の導入によりどの程度コストが削減できるか等を見積り（計画提出時に企業側もシミュレーションしていると思われる）、KPIとするべきと考える。

この点、県の採用しているKPIは「当該事業に係る支援対象企業の付加価値の増加額」であり、合理的といえる。ただし、財団は上記のとおり「経営革新計画等承認支援・フォロー」「国等の施策活用に向けた支援活動」「ものづくり企業の成長分野等への参入支援」「IoT等を活用した生産技術の導入支援」「国際規格等取得の促進」「HACCP計画

の策定支援（H29年度は事業実績なし）」の各メニューにより事業を遂行している。これらの目指す目的は同じであるが、アプローチが異なるものもあり、区分して付加価値増加額をKPI化する必要があると思われる、この点の改善を検討されたい。

ロ) 専門家の派遣

県のKPIはイ)と同様に付加価値増加額をKPIとしている。ただし、当該事業単独の付加価値増加額のみを抽出するのではなく、イ)と一体として評価しており、その意味で本事業単独のKPIとはなっていない。

一方、財団は、ものづくりアドバイザー派遣事業を「課題解決率」で評価している。目的と合致しており、直接的なKPIであるため合理的と考える。

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|--------|--------|--------|
| 実績値 | 95.0 | 96.0 | 98.0 |
| 目標値 | 90.0 | 90.0 | 90.0 |
| 達成率 | 105.6% | 106.7% | 108.9% |

また、現場改善塾の開催（個別指導研修）についてはKPIを設定していない。現場改善塾は、主に「コストダウン」を目的とした改善であり、どの程度コストダウンが叶ったか、理論値によるシミュレーションも含め、金額的に測定することが可能と考える。このため、現場改善塾の開催に関しては、当該視点を勘案したKPIの設定を検討されたい。

ハ) 通信ネットワークを利用したメカトロシステム技術研究会の開催

県のKPIはイ)と同様に付加価値増加額をKPIとしている。ただし、当該事業単独の付加価値増加額のみを抽出するのではなく、イ)に含めて評価しており、本事業単独のKPIとはなっていない。一方、財団は「参加企業数」をKPIとしているが、当該KPIは事業遂行の結果そのものであるため、KPIとして合理的とはいえない。

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|-------|--------|-------|
| 実績値 | 28 | 21 | 26 |
| 目標値 | 30 | 20 | 30 |
| 達成率 | 93.3% | 105.0% | 86.7% |

メカトロシステム技術研究会は島根県産業技術センターと連携して関連産業の試作開発を支援するものである。解決すべき課題が収益に直結するものだけではないため、金額的な評価は困難と考えられる。このため、個別の案件に対する利用者の満足度アンケートによる評点化等により定量的に把握する方法が現実的と考えられる。なお、本研究会は平成29年度で終了しているため、フィードバックはできないが、今後の同種事業の参考として活用されたい。

④ しまねIT産業振興事業への充当額 117,506千円

◆ 事業目的

対象：県内のソフト系IT企業

意図：技術力・開発力の向上等による事業拡大及び技術人材育成・確保

◆ 事業内容

イ) しまねソフト研究開発センター（ITOC）の運営 104,584千円

Rubyを中心としたOSS（オープンソースソフトウェア）の先端的、基盤的な研究開発の支援を行い、その成果を県内企業が活用できるようにするための「しまねソフト研究開発センター（以下、「ITOC」という。）」の運営を行う。

しまねソフト研究開発センター (ITOC)

<目的>

島根県内企業が国内外市場で売れる商品、サービスを創出し、集積するために、その創出にあたっての技術的な課題を解決する。

<理念>

島根県は、「しまねソフト研究開発センター(以下「研究拠点」という。)」を設立し、IT分野での技術発展とオープンイノベーションの加速を目指します。

この研究拠点は、島根県内の企業が人々の求める新たな商品、サービスを創出することを支援するとともに、新たな時代に必要とされるIT分野での基盤技術の研究と開発を行います。

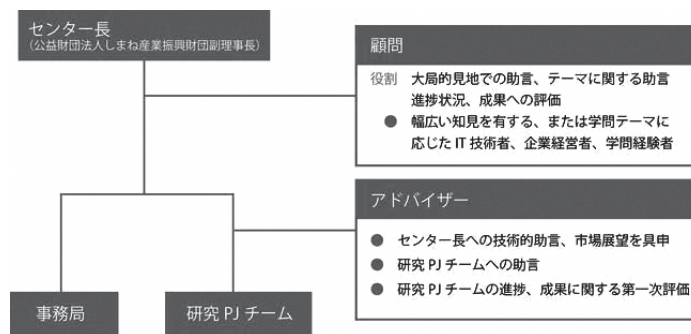
研究拠点が研究開発した成果は、広く公開します。

県内企業は、研究拠点の成果を活用し、且つ自らの企業努力で世界に展開できる商品、サービスの創出を目指します。

また、研究拠点は、研究テーマに感心を持つ世界中の方々と協力して創造すべく、国内外の諸機関や技術者・研究者と連携します。そのため、積極的に情報の発信を行うとともに、自由で創造的な研究開発環境を用意し提供します。

これにより、国内外市場に展開できる商品、サービスを生み出す企業と高度な技術者が島根県に集積され、また、成長し続ける島根県の未来を実現します。

<組織>



ロ) 先駆的研究の促進

IoT、AI等をテーマとした2～3年先の市場動向・必要技術を見据えた「先駆的研究」を行い、センター研究員を中心とした、大学等の教育機関、公設試及び民間企業等による共同研究の推進及び活用事例の増加を図る。

ハ) 新サービスの創出・競争力強化を図る県内企業の支援

新サービスの創出・競争力強化を図る県内企業の支援を助成金により支援するとともに、事業アイデアを創出するための場(セミナー、アイデアソン等)を提供する総合的支援事業である。

■ IT活用サービス創出シード支援助成金

県内企業が売れるサービス・製品を市場へ投入することを目的に、顧客調査、プロトタイプ開発、サービス・製品開発を一貫して支援をする。

■ 受託開発競争力強化支援助成金

県内IT企業が受託開発事業において、大規模な案件の受託を獲得するための支援をする。

■ 試作・技術開発支援助成金

IoT技術等を用いた試作開発及び技術リスクが存在する事業で、自ら開発可能か否か等を検証する試作開発を支援する。

■ 新事業創出に向けた取り組み

新事業創出に向けた各種セミナー、アイデアソンを実施する。

二) IT関連技術者の育成 2,922千円

島根県内のIT産業の強みを拡大するためのOSS/Rubyに関する講座や、最新の技術動向に関する人材育成講座を行う。

ホ) 開発ソフトウェア・サービス販路拡大支援事業 10,000千円

県内企業等が自社で開発したソフトウェア製品等の販路を拡大するため、県外市場での新規顧客開拓等を目指す取り組みを支援し、もって競争力強化を図るため、県外での展示会出展費用や自社主催セミナーに係る経費の一部の助成を行う。

◆ KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

イ) しまねソフト研究開発センター（ITOC）の運営

県は「ソフト系IT産業の売上高（以下「売上高」という）」、「ソフトIT産業の従事者数（以下「従事者数」という）」をKPIとしている。一方、財団はKPIを設定していない。

＜売上高＞ (単位：億円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|--------|-------|-------|
| 実績値 | 228 | 230 | 230 |
| 目標値 | 190 | 240 | 254 |
| 達成率 | 120.0% | 96.0% | 90.6% |

＜従事者数＞ (単位：人)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|--------|--------|--------|
| 実績値 | 1,284 | 1,381 | 1,441 |
| 目標値 | 1,260 | 1,324 | 1,400 |
| 達成率 | 102.0% | 104.4% | 102.9% |

ITOCは県内IT企業の商品・サービスの開発・集積やそのための技術的な支援を行うことを目的としており、その成果は最終的に県内企業の事業拡大や人材確保を通じ、当該事業者の売上高や付加価値等が増加し、本県の産業振興に繋がることを目指していると考えられる。このため、県の採用しているKPIは合理的で、金額的な視点も具備されている。

ロ) 先駆的研究の促進

IoT、AI等がテーマであるため、県はイ)と同様のKPIを設定している。一方、財団は事業として密接に関連する、次のハ)と合わせて「事業化件数」をKPIとしている。

＜事業化件数＞
(先駆的研究の促進+新サービス創出企業の助成金等による支援)
(単位：件数)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 実績値 | - | 1 | 4 |
| 目標値 | - | 2 | 5 |
| 達成率 | - | 50.0% | 80.0% |

※H27年は当該事業を実施しておらず、H28年度は事業の内訳が異なっている。

本事業より事業化された商品等に直接関連する売上高や付加価値及び増加雇用者数等を把握するのは難しいため、財団の設定する評価指標は合理的であると考える。

ハ) 新サービスの創出・競争力強化を図る県内企業の支援

ロ)を参照。

二) IT関連技術者の育成

県は「IT人材育成事業受講者数の累計（以下、「受講者数累計」という。）」で評価している。

＜受講者数累計＞ (単位：人)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|-------|--------|--------|
| 実績値 | 170 | 789 | 1,606 |
| 目標値 | - | 360 | 720 |
| 達成率 | - | 219.2% | 223.1% |

受講者数累計による評価は、事業遂行の結果そのものであるため、KPIとするのは合理的ではない。この点を検討されたい。

ホ) 開発ソフトウェア・サービス販路拡大支援事業

県はイ)と同様のKPIを設定している。一方、財団は「支援企業数」をKPIとしている。

| ≪支援企業数≫ | | (単位：社) | | |
|---------|--------|--------|--------|--|
| | H27年度 | H28年度 | H29年度 | |
| 実績値 | 10 | 7 | 10 | |
| 目標値 | 4 | 4 | 4 | |
| 達成率 | 250.0% | 175.0% | 250.0% | |

しかし、この支援企業数は事業の結果そのものであり、KPIとしての機能を果たせない。

当該事業は、自社開発ソフトウェア製品等の販路拡大を目的とした展示会・セミナー等の支援が目的であることから、実際に販路拡大したことによる売上高等により評価したいところであり、実際に支援企業に対して5年間の売上実績の報告を受けていることから、当該KPIの導入を検討されたい。

⑤ 特殊鋼産業クラスター高度化推進事業への充当額 27,378千円

◆ 事業目的

対象：安来市・松江市を中心に集積する特殊鋼関連産業

意図：高度な技術力の習得や販路開拓による成長分野（航空機産業等）への参入

◆ 事業内容

特殊鋼産業成長分野進出促進助成事業 27,378千円

県内企業等が行う、特殊鋼関連産業の高度化・集積強化に資する成長分野への進出に向けた素材開発、製品開発、試作開発等に係る経費を助成するとともに、過年度に助成した企業のフォローをする。

◆ KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

特殊鋼産業成長分野進出促進助成事業

本事業について、財団は、①と合わせて「技術革新総合支援事業」として評価しており、具体的には「助成事業の採択件数」をKPIとしている。一方、県は「成長分野への参入を目指した新たな取り組みへの助成件数」をKPIとしている。この助成件数は、特殊鋼産業成長分野進出促進助成金及び発展型試作開発助成金（特殊鋼関連のみ）の採択件数を指す。即ち、財団、県ともに事業遂行の実績をKPIとしていることになり、合理的ではない。本事業の目的は「高度な技術力の習得や販路開拓による成長分野（航空機産業等）への参入を通じた県内産業の高度化」であり、①と同様の性質であることを考慮すると、実際に販売に結び付いた割合（事業化率）が直接的なKPIとして合理的といえる。

また、①においては3つの事業を一体としてKPIとし、目標値を設定しているが、この事業は①の事業とは並列型の関係にあり、①に合わせてKPIの設定をするのではなく、本事業単独でKPIを設定すべきである。

⑥ 戦略的取引先確保推進事業への充当額 42,406千円

◆ 事業目的

対象：販売力の強化を図ろうとする県内企業

意図：取引先や販路が拡大する

◆ 事業内容

イ) 経営力の強化促進（国際規格等取得の促進） 3,250千円

経営管理システムの導入・高度化による県内製造業等の経営力・技術力・受注力強化を図るため、ISO9001等の国際規格の認証取得を勧奨するとともに取得に必要な経費（審査登録費用、コンサルタント費用）の一部を助成し、認証取得を促進する。

ロ) 戦略的取引先確保推進事業 24,857千円

県内ものづくり企業の取引拡大を目的に、首都圏等で開催される専門の展示会・見本市への共同出展、出展経費助成、及び商談会開催を通じて、県外発注企業と県内製造業の効率的な商談の場の提供を行う。

ハ) 首都圏等販路開拓強化事業（首都圏等販路開拓強化事業） 8,299千円

首都圏に販路開拓アドバイザーを配置し、県内製品の販売戦略の助言及び販路開拓支

援を実施する。

二) 戦略的ビジネスパートナー獲得支援事業 6,000千円

県内外の優れた技術力を有する企業との連携による技術習得及び新規受注等を目的とした人材の派遣や受入れ、県外の試験研究機関等との共同研究を行うことを目的とした滞在型の人材派遣を試みる県内企業に対する経費の助成を行う。

◆ KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

イ) 経営力の強化促進（国際規格等取得の促進）

県は「当該事業の支援メニューによる取引成立件数（以下、「年間取引成立件数」という。）で評価している。

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|-------|--------|--------|
| 実績値 | 138 | 118 | 176 |
| 目標値 | - | 115 | 127 |
| 達成率 | - | 102.7% | 138.6% |

本事業の利用により国際規格の取得等を通じて経営力・技術力・販売力が強化され、取引先を拡充した件数であるため、年間取引成立件数はKPIとして合理的といえる。また、当該事業に係る事務事業評価は⑦の市場開拓支援事業を含めたものとなっているが、目的やアプローチが同種であり、一体評価して問題はないと考える。

一方、財団は「目標達成企業数」をKPIとしている。設定されている目標が概ね事業遂行の結果であり、合理的とはいえない。このため、県のKPIを参考にした改訂が求められる。

また、取引先件数の把握が可能であれば、当該事業の利用に起因して増加した売上高等を年々把握する仕組みを導入することも可能と考える。財団がKPIを改訂する際にはこの点にも留意されたい。

ロ) 戦略的取引先確保推進事業

県は、イ) と一体的に評価している。目的、アプローチが近似しているため合理的と考える（詳細はイ) を参照）。

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|--------|--------|--------|
| 実績値 | 85 | 87 | 146 |
| 目標値 | 60 | 65 | 65 |
| 達成率 | 141.7% | 133.8% | 224.6% |

ハ) 首都圏等販路開拓強化事業（首都圏等販路開拓強化事業）

県は、イ) と一体的に評価している。目的、アプローチが近似しているため合理的と考える（詳細はイ) を参照）。

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|--------|-------|-------|
| 実績値 | 53 | 12 | 10 |
| 目標値 | 40 | 30 | 30 |
| 達成率 | 132.5% | 40.0% | 33.3% |

二) 戦略的ビジネスパートナー獲得支援事業

県は、イ) と一体的に評価している。目的、アプローチが近似しているため合理的と考える（詳細はイ) を参照）。

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 実績値 | 3 | 3 | 3 |
| 目標値 | 6 | 6 | 5 |
| 達成率 | 50.0% | 50.0% | 60.0% |

⑦ 市場開拓支援事業への充当額 12,138千円（施策説明旅費等43千円含む。）

◆ 事業目的

対象：販売力の強化を図ろうとする県内企業

意図：取引先や販路が拡大する

◆ 事業内容

イ) 首都圏等販路開拓強化事業

(i) しまねビジネスセンター運営事業 9,713千円

首都圏進出に取り組む県内企業のスタート時点の支援を目的として、しまねビジネスセンターのレンタルブース（5ブース）、県内企業の首都圏での商談機会の増加を目的として、プロジェクター等の設備を備えたプレゼンルーム（定員8名）や応接室（定員4名）を低額で提供する。

(ii) 受注力向上取引先開拓セミナー

展示会等を活用し売上拡大を積極的に図ろうとする県内企業を対象に、効果的な商談を行うための受注力向上セミナーを開催する。

ロ) 下請取引等支援事業 2,382千円

機械金属・樹脂・電気を中心とした県内ものづくり企業と県内外発注メーカーとのパートナーシップ構築を目指した新規取引のあっせん活動を行う。

また、適正かつ円滑な取引推進を目的とした「下請取引適正化講習会」「下請取引改善講習会」「価格交渉サポートセミナー」の開催により法令等の周知を行うとともに、下請駆け込み寺を設置し、取引に関する苦情相談対応も行う。

◆ KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

イ) 首都圏等販路開拓強化事業

県は⑥と一体として「年間取引成立件数」をKPIとしている。しまねビジネスセンターはいわば財団の東京事務所にあたるもので、東京に進出する会社のレンタルオフィス的な施設となっている。東京に市場開拓するための施設であるため、⑥との一体評価で問題はない。

一方、財団はしまねビジネスセンターの「利用者高満足度率」をKPIとしている。

《しまねビジネスセンターの利用者高満足度率》（単位：％）

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|--------|--------|--------|
| 実績値 | 100 | 100 | 100 |
| 目標値 | 90 | 90 | 90 |
| 達成率 | 111.1% | 111.1% | 111.1% |

現在行っているアンケート調査は、満足度に対する問いと、気付いた点等を自由に記載してもらう形式になっているため、回答内容は感想や事務局等への謝辞が多く、また「なぜ満足（不満）か、どこが満足（不満）か」等の情報を得にくい上、評点化もできないことから、改善に繋がる指標としては活用できない。財団として提供したいノウハウやポイント別にこれらの情報がとれるようアンケートを工夫して評点化することにより、KPIとして活用することが可能と考えられ、年間取引成立件数と合わせて指標化し、より効果的な事業にブラッシュ・アップしていくことが望まれる。

ロ) 下請取引等支援事業

県はKPIを設定していない。財団は「取引成立件数」をKPIとしている。

《下請取引等支援事業・取引成立件数》（単位：件）

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|-------|--------|--------|
| 実績値 | — | 19 | 20 |
| 目標値 | — | 10 | 10 |
| 達成率 | — | 190.0% | 200.0% |

本事業は新規取引の斡旋、下請取引に係る講習会等が主体の事業であるため、斡旋事業については取引成立件数で合理的と思われるが、後者については受講者からのアンケート調査による評点化と、KPIの設定が望まれる。

⑧ 地域産学官共同研究拠点事業への充当額 1,371千円

◆ 事業目的

対象：技術力の向上を図ろうとする県内企業

| 連携 | 分野 | セミナー・口座名 | 実施回数 | 参加企業数 | 参加者数 | 高満足度率 |
|---------------------|---------------------|------------------------------------|------|-------|------|-------|
| 島根県産業技術センター | 設計信頼性 | 図面の基礎LEVEL00 (図面の読み方) | 1 | 17 | 27 | 96% |
| | | 騒音の基礎と低騒音化技術 | 1 | 13 | 17 | 88% |
| | | 図面の描き方LEVEL 0 → 1 (2日) | 1 | 19 | 28 | 89% |
| | | 機械加工の基礎知識と測定方法 | 1 | 15 | 27 | 100% |
| | | 機械材料の基礎知識と選定手順 | 1 | 17 | 29 | 100% |
| | | 破損解析実習と疲労、強度設計 (2日) | 1 | 12 | 22 | 5% |
| | | シミュレーション技術 (CAE)・入門セミナー (構造、流体解析編) | 1 | 5 | 5 | 80% |
| | | シミュレーション技術 (CAE)・応用セミナー (振動・音響解析編) | 1 | 3 | 3 | 100% |
| | | 初歩から学ぶ乾燥技術 (中止) | — | — | — | — |
| | | 材料力学の基礎と設計への応用 (初級編) (2日) | 1 | 10 | 19 | 61% |
| | 耐摩耗性・摺動性を付与する表面硬化技術 | 1 | 10 | 17 | 90% | |
| | 品質管理 | EMC/組込み技術講座 (シリーズ) | 8 | 9 | 9 | 81% |
| | 食品製造 | 食品製造技術者のための衛生管理セミナー | 1 | 10 | 17 | 94% |
| 食品製造技術者のための衛生管理技術入門 | | 1 | 13 | 18 | 67% | |
| 松江高専 | 3DCAD | 3次元CAD講座 (4日) | 3 | 12 | 11 | 92% |
| | | シーケンス制御 (2日) | 2 | 9 | 12 | 91% |
| | 電子制御 | シーケンス制御 (タッチパネル) | 1 | 4 | 5 | 80% |
| | | 電子回路の基本知識 (2日) | 1 | 3 | 3 | 100% |
| | | 電子回路入門 | 1 | 4 | 5 | 100% |
| 鍼島工業会 | ものづくり技術センター | 立型マニシングセンタ習得セミナー (4日) | 1 | 5 | 6 | 100% |
| 独自財団事業 | 素材技術 | 鋳鉄材料技術研修不良品対策セミナー | 1 | 20 | 24 | 83% |
| | 最新動向その他 | 周辺視目視検査法導入セミナー | 1 | 16 | 36 | 94% |
| | | 予防保全・IoTセミナー | 1 | 9 | 13 | 77% |
| | | 改正食品衛生法と今後の取組みのポイント | 4 | 80 | 207 | 39% |
| 合計 | | | 36 | 315 | 560 | 71% |

意図：ものづくり人材の育成支援

◆ 事業内容

産業人材育成支援事業 1,371千円

県内企業のものづくり人材の育成を支援するため、島根県産業技術センター、松江工業高等専門学校及び島根県鐵工会と連携し各種の人材育成講座を開催する。

◆ KPIの設定及びフィードバック (意見・改善提案)

産業人材育成支援事業

県は「地域産学官共同研究拠点における共同研究の件数」をKPIとしている。当該KPIは事業実施自体の結果であり、本事業のKPIとしては合理的ではない。

一方、財団は、アンケート調査に基づく「参加者高満足度率」をKPIとしている。ただし、現在行っているアンケート調査は、満足度に対する問いと、気付いた点等を自由に記載してもらう形式になっているため、回答内容は感想や事務局等への謝辞が多く、また「なぜ満足 (不満) か、どこが満足 (不満) か」等の情報を得にくい上、評点化もできないことから、改善に繋がる指標としては活用できない。財団として提供したいノウハウやポイント別にこれらの情報がとれるようアンケートを工夫することにより、KPIとして活用することが可能と考えられ、より効果的な事業にブラッシュ・アップしていくことが望まれる。

⑨ 知的財産活用啓発事業への充当額 1,235千円

◆ 事業目的

対象：県内企業、学生・生徒・児童

意図：県内企業における知的財産の活用による新製品開発や事業化の拡大を図る。知的財産制度の普及啓発により理解を進める。知的財産権制度の普及啓発と、その活用による産業振興を図る。

- ◆ 事業内容
しまね知的財産総合支援センター運営費 1,235千円
一般社団法人島根県発明協会と連携により、「しまね知的財産総合支援センター」を運営し、県内中小企業の知的財産活動のサポートを実施する。また、中国経済産業局主催によりIT×知財セミナーを開催し、県内IT企業の知財意識向上を支援する。
- ◆ KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）
しまね知的財産総合支援センター運営費
本事業は、財団がしまね知的財産総合支援センターの運営を行うための事業であるため、島根県知的財産活用啓発事業費補助金（産業振興課）（符号4）と目的、アプローチが近似していることから、上記補助金における指摘を参照されたい。

⑩ 産業振興支援体制の整備への充当額 26,314千円（財団自主事業2,511千円含む）

- ◆ 事業目的
対象：しまね産業振興財団
意図：県内企業（製造業・ソフト系IT企業等）への支援力を強化する
- ◆ 事業内容
総合相談及びコーディネート 23,803千円
各種相談への対応、マッチング等を行うとともに、経営の革新に意欲的に取り組む企業、創業者の経営計画達成に向けて助言・支援を実施する。
- ◆ KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）
総合相談及びコーディネート
県は「CS調査における満足度合い」をKPIとしている。当該満足度合いは、CS調査で「満足」、「概ね満足」と答えた企業の割合を指している。一方、財団は「CS調査による不満足度率」をKPIとしている。当該不満足度率は、CS調査で「やや不満」、「不満」と答えた企業の割合を指している。なお、平成29年度の不満足度率にはよらず支援拠点（国費）も含まれているが、本事業とよらず支援拠点（国費）の目的やアプローチが同じであることから、一体として評価することに合理性がある。
現在行っているアンケート調査は、満足度に対する問いと、気付いた点等を自由に記載してもらった形式になっているため、回答内容は感想や事務局等への謝辞が多く、また「なぜ満足（不満）か、どこが満足（不満）か」等の情報を得にくい上、評点化もできないことから、改善に繋がる指標としては活用できない。財団として提供したいノウハウやポイント別にこれらの情報がとれるようアンケートを工夫することにより、KPIとして活用することが可能と考えられ、より効果的な事業にブラッシュ・アップしていくことが望まれる。

《CS調査における満足度合い》 （単位：％）

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|--------|--------|-------|
| 実績値 | 91.0 | 90.0 | 87.9 |
| 目標値 | 90.0 | 90.0 | 90.0 |
| 達成率 | 101.1% | 100.0% | 97.7% |

《CS調査による不満足度率》 （単位：％）

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 実績値 | 1.7 | 1.7 | 2.0 |
| 目標値 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 達成率 | 98.0% | 98.0% | 98.0% |

※H29年度については本事業だけでなく、よらず支援拠点（国費）も含まれている。

⑪ しまね産学官連携促進支援事業への充当額 21,762千円

- ◆ 事業目的
対象：学の知見を利用して技術力の向上を図ろうとする県内企業
意図：県内企業が大学等のシーズを活用して技術課題の解決を図り、また製品化や事業

化を図る

◆ 事業内容

しまね産学官協働推進事業 21,762千円

技術相談に対応するコーディネーター・アドバイザーを配置し、県内企業の新事業展開や新分野進出等の意欲的な取組みに対し、島根県産業技術センター及び大学・高専等の高等教育機関と連携することにより、技術的課題解決のサポートを行う。

◆ KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

しまね産学官協働推進事業

県は「県内企業等と県内の高等教育機関等（島根大学、松江高専、県産技C）との共同研究数、受託研究数（以下、「研究数」という）」、「シーズ連携支援事業による新規事業化件数（平成27年度からの累計、以下「シーズ連携事業化件数」という）」をKPIとしている。研究数は事業遂行の結果そのものであるため、KPIとしては合理的ではない。一方、本事業の目的が「県内企業が大学等のシーズを活用して技術課題を解決し、製品化や事業化を支援すること」にあるため、事業化件数は合理的なKPIといえ、当該KPIに一本化することが望まれる。

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|--------|--------|--------|
| 実績値 | 131 | 120 | 130 |
| 目標値 | 110 | 115 | 120 |
| 達成率 | 119.1% | 104.4% | 108.3% |

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 実績値 | 0 | 0 | 1 |
| 目標値 | - | 0 | 0 |
| 達成率 | - | - | - |

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|--------|--------|--------|
| 実績値 | 4 | 5 | 4 |
| 目標値 | 4 | 4 | 4 |
| 達成率 | 100.0% | 125.0% | 100.0% |

⑫ デジタルコンテンツ産業振興事業への充当額 2,786千円

◆ 事業目的

対象：県内のデジタルコンテンツ制作企業

意図：事業が拡大し、デジタルコンテンツを活用したビジネスが進展する

◆ 事業内容

デジタルコンテンツ関連講座 2,786千円

デジタルコンテンツを経営戦略の一つとして発信できる人材の育成を目的とした講座を開催する。

◆ KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

デジタルコンテンツ関連講座

県は「本事業の参加者の満足度」をKPIとしている。当該満足度は5段階評価の平均を指している。一方、財団はKPIを設定していない。

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|-------|--------|-------|
| 実績値 | 4.9 | 4.8 | 4.3 |
| 目標値 | - | 4.7 | 4.7 |
| 達成率 | - | 102.2% | 91.5% |

当該事業の目的は、「デジタルコンテンツに係る人材を育成し、デジタルコンテンツに係るビジネスを活性化させ、もって県内産業を振興する」ことにあると考える。このため、当該事業はデジタルコンテンツ産業振興事業という名称であるが、その本質は人材育成で

あるといえ、この点を勘案すると満足度により評価していることには共感できる。ただし、現在行っているアンケート調査は、満足度に対する問いと、気付いた点等を自由に記載してもらう形式になっているため、回答内容は感想や事務局等への謝辞が多く、また「なぜ満足（不満）か、どこが満足（不満）か」等の情報を得にくい上、評点化もできないことから、改善に繋がる指標としては活用できない。財団として提供したいノウハウやポイント別にこれらの情報がとれるようアンケートを工夫することにより、KPIとして活用することが可能と考えられ、より効果的な事業にブラッシュ・アップしていくことが望まれる。

⑬ しまね海外ビジネス展開支援事業への充当額 19,677千円

◆ 事業目的

対象：県内の海外事業展開を検討する事業者

意図：県内中小企業の国際的視野に立って経営戦略の構築促進

◆ 事業内容

イ) 海外ビジネスへの展開支援 11,696千円

(i) 海外展開戦略の構築支援

県内中小企業の国際的視野に立った経営戦略の構築を促進するため、セミナーおよび勉強会を通じて市場動向・進出事例等を学んでいただくことにより、参加企業の海外事業展開への意識醸成と海外事業展開計画策定に向けた支援を行う。

(ii) 県内企業の海外展開への総合支援助成

海外進出計画の策定等、海外販路活動に必要な経費の助成を行う。

(iii) 海外展開人材の確保支援

(iv) 海外拠点現地技術者の育成支援助成

人材確保を図るため、海外子会社に雇用したローカル技術者の技術指導に係る経費の助成を行う。

ロ) 海外の取引開拓の支援 7,981千円

拡大する海外市場の獲得を目指す県内製造業の販路開拓を支援するため、他の支援機関等との連携のもと、海外展示会への出展及び海外企業との商談会を開催する。

◆ KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

イ) 海外ビジネスへの展開支援

県は「海外展開を行う企業数」をKPIとしているが、この企業数は「海外展開に関する各種補助金の採択企業数」を指している。当該KPIは、事業遂行の結果そのものであるため、KPIとして合理的とはいえない。

《本事業の活用により海外展開を開始・拡大した企業数》

(単位：社)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|-------|--------|--------|
| 実績値 | 8 | 13 | 10 |
| 目標値 | - | 10 | 10 |
| 達成率 | - | 130.0% | 100.0% |

一方、財団は「支援企業数」、「助成事業の採択件数」をKPIとしている。これも県と同様、事業遂行の結果自体であり、KPIとして合理的ではない。

《海外展開戦略の構築支援・支援企業数》

(単位：社)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 実績値 | 7 | 7 | 7 |
| 目標値 | 8 | 8 | 8 |
| 達成率 | 87.5% | 87.5% | 87.5% |

※H27年度はグローバル戦略構築支援事業という事業名であるが、事業内容は同じである。

《海外展開への総合支援助成・助成件数》

(単位：社)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 実績値 | - | 10 | 22 |
| 目標値 | - | 15 | 33 |
| 達成率 | - | 66.7% | 66.7% |

《海外展開人材の確保支援・助成件数》 (単位：社)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|-------|--------|-------|
| 実績値 | — | 2 | 0 |
| 目標値 | — | 2 | 2 |
| 達成率 | — | 100.0% | 0.0% |

《海外拠点現地技術者の育成支援助成・助成件数》 (単位：社)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 実績値 | 1 | 1 | 1 |
| 目標値 | 2 | 4 | 4 |
| 達成率 | 50.0% | 25.0% | 25.0% |

※H27年度は海外拠点ローカル技術者育成支援事業という事業名であるが、事業内容は同じである。

本事業の主たる事業はセミナー、勉強会の実施であり、そこへの参加企業から具体的な海外展開プロジェクトが生まれればしまね海外販路開拓支援補助金（しまねブランド推進課）（符号3-2）等に移行することが想定される。

このため、本事業については前述のセミナー、勉強会等の事業についてのみ評価すればよいことになり、その評価は参加者アンケートをKPIとするのが最も実効性が高いと考えられ、当該KPIの設定が望まれる。

□) 海外の取引開拓の支援

県はイ)と同様で採択企業数をKPIとしているが、イ)と同様にKPI=事業遂行の結果となっているため、合理的なKPIとはいえない。一方、財団は取引成立件数により評価をしており、当該KPIは合理的といえる。ただし、取引件数が把握できるのであれば取引金額も把握できる可能性があるため、可能な限り金額的な視点によるKPIを設定するよう、検討されたい。

《取引成立件数》 (単位：社)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|--------|-------|-------|
| 実績値 | 4 | 0 | 4 |
| 目標値 | 3 | 5 | 5 |
| 達成率 | 133.3% | 0.0% | 80.0% |

※H27年度は海外市場取引先確保支援事業という事業名であるが、事業内容は同じである。

3-2. しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金（しまねブランド推進課）

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|-------|-----------|---------|-------------------|------------|
| 基本目標1 | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策1-2 | 産業振興(2) | 自然が育む資源を活かした産業の振興 | |
| | | 施策1-2-2 | 県産品の販路開拓・拡大の支援 | |
| | | | しまね食品産業総合支援事業 | しまねブランド推進課 |

1. 概要

(1) 目的

産業の高度化と新産業の創出をめざし公益財団法人しまね産業振興財団が事業を行うために必要な基金を補助し、もって活動の円滑な推進を図る。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助対象者

公益財団法人しまね産業振興財団（以下、「財団」という。）

イ. 対象事業・対象経費・補助金額

産業の高度化と新産業の創出をめざし財団が次の事業を行うために必要な基金を造成する。

<財団が行う下記の事業>

| 財団内担当課 | 助成金事業名 | 補助事業の内容・対象経費・金額等 |
|--------|----------------------------|---|
| 販路支援課 | しまね海外販路開拓支援助成金 | 内容：将来的な海外への事業展開の構想策定を支援する事業。 補助対象経費：謝金、委託費、旅費、印刷製本費等。 金額等：補助率1/2（上限100万円）。 |
| 経営支援課 | 国際規格認証取得促進助成事業 | 内容：県内食品製造業を対象に、衛生管理や品質管理や管理計画の策定を推進する事業。 補助対象経費：国際規格認証等取得の専門家経費等。 金額等：補助率1/2（上限100万円）。 |
| | ものづくり専門家派遣事業（食品産業アドバイザー事業） | 内容：県内に事業拠点を有する食品製造業業者に対し、専門家を無料で派遣する事業。 派遣事業テーマ：生産技術革新、技術力強化等 派遣回数等：1社あたり24時間以内または6回以内。 |

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

（単位：千円・件・人）

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 | うち基金に残存 |
|---------------------|-------|-------|--------|---------|
| 金額 | — | — | 18,464 | 12,000 |
| 内訳 | | | | |
| ものづくり企業海外展開総合支援助成事業 | — | — | 10,000 | 10,000 |
| HACCP計画策定支援事業 | — | — | 2,000 | 2,000 |
| 専門家派遣事業 | — | — | 6,464 | — |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

指摘又は意見を付すべき事項は発見されなかった。

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|------|-----------------------------|--|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的は「産業の高度化と新産業の創出をめざし財団が事業を行うために必要な基金を補助し、もって活動の円滑な推進を図る。」とされており、目的の公益性に問題はない（※1）。交付対象が財団に限定されているが、当財団の設立目的は県内産業の活性化と県民の福祉向上とされているため（※1）、公益性、交付対象の合理性に問題はない。 | ○ |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | 財団が助成した事業者に係る雇用者増加人数がKPIとして設定されているが、「目的」との関連性が不明（※2、3）。 | — |
| 3 | 効果(実績値)の計数化と測定値の合理性 | 財団が助成した事業者に係る雇用者増加人数の実績を把握し、増減要因の把握も行っている（※3）。 | — |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | 上記のKPIに対し、目標値の設定は行われていない（※3）。 | — |
| 5 | ギャップ分析とフィードバック | 目標値の設定がないためギャップ分析等は行っていない。 | — |
| 6 | KPIの比較可能性 (金額的な視点等) | 金額的な視点によるKPIとして付加価値等をKPIとすることを検討するべき（※3）。 | △ |

※1：公益財団法人しまね産業振興財団管理費補助金（符号5）を参照。

※2：当課における基金は、財団の次の3つの事業に係る費用として助成されている。

| 財団内における事業名 | H29年度 | うち基金に残存 |
|---------------------|--------|---------|
| ものづくり企業海外展開総合支援助成事業 | 10,000 | 10,000 |
| HACCP計画策定支援事業 | 2,000 | 2,000 |
| 専門家派遣事業 | 6,464 | — |

「専門家派遣事業」以外の事業は平成29年度の事業において、補助対象事業者の実績が確定していないため、KPIの検討等については「専門家派遣事業」のみを対象とした。

※3：当事業の目的は財団の「産業の高度化と新産業の創出を目指す」事業を行うための基金を造成することとされているのに対し、県は当該事業を「財団が助成した事業者に係る雇用者の増加人数」により評価しており、目的とKPIとの関連性が強いとはいえない。
この点、補助対象事業者は、本事業を通じて自社産業の高度化や新産業の創出に繋がる取り組みにより自社の付加価値を高め、競争力を上げ、その結果として自社の収益性を上げることを期待している。このため、第一義的には、当事業を通じた「付加価値の増加（見込）額」をKPIとするのが合理的であると考えられる。なお、付加価値は一般的に下記の計算により算出できる。
(控除法) 付加価値＝総生産高－外部購入費用（原材料費、外注費、仕入高等）
(加算法) 付加価値＝営業利益＋人件費＋賃借料＋租税公課等

一方、財団は、県とは別に、符号3-1③ロ)に含め、「課題解決率」をKPIとして目標値・実績値の比較分析を行っている（平成29年度事業報告書より）。当該KPIには金額的な視点はないが、相談内容によっては次の例のように必ずしも付加価値の増加に繋がらない場合もあり、この場合には財団の設定したKPIは有効といえる。

- ① 「自社の衛生管理の強化」「セキュリティ管理の強化」「国際規格の認証取得」等、将来のリスクへの対応を目的とする場合
- ② 社内の組織改革や経営計画の策定支援等、内部管理の充実化を目的とする場合

このため、第一義的には付加価値の増加をKPIとすることを、次善の策として財団の手法を県も取り入れることを検討されたい。

4. 島根県知的財産活用啓発事業費補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|------|-----------|------------|---------------|-------|
| 基本目標 | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策 | －1 産業振興（1） | ものづくり・IT産業の振興 | |
| | | 施策 | －1－1 企業の競争力強化 | |
| | | | 知的財産活用啓発事業 | 産業振興課 |

1. 概要

(1) 目的

しまね知的財産総合支援センターが行う知的財産の普及啓発に関する事業に要する経費を補助し、知的財産についての理解を深め、その活用に精通した人材を育成することにより、県内中小企業の企業間取引における競争力を強化し、もって県内産業の振興を図ることを目的とする。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）
島根県知的財産活用啓発事業費補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助対象者

一般社団法人島根県発明協会

イ. 対象事業・対象経費・補助金額

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助率 |
|---|--|---------|
| 一般社団法人島根県発明協会と公益財団法人しまね産業振興財団がしまね知的財産支援センターとして行う知的財産制度に関する普及啓発及びその目的を達成するために行う事業。 | 謝金：講師謝金 旅費：講師旅費、職員旅費、事務員旅費 事務庁費：賃金、印刷製本費、資料整備費、消耗品費、光熱水費、通信運搬費、会場使用料、器機賃借料、備品費、その他の庁費 委託費：委託料 | 10/10以内 |

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-------------------|-------|-------|-------|
| 島根県知的財産活用啓発事業費補助金 | 3,921 | 3,323 | 2,836 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

指摘又は意見を付すべき事項は発見されなかった。

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

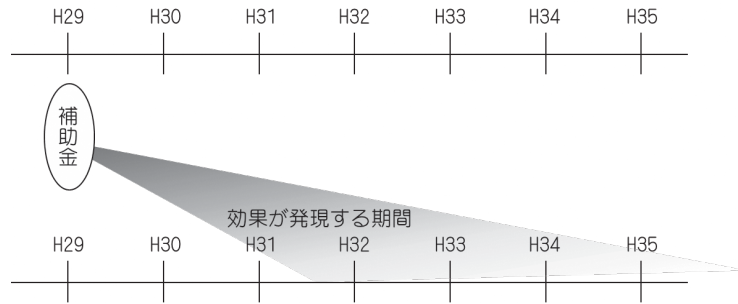
| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|------|-----------------------------|---|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的は合理的に特定されており、公益性に問題はない。 交付対象がしまね知的財産総合支援センターに限定されているが、実施事業が県内中小企業の競争力強化のために行われ、そのために必要なノウハウを有する団体であることから、合理性にも問題はない。 | ○ |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | 事務事業評価シートの中で「しまね知的財産総合支援センターへの相談件数」をKPIとして設定しているが、当該件数は事業の実施内容そのものであり、KPIとして合理的ではない（※1）。 | — |

| | | | |
|---|------------------------|---------------------------------------|---|
| 3 | 効果(実績値)の計数化と測定値の合理性 | 相談件数の実績値を計数として把握しているが、KPIに合理性がない(※1)。 | — |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | 目標値の設定はあるが、KPIに合理性がない(※1)。 | — |
| 5 | ギャップ分析とフィードバック | 目標値の設定がないためギャップ分析等を行っていない。 | — |
| 6 | KPIの比較可能性 (金額的な視点等) | 金額的な視点によるKPIの採用は困難と考えた。 | |

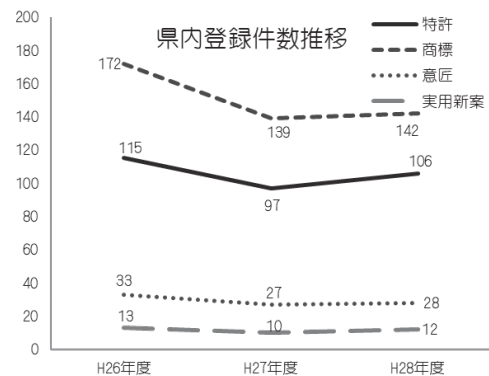
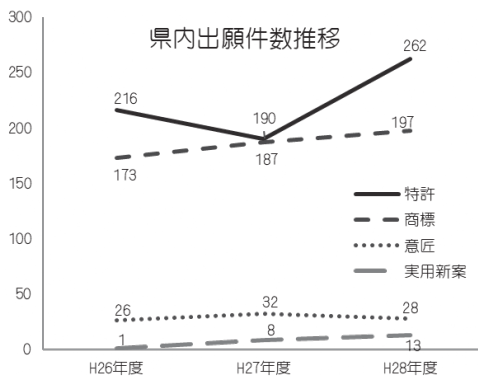
※1：県は、上記における評価尺度、目標値の設定(金額的な視点含む)、評価測定とフィードバック分析等を全て「相談件数」をベースに行っており、金額的な視点による評価は行っていない。また、補助事業者である公益財団法人しまね産業振興財団は、本事業を「新規相談件数」で評価しており、県と同様「相談件数」を基礎に評価尺度を設定してモニタリングしている。

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 窓口相談 | 905件 | 1,251件 | 1,253件 |
| 訪問相談 | 256件 | 151件 | 155件 |
| 専門家派遣 | 152件 | 97件 | 163件 |
| 実績計 | 1,313件 | 1,499件 | 1,571件 |
| 目標値 | - | 1,200件 | 1,200件 |
| 達成率 | - | 125% | 131% |
| セミナー参加者数 | 216名 | 102名 | 79名 |

県、公益財団法人しまね産業振興財団はいずれも本補助事業の利用実績自体を基礎に尺度を設定しているため、当該事業の実施自体が目的のような形になっており、要綱上の目的に対し矛盾が生じる。本補助事業の目的は「県内産業の振興」や「県内中小企業の企業間取引における競争力強化」であり、「相談・派遣件数」が増加したからといって必ずしも県内中小企業の企業間取引における競争力が強化されているとはいえないため、要綱上の目的をより直接的に評価する尺度が求められる。この点、金額的な指標を採用するには、例えば本事業を活用した事業者における該当製商品の売上高や受取パテント料等を暦年で報告してもらう等の措置が必要となるが、保有する、あるいは今後取得する知的財産が収益獲得に至るまでのリードタイムは長期化することが多く、上記情報を個別に収集するのは現実的ではない。また仮にできたとしても、補助金の支出時期と効果の発現時期のズレが大きいため、適切な評価尺度とはならないことが多いことが想定される。



本事業は知的財産に係る知見を持つ人材を増やすことにより県内企業の知的財産の保有等を促し、もって企業間取引における競争力強化や県内産業の振興が目的であると考えられる。知的財産の保有等を促す点に着目すると、「県内企業の特許出願数等」を尺度とすることが考えられる。



また、「窓口相談」「訪問相談」「専門家派遣」の利用者に対しアンケートを実施し、事業の満足度調査（アンケート）による点数化による指標設定も有効である。当該方法は、回答者の主観にバラつきがあるという欠点はあるが、タイムリーな情報を比較的容易に入手・分析が可能であるという利点がある。

<アンケート項目案>

| 事業名 | アンケート項目（案） |
|-------------------|---|
| 島根県知的財産活用啓発事業費補助金 | 下記項目について全て1～10までで回答してもらう。 ・知的財産に係る理解度は上がったか 受講前の理解度は？ → 受講後の理解度は？ ・自社の知的財産に対する理解は進んでいると感じるか？ ・取引先の知的財産に対する理解は深いと感じるか？ ・知的財産に係る事項が事業遂行上のリスクになると感じるか？ ・自社製品等の現在の特許等取得の「ステージ」はどの程度か？ ・・・・ |
| 窓口相談 | |
| 訪問相談 | |
| 専門家派遣 | |

5. 公益財団法人しまね産業振興財団管理費補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|-------|-----------|-----|-----------------------------------|-------|
| 基本目標Ⅰ | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策 | Ⅰ-1 | 産業振興（1）ものづくり・IT産業の振興 | |
| | | 施策 | Ⅰ-1-1 企業の競争力強化 | |
| | | | 産業振興支援体制の整備事業（テクノパークしまね管理運営事業を含む） | 産業振興課 |

1. 概要

(1) 目的

本県産業の高度化、新たな産業の育成及び地域の情報化を支援することを目的とする。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

公益財団法人しまね産業振興財団管理費補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助対象者

公益財団法人しまね産業振興財団（以下、「財団」という。）

イ. 補助対象・対象経費・補助金額

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助率 |
|--------|---|--------------|
| 財団の管理費 | 報酬：役員報酬 給料：職員給与 賃金：臨時職員給与 諸手当：期末手当、勤勉手当、管理職手当、扶養手当、時間外勤務手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当 福利厚生費：法定福利厚生費、任意福利厚生費 福利環境整備費：退職手当引当金 旅費：職員旅費 庁費：賃借料、共益費、清掃料、電気代、通信運搬費、備品購入費、燃料費、会議費、各種負担金、賃金、その他の庁費 | 左記のうち全部または一部 |

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(千円)

| 事業名 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------------------------|---------|---------|---------|
| 1. 公益財団法人しまね産業振興財団管理費補助金 | | | |
| (1) 事務管理費補助金（人件費） | 204,701 | 208,880 | 217,710 |
| (2) 事務管理費補助金（管理費） | 32,821 | 32,928 | 29,787 |
| (3) 事務管理費補助金（臨時職員） | 9,535 | 10,679 | 11,441 |
| (4) いわみビジネスサポートセンター整備事業費 | 5,549 | 5,738 | 5,740 |
| 合計 | 252,606 | 258,225 | 264,678 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

指摘又は意見を付すべき事項は発見されなかった。

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|------|-----------------------------|---|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的は合理的に特定されており、公益性に問題はない。 交付対象が財団に限定されているが、当財団の設立目的は県内産業の活性化と県民の福祉向上とされているため（※1）、交付対象の合理性に問題はない。 | ○ |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | 事務事業評価シートの中で、「しまねものづくり高度化支援事業に係る支援対象企業の付加価値額の増加額」として設定されており、KPIは合理的に設定されている。 | ○ |
| 3 | 効果(実績値)の計数化と測定値の合理性 | 上記目標値が設定され、実績値との比較分析を行っている（※2）。 | ○ |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | 上記のKPIに対し、目標値が設定されている（※2）。 | ○ |
| 5 | ギャップ分析とフィードバック | 現状分析や課題の抽出、今後の方向性の指針まで検討されている。 | ○ |
| 6 | KPIの比較可能性 (金額的な視点等) | 上記目標値が設定され、実績値との比較分析を行っている（※2）。 | ○ |

※1：財団は、島根県の産業支援施策を実施する公的機関としての役割を担っている。財団の定款第3条（目的）には「財団は、県内産業の高度化及び新たな産業の育成を促進し、もって本県産業の活性化と県民の福祉向上に寄与することを目的とする。」とされており、また財団の経営理念は次のとおり定義されている。

しまね産業振興財団の「経営理念」〈平成 22.3.12〉

公益財団法人しまね産業振興財団は、中小企業支援法に基づく県内唯一の中小企業支援センターであり、産業支援機関相互の連携と分担の中核として、本県の産業施策を実施する公的団体である。

当財団に付与された法的役割・性格（行政補完型性格）を堅持し、本県産業の高度化のため、ものづくり産業を中心として、企業支援を行い、その責務を果たす。
当財団の本県産業振興における責務は、次のとおりである。

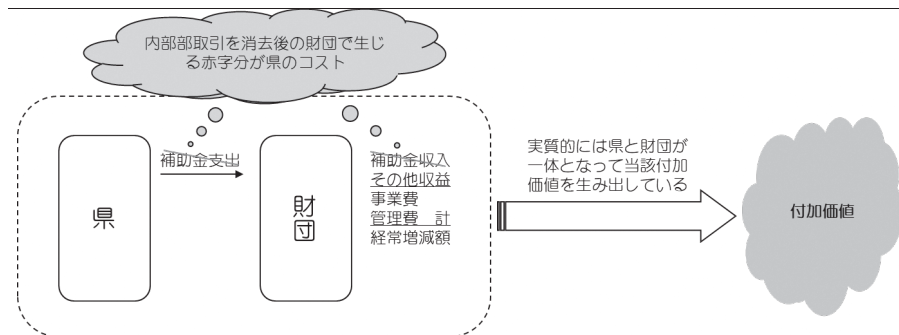
- ① 意欲ある企業（創業者を含む）を積極的に支援し、企業の競争力強化を促進する。
- ② 新事業の創出・新技術の導入を促進し、県産業の成長と発展に寄与する。
- ③ 産業振興に係る公的施設の指定管理者として施設の効率的管理を行うことを通じて本県産業振興の目的達成に寄与する。

※2：財団は、本補助金事業に係る効果を、当財団が各年度において関与した事業者等のみに係る付加価値の純増加額により評価している。

(単位：千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|---------|------------|------------|------------|
| 製造業全体 | 1,644,074 | 1,825,416 | 282,161 |
| 付加価値増加額 | 2,597,130 | 2,814,831 | 2,077,612 |
| 付加価値減少額 | △953,056 | △989,415 | △1,795,451 |
| 情報通信業全体 | 118,678 | 15,395 | 87,957 |
| 付加価値増加額 | 121,884 | 36,304 | 110,205 |
| 付加価値減少額 | △3,206 | △20,909 | △22,248 |
| その他全体 | 82,022 | 415,969 | 473,135 |
| 付加価値増加額 | 327,313 | 543,565 | 837,427 |
| 付加価値減少額 | △245,291 | △127,596 | △364,292 |
| 全企業計 | 1,844,774 | 2,256,780 | 843,253 |
| 付加価値増加額 | 3,046,327 | 3,394,700 | 3,025,244 |
| 付加価値減少額 | △1,201,553 | △1,137,920 | △2,181,991 |

他の補助金については、上記評価尺度に対応する県の「コスト」を補助金支出額と位置付けているが、本補助金については、対応する便益を「財団全体の生み出す付加価値」として評価している。このため、対応する「コスト」は、財団が県の直系の外郭団体であることから補助金の授受をいわば「内部取引」と考え、「補助金がなかった場合の財団の経常増減額」が該当する、と考えた。



【補助金がなかった場合の財団の経常増減額】

正味財産増減計算書

公益財団法人しまね産業振興財団

| 科 目 | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|
| I 一般正味財産増減の部 | | | |
| 1. 経常増減の部 | | | |
| (1) 経常収益 | | | |
| 基本財産運用益 | 1,153 | 1,153 | 1,153 |
| 特定資産運用益 | 3,725 | 3,723 | 3,714 |
| 会費収益 | 960 | 960 | 920 |
| 事業収益 | 308,491 | 322,192 | 313,638 |
| 補助金等収益 | 829,422 | 863,369 | 886,136 |
| 負担金収益 | 8,238 | 7,633 | 5,699 |
| 雑収益 | 4,151 | 4,205 | 4,220 |
| 経常収益計 | 1,156,140 | 1,203,235 | 1,215,480 |
| (2) 経常費用 | | | |
| 事業費 | 1,076,833 | 1,105,072 | 1,149,042 |
| 管理費 | 59,945 | 84,475 | 88,990 |
| 経常費用計 | 1,136,779 | 1,189,547 | 1,238,032 |
| 当期経常増減額 | 19,361 | 13,688 | △22,552 |
| 県からの受取補助金を減額 | △524,331 | △509,689 | △535,355 |
| 受取補助金調整後当期経常増減額 | △504,970 | △496,001 | △557,907 |

※上記の補助金収益と、【財団への事業項目別補助金支出額一覧】の合計額666,637千円とは、預り補助金等の関係で数値に差異があるものであり、合理的にトレース可能であることを確認済みである。

上記の結果、例えば平成29年度は557百万円を投じて付加価値843百万円の効果を得たと考えられる。

上記はあくまで財団全体としての評価であるが、財団の執行する個別の事業については、それぞれ財団の設定した「目的」に対する「ツール」としての有効性を評価する必要がある。本補助金以外の各補助金については、個別に検討を行う（下図参照）。

本報告書における検討箇所

【財団への事業項目別補助金支出額一覧】

(単位：千円)

| 県の担当課 | 符号 | | 金額 |
|---------|-----------------|---------------------------|---------|
| 産業振興課 | 3-1 | しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金 | 382,217 |
| | | 技術革新支援総合助成事業 | 32,590 |
| | | 企業課育成・支援事業 | 2,505 |
| | | しまねものづくり高度化支援事業 | 74,548 |
| | | 島根IT産業振興事業 | 117,506 |
| | | 特殊鋼産業クラスター高度化推進事業 | 27,378 |
| | | 戦略的取引先確保推進事業 | 42,406 |
| | | 市場開拓支援事業 | 12,137 |
| | | 地域産学官共同研究拠点事業 | 1,371 |
| | | 知的財産活用啓発事業 | 1,235 |
| | | 産業振興支援体制の整備（事業費） | 26,314 |
| | | しまね産学官連携促進支援事業 | 21,762 |
| | | デジタルコンテンツ産業振興事業 | 2,786 |
| | しまね海外ビジネス展開支援事業 | 19,677 | |
| | 5 | 公益財団法人しまね産業振興財団管理費補助金 | 264,678 |
| | | 産業振興支援体制の整備（管理費） | 264,678 |
| ブランド推進課 | 8 | 公益財団法人しまね産業振興財団国際経済事業費補助金 | 1,278 |
| | | 国際経済交流促進事業 | 1,278 |
| | 3-2 | しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金 | 18,464 |
| | | しまね食品産業総合支援事業 | 18,464 |
| 計 | | | 666,637 |

6. 境港貿易振興会事業費補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|------|-----------|--------------------------|---------------|-------------------------|
| 基本目標 | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策 | -1 産業振興(1) ものづくり・IT産業の振興 | | |
| | | 施策 | -1-1 企業の競争力強化 | |
| | | | 国際経済交流促進事業 | しまねプラト [®] 推進課 |

1. 概要

(1) 目的

境港貿易振興会が行う境港利用促進の事業を支援することにより、県内企業の海外取引を促進し本県産業の振興を図る

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）
境港貿易振興会事業費補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助対象者

境港貿易振興会（以下「振興会」という。）

イ. 対象事業・対象経費・補助金額

対象経費：振興会の行う国内・国外への利用促進活動に要する経費
補助金額：知事が別に定める金額

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

（単位：千円）

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|---------------|-------|-------|-------|
| 境港貿易振興会事業費補助金 | 2,000 | 2,000 | 2,000 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

指摘又は意見を付すべき事項は発見されなかった。

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|------|-----------------------------|--|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的は「県内企業の海外取引を促進し本県産業の振興を図る」とされており、目的の公益性は認められる。 境港が鳥取県にあることから交付対象の合理性が問題となるが、県東部の事業者にとっては、浜田港よりも境港の方が近く利便性が高いことや、振興会が鳥取県、境港市と島根県が連携して境港の利用を促進するために設立された団体であることから、交付対象の合理性が認められる。 | ○ |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | 境港貿易実績（境港管理組合集計のコンテナ貨物取扱本数）と、そのうち島根県企業の占める割合（推計）がKPIとして設定されている。いずれも目的に対し合理的である（※1）。 | ○ |
| 3 | 効果（実績値）の計数化と測定値の合理性 | コンテナ貨物取扱本数等の実績値を計数として把握している（※1）。 | ○ |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | 目標値の設定はない（※1）。 | — |
| 5 | ギャップ分析とフィードバック | 目標値の設定がないためギャップ分析等は行っていない。 | — |

| | | | |
|--|------------------------|-------------------------|--|
| 6 | KPIの比較可能性 (金額的な視点等) | 金額的な視点によるKPIの採用は困難と考えた。 | |
| <p>※1：本補助金の効果の測定は、境港全体の定期コンテナ貨物取扱本数（TEU）と、そのうち島根県企業の占める割合で行っている（H29予算要求資料、振興会総会資料より）。本補助金が金銭で交付されるものである以上、本補助金交付による効果についての評価尺度は金額ベースによるのが好ましいが、貨物の具体的内容は個別企業の内部情報であり、入手が難しい。また、本補助金事業は、鳥取県、境港市と連携した事業であることから、効果の測定による分析等により、本県が単独で当該補助金事業の今後の方向性等について決定できるものでもない。このため、本来は補助事業の実績自体を目的とした尺度の設定は不合理であるが、補助事業の実績自体を直接的にKPIとするのもやむを得ないと考えた。</p> <p>一方、県の補助金負担額が、本県事業者に係る利用コンテナ取扱本数や取引金額等を基礎に決定されているものではない点に留意を要する。振興会に対する本補助金の負担が、島根県、鳥取県及び境港市の三者によるものであるところ、この三者が交付した補助金の合計額のうち、県内企業等の利用率などから島根県として負担する額（または負担割合）が妥当か否かは確認しておく必要がある。</p> <p>平成29年度において、振興会は、島根県から2,000,000円、鳥取県から4,896,818円、境港市から4,896,818円の合計11,793,636円の補助金の交付を受けており、島根県の補助金負担割合は16.96%となる。これに対して、県は境港における輸出入のコンテナ数（平成28年1月から12月までの公表値）の実績値は20フィートコンテナで25,543個（集計：境港管理組合）、県内企業の利用割合を28.4%と推計（振興会集計）しており、当該推計値からは、県の負担割合に不合理な点はないと考えられる。</p> | | | |

7. 独立行政法人日本貿易振興機構松江貿易情報センター運営費補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|------|-----------|-----|-----------------------|------------|
| 基本目標 | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策 | 1-1 | 産業振興(1) ものづくり・IT産業の振興 | |
| | | 施策 | 1-1-1 企業の競争力強化 | |
| | | | 国際経済交流促進事業 | しまねブランド推進課 |

1. 概要

(1) 目的

独立行政法人日本貿易振興機構松江貿易情報センターの事業活動を支援することにより、県内企業の海外取引を促進し本県産業の振興を図る。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

独立行政法人日本貿易振興機構松江貿易情報センター運営費補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助対象者

独立行政法人日本貿易振興機構（通称、JETRO（ジェトロ）、以下「ジェトロ」という。）

イ. 対象事業

ジェトロ松江貿易情報センターの運営に関する経費の一部

ウ. 補助金額

ジェトロ松江貿易情報センターの運営の実情に基づき知事が別に定める金額

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|------------------------------------|--------|--------|--------|
| 独立行政法人日本貿易振興機構 松江貿易情報センター運営費補助金 | 13,125 | 12,884 | 12,884 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

指摘又は意見を付すべき事項は発見されなかった。

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|------|-----------------------------|---|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 本補助金の目的は「県内企業の海外取引を促進し本県産業の振興を図る」ことであり、合理的。交付対象はジェトロ松江貿易情報センターに限定されているが、同先は県内の全ての事業者を対象として貿易投資相談や貿易実務研修など様々な支援事業を行っているため、交付対象の合理性にも問題はない。 | ○ |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | 県内企業の貿易投資相談件数が設定されている（※1）。 | ○ |
| 3 | 効果（実績値）の計数化と測定値の合理性 | 貿易相談件数の実績値を計数として把握している（※1）。 | ○ |

| | | | |
|---|------------------------|---|--|
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | そもそも補助金の支出自体が目的の事業であり、県として事業内容をコントロールすることができない（またはコントロールする対象が限定的である）。県が為すべきは上記要綱の目的を達成するためのモニタリングとそれに基づく補助対象者との協議である（※1）。 | |
| 5 | ギャップ分析と フィードバック | | |
| 6 | KPIの比較可能性 (金額的な視点等) | | |

※1：本補助金はジェットロ松江貿易情報センターの運営費の一部を負担する補助金である。即ち、本補助金はジェットロ松江貿易情報センターの直接費の一部、間接費に対する補助金であることから、対応する効果はこれらの団体が生み出す価値となり、従ってKPIはジェットロ松江貿易情報センターの生み出す付加価値等や生み出す経済効果、事業全体に係る利用者の満足度等が挙げられる。また、平成26年度包括外部監査において指摘されているとおり、県内の「貿易実績企業数」をKPIとすることも有効であると考えられる。

一方で、ジェットロ松江貿易情報センターは全国組織であるジェットロの出先機関であり、ジェットロは、我が国の貿易振興事業の実施と、アジア地域等の経済に係る調査研究等を行い、貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的として設立された、独立行政法人日本貿易振興機構法に基づく法人である。

| 根拠法令 | 根拠条文 |
|-----------------|---|
| 独立行政法人日本貿易振興機構法 | <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人日本貿易振興機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(機構の目的)</p> <p>第三条 独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）は、我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的とする。</p> <p>第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。</p> |

この補助金は、個別の根拠法に基づき、県から独立して国策的に設置された機構に対して支給されているのが実態であるため、県がジェットロ松江貿易情報センターの経費の一部を助成していることを以って、ジェットロ松江貿易情報センターの付加価値等を把握することに意味があるのか、疑念が生じる。また、県が効果の測定を行ったとして、目標値とのギャップ分析等によるPDCAを行えるとしても、そこから導き出した改善施策の実行等を、ジェットロ松江貿易情報センターに強制的に求めることはできないと考えられる。

これらの状況を勘案し、県が、ジェットロ松江貿易情報センターに対して支出する補助金のKPIを設定して目標値を定め、当該目標値と実績値とのGAP分析を行って改善策等を分析する必要性は薄いと考えた。

ただし、補助金等を拠出している事実に鑑み、ジェットロ松江貿易情報センターは自らの付加価値や貿易実績企業数の増加状況等について説明する責任があると考えられ、県は当該報告や結果をモニタリングし、本県の産業振興の方向性等について議論し、要望を伝達する等、連携することは必要である。

8. 公益財団法人しまね産業振興財団国際経済事業費補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|------|-----------|-------------|----------------|------------|
| 基本目標 | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策 | 1-1 産業振興(1) | ものづくり・IT産業の振興 | |
| | | 施策 | 1-1-1 企業の競争力強化 | |
| | | | 国際経済交流促進事業 | しまねプラウド推進課 |

1. 概要

(1) 目的

公益財団法人しまね産業振興財団の行う国際経済事業を支援することにより、県内企業の海外取引を促進し本県産業の振興を図る。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

公益財団法人しまね産業振興財団国際経済事業費補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助対象者

公益財団法人しまね産業振興財団（以下、「財団」という。）

イ. 対象事業

財団国際経済事業に要する経費

ウ. 補助金額

知事が別に定める金額

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|---------------------------|-------|-------|-------|
| 公益財団法人しまね産業振興財団国際経済事業費補助金 | 1,420 | 1,420 | 1,278 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

指摘又は意見を付すべき事項は発見されなかった。

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|------|-----------------------------|---|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 本補助金の目的は「国際経済事業の支援により、県内企業の海外取引促進・本県産業の振興を図る」であり、公益性が認められる。交付対象が財団に限定されているが、当財団の設立目的は県内産業の活性化と県民の福祉向上とされているため（※1）、交付対象の合理性に問題はない。 | ○ |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | 複数の事業から構成されているため、個別の事業ごとに次のKPIを設定しており（※2）、いずれも概ね合理的。 ①県内企業の貿易実績企業数 ②輸出を行う県内事業者数 ③課題解決率 ④取引成立件数 | ○ |
| 3 | 効果（実績値）の計数化と測定値の合理性 | 上記のKPIについて目標値が設定され、実績値との比較分析を行っている。 | ○ |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | 上記のKPIに対し目標値が設定されている。 | ○ |

| | | | |
|---|------------------------|--|---|
| 5 | ギャップ分析とフィードバック | 上記のKPIについて、現状分析や課題の抽出、今後の方向性の指針まで検討され、事業の改編に繋げている。 | ○ |
| 6 | KPIの比較可能性 (金額的な視点等) | 金額的な視点によるKPI設定は困難であると認められる。 | |

※1：財団は、島根県の産業支援施策を実施する公益機関としての役割を担っている。財団の定款第3条（目的）には「財団は、県内産業の高度化及び新たな産業の育成を促進し、もって本県産業の活性化と県民の福祉向上に寄与することを目的とする。」とされており、また財団の経営理念は次のとおり定義されている。

しまね産業振興財団の「経営理念」〈平成 22.3.12〉

公益財団法人しまね産業振興財団は、中小企業支援法に基づく県内唯一の中小企業支援センターであり、産業支援機関相互の連携と分担の中核として、本県の産業施策を実施する公的団体である。

当財団に付与された法的役割・性格（行政補完型性格）を堅持し、本県産業の高度化のため、ものづくり産業を中心として、企業支援を行い、その責務を果たす。
当財団の本県産業振興における責務は、次のとおりである。

- ① 意欲ある企業（創業者を含む）を積極的に支援し、企業の競争力強化を促進する。
- ② 新事業の創出・新技術の導入を促進し、県産業の成長と発展に寄与する。
- ③ 産業振興に係る公的施設の指定管理者として施設の効率的管理を行うことを通じて本県産業振興の目的達成に寄与する。

※2：本事業は、海外・国内のネットワークを活用し、県内企業の個別ニーズに対して、具体的な輸出入取引や、技術供与、海外展示会出展による販路開拓案件を中心に商談フォロー、貿易実務に対する支援、海外情報の提供など海外展開・取引に関する支援事業である。当該補助金は、(イ) 貿易・投資相談会開催、(ロ) 経済情報の収集・発信、(ハ) ネットワーク構築推進事業の個別事業から構成されているため、KPIは個別事業ごとに設定すべきである。なお、いずれの事業も目標値と実績値の差異分析が行われており、事業内容の改編に活かされているとの回答を得ている。

(イ) 貿易・投資相談会開催

国際化支援アドバイザーによる貿易・投資相談会、取引マッチング等の支援事業である。県は本事業単独での評価尺度を設定しておらず、財団は「課題解決率」を評価尺度として設定している。相談会事業は貿易等に関する課題が解決すれば何かしら海外取引の促進につながると考えられるが、相談内容の大半が既存取引に係る相談等であり、新規の取引に直結しないものが多い。

《課題解決率》

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 実績値 | - | 90% | 90% |
| 目標値 | - | 100% | 100% |
| 達成率 | - | 90.0% | 90.0% |

相談会開催事業について「課題解決率」による評価は合理的であるが、相談件数が少ない場合でも評価が上がることもある。貿易・投資を促進したい目的があるため、量的な側面も評価に含めることを検討する必要があり、例えば「課題解決件数」も合わせて指標化することが考えられる。

当事者取引マッチング支援事業については取引成立件数がKPIとして設定されている。

《取引成立件数》

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 実績値 | - | 11件 | 9件 |
| 目標値 | - | 25件 | 25件 |
| 達成率 | - | 44.0% | 36.0% |

取引マッチングの場合には金額的な視点による尺度設定が相手先への情報提供要請により可能ではあるが、当該相談による打診から取引開始までのリードタイムが長いケースも多く、手間もかかるため実効性は低く、財団の現行KPIが次善の策であると考えた。

(ロ) 経済情報の収集・発信

メールマガジン等を通じた国内外のセミナー・補助事業、国内外のネットワーク先に対する県内企業の輸出商品に関する情報提供事業であり、本事業単独では、県、財団ともにKPIを設定していない。当該情報提供は海外取引において有益な情報を提供し、海外取引の増加を目的とするものであり、メールマガジン等の発信先が多くなればその機会の増加に繋がると考えられるため、メールマガジン等の発信自体（実施する事業自体）をKPIとすることが考えられるが、これらの情報提供に対する利用者からのリアクションは（イ）や（ハ）を通じて行われる一方、発信先が増加することで利用者の裾野が広がることから、本事業についてはKPIの設定を単独では行わず、（イ）（ハ）に含めて評価する県、財団の考え方は合理的と考える。

(ハ) ネットワーク構築推進事業

海外取引の有望地域における情報収集、海外ビジネスネットワークの多角化を行うものであり、平成29年度は瓦メーカーとともに韓国、フィリピンに赴き、販路開拓、市場調査、商品提案等を行っている。本事業について、県は「県内企業の貿易実績企業数」、「輸出を行う県内事業者数」により評価し、財団は「取引成立件数」により評価している。

＜県内企業の貿易実績企業数＞

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|--------|--------|--------|
| 実績値 | 183社 | 187社 | 193社 |
| 目標値 | 180社 | 185社 | 190社 |
| 達成率 | 101.7% | 101.1% | 101.6% |

＜輸出を行う県内事業者数＞

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|-------|-------|--------|
| 実績値 | 140社 | 144社 | 156社 |
| 目標値 | ※ | ※ | 152社 |
| 達成率 | - | - | 102.6% |

※：目標値の設定なし

上記のいずれのKPIも海外取引の増減状況を示す指標であり、合理的とも思える。しかし、上記実績値は、貿易をしている全ての県内企業がカウントされるため、本事業に無関係の要素も含まれる。一方、取引成立件数をKPIとした場合、本事業の直接的な成果といえ、より合理的であると考えた。なお、金額的な視点からは、取引成立件数の把握とともに「成立した取引に係る1年間の売上計上見込額」等の情報が入手できればKPI化も可能と考えられるため、導入可否について検討されたい。

9. ソフトビジネスパーク島根賃貸型オフィス整備事業

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|------|-----------|-----|-----------------------|-------|
| 基本目標 | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策 | 1-1 | 産業振興(1) ものづくり・IT産業の振興 | |
| | | 施策 | 1-1-2 新産業・新事業の創出 | |
| | | | 起業家育成・支援事業 | 産業振興課 |

1. 概要

(1) 目的

ソフトビジネスパーク島根賃貸型オフィスの整備をした事業者及び県が協力してオフィスにおける事務所の供給を継続して行い、独創性かつ挑戦意欲に富んだ創業者並びに技術の高度化及び新たな事業分野への進出を図ろうとする企業等の成長を加速させ、もって県内産業の高度化を図ることを目的とする。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）
ソフトビジネスパーク島根賃貸型オフィス整備事業実施要綱

② 補助対象

ア. 補助対象者

ソフトビジネスパーク島根賃貸型オフィス（平成16年6月21日付け指令産第148号により基本計画の承認を行った建物で、事業者に対して貸し付ける事務所を備えたものをいう。）の整備をした事業者

イ. 対象事業・対象経費・補助金額

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助金額 |
|------------------------|-------------|--|
| 事務所の供給その他オフィスの管理に関する事業 | 空室が発生した際の経費 | 1月当たりの空室が発生した日数/1月当たりの日数×空室に係る事務所の床面積×1㎡当たりの賃貸単価。 ただし、床面積は200㎡を上限とする。 |

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-------------------------|-------|-------|-------|
| ソフトビジネスパーク島根賃貸型オフィス整備事業 | 3,600 | 3,600 | 3,534 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

指摘又は意見を付すべき事項は発見されなかった。

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|------|-----------------------------|---|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的は合理的に特定されている。また交付対象の合理性については、平成16年6月21日付け指令産第148号により基本計画の承認を受けた建物に係る事業者に限定していることから、当該計画承認時に検討されていると考えられる（※1）。 | ○ |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | KPIは設定されていない（※2）。 | — |
| 3 | 効果（実績値）の計数化と測定値の合理性 | 実績値として空室数を把握しているが、KPIとして設定したものではない（※2）。 | — |

| | | | |
|---|------------------------|--|--|
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | 本年度で終了が決まっている事業であるため、これ以上の検証は行わない(※2)。 | |
| 5 | ギャップ分析と フィードバック | | |
| 6 | KPIの比較可能性 (金額的な視点等) | | |
| <p>※1：交付対象の合理性については、平成16年当時の「ソフトビジネスパーク島根賃貸型オフィス整備促進事業実施要綱」に基づく事業であり、当該要綱第2条に基づき、合理的に事業者の審査、選定が行われたことを前提として判断した。そうでない場合、当補助金は単なる損失補てん補助金であるため、事業内容の合理性に懸念が生じることになる。</p> <p>※2：当補助金は、ソフトビジネスパーク島根賃貸型オフィスの整備をした事業者に対して、空室が生じた際の家賃の補填を行うものであり、KPIの設定は行わず、空室数をモニタリングしているのみであるとのことであった。今年度で終了する事業であるため、これ以上の検証は行わない。</p> | | | |

10. しまねIT産業人材育成支援事業補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|-------|-----------|---------|---------------|-------|
| 基本目標1 | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策1-1 | 産業振興(1) | ものづくり・IT産業の振興 | |
| | | 施策1-1-3 | ソフト系IT産業の振興 | |
| | | | しまねIT産業振興事業 | 産業振興課 |

1. 概要

(1) 目的

一般社団法人島根県情報産業協会が主体的に県内IT企業等の技術者のスキル・能力や業界全体のレベルの向上に資するIT人材育成講座を開催することを目的とする。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)
しまねIT産業人材育成支援事業補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助対象者

一般社団法人島根県情報産業協会(以下、「情産協」という。)

イ. 対象事業・対象経費・補助金額

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助率 |
|---|--|-------------|
| 情産協が行う県内IT企業等の技術者のスキル・能力や業界全体のレベルの向上に資するIT人材育成講座を開催する事業 | <ul style="list-style-type: none"> 講師等に関する謝金及び旅費又は開催委託等に要する経費 会場の使用、貸借に要する経費 講座で使用する機器貸借料 当日資料に要する経費 事務局運営に要する人件費、通信費、資料作成等の経費 記録、報告書の作成に要する経費 その他、知事が必要と判断する経費 | 1 / 2 以内 |

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|--------------------|-------|-------|-------|
| しまねIT産業人材育成支援事業補助金 | 4,896 | 5,134 | 5,604 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

| 属性区分 | 問題点の内容 |
|------|--|
| 指摘事項 | 本補助金の交付要綱における目的が、「IT人材育成講座を開催すること」とされており、目的に公益性が認められない。本補助金交付要綱において当該補助金の公益性を明確に示すべきである。 |

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|------|-----------------------------|---|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的の公益性については上記指摘事項のとおり。交付対象が情産協に限定されている点については、島根県が県内産業の高度化のためにソフト系IT産業を戦略的な業種と位置付け、戦略的に振興を図ることとされた合理的な経緯がある（※1）。また、情産協が情報関連技術の開発及び利用の促進、情報化の基盤整備等を通じて情報産業の振興を図り、もって本県経済、社会の発展に寄与することを目的として設立され、県内の多くのIT企業を会員としていることから、交付対象の合理性について問題はない。 | — |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | 事務事業評価として、 ① ソフト系IT産業全体の売上高 ② ソフト系IT産業全体の従事者数 をKPIとしているが、本補助金単体としてのKPIとしては不十分。ただし、上記とは別にIT人材育成講座の受講者数を把握するとともに受講生アンケートにより5段階評価で結果を把握している（※2）。 | — |
| 3 | 効果（実績値）の計数化と測定値の合理性 | 事務事業評価のKPIに対しては実績値を把握しているが（※2）、受講生アンケートについては実績値が計数化されていない。 | — |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | 事務事業評価のKPIには目標値が設定されているが（※2）、受講生アンケートについては目標値の設定がない。 | — |
| 5 | ギャップ分析と フィードバック | 事務事業評価のKPIについては現状分析や課題の抽出、今後の方向性の指針まで検討されているが、本補助金単体としての分析等にはなっていない。なお、受講生アンケートについては現状把握のみで、特段の分析は為されていない。 | — |
| 6 | KPIの比較可能性 （金額的な視点等） | 本補助金事業単体のKPIに金額的な視点等により比較可能性を持たせることは困難と判断した。 | |

※1：島根県の産業振興を戦略的に推進し、県内産業の活性化を図るため、平成19年5月にしまね産業活性化戦略会議が設置された。同会議の委員は知事が委嘱した民間企業活動の第一線で活躍している経営者や学識経験者等により構成されており、3回の会議開催の後、「しまね産業活性化戦略（第1次とりまとめ）」が同11月に公表され、島根県の産業振興の方向性を示すものとして権威づけられている。この「しまね産業活性化戦略（第1次とりまとめ）」において、「ソフト系IT産業の振興」は県内産業振興の柱の一つとして位置付けられており、具体策として「Ruby・組込みエンジニアの育成・支援」と「Ruby特産化に向けた支援」が定義づけられている。

※2：上記におけるKPI、目標値の設定（金額的な視点含む）、評価測定とフィードバック分析等は事務事業ベースでの尺度等であり、本補助金単体のKPIにはなっていない。また、事務事業評価上のKPIは県内の全ソフト系IT企業の合計値となっており、本補助金事業により開催された人材育成講座の受講者のみを抽出したものではない。このため、要綱の目的である「IT人材育成講座の開催による県内IT企業の技術者のスキル・能力や業界全体のレベルの向上」との関連性に疑問が生じる。

| 評価の尺度 | | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-------|------------------|---------|---------|---------|
| 実績 | 県内ソフト系IT産業全体の売上高 | 228.0億円 | 230.4億円 | 230.7億円 |
| | 〃 の従事者数 | 1,284人 | 1,381人 | 1,441人 |
| 目標 | 県内ソフト系IT産業全体の売上高 | 190億円 | 240億円 | 254億円 |
| | 〃 の従事者数 | 1,260人 | 1,324人 | 1,400人 |
| 達成率 | 県内ソフト系IT産業全体の売上高 | 120% | 96% | 91% |
| | 〃 の従事者数 | 102% | 104% | 103% |

同一事務事業内の全ての補助事業が、混在一体となって「産業の振興」という目的の達成を目指していることは理解できるが、上記の評価尺度では、本補助事業単体としてどれだけ上記の目標値の達成に寄与したか区分できない。即ち、目標達成の「ツール」としてのしまねIT産業人材育成支援事業の有効性を評価しきれない。

この点、県は、上記とは別にIT人材育成講座の受講者数を把握するとともに、各講座の受講生に対してアンケートを行い、知識・スキルの向上に役立ったか、実習・演習が役立ったかなどについて5段階評価で結果を把握している。当該結果を点数化し、KPIとすることにより、本事業により開催された講習会によりスキル・能力が向上した技術者の人数と向上の程度を定量的に検証可能となるため、本事業のKPIとして採用を検討されたい。

また、金額的な視点等によるKPIの設定は、事業の特性上困難と考えた。

11. IT人材確保促進支援事業補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|------|-----------|----|-----------------------|-------|
| 基本目標 | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策 | 1 | 産業振興(1) ものづくり・IT産業の振興 | |
| | | 施策 | 1-1-3 ソフト系IT産業の振興 | |
| | | | しまねIT産業振興事業 | 産業振興課 |

1. 概要

(1) 目的

県内に事業所を有しソフトウェア開発を業とする企業による、即戦力となる県外に居住するIT人材（ソフトウェア開発について専門的な知識又は技術を有する者をいう。以下同じ）の確保を促進し、もって県内IT産業の振興を図ることを目的とする。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）
IT人材確保促進支援補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助対象者

ソフトウェア開発を業とする企業（県内に本社、支社又は開発拠点を有する者に限る）

イ. 対象事業・補助率・補助限度額

| 補助対象事業 | 補助率 | 補助限度額 |
|---|--------------|---------------|
| 即戦力となる県外に居住するIT人材の採用（求人内容が県内勤務に限る。）を目的として利用する特定職業紹介業者が提供する以下のサービスに係る経費のうち、予算の範囲内で知事が必要と認めるもの ・インターネットによる求人情報及び求職者情報提供サービスの利用料（一般紹介（登録）型のサービスに限る） ・合同企業説明会等の求人・求職イベントへの参加料 | 補助対象経費の1/2以内 | 1事業につき200万円以下 |

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

（単位：千円）

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|
| IT人材確保促進支援事業補助金 | 550 | 1,913 | 1,965 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

指摘又は意見を付すべき事項は発見されなかった。

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|--|-----------------------------|---|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的は「IT人材の確保を促進し、もって県内IT産業の振興を図ること」を目的とするとされており、目的の公益性が認められる。 交付対象は県内ソフトウェア開発を業とする企業全てに門戸が開かれており、交付対象の合理性にも問題はない。 | ○ |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | 採用者数をKPIとして設定しており、合理性に問題はない（※1）。 | ○ |
| 3 | 効果（実績値）の計数化と測定値の合理性 | 採用者数の実績値を計数として把握している（※1）。 | ○ |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | 目標値の設定はない（※1）。 | — |
| 5 | ギャップ分析とフィードバック | 目標値の設定がないためギャップ分析等を行っていない。 | — |
| 6 | KPIの比較可能性 （金額的な視点等） | 県が採用しているKPIでも効果の測定は可能であるが、金額的な視点によるKPIの採用も可能と考えられる。 | — |
| ※1：当補助金の目的は、「即戦力となる県外に居住するIT人材の確保を促進し、もって県内IT産業の振興を図ること」であるため、県の設定するKPIでも評価はできるが、他の手法との比較可能性を考えると金額的な視点による指標化ができないか、検討を要する。この点、第一義的には本補助金事業利用事業者の付加価値額の増加が尺度として考えられる。その際、通常スキルの高い人材ほど人件費コストが高いと考えられるため、利用事業者の負担が増加する人件費額を付加価値額とみなしてKPIとすることも合理的と考えられるため、導入可否を検討されたい。 | | | |

12. Ruby World Conference開催準備事業補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|------|-----------|-----|-----------------------|-------|
| 基本目標 | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策 | 1-1 | 産業振興(1) ものづくり・IT産業の振興 | |
| | | 施策 | 1-1-3 ソフト系IT産業の振興 | |
| | | | しまねIT産業振興事業 | 産業振興課 |

1. 概要

(1) 目的

この補助金は、Ruby World Conference開催実行委員会に対して、Ruby World Conferenceの開催準備に係る経費の一部を補助し、もってRubyWorld Conferenceの成功に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）
Ruby World Conference開催準備事業補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助対象者

Ruby World Conference開催実行委員会

イ. 対象事業・補助金額

(a) 県は、補助金を予算の範囲内で交付するものとする。

(b) 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象経費は、次表のとおりとする。

| 補助対象事業 | 補助対象経費 |
|---|--|
| Ruby World Conference開催実行委員会が行うRuby World Conferenceの開催準備事業 | 1 事務局運営に要する経費 2 会場の使用、賃借に要する経費 3 会場の装飾、音響に要する経費 4 司会及び同時通訳に要する経費 5 講演等招聘者に関する渡航手続、謝金等に要する経費 6 広報活動に要する経費 7 当日資料に要する経費 8 記録、報告書の作成に要する経費 9 その他、知事が必要と判断する経費 |

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|--------------------------------|-------|-------|-------|
| Ruby World Conference開催準備事業補助金 | 7,873 | 7,765 | 7,808 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

| 属性区分 | 問題点の内容 |
|------|---|
| 指摘事項 | 上記要綱の目的が「Ruby World Conferenceの成功に寄与すること」とされており、当該イベントの成功が公益性とどう繋がるか、要綱上で明確にされていない。Ruby World Conference2017事業計画書に記載された「開催目的」に「先進的な利用事例や最新の技術動向などの情報発信を通じて、Ruby市場、ビジネス利用の拡大を図る」とされていることから、目的の真意はRubyの発展を通じた「県内IT関連産業の発展」にあると考えられ、要綱上の目的を修正すべきである。 |

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|------|-----------------------------|--|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的の合理性には上記指摘事項の問題がある。交付対象がRuby World Conference開催実行委員会に限定されている点については、島根県が県内産業の高度化のためにソフト系IT産業を戦略的な業種と位置付け、Ruby市場・ビジネス利用の拡大を図ることとされた合理的な経緯がある（※1）。 | — |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | 事務事業評価として、 ① ソフト系IT産業全体の売上高 ② ソフト系IT産業全体の従事者数をKPIとしている（※2）。 このKPIは広く県内のソフト系IT産業全体を対象としており本補助事業単体の指標として活用するには無理がある。 ただし、上記とは別にRuby World Conferenceの参加者数の把握、Ruby World Conferenceの参加者アンケートを実施しており、当該指標はKPIとして合理的といえる。 | — |
| 3 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | 事務事業評価のKPIには目標値が設定されている（※2）。参加者数については事業計画書に記載されている来場者見込みが目標値に相当するとのことであるが参加者アンケートについては目標値の設定はない。 | — |
| 4 | 効果(実績値)の計数化と測定値の合理性 | 事務事業評価のKPIに対しては実績値を把握している（※2）。参加者数は実績の把握がされているが、参加者アンケートについては特段の計数分析は為されていない。 | — |
| 5 | ギャップ分析とフィードバック | 事務事業評価のKPIについては現状分析や課題の抽出、今後の方向性の指針まで検討されているが、本補助金単体としての分析等にはなっていない。なお、受講生アンケートについては現状把握のみで特段の分析は為されていない。 | — |
| 6 | KPIの比較可能性 (金額的な視点等) | 本補助金事業単体のKPIに金額的な視点等により比較可能性を持たせることは困難と判断した。 | |

※1：島根県の産業振興を戦略的に推進し、県内産業の活性化を図るため、平成19年5月にしまね産業活性化戦略会議が設置された。同会議の委員は知事が委嘱した民間企業活動の第一線で活躍している経営者や学識経験者等により構成されており、3回の会議開催の後、「しまね産業活性化戦略（第1次とりまとめ）」が同11月に公表され、島根県の産業振興の方向性を示すものとして権威づけられている。
この「しまね産業活性化戦略（第1次とりまとめ）」において、「ソフト系IT産業の振興」は県内産業振興の柱の一つとして位置付けられており、具体策として「Ruby・組込みエンジニアの育成・支援」と「Ruby特産化に向けた支援」が定義づけられている。

※2：上記におけるKPI、目標値の設定（金額的な視点含む）、評価測定とフィードバック分析等は事務事業ベースであり、個別の補助事業別のKPIにはなっていない。

| 評価の尺度 | | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-------|------------------|---------|---------|---------|
| 実績 | 県内ソフト系IT産業全体の売上高 | 228.0億円 | 230.4億円 | 230.7億円 |
| | の従事者数 | 1,284人 | 1,381人 | 1,441人 |
| 目標 | 県内ソフト系IT産業全体の売上高 | 190億円 | 240億円 | 254億円 |
| | の従事者数 | 1,260人 | 1,324人 | 1,400人 |
| 達成率 | 県内ソフト系IT産業全体の売上高 | 120% | 96% | 91% |
| | の従事者数 | 102% | 104% | 103% |

同一事務事業内の全ての補助事業が、混在一体となって「Ruby・組込みエンジニアの育成」や「Ruby特産化」を通じた「産業の振興」という目的の達成を目指していることは理解できるが、上記のKPIでは、どの補助事業がどれだけ上記の目標値の達成に寄与したか区分できない。即ち、目標達成の「ツール」としてのRuby World Conference開催準備事業補助金事業の有効性を評価しきれない。
この点、県は、上記とは別にRuby World Conferenceの参加者数の把握と属性分析を実施している。結果は次のとおりであるが、前期までの県内参加者の少なさを問題視した結果、平成30年については、県内参加者数を大幅に伸ばし、実来場者数は合計で1,028名まで増加しているとの説明を受けた。

| | 平成27年 | | | | 平成28年 | | | | 平成29年 | | | |
|-----------|-------|-----|----|-----|-------|-----|----|-----|-------|-----|----|-----|
| | 県内 | 県外 | 海外 | 合計 | 県内 | 県外 | 海外 | 合計 | 県内 | 県外 | 海外 | 合計 |
| IT企業関係者 | 106 | 308 | 3 | 417 | 102 | 190 | 6 | 298 | 66 | 288 | 16 | 370 |
| その他企業関係者 | 8 | 14 | 10 | 32 | 38 | 14 | 0 | 52 | 8 | 29 | 0 | 37 |
| 行政関係者 | 38 | 14 | 0 | 52 | 53 | 6 | 0 | 59 | 44 | 7 | 0 | 51 |
| 研究教育機関関係者 | 94 | 12 | 0 | 106 | 67 | 8 | 0 | 75 | 94 | 7 | 0 | 101 |
| 一般（所属なし） | 5 | 9 | 0 | 14 | 3 | 4 | 0 | 7 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| 講演者 | 1 | 10 | 4 | 15 | 1 | 14 | 3 | 18 | 2 | 12 | 2 | 16 |
| 実来場者数 | 252 | 367 | 17 | 636 | 264 | 236 | 9 | 509 | 214 | 345 | 18 | 577 |
| 目標参加者数 | 800 | | | | 800 | | | | 800 | | | |
| 達成率 | 79.5% | | | | 63.6% | | | | 72.1% | | | |

その他、県はRuby World Conferenceの参加者に対しアンケートを実施しており、主な質問項目は次のとおりである。

- ✓各カンファレンスに対する評価
- ✓Rubyの利用状況
- ✓カンファレンスの参加実績 等

当該結果を点数化し、KPIとしてモニタリングすることにより、本事業により各カンファレンスやRubyの浸透度等を定量的に検証可能とすることができないか、検討されたい。また、金額的な視点等によるKPIの設定は、事業の特性上困難と考えた。

13. 島根県Ruby bizグランプリ実施支援補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|-------|-----------|-----------------------|-------------|-------|
| 基本目標Ⅰ | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策Ⅰ-1 | 産業振興(1) ものづくり・IT産業の振興 | | |
| | | 施策Ⅰ-1-3 | ソフト系IT産業の振興 | |
| | | | しまねIT産業振興事業 | 産業振興課 |

1. 概要

(1) 目的

Ruby bizグランプリ実行委員会に対して、Ruby bizグランプリの開催、普及に係る経費を補助し、もってRubyでのビジネスチャンスの拡大に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）
島根県Ruby bizグランプリ実施支援補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助対象者

Ruby bizグランプリ実行委員会（以下「補助事業者」という。）

イ. 対象事業・対象経費・補助金額

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助率 |
|---------------------------------------|--|---------|
| 補助事業者が行うRuby bizグランプリの企画、運営、普及等に関する事業 | 1 補助事業者の運営に要する経費 2 専用サイトの開設及び維持に要する経費 3 広報・プロモーション活動に要する経費 4 表彰式等に準備及び実施にあたり必要となる経費 5 その他、知事が必要と判断する経費 | 10/10以内 |

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|------------------------|--------|--------|--------|
| 島根県Rubybizグランプリ実施支援補助金 | 31,259 | 30,097 | 26,968 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

| 属性区分 | 問題点の内容 |
|------|--|
| 指摘事項 | <p>交付要綱の目的が「Rubyでのビジネスチャンスの拡大に寄与すること」とされており、ビジネスチャンスの拡大が公益性とどう繋がるか、要綱上で明確にされていない。事務事業評価シートが下記のとおり定義されているため、目的の真意はRuby bizグランプリの開催、普及によるRubyによるビジネスチャンスの拡大を通じた「県内IT関連産業の発展」にあると考えられ、要綱上の目的を修正することが求められる。</p> <p>(参考：事務事業評価シート) 目的：県内ソフト系IT企業の技術力・開発力の向上等による事業拡大及び技術人材育成・確保 内容：県内のIT産業が持続的に発展すること目指し、人材育成・確保、技術力・商品力の強化、情報発信・販路開拓等の支援を通じて各企業が国内外で売れる商品・サービスを構築していくことを促進する。</p> |

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------------------------|--|---------|---------|--|-------|-------|-------|----|------------------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|----|------------------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|-----|------------------|------|-----|-----|--------|------|------|------|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的の合理性には上記指摘事項の問題がある。交付対象がRuby bizグランプリ実行委員会に限定されている点については、島根県が県内産業の高度化のためにソフト系IT産業を戦略的な業種と位置付け、Ruby市場・ビジネス利用の拡大を図ることとされた合理的な経緯がある（※1）。 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | 事務事業評価として、 ① ソフト系IT産業全体の売上高 ② ソフト系IT産業全体の従事者数をKPIとしている（※2）。 このKPIは広く県内のソフト系IT産業全体を対象としており本補助事業単体の指標として活用するには無理がある。ただし、上記とは別にRuby bizグランプリの参加者数や参加者に対するアンケートによる満足度等の把握、Rubyアソシエーション認定技術者数やRubyによるシステム開発件数を継続的に把握しており、当該計数はKPIとして合理的といえる。 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 効果（実績値）の計数化と測定値の合理性 | 事務事業評価のKPIに対しては実績値を把握している（※2）。参加者数は実績の把握がされているが、参加者アンケートについては特段の計数分析は為されていない。 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | 事務事業評価のKPIには目標値が設定されている（※2）。参加者数については事業計画書に記載されている来場者見込みが目標値に相当するとのことであるが参加者アンケートについては目標値の設定はない。 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | ギャップ分析とフィードバック | 事務事業評価のKPIについては現状分析や課題の抽出、今後の方向性の指針まで検討されているが、本補助金単独としての分析等にはなっていない。なお、受講生アンケートについては現状把握のみで特段の分析は為されていない。 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | KPIの比較可能性 （金額的な視点等） | 本補助金事業単体のKPIに金額的な視点等により比較可能性を持たせることは困難と判断した。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>※1：島根県の産業振興を戦略的に推進し、県内産業の活性化を図るため、平成19年5月にしまね産業活性化戦略会議が設置された。同会議の委員は知事が委嘱した民間企業活動の第一線で活躍している経営者や学識経験者等により構成されており、3回の会議開催の後、「しまね産業活性化戦略（第1次とりまとめ）」が同11月に公表され、島根県の産業振興の方向性を示すものとして権威づけられている。</p> <p>この「しまね産業活性化戦略（第1次とりまとめ）」において、「ソフト系IT産業の振興」は県内産業振興の柱の一つとして位置付けられており、具体策として「Ruby・組み込みエンジニアの育成・支援」と「Ruby特産化に向けた支援」が定義づけられている。</p> <p>※2：上記におけるKPI、目標値の設定（金額的な視点含む）、評価測定とフィードバック分析等は事務事業ベースであり、個別の補助事業別のKPI等にはなっていない。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価の尺度</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">実績</td> <td>県内ソフト系IT産業全体の売上高</td> <td>228.0億円</td> <td>230.4億円</td> <td>230.7億円</td> </tr> <tr> <td>〃の従事者数</td> <td>1,284人</td> <td>1,381人</td> <td>1,441人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">目標</td> <td>県内ソフト系IT産業全体の売上高</td> <td>190億円</td> <td>240億円</td> <td>254億円</td> </tr> <tr> <td>〃の従事者数</td> <td>1,260人</td> <td>1,324人</td> <td>1,400人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">達成率</td> <td>県内ソフト系IT産業全体の売上高</td> <td>120%</td> <td>96%</td> <td>91%</td> </tr> <tr> <td>〃の従事者数</td> <td>102%</td> <td>104%</td> <td>103%</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 評価の尺度 | | H27年度 | H28年度 | H29年度 | 実績 | 県内ソフト系IT産業全体の売上高 | 228.0億円 | 230.4億円 | 230.7億円 | 〃の従事者数 | 1,284人 | 1,381人 | 1,441人 | 目標 | 県内ソフト系IT産業全体の売上高 | 190億円 | 240億円 | 254億円 | 〃の従事者数 | 1,260人 | 1,324人 | 1,400人 | 達成率 | 県内ソフト系IT産業全体の売上高 | 120% | 96% | 91% | 〃の従事者数 | 102% | 104% | 103% |
| 評価の尺度 | | H27年度 | H28年度 | H29年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実績 | 県内ソフト系IT産業全体の売上高 | 228.0億円 | 230.4億円 | 230.7億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 〃の従事者数 | 1,284人 | 1,381人 | 1,441人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目標 | 県内ソフト系IT産業全体の売上高 | 190億円 | 240億円 | 254億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 〃の従事者数 | 1,260人 | 1,324人 | 1,400人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 達成率 | 県内ソフト系IT産業全体の売上高 | 120% | 96% | 91% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 〃の従事者数 | 102% | 104% | 103% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

同一事務事業内の全ての補助事業が、混在一体となって「Ruby・組み込みエンジニアの育成」や「Ruby特産化」を通じた「産業の振興」という目的の達成を目指していることは理解できるが、上記のKPIでは、どの補助事業がどれだけ上記の目標値の達成に寄与したか区分できない。即ち、目標達成の「ツール」としての島根県Ruby bizグランプリ実施支援補助金事業の有効性を評価しきれない。また、参加者数は事業の結果そのものであり、アンケート結果も状況把握のみに留まっているためKPIとしてそのままの利用はできない。

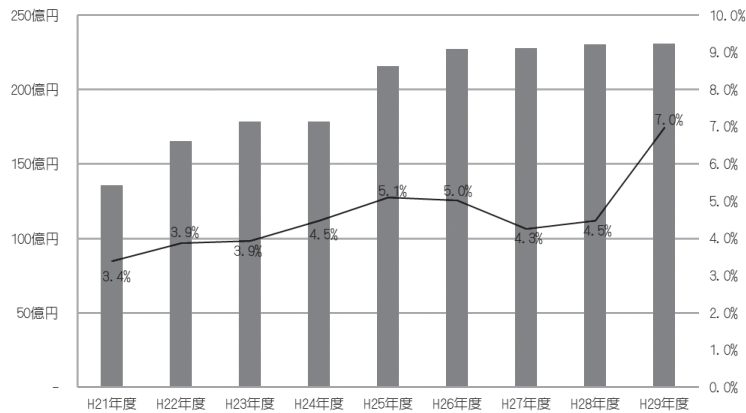
この点、県は、上記とは別にRubyアソシエーション認定技術者数やRubyによるシステム開発件数を継続的に把握しており、当該計数であれば本補助金事業のKPIとして合理的といえる。さらに、県はRubyにより開発されたシステムに係る売上高を把握しており、業界内全売上高の占有率も把握している。これをKPIとすれば、本事業に係る金額的な効果の測定が可能となるため、当該方法の尺度としての採用を検討すべきである。

| 評価の尺度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ① 県内ソフト系IT産業全体の売上高 | 216億円 | 227億円 | 228億円 | 230億円 | 231億円 |
| ② (うち、Ruby関連の売上高) | 11億円 | 11億円 | 10億円 | 10億円 | 16億円 |
| ②/① | 5.1% | 5.0% | 4.3% | 4.5% | 7.0% |
| ③ “ ” のシステム開発件数 | 1,693件 | 1,249件 | 1,179件 | 1,273件 | 1,530件 |
| ④ (うち、Ruby関連の件数) | 316件 | 394件 | 369件 | 406件 | 422件 |
| ④/③ | 18.7% | 31.5% | 31.3% | 31.9% | 27.6% |

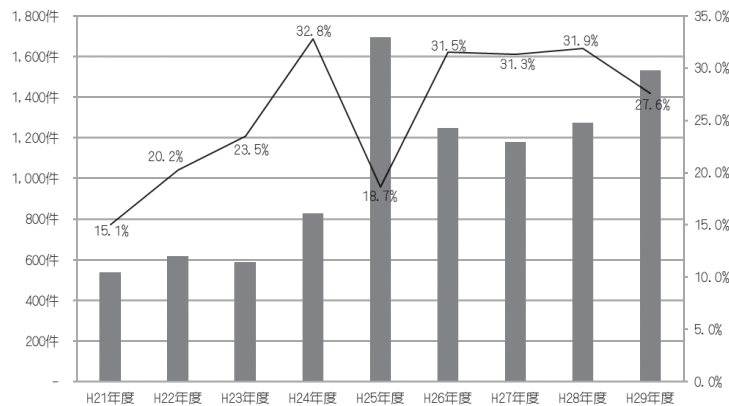
| Rubyエンジニア数 | 316人 | 331人 | 324人 | 369人 | 394人 |
|-----------------|------|------|------|------|------|
| ※ (うち、Silver認定) | 159人 | 174人 | 184人 | 202人 | 213人 |
| ※ (うち、Gold認定) | 38人 | 32人 | 58人 | 76人 | 75人 |

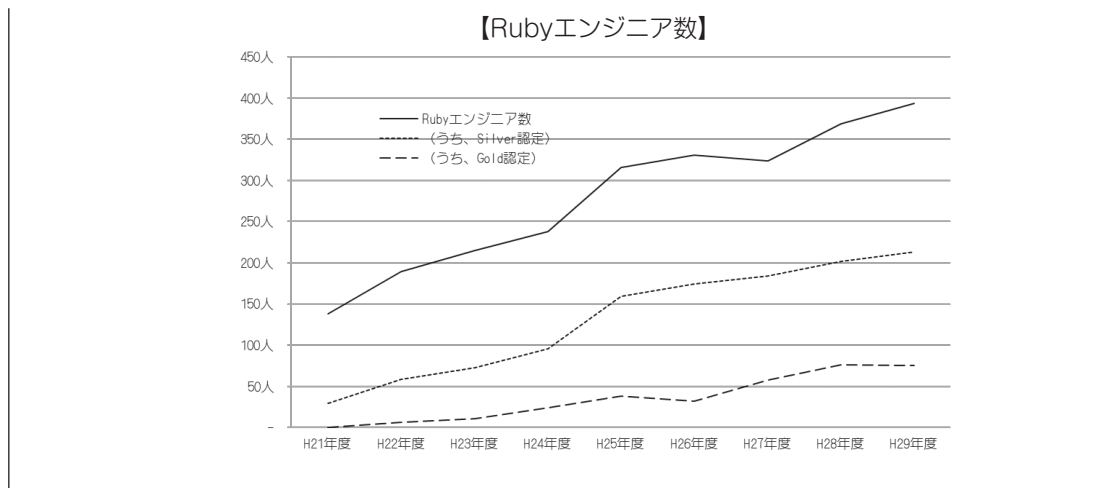
※ Ruby技術者認定試験制度は、一般財団法人Rubyアソシエーションが実施する、Rubyベースのシステムを設計、開発、運用するエンジニア、Rubyでシステム提案を行うコンサルタント、Rubyを教える講師及びRubyを学ぶ学生などを対象とした認定試験制度。認定者は、Ruby技術者としての技術力を公正に評価され、高い水準のRubyによるシステム開発能力を持つことを認定される。認定によりRubyベースでシステム開発を行ううえで必要な基礎的な知識と応用力をもつことをアピールすることができる。Ruby技術者認定試験の合格者は、「Ruby Association Certified Ruby Programmer Silver/Gold version 2.1」として認定される。

【県内ソフト系IT産業全体の売上高と、Ruby関連売上高の占有率】



【県内ソフト系IT産業全体のシステム開発件数と、同件数に占めるRuby関連の占有率】





14. 島根県スモウルビー・プログラミング甲子園開催支援補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|-------|-----------|---------|---------------|-------|
| 基本目標Ⅰ | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策Ⅰ-1 | 産業振興（1） | ものづくり・IT産業の振興 | |
| | | 施策Ⅰ-1-3 | ソフト系IT産業の振興 | |
| | | | しまねIT産業振興事業 | 産業振興課 |

1. 概要

(1) 目的

スモウルビー・プログラミング甲子園開催実行委員会に対して、スモウルビー・プログラミング甲子園の開催に係る経費を補助し、もってルビー甲子園の成功に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

島根県スモウルビー・プログラミング甲子園開催支援補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助対象者

スモウルビー・プログラミング甲子園開催実行委員会（以下、「補助事業者」という。）

（注1）スモウルビー

スモウルビーとは、プログラミング経験の無い小中学生でも、簡単な操作でRubyのプログラム作りを体験し、学習できるようになることを目的として開発された、オープンソースソフトウェアである。

イ. 対象事業・対象経費・補助金額

| 補助対象事業 | 補助対象経費 |
|------------------------|----------------------------------|
| 補助事業者が行うルビー甲子園開催に関する事業 | 1 当該実行委員会の運営に要する経費 |
| | 2 ゲーム及び対戦環境等の整備に関する経費 |
| | 3 専用サイトの開設及び維持に要する経費 |
| | 4 広報活動に要する経費 |
| | 5 体験会、セミナー等開催に要する経費 |
| | 6 大会の準備及び実施にあたり必要となる技術サポートに関する経費 |
| | 7 大会の実施にあたり必要となる経費 |
| | 8 その他、知事が必要と判断する経費 |

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----------------------------|--------|--------|--------|
| 島根県スモウルビー・プログラミング甲子園開催支援補助金 | 22,024 | 21,992 | 19,452 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

| 属性区分 | 問題点の内容 |
|------|---|
| 指摘事項 | <p>交付要綱の目的が「スモウルビー・プログラミング甲子園の成功に寄与すること」とされており、スモウルビー・プログラミング甲子園の成功が公益性とどう繋がるか、要綱上で明確にされていない。事務事業評価シートが下記のとおり定義されているため、目的の真意はスモウルビー・プログラミング甲子園の開催によるRuby技術者の育成を通じた「県内IT関連産業の発展」にあると考えられ、要綱上の目的を修正することが求められる。</p> <p>(参考：事務事業評価シート) 目的：県内ソフト系IT企業の技術力・開発力の向上等による事業拡大及び技術人材育成・確保 内容：県内のIT産業が持続的に発展すること目指し、人材育成・確保、技術力・商品力の強化、情報発信・販路開拓等の支援を通じて各企業が国内外で売れる商品・サービスを構築していくことを促進する。</p> |

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

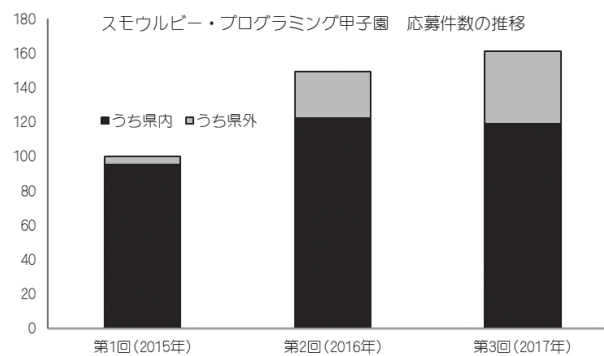
| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|------|-----------------------------|---|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的の合理性には上記指摘事項の問題がある。交付対象がスモウルビー・プログラミング甲子園開催実行委員会に限定されている点については、島根県が県内産業の高度化のためにソフト系IT産業を戦略的な業種と位置付け、Ruby市場・ビジネス利用の拡大を図ることとされた合理的な経緯がある（※1）。 | — |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | 事務事業評価として、 ① ソフト系IT産業全体の売上高 ② ソフト系IT産業全体の従事者数をKPIとしている（※2）。 このKPIは広く県内のソフト系IT産業全体を対象としており本補助事業単体の指標として活用するには無理がある。 ただし、上記とは別にスモウルビー出前授業の申込件数、ルビー甲子園の応募件数を継続的に把握しており、当該計数はKPIとして合理的といえる。 | — |
| 3 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | 事務事業評価のKPIには目標値が設定されている（※2）。 一方、スモウルビー出前授業申込件数、スモウルビー・プログラミング甲子園応募件数については目標値の設定はない。 | — |
| 4 | 効果(実績値)の計数化と測定値の合理性 | 事務事業評価のKPIに対しては実績値を把握している（※2）。スモウルビー出前授業申込件数、スモウルビー・プログラミング甲子園応募件数については実績値を把握し、合理的に計数化している。 | — |
| 5 | ギャップ分析とフィードバック | 事務事業評価のKPIについては現状分析や課題の抽出、今後の方向性の指針まで検討されているが、本補助金単独としての分析等にはなっていない。なお、スモウルビー出前授業申込件数、スモウルビー・プログラミング甲子園応募件数について分析を行い、次回の応募課題等に対しフィードバックを行っている。 | — |
| 6 | KPIの比較可能性 (金額的な視点等) | 本補助金事業単体のKPIに金額的な視点等により比較可能性を持たせることは困難と判断した。 | |

- ※1：島根県の産業振興を戦略的に推進し、県内産業の活性化を図るため、平成19年5月にしまね産業活性化戦略会議が設置された。同会議の委員は知事が委嘱した民間企業活動の第一線で活躍している経営者や県内学識経験者等により構成されており、3回の会議開催の後、「しまね産業活性化戦略（第1次とりまとめ）」が同11月に公表され、島根県の産業振興の方向性を示すものとして権威づけられている。
- この「しまね産業活性化戦略（第1次とりまとめ）」において、「ソフト系IT産業の振興」は県内産業振興の柱の一つとして位置付けられており、具体策として「Ruby・組み込みエンジニアの育成・支援」と「Ruby特産化に向けた支援」が定義づけられている。
- ※2：上記におけるKPI、目標値の設定（金額的な視点含む）、評価測定とフィードバック分析等は事務事業ベースであり、個別の補助事業別のKPIにはなっていない。

| 評価の尺度 | | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-------|------------------|---------|---------|---------|
| 実績 | 県内ソフト系IT産業全体の売上高 | 228.0億円 | 230.4億円 | 230.7億円 |
| | の従事者数 | 1,284人 | 1,381人 | 1,441人 |
| 目標 | 県内ソフト系IT産業全体の売上高 | 190億円 | 240億円 | 254億円 |
| | の従事者数 | 1,260人 | 1,324人 | 1,400人 |
| 達成率 | 県内ソフト系IT産業全体の売上高 | 120% | 96% | 91% |
| | の従事者数 | 102% | 104% | 103% |

同一事務事業内の全ての補助事業が、混在一体となって「県内ソフト系IT産業の振興」という目的の達成を目指していることは理解できるが、上記の評価尺度では、どの補助事業がどれだけ上記の目標値の達成に寄与したか区分できない。即ち、目標達成の「ツール」としての島根県スモウルビー・プログラミング甲子園開催支援補助金事業の有効性を評価しきれない。

この点、県は、上記とは別にスモウルビー出前授業申込件数、スモウルビー・プログラミング甲子園応募件数を継続的に把握している。これらの項目は、一見すると、本補助金事業の実施結果ともいえ、当該事業のKPIとするのは合理的ではないとも考えられる。しかし、当該応募のためには、事前にプレイヤーキャラクターを自動操縦するためのAIプログラムを作成する必要があり、審査用AIプログラムとの対戦により高得点を出すことを目指すことになる。つまり、応募するだけでかなりの興味と能力を保持している必要があることになる。



本補助事業の第一義的な目的は、小中学生のRubyのプログラム作りの機会を増やし、理解を深め、継続して学習してもらうことを通じて将来的なRubyの技術者が育成されることにあると思われる。つまり、島根県スモウルビー・プログラミング甲子園への応募者や参加者等を増やすことではなく、応募者が本当に育成されているか、が重要となり、KPIは当該「育成されているか」を基準に設定されることになる。

このため、通常であれば、本事業実施自体の結果である応募（参加）者数や来場者数はKPIとはならない。しかし、本補助金事業の場合、応募する際にAIプログラムを作成する必要があり、このため応募の作業の中で「育成される」ことになり、従って当該応募者の数の増加は、そのまま育成された者の増加になると考えられる。このため、県が継続して把握している応募者数をKPIとして設定することを検討されたい。

(第3回大会のフライヤー)

大会概要

スモウルビー・プログラミング甲子園は、高校生以下を対象としたプログラミング競技会です。本競技会では、スモウルビーを使って主催者が用意したゲームを攻略するためのAI(人工知能)プログラムを作成し、全国から集まる参加者たちとゲームで対戦しながら頂点を目指します。

競技内容

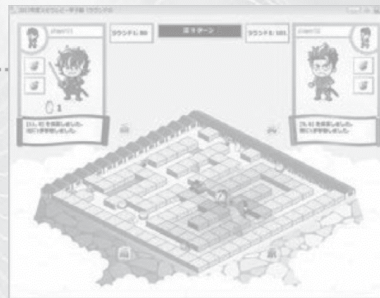
- 参加者は、主催者が用意するゲーム上において、プレイヤーキャラクタを自動操縦するためのAIプログラムを作成します。
- AIプログラムが自動操縦するプレイヤーキャラクタは、ゴールを目指しながら対戦相手と得点を競います。
- 勝敗は、2ゲームの合計得点で判定します。
- 平成30年1月に予選大会を実施し、決勝大会進出者を決定します。
(応募作品と審査用AIプログラムとを対戦させ、この得点で順位を決めます。)
- 平成30年3月24日(土)に開催する決勝大会では、決勝大会進出者が松江市に集まり、トーナメントで優勝を目指します。(参加は12組を予定。)
- 決勝大会出場者には旅費の補助、上位入賞者へは副賞などが予定されています。
(詳細は公式サイトで発表します。)

募集内容

- 1 募集作品** スモウルビーで作成した本大会ゲーム用のAIプログラム
- 2 参加資格** 高校生以下の個人又はグループ (平成11年4月2日以降生まれの方) ※グループ参加の人数制限はありません。
- 3 募集期間** 平成29年7月3日～平成30年1月12日
- 4 応募方法** 公式サイトからご応募ください。<http://smalruby-koshien.jp/>

ゲーム概要

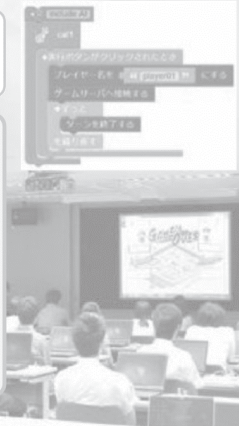
- 1 15×15マスのマップ上でゴールを目指しながら得点を競います。
- 2 マップ上には、妨害キャラクタや加減点アイテムが配置されています。
- 3 得点は、ゴールボーナスと加減点アイテムの獲得で加算され、妨害キャラクタ・減点アイテムとの接触により減点されます。
- 4 高得点を出すためには、ゴールボーナス以外にも加減点アイテムの獲得や減点アイテムの回避が重要です。状況に応じた動きができるようAIプログラムを工夫してみてください!



スモウルビーとは

応募作品(AIプログラム)を作ってもらう「スモウルビー」とは、ブロック(基本的な命令をブロックにしたもの)を組み合わせることにより、簡単にプログラム作成できるビジュアルプログラミングツールです。

- **ご要望に応じて学校などでの出前講座も県内外を問わず開催します。開催のご希望がありましたら、お気軽にお問い合わせください。**
※お問い合わせは公式サイトよりお願いします。
※時期や人数によってはご要望にお応えできない場合もありますのでご容赦ください。
- **定期的に対戦会も開催する予定です。**
※詳細が決まりましたら公式サイトでお知らせします。
- **公式Facebook・Twitter・Instagramもぜひご覧ください。**



15. 島根県企業立地促進助成金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|-------|-----------|------------|----------------|-------|
| 基本目標Ⅰ | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策Ⅰ | ー1 産業振興(1) | ものづくり・IT産業の振興 | |
| | | 施策Ⅰ | ー1-4 企業立地の推進 | |
| | | | 企業誘致のための各種助成事業 | 企業立地課 |

1. 概要

(1) 目的

企業の立地を促進する措置を講ずることにより、本県の産業の高度化及び雇用機会の増大を図り、もって広く定住の促進に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

① 根拠法令

島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号）第6条（以下、「条例」）

島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号）（以下、「規則」）

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

島根県企業立地促進助成金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助対象者

イに掲げる者

イ. 対象事業・補助金額

| 補助対象者 | 対象事業 | 補助金額 |
|---|---|--|
| (1) 規則第3条第1号に掲げる場合 増加固定資本額が1億円以上であって、増加常用従業員の数（以下「増加常用従業員数」という。）が10人以上であること。 | 助成金の交付の対象となる経費は、増加固定資本額（助成金以外の県の交付する補助金等を直接又は間接にその経費の一部として投下固定資本を取得した場合は、その取得に要した経費を除く）及び増加常用従業員に係る経費とする。 | 助成金の交付決定のあった年度の当該助成金の交付限度額は2億円とし、当該助成金の額が2億円を超える場合にあっては、2億円を超える部分の助成金について交付決定のあった年度の翌年度以降に各年度2億円を限度として分割して交付するものとする。 |
| (2) 規則第3条第1号の2に掲げる場合 増加固定資本額が5,000万円以上であって、増加常用従業員の数が5人以上であること（増加固定資本額が1億円以上であって、増加常用従業員の数が10人以上である場合を除く）。 | | |
| (3) 規則第3条第2号に掲げる場合 増加常用従業員の数が10人以上であって、かつ、増加常用従業員のうち契約社員以外のものの数が5人以上であること。 | | |
| (4) 規則第3条第3号に掲げる場合 増加常用従業員数が3人以上であること。 | | |
| (5) 規則第3条第4号に掲げる場合 増加常用従業員数が5人以上であること。 | | |
| (6) 規則第3条第5号に掲げる場合 増加常用従業員数が5人以上であって、かつ、増加常用従業員のうち契約社員以外のものの数が3人以上であること。 | | |

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|
| 島根県企業立地促進助成金 | 2,632,140 | 1,875,683 | 2,056,366 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

指摘又は意見を付すべき事項は発見されなかった。

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|------|-----------------------------|---|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的は「本県の産業の高度化及び雇用機会の増大を図り、もって広く定住の促進に寄与することを目的」とされており、目的に公益性が認められる。また、交付対象が交付要綱上その規模に応じて設定されているが、その他は制限なく広く門戸が開かれており、交付対象の合理性にも問題はない。 | ○ |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | 事務事業評価シートにおいて、 ① 企業立地による新規雇用者数 ② うち中山間地域・離島における新規雇用者数をKPIとして設定している（※1）。 いずれも企業立地の目的である「雇用機会の増大」と密接に関連しており、合理的。さらに、当補助金単独で企業立地促進助成金を交付した企業における交付前と交付後の売上高の合計値も比較検討している。 | ○ |
| 3 | 効果（実績値）の計数化と測定値の合理性 | 上記いずれのKPIについても、実績値が計数化されて把握されている。また、中山間地や離島など、当県としての重点取組対象についても同様にモニタリングされている（※1）。 | ○ |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | 上記のKPIに対し、①、②いずれも目標値が合理的に計数化されている（※1）。 | ○ |
| 5 | ギャップ分析とフィードバック | 上記いずれのKPIについても、現状分析や課題の抽出、今後の方向性の指針まで検討されている（※1） | ○ |
| 6 | KPIの比較可能性 （金額的な視点等） | 上記のKPIとは別に、企業立地促進助成金を交付した企業における交付前と交付後の売上高の合計値を把握しているが、KPIとはしていない。また、付加価値額をKPIとすることも考えられる。 | — |

※1：県は企業立地に係る事業を、①企業立地による新規雇用者数、②うち中山間地域・離島における新規雇用者数によりKPIを設定し、評価を行っている。

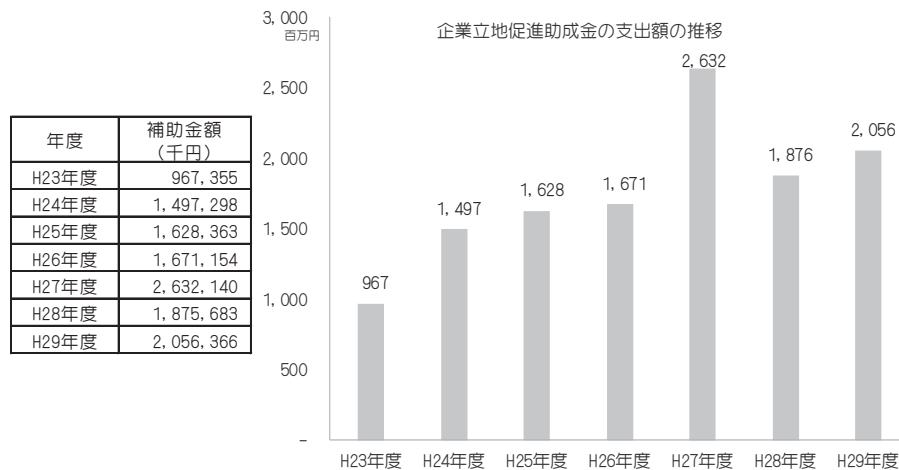
| 新規雇用者数 | | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|--------|--------------|-------|-------|--------|
| 実績 | 全体 | 827人 | 314人 | 903人 |
| | （うち中山間地域・離島） | 250人 | 141人 | 260人 |
| 目標 | 全体 | 540人 | 540人 | 1,080人 |
| | （うち中山間地域・離島） | 220人 | 220人 | 440人 |
| 達成率 | 全体 | 153% | 58% | 84% |
| | （うち中山間地域・離島） | 114% | 64% | 59% |

上記におけるKPI、目標値の設定（金額的な視点含む）、評価測定とフィードバック分析等は事務事業ベースのものであり本事業単独でのKPIになっていない。この点、県は、同一事務事業内の全ての補助事業が混在一体となって「本県産業の高度化」「雇用機会の増大」という目的の達成を目指しており、事業単独によるKPIの設定に意味はないとしている。

企業立地に係る取組は、県外企業の誘致を、他の地方自治体と競争しながら行っていることから、様々なメリットを競合地方自治体のサービスラインとの比較により都度措置している実情があり、この点が他課の補助金事業と異なることは理解できる。このため、本補助金事業を含め、島根県企業立地促進条例第4条第1項の規定による認定を受けた者を交付要件とする次の補助金事業を同一のKPIにより評価している県の考え方に異論はない。

| 符号 | 一体として同一尺度により評価する補助金事業 | H29年度補助金 交付額（千円） |
|----|-------------------------|---------------------|
| 15 | 島根県企業立地促進助成金 | 2,056,366 |
| 16 | 島根県ソフト系IT産業航空運賃補助金 | 15,627 |
| 17 | 島根県ソフト系IT産業人材確保・育成支援補助金 | 10,581 |
| 18 | 島根県ソフト産業家賃等補助金 | 36,496 |
| 19 | 特定通信費補助金 | 4,012 |

本補助金事業に係る過年度の補助金支出額の推移は次のとおりである。



上記のように考えるとしても、本補助金事業は当該一体として評価する対象の中の中軸的な事業であるといえ、県は本補助金の交付対象先に対し継続して様々なデータの提出を要求してモニタリングしている。その中で、誘致企業における求人（採用）数が順調に伸長している現状を確認している。またこの結果、誘致企業に係る県内従業員数、正規雇用者数は増加傾向にある。

その他、県は補助金対象事業者の企業立地計画における売上高増加計画値についてもモニタリングを行っているが、当該売上高には島根県内以外の拠点に係る数値も含まれているため、本補助金事業における効果以外の要素も含まれる。また、県内拠点分のみに係る売上高等の情報は入手が難しい（例えば東京本社と共同作業により売上を計上している場合等）。この点、県が事務事業評価において採用している「新規雇用者計画数」について、当該計画数だけでなく、本補助金利用者に限った新規雇用者に支給された給与総額を併せてモニタリングする方法であれば、実際に企業誘致により県内にもたらされる付加価値額の一部を評価できることになる。

（参考：加算法による付加価値の計算式）
付加価値＝営業利益＋人件費＋賃借料＋租税公課等

当該方法によれば、本補助事業の目的の一つである「雇用機会の増大」とも関連性が深い。これに対し、本補助事業の目的は「雇用機会の増大」であり、「雇用者の給与の増大」が目的ではないため、一部の高額給与所得者の増加が評価に含まれてしまう点が本事業の「雇用機会の増大」という目的とは合致しない、との批判もあるが、

- ① 概ね、給与総額の増大は雇用機会の増大と一致すると想定される
- ② 「雇用機会の増大」は、一人当たりの受給額が低くても数さえ増えればよい、というものでないはずである
- ③ 高額給与者の増加が評価される点は、「高額給与者＝付加価値・スキルの高い従業員」であり、このような人材の本県への転入は本事業のもう一つの目的である「本県産業の高度化」に資する

ことから、当該批判は当たらないと考えられる。

従って、本事業におけるKPIに、本補助金事業適用先の「立地企業の本県における新規雇用者に係る給与支払額の増加額」を加えてモニタリングすることが合理的であり、県は当該KPIの導入も合わせて検討されたい。

16. 島根県ソフト系IT産業航空運賃補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|------|-----------|-----|-----------------------|-------|
| 基本目標 | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策 | 1-1 | 産業振興(1) ものづくり・IT産業の振興 | |
| | | 施策 | 1-1-4 企業立地の推進 | |
| | | | 企業誘致のための各種助成事業 | 企業立地課 |

1. 概要

(1) 目的

ソフト系IT産業の地方立地の初期段階において必要性が高い航空機利用の経費を軽減する措置を講ずることにより、同産業の立地を促進し、もって本県産業の高度化と新産業の創出及び雇用機会の増大を図る。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）
島根県ソフト系IT産業航空運賃補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす企業とする。

- (a) 島根県企業立地促進条例第4条第1項に基づく認定を受けている企業のうち、同条例施行規則（以下「規則」という。）第3条第3号に掲げる場合に該当するものであること。
- (b) 平成32年3月31日までに立地した企業であること。
- (c) 規則第3条第3号の基準を満たした日（以下「補助事業開始日」という。）から1月以内に補助事業開始届（様式第1号）を提出している企業であること。

イ. 対象事業

補助対象事業費は業務に利用する航空運賃（航空法に規定する航空運送事業を営む者が定める運賃）で、次の要件を満たすものとする。

ただし、航空運賃と宿泊料が一体となっており、明確に区別できない場合については職員の旅費に関する条例（島根県条例第11号）第19条に定める甲地方の宿泊料の額を控除した金額とする。

- (a) 利用経路 発着陸のいずれかが、島根県内空港若しくは米子空港であること。
- (b) 利用者 補助対象事業者の常用従業員及び役員であること。

ウ. 補助金額

補助金の交付は、次のとおりとする。

- (a) 交付期間は、補助事業開始日から5年間とする。
- (b) 補助金の交付額は補助対象事業費の2分の1以内（千円未満の端数が生じる場合はその端数を切り捨てた額を交付額とする。）とし、補助事業開始日から1年ごとの交付限度額は200万円とする。

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

（単位：千円・件）

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|--------------------|--------------|---------------|---------------|
| 島根県ソフト系IT産業航空運賃補助金 | 8,614 22件 | 12,551 24件 | 15,627 26件 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

| 属性区分 | 問題点の内容 |
|------|---|
| 指摘事項 | 本補助金の一部について、補助事業開始届が補助事業開始日から1月以内に提出できていないものがあり、上記1(2)②ア(c)の要件を満たしていないものがあった。担当者に事情をヒアリングしたところ、提出期限を超過した後に補助事業開始届が提出された場合も一概に不支給としないとの回答を得た。実際の運用をそのように行っているのであれば上記要綱を運用に沿った内容に改正すべき、若しくは現要綱に沿って厳格に処理するべきである。 |

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|------|-----------------------------|--|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 「ソフト系IT産業の立地を促進し、もって本県産業の高度化と新産業の創出及び雇用機会の増大を図る。」という目的が設定されており、目的の公益性について問題はない。交付対象がソフト系IT産業に限定されている点については、島根県が県内産業の高度化のためにソフト系IT産業を戦略的な業種と位置付けた合理的な経緯がある（※1）。 | ○ |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | 事務事業評価シートにおいて、 ① 企業立地による新規雇用者数 ② うち中山間地域・離島における新規雇用者数をKPIとして設定している（※2）。 いずれも企業立地の目的である「雇用機会の増大」と密接に関連しており、合理的。さらに、本補助金事業単独の指標として、本補助金を交付した企業における交付前と交付後の売上高の合計値も比較検討している。 | ○ |
| 3 | 効果(実績値)の計数化と測定値の合理性 | 上記いずれのKPIについても、実績値が計数化されて把握されている。また、中山間地域や離島など、本県としての重点取組対象についても同様にモニタリングされている（※2）。 | ○ |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | 上記のKPIに対し、①、②いずれも目標値が合理的に計数化されている（※2）。 | ○ |
| 5 | ギャップ分析と フィードバック | 上記いずれのKPIについても、現状分析や課題の抽出、今後の方向性の指針まで検討されている（※1） | ○ |
| 6 | KPIの比較可能性 (金額的な視点等) | 上記のKPIとは別に、島根県ソフト系IT産業航空運賃補助金を交付した企業における交付前と交付後の売上高の合計値を比較検討しているが、KPIとはしていない。また、付加価値額をKPIとすることも考えられる。 | — |

※1：島根県の産業振興を戦略的に推進し、県内産業の活性化を図るため、平成19年5月にしまね産業活性化戦略会議が設置された。同会議の委員は知事が委嘱した民間企業活動の第一線で活躍している経営者や学識経験者等により構成されており、3回の会議開催の後、「しまね産業活性化戦略（第1次とりまとめ）」が同11月に公表され、島根県の産業振興の方向性を示すものとして権威づけられている。この「しまね産業活性化戦略」において、「ソフト系IT産業の振興」は県内産業振興の柱の一つとして位置付けられている。また、当該産業の誘致については島根総合発展計画及び島根県総合戦略において、当該産業の集積や高度化を重点的に取り組む業種として位置づけられている。

※2：県は企業立地に係る事業を、①企業立地による新規雇用者数、②うち中山間地域・離島における新規雇用者数によりKPIを設定し、評価を行っている。

| 新規雇用者数 | | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|--------|--------------|-------|-------|--------|
| 実績 | 全 | 827人 | 314人 | 903人 |
| | （うち中山間地域・離島） | 250人 | 141人 | 260人 |
| 目標 | 全 | 540人 | 540人 | 1,080人 |
| | （うち中山間地域・離島） | 220人 | 220人 | 440人 |
| 達成率 | 全 | 153% | 58% | 84% |
| | （うち中山間地域・離島） | 114% | 64% | 59% |

上記におけるKPI、目標値の設定（金額的な視点含む）、評価測定とフィードバック分析等は事務事業ベースのものであり本事業単独でのKPIになっていない。この点、県は、同一事務事業内の全ての補助事業が混在一体となって「本県産業の高度化」「雇用機会の増大」という目的の達成を目指しており、事業単独によるKPIの設定に意味はないとしている。企業立地に係る取組は、県外企業の誘致を、他の地方自治体と競争しながら行っていることから、様々なメリットを競合地方自治体のサービスラインとの比較により都度措置している実情があり、この点が他課の補助金事業と異なることは理解できる。このため、本補助金事業を含め、島根県企業立地促進条例第4条第1項の規定による認定を受けた者を交付要件とする次の補助金事業を同一のKPIにより評価している県の考え方に異論はない。

| 符号 | 一体として同一尺度により評価する補助金事業 | H29年度補助金 交付額（千円） |
|----|-------------------------|---------------------|
| 15 | 島根県企業立地促進助成金 | 2,056,366 |
| 16 | 島根県ソフト系IT産業航空運賃補助金 | 15,627 |
| 17 | 島根県ソフト系IT産業人材確保・育成支援補助金 | 10,581 |
| 18 | 島根県ソフト産業家賃等補助金 | 36,496 |
| 19 | 特定通信費補助金 | 4,012 |

また、上記KPIの補足のため、企業立地計画における3年間の売上高と増加雇用人数を把握し、実績対比等のモニタリングを行っている。

即ち、県は第一義的には新規雇用者計画数をKPIとしながらも、金額的な側面も取り入れ、補助金対象事業者の企業立地計画における売上高増加計画値についてもモニタリングを行っている状況にある。ただし、企業立地計画における売上高については、金額的な尺度としては評価できる一方、島根県内以外の数値も含まれているため、本補助金事業における効果以外の要素も含まれる。また県内拠点分のみでの計数の尺度化については、県内拠点分のみに係る情報を入手し難く（例えば東京本社と共同作業により売上を計上している場合等）、KPIとしては不十分といえる。

この点、県が事務事業評価において採用している「新規雇用者計画数」について、当該計画数だけでなく、本補助金利用者に限った「新規雇用者に支給された給与総額」を併せてモニタリングする方法であれば、実際に企業誘致により県内にもたらされる付加価値額の一部を評価できることになる。

（参考：加算法による付加価値の計算式）
付加価値＝営業利益＋人件費＋賃借料＋租税公課等

当該方法によれば、本補助事業の目的の一つである「雇用機会の増大」とも関連性が深い。これに対し、本補助事業の目的は「雇用機会の増大」であり、「雇用者の給与の増大」が目的ではないため、一部の高額給与と所得者の増加が評価に含まれてしまう点が本事業の「雇用機会の増大」という目的とは合致しない、との批判もあるが、

- ① 概ね、給与総額の増大は雇用機会の増大と一致すると想定される
- ② 「雇用機会の増大」は、一人当たりの受給額が低くても数さえ増えればよい、というものでもないはずである
- ③ 高額給与者の増加が評価される点は、「高額給与者＝付加価値・スキルの高い従業員」であり、このような人材の本県への転入は本事業のもう一つの目的である「本県産業の高度化」に資する

ことから、当該批判は当たらないと考えられる。

従って、本事業におけるKPIに、本補助金事業適用先の「立地企業の本県における新規雇用者に係る給与支払額の増加額」を加えてモニタリングすることが合理的であり、県は当該KPIの導入も合わせて検討されたい。

17. 島根県ソフト系IT産業人材確保・育成支援補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|------|-----------|-------------|----------------|-------|
| 基本目標 | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策 | 1-1 産業振興(1) | ものづくり・IT産業の振興 | |
| | | 施策 | 1-1-4 企業立地の推進 | |
| | | | 企業誘致のための各種助成事業 | 企業立地課 |

1. 概要

(1) 目的

ソフト系IT産業の地方立地の初期段階における人材の確保及び育成の経費を軽減する措置を講ずることにより、同産業の立地を促進し、もって本県産業の高度化及び雇用機会の増大を図る。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

島根県ソフト系IT産業人材確保・育成支援補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助対象者

島根県企業立地促進条例第4条第1項に基づく認定を受けている企業のうち島根県企業立地促進条例施行規則第3条第3号に基づく認定を受けた企業。

イ. 対象事業・対象経費・補助金額

| 事業 | 補助対象事業費 | 対象期間 | 交付率及び限度額 |
|----------|---|--|---|
| 人材確保支援事業 | 島根県内で勤務する従業員の確保に要する経費（最終的に島根県内で勤務する従業員が一定期間県外勤務を行う場合を含む。） (1) 有料職業紹介に要する経費 (2) 広告に要する経費 (3) 企業説明会等に要する経費 (4) 島根県で実施する面接会等への移動旅費 (5) 過疎地域※に立地する事業所において、操業開始時に県外から転入する3名以上の常用従業員が勤務する場合 ①異動時に要する経費 ②社員寮、社宅の借上げに要する経費 (6) その他知事が必要と認める経費 | 補助事業開始日（島根県企業立地促進条例第5条第1項に規定する申請書が受理された日）から3年を経過する日又は当該申請書で計画した増加雇用従業員数（規則第6条に規定する変更を行った場合は変更後の増加雇用従業員数）を達成する日のいずれか早い日までの期間。 | 補助対象事業費の1/2以内 ただし(5)①については一時金として一人当たり50万円の定額であり、補助事業開始日から1年ごとの交付限度額は300万円。 |
| 人材育成支援事業 | 島根県内で勤務する従業員（採用から1年以内の者に限る。）の育成に要する経費（最終的に島根県内で勤務する従業員が一定期間県外勤務を行う場合を含む。） (1) 社内研修に要する経費 講師謝金、旅費、教材作成費、会場借上費等 (2) 委託研修に要する経費 研修委託費、県外研修宿泊費等 (3) その他知事が必要と認める経費 | 補助事業開始日（島根県内で勤務する従業員を始めて雇用した日）から、同日から3年を経過する日又は当該申請書で計画した増加雇用従業員数（規則第6条に規定する変更を行った場合は変更後の増加雇用従業員数）を達成する日のいずれか早い日までの期間。 | 補助対象事業費の1/2以内 ただし補助事業開始日から1年ごとの交付限度額は300万円（従業員1人当たりの上限額は30万円）。 |

※過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む）

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円・件・人)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-------------------------|--------|--------|--------|
| 島根県ソフト系IT産業人材確保・育成支援補助金 | 14,526 | 12,180 | 10,581 |
| 内訳 | | | |
| 人材確保支援事業 | 9,426 | 8,185 | 7,746 |
| 人材育成支援事業 | 5,100 | 3,995 | 2,835 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

| 属性区分 | 問題点の内容 |
|-------|---|
| 指摘事項① | 人材育成支援事業に係る補助対象経費とされているものの一部に、昼食代や夕食代が含まれていた。食事代が補助対象経費に含まれるか否かは上記法令等に明示されていないが、旅費日当を当該補助金の対象としていないことを衡量すると、当該費用は補助対象経費には含まれないと解するのが自然である。また、実務上の取り扱いの中で食事代を明確に対象外として補助金申請を行っている申請先もあり、この点を担当者に確認したところ、「研修の一環として 식사가付帯している場合は含め、それ以外は含めない」との説明を受けた。 しかし、要綱に補助対象経費として飲食代が限定列举されておらず、当該昼食代・夕食代が研修の一環か否かが領収書のみで判別できない場合には食事代は除外して事務の執行を行うべきである。 |
| 指摘事項② | 人材確保支援事業に係る補助対象経費の補助対象期間は、根拠法令内において「島根県企業立地促進条例第5条第1項に規定する申請書が受理された日から3年を経過する日（中略）」までの間とされている。この点、補助対象経費の一部に補助対象期間を過ぎた時期に実施されたと考えられる経費が含まれていた。 |

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|------|-----------------------------|--|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的は「ソフト系IT産業の…（中略）…立地を促進し、もって本県産業の高度化及び雇用機会の増大を図る」とされており、公益性が認められる。 交付対象がソフト系IT産業に限定されている点については、島根県が県内産業の高度化のためにソフト系IT産業を戦略的な業種と位置付けた合理的な経緯がある（※1）ため、問題ない。 | ○ |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | 事務事業評価シートにおいて、 ① 企業立地による新規雇用者数 ② うち中山間地域・離島における新規雇用者数をKPIとして設定している（※2）。 いずれも企業立地の目的である「雇用機会の増大」と密接に関連しており、合理的。さらに、本補助金単独の指標として、本補助金を交付した企業における交付前と交付後の売上高の合計値も比較検討している。 | ○ |
| 3 | 効果（実績値）の計数化と測定値の合理性 | 上記いずれのKPIについても、実績値が計数化されて把握されている。また、中山間地や離島など、当県としての重点取組対象についても同様にモニタリングされている（※2）。 | ○ |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | 上記のKPIに対し、①、②いずれも目標値が合理的に計数化されている（※2）。 | ○ |
| 5 | ギャップ分析とフィードバック | 上記いずれのKPIについても、現状分析や課題の抽出、今後の方向性の指針まで検討されている（※2） | ○ |
| 6 | KPIの比較可能性 （金額的な視点等） | 上記のKPIとは別に、島根県ソフト系IT産業人材確保・育成支援補助金を交付した企業における交付前と交付後の売上高の合計値を比較検討しているが、KPIとはしていない。また、付加価値額をKPIとして設定する余地がある。 | — |

※1：島根県の産業振興を戦略的に推進し、県内産業の活性化を図るため、平成19年5月にしまね産業活性化戦略会議が設置された。同会議の委員は知事が委嘱した民間企業活動の第一線で活躍している経営者や学識経験者等により構成されており、3回の会議開催の後、「しまね産業活性化戦略（第1次とりまとめ）」が同11月に公表され、島根県の産業振興の方向性を示すものとして権威づけられている。この「しまね産業活性化戦略」において、「ソフト系IT産業の振興」は県内産業振興の柱の一つとして位置付けられている。また、当該産業の誘致については島根総合発展計画及び島根県総合戦略において、当該産業の集積や高度化を重点的に取り組む業種として位置づけられている。

※2：県は企業立地に係る事業を、①企業立地による新規雇用者数、②うち中山間地域・離島における新規雇用者数によりKPIを設定し、評価を行っている。

| 新規雇用者数 | | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|--------|--------------|-------|-------|--------|
| 実績 | 全 | 827人 | 314人 | 909人 |
| | （うち中山間地域・離島） | 250人 | 141人 | 260人 |
| 目標 | 全 | 540人 | 540人 | 1,080人 |
| | （うち中山間地域・離島） | 220人 | 220人 | 440人 |
| 達成率 | 全 | 153% | 58% | 84% |
| | （うち中山間地域・離島） | 114% | 64% | 59% |

上記におけるKPI、目標値の設定（金額的な視点含む）、評価測定とフィードバック分析等は事務事業ベースのものであり本事業単独でのKPIになっていない。この点、県は、同一事務事業内の全ての補助事業が混在一体となって「本県産業の高度化」「雇用機会の増大」という目的の達成を目指しており、事業単独によるKPIの設定に意味はないとしている。

企業立地に係る取組は、県外企業の誘致を、他の地方自治体と競争しながら行っていることから、様々なメリットを競合地方自治体のサービスラインとの比較により都度措置している実情があり、この点が他課の補助金事業と異なることは理解できる。このため、本補助金事業を含め、島根県企業立地促進条例第4条第1項の規定による認定を受けた者を交付要件とする次の補助金事業を同一のKPIにより評価している県の考え方に異論はない。

| 符号 | 一体として同一尺度により評価する補助金事業 | H29年度補助金 交付額（千円） |
|----|-------------------------|---------------------|
| 15 | 島根県企業立地促進助成金 | 2,056,366 |
| 16 | 島根県ソフト系IT産業航空運賃補助金 | 15,627 |
| 17 | 島根県ソフト系IT産業人材確保・育成支援補助金 | 10,581 |
| 18 | 島根県ソフト産業家賃等補助金 | 36,496 |
| 19 | 特定通信費補助金 | 4,012 |

また、上記の尺度の補足のため、企業立地計画における3年間の売上高と増加雇用人数を把握し、実績対比等のモニタリングを行っている。

即ち、県は第一義的には新規雇用者計画数をKPIとしながらも、金額的な側面も取り入れ、補助金対象事業者の企業立地計画における売上高増加計画値についてもモニタリングを行っている状況にある。ただし、企業立地計画における売上高については、金額的な尺度としては評価できる一方、島根県内以外の数値も含まれているため、本補助金事業における効果以外の要素も含まれる。また県内拠点分のみでの計数の尺度化については、県内拠点分のみに係る情報を入手し難く（例えば東京本社と共同作業により売上を計上している場合等）、KPIとしては不十分といえる。

この点、県が事務事業評価において採用している「新規雇用者計画数」について、当該計画数だけでなく、本補助金利用者に限った「新規雇用者に支給された給与総額」を併せてモニタリングする方法であれば、実際に企業誘致により県内にもたらされる付加価値額の一部を評価できることになる。

（参考：加算法による付加価値の計算式）
付加価値＝営業利益＋人件費＋賃借料＋租税公課等

当該方法によれば、本補助事業の目的の一つである「雇用機会の増大」とも関連性が深い。これに対し、本補助事業の目的は「雇用機会の増大」であり、「雇用者の給与の増大」が目的ではないため、一部の高額給与所得者の増加が評価に含まれてしまう点が本事業の「雇用機会の増大」という目的とは合致しない、との批判もあるが、

- ① 概ね、給与総額の増大は雇用機会の増大と一致すると想定される
- ② 「雇用機会の増大」は、一人当たりの受給額が低くても数さえ増えればよい、というものでないはずである
- ③ 高額給与者の増加が評価される点は、「高額給与者≒付加価値・スキルの高い従業員」であり、このような人材の本県への転入は本事業のもう一つの目的である「本県産業の高度化」に資することから、当該批判は当たらないと考えられる。

従って、本事業におけるKPIに、本補助金事業適用先の「立地企業の本県における新規雇用者に係る給与支払額の増加額」を加えてモニタリングすることが合理的であり、県は当該KPIの導入も合わせて検討されたい。

18. 島根県ソフト産業家賃等補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|----------------|-----------|----------------------|------|-------|
| 基本目標Ⅰ | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策Ⅰ-1 | 産業振興（1）ものづくり・IT産業の振興 | | |
| | 施策Ⅰ-1-4 | 企業立地の推進 | | 企業立地課 |
| 企業誘致のための各種助成事業 | | | | |

1. 概要

(1) 目的

県は、ソフト産業の立地に伴う初期コストである家賃を軽減する措置を講ずることにより、同産業の立地を促進し、もって本県産業の高度化と新産業の創出及び雇用の機会の増大を図る。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）
島根県ソフト産業家賃等補助金交付要綱

② 補助対象者・対象事業・補助金額

ア. 補助対象者

(a) 立地した企業のうち、県内において、常用従業員5人以上かつ常用従業員と契約社員の総数を10人以上新たに雇用する企業であること。（規則第3条第3号に掲げる場合に該当するものについては、常用従業員を3人以上、同条第5号に掲げる場合に該当するものにあつては常用従業員が3人以上かつ常用従業員と契約社員の総数が5人以上新たに雇用する企業であること。）

(b) 規則第3条第3号に掲げる場合に該当するものについては、平成32年3月31日までに立地した企業であること。

(c) 補助事業開始日から1月以内に補助事業開始届。（様式第1号）を提出している企業であること。

イ. 対象事業

島根県企業立地促進条例第4条第1項に基づく認定を受けている企業のうち島根県企業立地促進条例施行規則第3条第3号に基づく認定を受けた企業。

ウ. 補助金額

(a) 交付期間は、補助事業開始日の翌月（その日が月の初日の場合は当月）（以下、「補助事業開始月」という。）から5年間（規則第3条3号に掲げる場合については8年間）とする。

(b) 補助金の交付額は補助対象事業費の2分の1以内（千円未満の端数が生じる場合はその

端数を切り捨てた額を交付額とする)とし、補助事業開始月から1年毎の交付限度額は2,000万円(規則第3条3号に掲げる場合に該当するものの補助事業開始月から1年毎の交付限度額は1,000万円)とする。ただし、大規模な雇用が見込まれるコールセンター業については、別表に定めるところによる。

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|----------------|--------|--------|--------|
| 島根県ソフト産業家賃等補助金 | 38,217 | 30,103 | 36,496 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

指摘又は意見を付すべき事項は発見されなかった。

(2) KPIの設定及びフィードバック(意見・改善提案)

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|--|-----------------------------|--|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的は「ソフト系IT産業の…(中略)…立地を促進し、もって本県産業の高度化及び雇用機会の増大を図る」とされており、公益性が認められる。 交付対象がソフト系IT産業に限定されている点については、島根県が県内産業の高度化のためにソフト系IT産業を戦略的な業種と位置付けた合理的な経緯がある(※1)ため、問題ない。 | ○ |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | 事務事業評価シートにおいて、 ① 企業立地による新規雇用者数 ② うち中山間地域・離島における新規雇用者数をKPIとして設定している(※2)。 いずれも企業立地の目的である「雇用機会の増大」と密接に関連しており、合理的。さらに、本補助金事業単独の指標として、本補助金を交付した企業における交付前と交付後の売上高の合計値も比較検討している。 | ○ |
| 3 | 効果(実績値)の計数化と測定値の合理性 | 上記いずれのKPIについても、実績値が計数化されて把握されている。また、中山間地や離島など、当県としての重点取組対象についても同様にモニタリングされている(※2)。 | ○ |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | 上記のKPIに対し、①、②いずれも目標値が合理的に計数化されている(※2)。 | ○ |
| 5 | ギャップ分析と フィードバック | 上記いずれのKPIについても、現状分析や課題の抽出、今後の方向性の指針まで検討されている(※2) | ○ |
| 6 | KPIの比較可能性 (金額的な視点等) | 上記のKPIとは別に、島根県ソフト産業家賃等補助金を交付した企業における交付前と交付後の売上高の合計値を比較検討しているが、KPIとはしていないが、KPIとはしていない。また、付加価値額をKPIとして設定する余地がある。 | — |
| <p>※1：島根県の産業振興を戦略的に推進し、県内産業の活性化を図るため、平成19年5月にしまね産業活性化戦略会議が設置された。同会議の委員は知事が委嘱した民間企業活動の第一線で活躍している経営者や学識経験者等により構成されており、3回の会議開催の後、「しまね産業活性化戦略(第1次とりまとめ)」が同11月に公表され、島根県の産業振興の方向性を示すものとして権威づけられている。この「しまね産業活性化戦略」において、「ソフト系IT産業の振興」は県内産業振興の柱の一つとして位置付けられている。また、当該産業の誘致については島根総合発展計画及び島根県総合戦略において、当該産業の集積や高度化を重点的に取り組む業種として位置づけられている。</p> <p>※2：県は企業立地に係る事業を、①企業立地による新規雇用者数、②うち中山間地域・離島における新規雇用者数によりKPIを設定し、評価を行っている。</p> | | | |

| 新規雇用者数 | | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|--------|--------------|-------|-------|--------|
| 実績 | 全 | 827人 | 314人 | 903人 |
| | (うち中山間地域・離島) | 250人 | 141人 | 260人 |
| 目標 | 全 | 540人 | 540人 | 1,080人 |
| | (うち中山間地域・離島) | 220人 | 220人 | 440人 |
| 達成率 | 全 | 153% | 58% | 84% |
| | (うち中山間地域・離島) | 114% | 64% | 59% |

上記におけるKPI、目標値の設定（金額的な視点含む）、評価測定とフィードバック分析等は事務事業ベースのものであり本事業単独でのKPIになっていない。この点、県は、同一事務事業内の全ての補助事業が混在一体となって「本県産業の高度化」「雇用機会の増大」という目的の達成を目指しており、事業単独によるKPIの設定に意味はないとしている。企業立地に係る取組は、県外企業の誘致を、他の地方自治体と競争しながら行っていることから、様々なメリットを競合地方自治体のサービスラインとの比較により都度措置している実情があり、この点が他課の補助金事業と異なることは理解できる。このため、本補助金事業を含め、島根県企業立地促進条例第4条第1項の規定による認定を受けた者を交付要件とする次の補助金事業を同一のKPIにより評価している県の考え方に異論はない。

| 符号 | 一体として同一尺度により評価する補助金事業 | H29年度補助金 交付額（千円） |
|----|-------------------------|---------------------|
| 15 | 島根県企業立地促進助成金 | 2,056,366 |
| 16 | 島根県ソフト系IT産業航空運賃補助金 | 15,627 |
| 17 | 島根県ソフト系IT産業人材確保・育成支援補助金 | 10,581 |
| 18 | 島根県ソフト産業家賃等補助金 | 36,496 |
| 19 | 特定通信費補助金 | 4,012 |

また、上記KPIの補足のため、企業立地計画における3年間の売上高と増加雇用人数を把握し、実績対比等のモニタリングを行っている。

即ち、県は第一義的には新規雇用者計画数をKPIとしながらも、金額的な側面も取り入れ、補助金対象事業者の企業立地計画における売上高増加計画値についてもモニタリングを行っている状況にある。ただし、企業立地計画における売上高については、金額的な尺度としては評価できる一方、島根県内以外の数値も含まれているため、本補助金事業における効果以外の要素も含まれる。また県内拠点分のみでの計数の尺度化については、県内拠点分のみに係る情報を入手し難く（例えば東京本社と共同作業により売上を計上している場合等）、KPIとしては不十分といえる。

この点、県が事務事業評価において採用している「新規雇用者計画数」について、当該計画数だけでなく、本補助金に限定した「新規雇用者に支給された給与総額」を併せてモニタリングする方法であれば、実際に企業誘致により県内にもたらされる付加価値額の一部を評価できることになる。

(参考：加算法による付加価値の計算式)

$$\text{付加価値} = \text{営業利益} + \text{人件費} + \text{賃借料} + \text{租税公課等}$$

当該方法によれば、本補助事業の目的の一つである「雇用機会の増大」とも関連性が深い。これに対し、本補助事業の目的は「雇用機会の増大」であり、「雇用者の給与の増大」が目的ではないため、一部の高額給与所得者の増加が評価に含まれてしまう点が本事業の「雇用機会の増大」という目的とは合致しない、との批判もあるが、

- ① 概ね、給与総額の増大は雇用機会の増大と一致すると想定される
- ② 「雇用機会の増大」は、一人当たりの受給額が低くても数さえ増えればよい、というものでもないはずである
- ③ 高額給与者の増加が評価される点は、「高額給与者＝付加価値・スキルの高い従業員」であり、このような人材の本県への転入は本事業のもう一つの目的である「本県産業の高度化」に資する

ことから、当該批判は当たらないと考えられる。従って、本事業におけるKPIに、本補助金事業適用先の「立地企業の本県における新規雇用者に係る給与支払額の増加額」を加えてモニタリングすることが合理的であり、県は当該KPIの導入も合わせて検討されたい。

19. 特定通信費補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|------|-----------|------------|----------------|-------|
| 基本目標 | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策 | －1 産業振興（1） | ものづくり・IT産業の振興 | |
| | | 施策 | －1－4 企業立地の推進 | |
| | | | 企業誘致のための各種助成事業 | 企業立地課 |

1. 概要

(1) 目的

高速通信専用回線や情報通信システムの導入を支援する措置を講ずることにより、研究開発型企業やソフト産業等の立地を促進し、本県の産業の高度化と新産業の創出及び雇用機会の増大を図り、もって定住の促進に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）
特定通信費補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助対象者

イに掲げる者

イ. 対象事業・対象経費・補助金額

| 事業 | 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助金額事業 |
|-----------------|---|---|---|
| 高速通信専用回線利用費補助事業 | 製造業（ただし、県営工業団地内に限る）、研究開発型企業又は研究開発支援企業等のうち県内においてその事業の用に供するため特定の相手方と専用の電気通信回線（以下「専用回線」という。）を接続するもの（ただし、研究開発型企業及び研究開発支援企業等は立地計画認定企業に限る） | 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者と契約した専用回線（電気通信信号の伝送速度が毎秒1メガビット以上のものに限る。）の使用料 | 補助対象経費の2分の1以内（交付の額は、5万円以上5,000万円以下とする。ただし、専用回線の接続の相手方が県内に所在するときは、50万円以上1,000万円以下とする。） |
| 雇用確保促進特定通信費補助事業 | 次の各号のいずれにも該当するもの (1) 県内においてコールセンター業を営む者であること。 (2) 島根県企業立地促進条例第4条第1項の規定に基づく認定を受けていること。 (3) 新規常用従業員数が20人以上であること。 (4) 操業を開始した日から2年以内に特定通信費補助事業利用計画の承認を受けること。 | コールセンター業の用に供する通信に伴う経費であって、電話その他の通信費及び電子情報処理組織（補助事業者の使用に係る電子計算機と当該コールセンターを利用する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）の使用に係るもの | 補助対象経費の2分の1以内（交付の額は、50万円以上5,000万円以下とする。ただし、電話その他の通信費にあっては3,000万円を、電子情報処理組織の使用に係る費用にあっては3,000万円をそれぞれの上限とする。） |

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|----------|--------|--------|-------|
| 特定通信費補助金 | 43,862 | 15,794 | 4,012 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

指摘又は意見を付すべき事項は発見されなかった。

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|------|-----------------------------|--|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的は「本県の産業の高度化と新産業の創出及び雇用機会の増大を図り、もって定住の促進に寄与することを目的とする」とされており、目的の公益性が認められる。 また、交付対象が製造業、研究開発型企業又は研究開発支援企業等とされているがその他の制限は設けられておらず、交付対象の合理性にも問題はない。 | ○ |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | 事務事業評価シートにおいて、 ① 企業立地による新規雇用者数 ② うち中山間地域・離島における新規雇用者数をKPIとして設定している（※1）。 いずれも企業立地の目的である「雇用機会の増大」と密接に関連しており、合理的。 | ○ |
| 3 | 効果(実績値)の計数化と測定値の合理性 | 上記いずれのKPIについても、実績値が計数化されて把握されている。また、中山間地や離島など、当県としての重点取組対象についても同様にモニタリングされている（※1）。 | ○ |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | 上記のKPIに対し、①、②いずれも目標値が合理的に計数化されている（※1）。 | ○ |
| 5 | ギャップ分析とフィードバック | 上記いずれのKPIについても、現状分析や課題の抽出、今後の方向性の指針まで検討されている（※1） | ○ |
| 6 | KPIの比較可能性 (金額的な視点等) | 付加価値額をKPIとして設定する余地がある。 | — |

※1：県は企業立地に係る事業を、①企業立地による新規雇用者数、②うち中山間地域・離島における新規雇用者数によりKPIを設定し、評価を行っている。

| 新規雇用者数 | | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|--------|--------------|-------|-------|--------|
| 実績 | 全体 | 827人 | 314人 | 903人 |
| | (うち中山間地域・離島) | 250人 | 141人 | 260人 |
| 目標 | 全体 | 540人 | 540人 | 1,080人 |
| | (うち中山間地域・離島) | 220人 | 220人 | 440人 |
| 達成率 | 全体 | 153% | 58% | 84% |
| | (うち中山間地域・離島) | 114% | 64% | 59% |

上記におけるKPI、目標値の設定（金額的な視点含む）、評価測定とフィードバック分析等は事務事業ベースのものであり本事業単独でのKPIになっていない。この点、県は、同一事務事業内の全ての補助事業が混在一体となって「本県産業の高度化」「雇用機会の増大」という目的の達成を目指しており、事業単独によるKPIの設定に意味はないとしている。

企業立地に係る取組は、県外企業の誘致を、他の地方自治体と競争しながら行っていることから、様々なメリットを競合地方自治体のサービスラインとの比較により都度措置している実情があり、この点が他課の補助金事業と異なることは理解できる。このため、本補助金事業を含め、島根県企業立地促進条例第4条第1項の規定による認定を受けた者を交付要件とする次の補助金事業を同一のKPIにより評価している県の考え方に異論はない。

| 符号 | 一体として同一尺度により評価する補助金事業 | H29年度補助金 交付額（千円） |
|----|-------------------------|---------------------|
| 15 | 島根県企業立地促進助成金 | 2,056,366 |
| 16 | 島根県ソフト系IT産業航空運賃補助金 | 15,627 |
| 17 | 島根県ソフト系IT産業人材確保・育成支援補助金 | 10,581 |
| 18 | 島根県ソフト産業家賃等補助金 | 36,496 |
| 19 | 特定通信費補助金 | 4,012 |

また、上記KPIの補足のため、企業立地計画における売上高と常用従業員数を把握し、実績対比等のモニタリングを行っている。即ち、県は第一義的には新規雇用者計画数をKPIとしながらも、金額的な側面も取り入れ、補助金対象事業者の企業立地計画における売上高増加計画値についてもモニタリングを行っている状況にある。ただし、企業立地計画における売上高については、金額的な尺度としては評価できる一方、島根県内以外の数値も含まれているため、本補助金事業における効果以外の要素も含まれる。また県内拠点分のみのKPIについては、県内拠点分のみに係る情報を入手し難く（例えば東京本社と共同作業により売上を計上している場合等）、KPIとしては不十分といえる。

この点、県が事務事業評価において採用している「新規雇用者計画数」について、当該計画数だけでなく、本補助金利用者に限定した新規雇用者に支給された給与総額を併せてモニタリングする方法であれば、実際に企業誘致により県内にもたらされる付加価値額の一部を評価できることになる。

(参考：加算法による付加価値の計算式)

付加価値＝営業利益＋人件費＋賃借料＋租税公課等

当該方法によれば、本補助事業の目的の一つである「雇用機会の増大」とも関連性が深い。これに対し、本補助事業の目的は「雇用機会の増大」であり、「雇用者の給与の増大」が目的ではないため、一部の高額給与所得者の増加が評価に含まれてしまう点が本事業の「雇用機会の増大」という目的とは合致しない、との批判もあるが、

- ① 概ね、給与総額の増大は雇用機会の増大と一致すると想定される
- ② 「雇用機会の増大」は、一人当たりの受給額が低くても数さえ増えればよい、というものでないはずである
- ③ 高額給与者の増加が評価される点は、「高額給与者＝付加価値・スキルの高い従業員」であり、このような人材の本県への転入は本事業のもう一つの目的である「本県産業の高度化」に資する

ことから、当該批判は当たらないと考えられる。

従って、本事業におけるKPIに、本補助金事業適用先の「立地企業の本県における新規雇用者に係る給与支払額の増加額」を加えてモニタリングすることが合理的であり、県は当該KPIの導入も合わせて検討されたい。

20. 江の川工業用水道料金補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|------|-----------|------------|----------------|-------|
| 基本目標 | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策 | ー1 産業振興（1） | ものづくり・IT産業の振興 | |
| | | 施策 | ー1ー4 企業立地の推進 | |
| | | | 企業誘致のための各種助成事業 | 企業立地課 |

1. 概要

(1) 目的

江津地域拠点工業団地において企業が使用する工業用水道料金を軽減する措置を講じ江津地域拠点工業団地への立地を促進することにより、本県の産業の高度化及び雇用機会の増大を図り、もって定住の促進に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）
江の川工業用水道料金補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助対象者

江津地域拠点工業団地に立地する企業で工業用水道を使用するもの。

イ. 対象事業

工業用水道料金（原水及び超過使用水量に係る料金を除く。以下同じ。）のうち支払が終了しているもの。

ウ. 補助金額

| 交付の対象 | 対象となる経費 | 交付の額 | 交付の期間 |
|--------------------------------|---|--|--|
| 江津地域拠点工業団地に立地する企業で工業用水道を使用するもの | 工業用水道料金（原水及び超過使用水量に係る料金を除く。以下同じ。）のうち支払が終了しているもの | 基本使用水量及び特定使用水量のうち400立方メートル以下の部分に対し、1立方メートル当たり20円を乗じて得た額並びに基本使用水量及び特定使用水量のうち400立方メートルを超える部分に対し、1立方メートル当たり10円を乗じて得た額 | 島根県工業用水道事業給水規程第11条に規定する使用開始届の受理日又は江の川工業用水道料金補助事業利用計画書の受理日のうちいずれか遅い日の属する月（以下「補助開始月」という。）から5年間 |

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

（単位：千円）

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|---------------|--------|--------|--------|
| 江の川工業用水道料金補助金 | 16,380 | 15,563 | 15,423 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

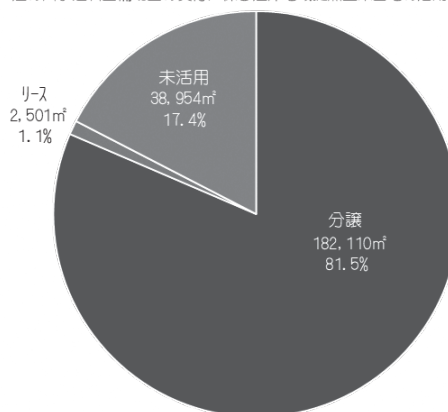
| 属性区分 | 問題点の内容 |
|------|---|
| 指摘事項 | 上記補助金交付要綱9条に、当該補助金の交付申請書には「島根県工業用水道事業給付規程に定める工業用水道基本使用申込みに対する承認書（以下、「承認書」という。）の写し」、「補助対象事業費が確認できる資料（島根県工業用水道料金徴収条例に基づく料金の領収書等）」を添付する義務が規定されているところ、交付申請書のうち1件について、承認書の写しが添付されていなかった。この点、県は申請時に口頭で承認書の写しがあることを確認したとのことであるが、当該事務は適切ではない。 |

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|------|-----------------------------|--|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的が「本県の産業の高度化及び雇用機会の増大を図り、もって定住の促進に寄与することを目的とする。」とされており、公益性が認められる。 また交付対象が江津地域拠点工業団地に立地する企業に限定されているが、立地申請自体に制限はなく、交付対象の合理性も認められる。 | ○ |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | 造成済み面積に対する分譲率（リースを含む。以下同じ。）をKPIとして設定しており、合理的である。（※1）。 | ○ |
| 3 | 効果（実績値）の計数化と測定値の合理性 | 分譲率を計数として把握している。 | ○ |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | 目標値は設定していない。 | — |
| 5 | ギャップ分析と フィードバック | 目標値を設定していないため目標と実績のギャップ分析は行っていない。ただ、水利用型企業の進出等により分譲促進が図られた結果、現在未造成区画の第二期造成を着手することが決定している。 | — |
| 6 | KPIの比較可能性 （金額的な視点等） | 本補助金単独で上記目的を達成するものではなく、あくまで補完的な事業であるため、金額的な視点によるKPIの設定は困難と考えられる。 | |

※1：県は、江津地域拠点工業団地の豊富な工業用水に対する経費を補助することにより、江津地域拠点工業団地の分譲を促進し、以って本県産業の振興等が進むことを目的としている。当事業が「15 島根県企業立地促進助成金」を補完する位置づけであると考え、その効果の測定は同助成金と一体として評価することが合理的とも考えられる。一方、本報告書において、「15 島根県企業立地促進助成金」と一体として評価する補助金事業の対象は、島根県企業立地促進条例第4条第1項に基づく認定を受けている企業に限定している。この点、本補助金事業は同条例の認定をその要件とはしていない。また、本補助金事業は、「15 島根県企業立地促進助成金」に不随して支給することが多いものの、江津地域拠点工業団地の豊富な工業用水の活用促進を目的としている点も重要なファクターであり（他の指定地域とは異なる独自の事業）、この点を重視すれば、本補助金は江津地域拠点工業団地への企業立地のための重要な「ツール」として単独で評価すべきとの考え方もできる。上記の現状を勘案し、本補助金については江津地域拠点工業団地特有の、豊富な工業用水の活用促進を目的とする事業であることを重視し、本補助金事業単独で評価すべきと考えた。
この点、県は工業用水に対する補助金は企業立地のインセンティブという性格が強く、企業立地の決定打になるとは考えにくい。ため、江津地域拠点工業団地の「分譲率」をKPIとしている。

<江の川水道料金補助金の交付に係る江津地域拠点工業団地の活用状況>



<<分譲・リース率推移表>>

| 時点 | 分譲率 | 交付企業数 |
|-------------|-------|-------|
| 平成26年4月1日現在 | 65.1% | 8社 |
| 平成27年4月1日現在 | 81.6% | 10社 |
| 平成30年4月1日現在 | 82.6% | 11社 |

(注) 分譲率 = (分譲済み面積 (㎡) + リース面積 (㎡)) ÷ 造成済み面積 (㎡)

江津地域拠点工業団地への立地を検討する企業にとって、同工業用水の利用が実質低価額で利用可能である点は重要な要素であり、「分譲率」は合理的なKPIとなり得るため、目標値の設定を行い、管理することを検討されたい。

また、金額的な視点による評価については、本補助金が「39 島根県企業立地促進助成金」等も含めて申請することが多いため、本補助金単独の評価としては難しいと考えられる。

21. ITしまね開業支援事業費補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|-------|-----------|-------------|----------------|-------|
| 基本目標1 | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策 | 1-1 産業振興(1) | ものづくり・IT産業の振興 | |
| | | 施策 | 1-1-4 企業立地の推進 | |
| | | | 企業誘致のための各種助成事業 | 企業立地課 |

1. 概要

(1) 目的

本補助金は、県外でIT産業に従事している個人事業者又は企業従事者の島根県への移住と開業を市町村と連携して支援することにより、県内全域でのIT産業の振興に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）
ITしまね開業支援事業費補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助事業者

補助事業を実施する市町村

イ. 間接補助事業者

以下に定義するものであって各市町村が支援することを決定した者

- (a) 県外に1年以上在住している個人事業者、又は県外のIT関連企業に1年以上勤務している者で、県内にソフトウェア業、デジタルコンテンツ業の事業所を開設する者。
- (b) 県内で3年以上継続して事業を行う計画があり、事業計画書を提出する者。
- (c) 開業のための十分な技術、経験、顧客を有し、県内で開所した事業所において事業継続・規模拡大が見込める者。

ウ. 対象事業・対象経費・補助金額

| 内容 | 条件等 |
|--------|---|
| 補助対象経費 | 1 個人事業者の活動経費に対する補助 ① 事務機器及び通信回線使用料 ② 事業所及び居住地の不動産賃借料 ③ 県内空港・隠岐汽船利用運賃 ④ 人材確保・育成に係る経費 2 新規雇用に対する補助 ① 常用従業員1人あたり 100万円 ② 準常用従業員1人あたり 50万円 （1年以上の勤務実績がある者に限る） 常用従業員、準常用従業員の定義はITしまね開業支援事業実施要領において定めるものとする。 |
| 補助対象期間 | 事業開始から3年間 |
| 補助率 | 補助対象経費1 補助対象経費の1/2以内 補助対象経費2 10/10 |
| 限度額 | 補助対象経費1 1人の個人事業者あたり、①から④のそれぞれにつき、各年度1,000千円以内 補助事業経費2 なし |
| 件数の限度 | 原則として1市町村につき、各年度あたり新規の交付決定は3件までとする。 |

ただし、消費税および地方消費税は補助対象経費から除くものとする。
補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|
| ITしまね開業支援事業費補助金 | — | 2,143 | 3,518 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

指摘又は意見を付すべき事項は発見されなかった。

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|---|-----------------------------|--|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的は「県外でIT産業に従事している個人事業者又は企業従事者の島根県への移住と開業を市町村と連携して支援することにより、県内全域でのIT産業の振興に寄与する」とされており、公益性が認められる。 交付対象がIT産業に従事している個人事業者又は企業従事者に限定されている点については、島根県が県内産業の高度化のためにソフト系IT産業を戦略的な業種と位置付けた合理的な経緯がある（※1）。 | ○ |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | 事務事業評価シートにおいて、 ① 企業立地による新規雇用者数 ② うち中山間地域・離島における新規雇用者数をKPIとして設定している（※2）。 ただし、本補助金事業単体としてのKPIとしては不合理である。 | — |
| 3 | 効果（実績値）の計数化と測定値の合理性 | 上記いずれのKPIについても、実績値が計数化されて把握されている。本補助金事業単体としてのKPIとしては不合理である（※2）。 | — |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | 上記のKPIに対し、①、②いずれも目標値が合理的に計数化されている（※2）。本補助金事業単体としてのKPIとしては不合理である。 | — |
| 5 | ギャップ分析と フィードバック | 上記いずれのKPIについても、現状分析や課題の抽出、今後の方向性の指針まで検討されている。本補助金事業単体としてのKPIとしては不合理である。 | — |
| 6 | KPIの比較可能性 （金額的な視点等） | 上記のKPIとは別に、ITしまね開業支援事業費補助金を交付した企業における売上高の合計値を把握しているが、KPIとはしていない。 | — |
| <p>※1：島根県の産業振興を戦略的に推進し、県内産業の活性化を図るため、平成19年5月にしまね産業活性化戦略会議が設置された。同会議の委員は知事が委嘱した民間企業活動の第一線で活躍している経営者や学識経験者等により構成されており、3回の会議開催の後、「しまね産業活性化戦略（第1次とりまとめ）」が同11月に公表され、島根県の産業振興の方向性を示すものとして権威づけられている。この「しまね産業活性化戦略」において、「ソフト系IT産業の振興」は県内産業振興の柱の一つとして位置付けられている。また、当該産業の誘致については島根総合発展計画及び島根県総合戦略において、当該産業の集積や高度化を重点的に取り組む業種として位置づけられている。</p> <p>※2：上記におけるKPI、目標値の設定（金額的な視点含む）、評価測定とフィードバック分析等は事務事業ベースのものであり本事業単独でのKPIになっていない。同一事務事業内の全ての補助事業が、混在一体となって「本県産業の高度化」「雇用機会の増大」という目的の達成を目指していることは理解できるが、上記のKPIでは、どの補助事業がどれだけ上記の目標値の達成に寄与したか区分できない。即ち、目標達成の「ツール」としての島根県ソフト系IT産業人材確保・育成支援補助金事業の有効性を評価しきれない。</p> | | | |

| 新規雇用者数 | | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|--------|--------------|-------|-------|--------|
| 実績 | 全 | 827人 | 314人 | 903人 |
| | (うち中山間地域・離島) | 250人 | 141人 | 260人 |
| 目標 | 全 | 540人 | 540人 | 1,080人 |
| | (うち中山間地域・離島) | 220人 | 220人 | 440人 |
| 達成率 | 全 | 153% | 58% | 84% |
| | (うち中山間地域・離島) | 114% | 64% | 59% |

本補助金事業のKPIとして、目標値と実績値の比較検討がなされている指標は、上記のとおり同一事務事業内の全ての補助事業を一体としてみた場合の雇用創出数のみであるが、県は「本補助金がインセンティブとして実効性があったか」「事業計画の着実な実施を支援するコストとしての定量的な評価」を検討するため、本補助金を交付した個人事業主等の事業計画に基づく3年間の売上額と増加雇用人数を、参考数値としてモニタリングしている。担当者によれば、本補助金の交付をインセンティブとして、1人でも多くのエンジニアが島根にUターン・Uターンして開業し、以って「本県産業振興が進む」ことが目的であるため、上記モニタリングを補足的に行っているとのことであった。

平成29年度に本補助金を交付した個人事業主等5先(2市2町)は、事業計画のうえで計画1年目から計画3年目までの間に売上高97%増、雇用創出8名を目標としており、売上高計画値や雇用創出数の達成率を目標値化することも可能である。また、損益計算書の提出を受け、付加価値増加額や産業連関表を用いて評価することも可能となるため、県は当該方法によるKPIの設定を検討されたい。

22. しまね観光誘客推進事業費補助金(平成28年度分、平成29年度分)

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|--------------------|-------------|-------------------|--------------------|-------|
| 基本目標Ⅰ | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策Ⅰ-3 | 産業振興(3) 観光の振興 | | |
| | | 施策Ⅰ-3-1 | 地域資源を活用した観光地づくりの推進 | |
| | しまね観光誘客推進事業 | | 観光振興課 | |
| | 施策Ⅰ-3-2 | 情報発信等誘客宣伝活動の強化 | | |
| | | “神々”と“ご縁”観光総合対策事業 | | 観光振興課 |
| 県内航空路線利用促進(観光振興)事業 | | 観光振興課 | | |

1. 概要

(1) 目的

観光客誘致を促進するための情報発信及び魅力ある観光地づくりに向けた地域の取組等を支援し、本県の観光振興に資することを目的とする。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)
しまね観光誘客推進事業費補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助対象事業者

- ・公益社団法人島根県観光連盟
- ・県内の広域観光推進組織(石見観光振興協議会、隠岐観光協会等)
- ・県内市町村及び観光協会

イ. 対象事業・対象経費・補助金額

| 補助対象事業 | 補助対象事業費 | 補助率 |
|---|--|--|
| 観光客誘致のための宣伝活動 観光客の利便性向上のためのソフト整備 地域の特性及び魅力を活かした取り組みの支援 その他、観光客誘致に資する事業であって、知事が必要と認める事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 謝金・報酬（研修会や講演会、その他各種イベント等のために招へいする人員に対するもの） ・ 人件費（補助事業の遂行に伴い臨時的に雇用する人員の給与、手当に限る） ・ 材料費及び消耗品費 ・ 使用料及び借り上げ料（機材保険料を含む） ・ 通信運搬費 ・ 広告宣伝費 ・ 備品購入費（原則として10万円以内で、補助事業を実施する上で必要なものに限る。既存の機器の更新にあたるものは除く） ・ 印刷製本費 ・ 旅費（補助事業を実施する上で必要なものに限る） ・ 委託費（補助事業の一部を外部の者に委託して実施する場合に必要な経費。ただし、委託業務の範囲内であっても、本事業の補助対象外となっている経費は除く） ・ 補助費（交付にあたっては、本補助金交付要綱の規定に準じて行うこととする） ・ その他、補助事業の実施に必要なと認められる経費（事前に協議の上、知事が必要と認めた経費に限る） | 事業実施に要する経費の全額を、予算の範囲内で補助する。ただし知事が別途定める事業については補助対象事業費の1/2以内とする。 |

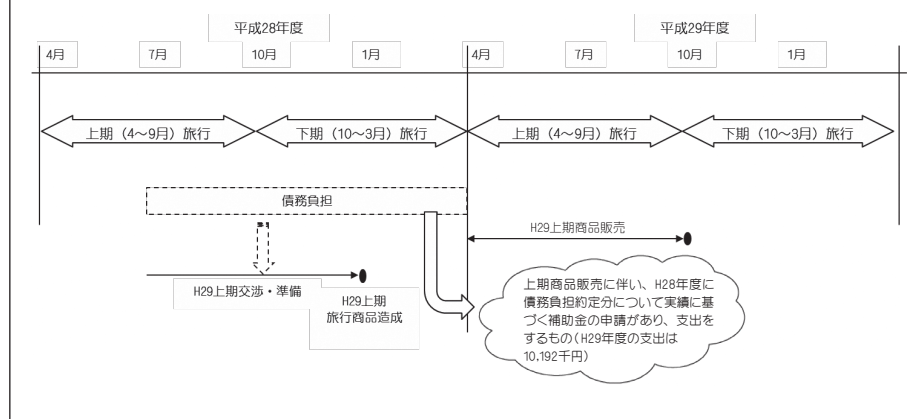
(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----------------|---------|---------|---------|
| しまね観光誘客推進事業費補助金 | 112,038 | 105,779 | 112,014 |
| (うち債務負担分※) | — | 12,638 | 10,192 |

※ 当補助金では、4月当初から切れ目のない誘客を図るために、前年度中から旅行商品造成や誘致活動を行う体制（助成制度等の条件揭示等）を整える必要があることから、地方自治法214条に基づく債務負担行為を設定している。



2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

指摘又は意見を付すべき事項は発見されなかった。

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|--|-----------------------------|--|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的は「本県の観光振興に資すること」であり、目的の公益性は認められる。 また、交付対象が県内の民間観光振興団体に限られているが、県内全域に門戸が開かれているため、交付対象の合理性にも問題はない。 | ○ |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | 事務事業評価シートの中で、次のとおり設定されている。 ① 島根県への来訪意向割合（県が独自に実施する観光認知度調査において、「行ってみたい都道府県（上位5県）」に「島根県」と回答した人の割合） ② 島根県内の観光入り込み客延べ数 | ○ |
| 3 | 効果(実績値)の計数化と測定値の合理性 | 実績値の把握が合理的になされている（※1）。 | ○ |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | 目標値の計数化が合理的になされている（※1）。 | ○ |
| 5 | ギャップ分析と フィードバック | 上記いずれのKPIについても、現状分析や課題の抽出、今後の方向性の指針まで検討されている。 | ○ |
| 6 | KPIの比較可能性 (金額的な視点等) | 複数の事業から構成されており、金額的な視点によるKPIの設定が合理的とはいえない事業が含まれている。 | |
| <p>※1：本補助金の目的は「観光客誘致を促進するための情報発信及び魅力ある観光地づくりに向けた地域の取組み等を支援し、本県の観光振興に資すること」である。 本補助金事業は、全県的な観光客誘致を促進するための情報発信や魅力ある観光地づくりに向けた地域の取組により、本県の認知度が上がり、「行ってみたい都道府県（上位5位）」に島根県と回答する人（島根県への来訪意向割合）が増え、島根県を観光で訪れる人が増えることを狙っている。その結果、実際に観光入り込み客延べ数の増加を通じ、本県の観光振興が進むため、KPIとして上記①及び②が設定されていることは合理的と考える。 この点、補助金が金銭で交付されることから、KPIにも金額的な視点を採り入れ、たとえば観光入込延べ客数に観光消費額を乗じた金額や、これによる経済波及効果をKPIとすることが考えられる。ただ、本補助金の対象事業は、営業キャラバン・説明会の実施や県外イベント・各種会議への参加、情報発信ツールの作成など多岐にわたり、上記のインセンティブによる商品造成のように投下金額とその対象人数との対応関係が明確な事業ばかりではない。また、観光入り込み客延べ数のうち、個別の取組がどのように効果の発現に紐付いたかを推計することは困難である。 このため、本補助金全体のKPIとしては、上記①及び②が合理的と考えた。</p> | | | |

23. 石見神楽振興事業費補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|-------|-----------|---------|--------------------|-------|
| 基本目標1 | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策1-3 | 産業振興(3) | 観光の振興 | |
| | | 施策1-3-1 | 地域資源を活用した観光地づくりの推進 | |
| | | | しまね観光誘客推進事業 | 観光振興課 |

1. 概要

(1) 目的

石見地方を代表する郷土芸能「石見神楽」の振興に必要となる地域の取り組み等を支援し、本県の観光誘客事業に資することを目的とする。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

石見神楽振興事業費支援補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 対象事業者

石見神楽の振興を目的とした、石見地域の複数の市町等で構成する広域的な観光振興事業実施団体（以下、「補助事業者」という。）

イ. 対象事業・対象経費・補助金額

| 補助対象事業 | 補助対象事業費 | 補助率 |
|---|---|---------------|
| 補助事業者が行う次に掲げる事業。 ・実施体制整備に係る事業 ・誘客促進に係る事業 ・情報発信に係る事業 ・環境整備に係る事業 ・気運醸成に係る事業 ・その他、石見神楽の振興につながる事業で知事が適当と認める事業 | 補助対象事業を実施するために必要な経費であって、知事が必要かつ適当と認めるもの | 補助対象事業費の10/10 |

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|--------------|--------|--------|--------|
| 石見神楽振興事業費補助金 | 19,699 | 19,600 | 20,340 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

| 属性区分 | 問題点の内容 |
|------|--|
| 指摘事項 | 補助対象経費が「補助対象事業を実施するために必要な経費であって知事が必要かつ適当と認めるもの」と定義されているのみであり、具体的にどのような経費が補助対象となるのかが判然としない。この点、補助事業者である石見観光振興協議会は島根県の職員が在籍しているため、補助対象経費に該当するかどうかの個別判断にあたり問題になることはないとのことであった。しかし、本補助金の交付要綱上、補助事業者は石見観光振興協議会に限られていない。 現状においては、補助事業者として事業遂行能力を保持する団体は石見観光振興協議会のみとのことであり、もし他の事業者を想定していないのであれば上記要綱上の補助事業者を石見観光振興協議会に限定するべきであり、逆に他の団体が補助事業者になることも想定しているのであれば、補助対象経費をある程度具体的に明示しておく必要がある。 |

| | |
|----|---|
| 意見 | <p>本補助金は「石見神楽の振興」を主目的としており、その目的を達成するための取り組みに対して補助金を交付している。一方で、島根県は「しまね観光誘客推進事業費補助金（本報告書における符号22、33）」のなかでも石見神楽関連の補助金を支出しており、相手先も同じ石見観光振興協議会であった。</p> <p>補助対象事業を査閲した結果、同一事業に対して補助金を二重で支出している具体的な事実は発見していないが、混乱が生じる可能性がある。また本補助金の対象経費について具体的な明示がないため、さらにそのリスクは高まる。</p> <p>このため、石見神楽の振興を促進する補助金については、どちらか一つの補助金事業でまとめるか、区分が明確になるよう整理するか、いずれかの対応が望まれる。</p> |
|----|---|

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|---|-----------------------------|--|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | <p>当補助金の目的は「本県の観光誘客事業に資すること」とされており、公益性に問題はない。</p> <p>また、石見神楽の振興を目的とした、石見地域の複数の市町等で構成する広域的な観光振興事業実施団体とされており、交付対象の合理性に問題はない。</p> <p>上記の事務執行上の発見事項はあるが、目的や交付対象の合理性自体に影響があるものではない。</p> | ○ |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | 石見神楽の観賞者数がKPIとしての設定されている（※1）。 | ○ |
| 3 | 効果（実績値）の計数化と測定値の合理性 | 実績値の把握が計数として把握されている（※1）。 | ○ |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | 目標値の計数化は為されていない（※1）。 | — |
| 5 | ギャップ分析とフィードバック | 石見神楽の観賞者数をKPIとしているが、目標値が設定されていないため、効果的なギャップ分析及びフィードバックが行われていない。 | — |
| 6 | KPIの比較可能性（金額的な視点等） | 本補助金事業のKPIについては、金額的な視点等により比較可能性を持たせることは困難と判断した。 | / |
| <p>※1：県は、本補助金について石見神楽の観賞者数を評価尺度として設定している。本補助金事業の目的が「石見神楽の振興」にあるため、実際に石見神楽の上演を観賞した人数をKPIとすることは理解できる。本来は、最終的な目的が「本県の観光振興」であり、本事業の主たる内容がプロモーションであることも考慮すると、より直接的なKPIは「県外客」「地元客以外」等に限定した方が合理的とも考えられる。県外客等に限定した場合の実績値等の情報の収集が困難とする県の見解に同意はするが、上記の評価上の事情も勘案し、引き続きKPIのブラッシュアップについて検討されたい（特定日を決めたアンケートやサンプルベースの情報収集等）。</p> <p>なお、金額的な視点による評価尺度の設定については、石見神楽の講演が通常無料であり、また観光客の主たる誘客動機にはなりにくいことから、難しいとする県の見解は合理的であり、現状のKPIにより本補助金事業の評価は可能と判断した。</p> | | | |

24. 広域観光商品開発支援事業費補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|-------|-----------|---------|--------------------|-------|
| 基本目標Ⅰ | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策Ⅰ-3 | 産業振興(3) | 観光の振興 | |
| | | 施策Ⅰ-3-1 | 地域資源を活用した観光地づくりの推進 | |
| | | | しまね観光誘客推進事業 | 観光振興課 |

1. 概要

(1) 目的

地域における魅力ある観光地、観光商品の創出を促すため、広域的に行われる観光商品の開発及びその宣伝販売に要する事業費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）
広域観光商品開発支援事業費補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助対象事業者

複数の市町村、観光協会等を中心として組織する広域的な観光振興事業実施団体（以下、「補助事業者」という。）

イ. 補助対象事業

補助事業者の行う次の各号に掲げる事業

- ・ 観光商品の開発
- ・ 開発した観光商品の宣伝販売
- ・ 広域的な観光地域の宣伝
- ・ 受け入れ体制整備のための人材の育成
- ・ その他、観光商品の開発及びその宣伝販売につながる事業で知事が適当と認める事業

ウ. 補助対象事業費

対象事業を実施するために必要な経費であって、知事が必要かつ適当と認めるもの（以下「補助対象事業費」という。）。

エ. 交付率

補助対象事業費の1/2以内

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|------------------|--------|--------|--------|
| 広域観光商品開発支援事業費補助金 | 16,143 | 12,000 | 12,000 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

| 属性区分 | 問題点の内容 |
|------|---|
| 指摘事項 | 上記要綱上の目的は「地域における魅力ある観光地、観光商品の創出を促す」とこととされているが、このことがどのように本県の公益上の便益と関連するのかが明確にされていない。「地域における魅力ある観光地、観光商品の創出を促す」ことにより、県内観光産業の広域的な振興を図ることが趣旨であると考えられるため、「県内観光産業の振興」等の公益上の目的を補助金交付要綱上明示すべきである。 |

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|------|-----------------------------|---|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的の合理性には上記指摘事項の問題がある。交付対象は「複数の市町村、観光協会等を中心として組織する広域的な観光振興事業実施団体」とされており、交付対象の合理性には問題はない。 | ○ |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | 当該補助金の共通の評価尺度は設定されていないが、補助事業者ごとに一部の事業について個別のKPIが設定されている（※1）。 | — |
| 3 | 効果（実績値）の計数化と測定値の合理性 | KPIがあるものについては実績値が計数化されている（※1）。 | — |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | KPIがあるものについては目標値がある（※1）。 | — |
| 5 | ギャップ分析とフィードバック | KPIがあるものについては目標値と実績値の比較分析がなされているが、それ以外については特段の分析は為されていない。 | — |
| 6 | KPIの比較可能性（金額的な視点等） | 金額的な視点によるKPIの設定が可能な事業もある（※1）。 | — |

※1：本補助金は1. (2) ②イに記載のとおり、5つの補助対象事業に対して交付されるものである。県は、本補助金事業全体に共通したKPIは設定していないが、補助事業者ごとに、一部の事業については個別にKPIを設定してモニタリングしている。フリーペーパーや各観光商品企画事業等の実施状況は次の表のとおりであり、目標値が設定されているものもあるが、いずれも事業の実施自体が目標となっており（例えばフリーペーパーの発行部数やパスポートの配布数等）、当該事業により、観光振興目的に対してどうなったか（HP由来の観光入込客延べ数が増えた、宿泊予約が増えた等）、を把握できるKPIとはなっていない。

A 神話の国縁結び観光協会

(1) 雑誌等による情報発信

| フリーペーパー制作 | 媒体名 | | | 媒体数 | 発行部数 |
|-----------|---------------------------|--|--|-----|---------|
| | REAL(名古屋) | | | 1誌 | 50,000部 |
| | Chot★Better(京都) | | | 1誌 | 10,000部 |
| | 生涯福岡人(福岡) | | | 1誌 | 10,000部 |
| | Lin:KU(関西大学) | | | 1誌 | 5,000部 |
| | See! THE DOOR CULTURE(東京) | | | 1誌 | 5,000部 |
| | たびいじょ(東京) | | | 1誌 | 30,000部 |

(2) 観光商品企画事業

| クーポン名 | 交換数 | |
|-------------|--------|--------|
| | 目標 | 実績 |
| 出雲路縁結びパスポート | 2,400冊 | 1,723冊 |
| 縁結びスイーツ | 8,000枚 | 5,738枚 |
| 出雲路そば巡り | 3,000枚 | 655枚 |

県としては、補助事業者が各々選択した事業の実施により効果を上げることを目的としているため、補助事業者に対して個別にKPIの設定と目標値の計数化を促し、目標値と実績値の比較分析を指導することを検討されたい。

B 出雲の国・斐伊川サミット

(1) 道の駅「旅案内」中国版を利用したPR

| フリーマガジン「道の駅」33号 秋号 旅案内中国版 | 配架先等 | | 目標 | 実績 |
|---------------------------|---|--|----------|----------|
| | 道の駅中国5県、102駅 (鳥取16、島根28、岡山16、広島19、山口23) 各駅300~2,000部(集客規模に応じ調整) ※四国地方の一部道の駅(数量は少量) | | 70,000部 | — |
| | 西日本高速道路圏 中国地方管内の中国道(含米子・岡山道)、山陽道SA有人インフォメーション、西宮名塩SA(中国自動車道)、古賀SA(九州自動車道)、豊浜SA(高松自動車道)に設置 ※納品は中国支社へ一括 | | 35,000部 | — |
| | 本州四国連絡高速道路圏 神戸淡路鳴門自動車道、瀬戸中央自動車道、西瀬戸自動車道(しまなみ海道)SA・PA(有人インフォメーション) ※納品は神戸本社管理センターへ一括 | | 5,000部 | — |
| 計 | | | 110,000部 | 100,000部 |

(2) サットホムA°-ジ°の運営

| 年度 | 閲覧者数 | 前年比 |
|--------|--------|------|
| 平成22年度 | 5,401 | — |
| 平成23年度 | 18,943 | 351% |
| 平成24年度 | 26,349 | 139% |
| 平成25年度 | 40,722 | 155% |
| 平成26年度 | 41,159 | 101% |
| 平成27年度 | 42,207 | 103% |
| 平成28年度 | 43,373 | 103% |
| 平成29年度 | 46,092 | 106% |

※目標は前年度閲覧者数を超えること。

25. 島根県観光基盤整備補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|-------|-----------|------------|-------------------------|-------|
| 基本目標1 | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策 | ー3 産業振興(3) | 観光の振興 | |
| | | 施策 | ー3-1 地域資源を活用した観光地づくりの推進 | |
| | | | しまね観光誘客推進事業 | 観光振興課 |

1. 概要

(1) 目的

観光客の受入体制の整備を促進することを目的とする。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

島根県観光基盤整備補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助事業者

- ・市町村、観光協会、広域観光団体
- ・前号のほか知事が適当と認める団体

イ. 対象事業・対象経費・補助金額

| 交付対象事業 | 補助対象経費 | 補助率及び上限額 | その他条件 |
|---|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・周遊促進又は国際観光推進のための観光案内サインの整備 ・公衆トイレの整備 ・主要な観光地において、施設等の整備の必要性が高く、知事が特に必要と認めるもの | 工事費（ただし、用地費、補償費、事務費を除く）、調査・設計委託費 | <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 補助対象経費の1/2以内 ・上限額 5,000千円 ただし、知事が特に必要と認めたものについてはこの限りではない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費 1,000千円以上の事業 ・観光案内サインは、原則として英語併記 |
| スマートフォン向け観光情報提供サービスの整備 ※併せて、無料の公衆無線LANが利用できる環境を整備する場合には、当該事業も対象とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・観光情報提供サービスのシステム整備費、広報費 ・公衆無線LAN設置に必要な機器の購入費、設置工事費 | <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 補助対象経費の1/2以内 ・上限額 2,500千円。 | 観光情報提供サービスの仕様 <ul style="list-style-type: none"> ・iOS及びAndroid対応 ・多言語対応（日本語、英語の2ヶ国語以上） |

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|--------------|--------|--------|-------|
| 島根県観光基盤整備補助金 | 11,590 | 12,156 | 8,850 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

| 属性区分 | 問題点の内容 |
|------|---|
| 指摘事項 | 上記要綱上の目的は「観光客の受入体制の整備を促進する」こととされているが、このことがどのように本県の公益上の便益と関連するのかが明確にされていない。「観光客の受入体制の整備を促進する」ことにより、県内観光客の利便性・満足度を上げ、観光客数の増加を図り、以って県内産業を振興することが趣旨であると考えられる（県がKPIとして「観光入り込み客述べ数」を採用している点がこれを裏付けている）。このため、「県内観光産業の振興」等の公益上の目的を補助金交付要綱上明示すべきである。 |

26. 島根県学会・コンベンション開催支援事業費補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|------|-----------|----|-------------------------|-------|
| 基本目標 | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策 | ー3 | 産業振興(3) 観光の振興 | |
| | | 施策 | ー3ー1 地域資源を活用した観光地づくりの推進 | |
| | | | コンベンション誘致推進事業 | 商工政策課 |

1. 概要

(1) 目的

県内への学会その他のコンベンションの誘致を促進し、県内産業の振興及び地域の活性化に資することを目的として、予算の範囲内において補助金を交付する。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

島根県学会・コンベンション開催支援事業費補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助対象者

一般財団法人くにびきメッセ（以下「くにびきメッセ」という。）。

イ. 対象事業

くにびきメッセがコンベンションの主催者に対して行う、当該コンベンションの開催に要する経費の一部。

ウ. 補助金額

くにびきメッセが、県内で開催される学会等の開催に要する経費の一部を学会等の主催者に対して助成する費用で、以下の表の基準額を限度とする。

(学会に係る助成額の基準額)

| 宿泊者数 | 助成区分 | 地方学会 (円) | 全国学会 (円) | 国際学会 (円) |
|-----------|----------|-------------|-------------|--|
| 30人以上～ | 100人未満 | 100,000 | 200,000 | 宿泊者数に1人あたり5,000円を乗じて得た額で7,000,000円を超えない額 |
| 100人以上～ | 300人未満 | 100,000 | 300,000 | |
| 300人以上～ | 500人未満 | 200,000 | 500,000 | |
| 500人以上～ | 1,000人未満 | 375,000 | 1,000,000 | |
| 1,000人以上～ | 2,000人未満 | 750,000 | 1,500,000 | |
| 2,000人以上～ | 3,000人未満 | 1,000,000 | 2,000,000 | |
| 3,000人以上 | | 1,500,000 | 3,000,000 | |

(その他のコンベンションに係る助成額の基準額)

| 宿泊者数 | 助成区分 | 国内大会 (円) | 国際大会 (円) |
|-----------|----------|-------------|--|
| 30人以上～ | 100人未満 | 100,000 | 宿泊者数に1人あたり2,500円を乗じて得た額で3,500,000円を超えない額 |
| 100人以上～ | 300人未満 | 100,000 | |
| 300人以上～ | 500人未満 | 200,000 | |
| 500人以上～ | 1,000人未満 | 375,000 | |
| 1,000人以上～ | 2,000人未満 | 750,000 | |
| 2,000人以上～ | 3,000人未満 | 1,000,000 | |
| 3,000人以上 | | 1,500,000 | |

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円・件・人)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 | 備考 |
|-------|--------|--------|--------|--|
| 金額 | 28,524 | 42,000 | 48,008 | うち、県西部・隠岐地区のみの状況 件数 参加者数 H27 7件 2,170人 H28 15件 12,038人 H29 10件 13,424人 |
| 件数 | | | | |
| 国際会議 | 9 | 9 | 13 | |
| 全国大会 | 30 | 44 | 37 | |
| 中国大会 | 7 | 10 | 12 | |
| 延宿泊者数 | 17,928 | 28,913 | 38,475 | |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

指摘又は意見を付すべき事項は発見されなかった。

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|------|-----------------------------|--|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 「県内への学会・コンベンション等の誘致を通じた県内産業の振興及び地域の活性化」を目的としており、目的に公益性が認められる。 交付対象はくにびきメッセに限定されているが、同先が広く県内に於いて実施されるコンベンション全体を対象としているため、公益性にも問題はない。 | ○ |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | くにびきメッセが開催支援したコンベンション等の参加者数をKPIとしている。当該KPIは、目的に対して合理的。その他、参考指標として、経済合理性や参加者等の支出額の実績の把握を行っている（※1）。 | ○ |
| 3 | 効果(実績値)の計数化と測定値の合理性 | コンベンション等の参加者数の実績値が計数化されている。 | ○ |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | コンベンション等の参加者数が目標値として設定されている。 | ○ |
| 5 | ギャップ分析とフィードバック | 評価測定に係る過去の分析結果として、他県と比して交通インフラに係る利便性の低さ等を課題として挙げており、特に西部地区、隠岐地区の脆弱性を指摘し、個別の取組を強化するよう対策を講じ、個別に参加者数等をモニタリングしている。 | ○ |
| 6 | KPIの比較可能性 (金額的な視点等) | 参考指標として、当該補助金の経済合理性が把握されているが、KPIとして設定し、目標値の設定や差異分析等を行うまでは至っていない（※2）。 | — |

※1：事務事業評価におけるKPIは、くにびきメッセが開催を支援したコンベンション等の参加者数である。内部的には経済効果の検証も行っているが、当該検証は目標値との比較対象として行われているものではなく、ギャップ分析もフィードバックもない。

※2：内部的な検証として行っている経済合理性の検証において、最終的な経済波及効果は支出した補助金額48,008千円に対して2,907,474千円であると推計している。

県は、①主催者関連支出、②参加者関連支出、③直接的経済効果、④間接的経済効果等についてそれぞれ効果を推計しているが、これらの尺度について目標値を設定し、当該目標値と実績値との比較分析を行うまでは至っていない。当該評価は、KPIとして合理的であると考えられるため、これをベースとした目標値の設定と、当該目標値との差異分析、次年度事業へのフィードバックが行われることを望む。

なお、経済波及効果を計算する場合、「島根県産業連関表」のみを用いて推計する方法もある。当該方法は島根県が公表している連関表を用いる方法であり、共通ツールとして活用することで、他の事業に係る経済波及効果との比較が可能となる。仮に最新の平成23年島根県産業連関表を用いて推計した場合、経済波及効果は次のとおり930百万円となる。

(単位：千円)

| | 生産誘発額（経済波及効果※） | うち相付加価値誘発額 | | 雇用創出効果（人） |
|----------------|----------------|------------|------------|-----------|
| | | うち雇用者所得誘発額 | うち雇用者所得誘発額 | |
| 直接効果 | 625,318 | 355,159 | 199,046 | 128 |
| 一次波及 | 166,660 | 95,351 | 41,873 | |
| 二次波及 | 198,079 | 95,594 | 32,367 | |
| 総合効果（直接＋一次＋二次） | 990,057 | 546,104 | 273,286 | |
| 波及効果倍率（倍） | 1.12 | | | |

※ 主催者関連支出と参加者関連支出の合計額を使用。

経済波及効果は、直接効果、一時波及効果、二次波及効果の和であり、平成23年島根県産業連関表を用いて推計。

27. 広域周遊バス運行事業費支援補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|------|-----------|-----|----------------------|-------|
| 基本目標 | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策 | 1-3 | 産業振興(3) 観光の振興 | |
| | | 施策 | 1-3-2 情報発信等誘客宣伝活動の強化 | |
| | | | “神々”と“ご縁”観光総合対策事業 | 観光振興課 |

1. 概要

(1) 目的

本県の公共交通の不便さを補完し、「神話スポット」や「出雲大社」から観光地への周遊を促進することを目的とする。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）
広域周遊バス運行事業費支援補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助事業者

- ・ 県内の市町村、観光協会、法人、任意団体
- ・ 任意団体にあつては、以下の要件を備えているもの
 - 規約等を有していること
 - 代表者が明らかであること
 - 団体としての意思決定により補助に係る事業を実施することができ、確実な経理処理が行えること
 - 団体の拠点としての事務所又は事務を行う場所を県内に有し、県内で活動する団体であること

イ. 対象事業・対象経費・補助金額

| 補助対象事業 | 補助対象事業費 | 補助金の額 |
|--|--|-----------------------------------|
| <p>観光客に島根の魅力を伝えることができるような演出をし、観光客の周遊を促進するツアーバス（有料バス）の運行事業であること。</p> <p>なお、次のいずれかに該当する事業は、対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な運行ルートが単独市町村内のみの事業（隠岐地区は除く） ・ 政治的又は宗教的活動と認められる事業 ・ 県の他の補助事業の対象となっている事業 ・ イベント等の際の臨時的な事業 | <p>原則として、補助対象経費は以下にかかる収支の差額とし、事業を実施するために必要な経費であつて、知事が必要かつ適当と認めるもの</p> <p>● 支出</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 謝金・費用弁償（ガイド等に対するもの） ② 材料費及び消耗品費（ツアー参加者特典やツアー遂行上必要なサイン整備等直接事業に係るもの） ③ 委託費 ④ 使用料及び借上料（機材保険料を含む。ただしパーソナルコンピューターの計上は認めない） ⑤ 通信運搬費 ⑥ 広告料 ⑦ 備品購入費（原則として10万円以内で直接事業執行に係るもの。既存の機器の更新にあたるものや汎用性のあるものは除く） ⑧ 印刷製本費 ⑨ 旅行事業者への販売手数料 ⑩ その他事業実施に必要と認められる経費 <p>● 収入</p> <ol style="list-style-type: none"> ① バス利用者からの乗車費 ② 広告収入 ③ 預金利息 ④ その他事業実施に伴い発生した収益 | <p>補助額は200万円を上限とし、補助率を1/2とする。</p> |

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|------------------|-------|-------|-------|
| 広域周遊バス運行事業費支援補助金 | 4,952 | 8,440 | 6,330 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

| 属性区分 | 問題点の内容 |
|------|---|
| 指摘事項 | 上記要綱上の目的は、本県の公共交通の不便さを補完し「神話スポット」や「出雲大社」から観光地への周遊を促進することとされているが、「観光地への周遊」がどのように県民全体の利益につながるかが明確になっていない。「観光地への周遊」により、その他の観光地やその周辺地域経済の活性化を促進し、県内の広域的な観光の振興を実現することが最終的な目的であると考えられる。このため、当該趣旨を要綱上の目的に反映すべきである。 |

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|--|-----------------------------|---|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的の合理性には上記指摘事項の問題がある。交付対象は県内の市町村、観光協会、法人、任意団体に限定されているが、これらが公益的な団体であり、県内全域に門戸が開かれているため、交付対象の合理性に問題はない。 | — |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | KPIはバス利用者数であり、合理的であるが、上記要綱上の目的に問題がある（※1）。 | — |
| 3 | 効果（実績値）の計数化と測定値の合理性 | バス利用者数に対して評価測定が為されているが、上記要綱上の目的に問題がある（※1）。 | — |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | 上記KPIに対し、目標値は設定していない（※1）。 | — |
| 5 | ギャップ分析と フィードバック | バス利用者数を評価尺度として用いているが、目標値が設定されていないため、効果的なギャップ分析及びフィードバックが行われていない。 | — |
| 6 | KPIの比較可能性 （金額的な視点等） | KPIの補完情報としてバス利用者一人当たりの補助金額を把握しているが、あくまで補完情報である（※1）。 | — |
| <p>※1：県は、本補助金事業のKPIとしてバス利用者数を設定している。補助金の支給対象とバス利用者数は直接関係しないため、また、想定される本来の目的との直接的な関連性も考慮すると、当該KPIは合理的であるといえる。また金額的な視点として、県は補助金額の計算上合理性をモニタリングする目的で一人当たり補助金額（バス利用者数／補助金交付額）を参考情報として算出しており、平成29年度の一人当たり補助金額を2,770円と推計している。観光動態調査における観光消費額（県外客・日帰り※）は7,098円であるため、計算上の観光客一人当たりの補助金負担率は約39%となる。この一人当たり補助金額は利用が広がれば当該補助率は下がることになるため、バス利用者数をKPIとするのはこの点からも合理的である。また、補助事業者（ツアー）によっては利用者にアンケートを行っており、一部のアンケートでは満足度に係る情報も収集している。当該アンケートを必須のものとして満足度や顧客ニーズを素点化してKPI化することも有効であると考えられるため、この点についても検討されたい。</p> | | | |

28. 観光コーディネーター設置事業補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|-------|-----------|-----|--------------------|-------|
| 基本目標1 | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策1 | 3 | 産業振興(3) 観光の振興 | |
| | | 施策1 | 3-2 情報発信等誘客宣伝活動の強化 | |
| | | | “神々”と“ご縁”観光総合対策事業 | 観光振興課 |

1. 概要

(1) 目的

観光客のニーズの多様化、個性化が進み、旅行スタイルが大きく変化しつつある中、こうした市場の変化に対応し観光客の誘致を図るためには、地域が主体となり、地域の個性や特色を活かした観光商品や情報等を提供する着地型観光へ移行する必要がある。ついては、着地型観光の推進に向け、地域の中核となる市町村観光協会等の体制強化を図ることとし、その一環として、観光地づくりや観光商品づくりを専門的に行う観光コーディネーターをモデル的に配置する助成事業を実施する。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）
観光コーディネーター設置事業補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助対象者

県内の市町村観光協会、広域観光協会、その他知事が適当と認めた団体

イ. 補助対象事業・補助対象経費

補助金の対象は、下記の業務を行う観光コーディネーターの配置等に係る経費でかつ別表に掲げる経費とする。

- ・地域資源を活用した観光地づくり、観光商品づくり
- ・上記観光商品に関する情報発信、販売促進
- ・観光客の受け入れに向けた体制、システムづくり
- ・その他知事が必要と認めたもの

<別表>

- ・観光コーディネーターの人件費（給与、各種手当、共済費）
- ・観光コーディネーターの募集に係る経費
- ・その他知事が必要と認める経費

ウ. 補助金額及び補助限度額

補助金の上限は2,871千円とし、上限率は1/2以内とする。

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-------------------|--------|-------|-------|
| 観光コーディネーター設置事業補助金 | 10,625 | 6,257 | 8,714 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

指摘又は意見を付すべき事項は発見されなかった。

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|--|-----------------------------|--|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的は「着地型観光の推進に向け…」とされており、観光コーディネーターの必要性について合理性が認められる。交付対象は「島根県内の市町村観光協会、広域観光協会、その他知事が適当と認めた団体」とされており、交付対象の合理性にも問題はない。 | ○ |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | KPIは設定されていない（※1）。 | — |
| 3 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | KPIの設定がないため目標値の設定はない（※1）。 | — |
| 4 | 効果（実績値）の計数化と測定値の合理性 | KPIの設定がないため実績値の把握はない（※1）。 | — |
| 5 | ギャップ分析とフィードバック | KPIの設定がないため、ギャップ分析等を行っていない。 | — |
| 6 | KPIの比較可能性（金額的な視点等） | 金額的な視点によるKPIの採用も可能と考えられる（※1）。 | |
| <p>※1：県は、観光コーディネーターは地元と観光事業者の関係をつくる調整役であり、観光協会等ごとに事業計画や業務内容が異なるため、定量的な評価は困難であるとして、本補助金事業単独のKPIは設定せず、「取り組みや体制を作る」等の目標が達成できればそれで良いと判断している。また、県と観光協会等とのコミュニケーションはとれており、次年度の計画、計画の進捗度合い等の意見交換をしながら現実的な方法をその都度協議して選択しているとの説明を受けた。さらに、事務事業評価シートの成果参考指標である観光入り込み客延べ数と当該補助金事業との直接的な関係が薄いため当該成果参考指標を当補助金事業のKPIとはしていないとする県の見解は理解でき、このため金額的な視点によるKPIの設定も困難であることが想定される。</p> <p>当補助金事業は、各コーディネーターの支援内容が上記1.(2)②イの各事業により異なるため、共通的に利用可能なKPI（例えば利用者アンケート結果を素点化したもの等）の設定が検討可能と思われる。</p> <p>いずれにしても現状KPIによる評価が行われておらず、本補助金事業に係る効果を実態に即して何らかの方法で把握しなければ、本補助金事業が本当に本県の観光振興に役立ったか、他の代替案より効果的であったか、が判断できないことになるため、対応を検討されたい。</p> | | | |

29. 島根県観光総合支援事業補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|-------|-----------|-------------|----------------------|-------|
| 基本目標1 | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策 | 1-3 産業振興(3) | 観光の振興 | |
| | | 施策 | 1-3-2 情報発信等誘客宣伝活動の強化 | |
| | | | “神々”と“ご縁”観光総合対策事業 | 観光振興課 |

1. 概要

(1) 目的

民間主体の観光地づくりを促進する。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

島根県観光総合支援事業補助金交付要綱

② 補助対象

補助対象事業・補助事業者・補助対象経費・補助率・限度額

・旅行商品の開発

| 対象事業 | 事業者 | 対象経費 | 補助率 | 限度額 |
|--|---|---|------------------------------|---|
| 旅行商品として成立し得るもので、商品としての可能性の検証や課題の把握等により、今後、申請者自らの旅行商品としての定着を前提に新たに実施する事業 ・事業による収入を見込み実施するもの（原則、有償を前提に実施するもの） ・旅行商品としての検証や課題を把握するために実施するもの ・旅行会社のパンフレットやツアーに組み込んでもらうことを前提に実施するもの ・2年目は、これまでの実績を踏まえ、問題点を改善し実施するもの | ①観光協会及び広域事務組合 ②法人 ③法人格を持たない民間団体（ただし、次の要件を備えているもの） ・規約等を有していること ・代表者が明らかであること ・団体としての意思決定により補助に係る事業を実施することができ、確実な経理処理が行えること (以下同じ) | ・委託料 ・謝金・費用弁償 ・材料費及び消耗品費（ツアー参加者特典やツアー催行上必要なサイン整備など直接事業執行に係るもの） ・使用料及び借上料（機材保険料含む） ・通信運搬費 ・印刷製本費 ・広告料 ・その他事業実施に必要なと認められる経費 ※ただし、上記に掲げるものであっても自立事業にそぐわないものは除く | 1年目 2/3 2年目 1/2 | 1年目 1,000千円 2年目 500千円 ※2ヶ年を限度 |

・観光素材造成

| 対象事業 | 事業者 | 対象経費 | 補助率 | 限度額 |
|---|---|---|-----|---------|
| 《プラン策定》 地域の環境資源を活用し、魅力ある観光地に形成していくための観光客受け入れ企画（観光プラン）の策定事業 | ①観光協会 ②法人格を持たない民間団体（活動実績があり、5人以上の構成員であること） | ・謝金・費用弁償（講師や専門家に対するもの） ・委託料 ・材料費及び消耗品費 ・印刷製本費 ・通信運搬費 ・使用料及び賃貸料 ・その他事業実施に必要なと認められる経費 | 1/2 | 2,000千円 |

| | | | | |
|--|---|---|---------------------------------------|--|
| <p>《観光素材造成》 来訪や周遊の動機付けとなるような地域の魅力を活用した新たな観光素材の造成 ・2年目は、これまでの実績を踏まえ、問題点を改善し新たな要素を加えて実施するもの</p> | <p>①市町村 ②観光協会 ③法人 ④法人格を持たない民間団体</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・委託料 ・謝金・費用弁償 ・材料費・消耗品費 ・使用料及び借上料 ・通信運搬費 ・印刷製本費 ・広告料 ・その他事業実施に必要なと認められる経費 | <p>1年目 1/2</p> <p>2年目 1/3</p> | <p>1年目 1,000千円</p> <p>2年目 500千円</p> <p>※2ヶ年を限度</p> |
| <p>《観光地づくり》 地域特有の魅力や観光素材等を活用した新たな観光地づくりで、ほかの地域から誘客を図る取り組み ※法人の場合は、一法人に留まる取り組みではなく、地域に波及するもの</p> | <p>①県内観光協会 ②県内法人 ③法人格を持たない県内民間団体</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・謝金・費用弁償 ・使用料及び借上料 ・通信運搬費 ・印刷製本費 ・委託料 ・その他事業実施に必要なと認められる経費 | <p>1/2</p> | <p>500千円</p> |
| <p>《イベント支援》 地域の魅力が体感でき、地域の定番となり得るような新たなイベントで県外から広く誘客を図るもの (概ね1,000人規模) ・補助期間終了後も継続して実施することを前提としたイベント</p> | <p>①県内市町村 ②県内観光協会 ③県内法人 ④法人格を持たない県内民間団体</p> | <ul style="list-style-type: none"> ①イベント周知に係る経費 <ul style="list-style-type: none"> ・広告費 ・印刷製本費 ②イベント運営経費 <ul style="list-style-type: none"> ・委託料 ・謝金・費用弁償 ・賃料(イベント準備や当日の運営など、事業実行に直接係るもの) ・材料費及び消耗品費(参加者特典やサイン整備など事業執行に直接係るもの) ・使用料及び借上料 ・保険料 ・通信運搬費 ③その他事業実施に必要なと認められる経費 | <p>1/2</p> | <p>500千円 ※ただし、対象経費②に係る補助金の額については、200千円を限度とする</p> |

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|----------------|-------|--------|-------|
| 島根県観光総合支援事業補助金 | - | 11,422 | 8,419 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

| 属性区分 | 問題点の内容 |
|------|---|
| 指摘事項 | 本補助金の目的は、「民間主体の観光地づくりを促進」することとされているが、「民間主体の観光地づくり」がどのような公益上の目的に資するのか明確にされていない。本来の目的は「民間主体の観光地づくりを促進」することにより「県内観光産業の振興を図る」ことにあると考えられる。このため、当該趣旨を要綱上の目的に反映すべきである。 |
| 意見 | 本補助金は上記1.(2)②の「対象事業」にあるとおりメニューが多種多様であり、内容も類似するものが多いため、各補助金申請分がどの対象事業に該当するのか判断するのが困難である。どの事業に該当するのかにより対象経費・補助率・補助限度額が異なるため、補助金交付要綱の内容を整理し、判別しやすくする必要がある。 |

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|--|-----------------------------|--|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的の合理性には上記指摘事項の問題がある。 交付対象が県内の市町村、観光協会及び広域事務組合、法人、法人格を持たない民間団体に限られているが、これらが公益的な事業主体であり、また県内全域に門戸が開かれているため、交付対象の合理性に問題はない。 | — |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | 当補助金単独のKPIは設定されていない。 事務事業評価シートの中で、 ①島根県への来訪意向割合（県が独自に実施する観光認知度調査において、「行ってみたい都道府県（上位5県）」に「島根県」と回答した人の割合） ②島根県内の観光入り込み客延べ数が設定されているが、当該KPIでは当補助金単独のKPIとしては合理的ではない（※1）。 | — |
| 3 | 効果（実績値）の計数化と測定値の合理性 | 当補助金単独のKPIは設定されていない（※1）。 | — |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | 当補助金単独のKPIはなく、目標値の設定もない（※1）。 | — |
| 5 | ギャップ分析とフィードバック | 当補助金単独では行われていない。 上記①②尺度については、現状分析や課題の抽出、今後の方向性の指針まで検討されている。 | — |
| 6 | KPIの比較可能性 （金銭的な視点等） | 上記①、②ともに金銭的な視点はない（※1）。 | — |
| <p>※1：本補助金は、上述のとおり「旅行商品の開発」「プラン策定」「観光素材造成」「観光地づくり」「イベント支援」といった多種多様な対象事業のメニューを有しているため、統一的なKPIの設定は困難である。県は、困難であるがゆえに本補助金事業単独のKPIを設定せず、事務事業評価上の①島根県への来訪意向割合や②島根県内の観光入り込み客延べ数をKPIとしている。本補助金事業の各メニューが、混在一体となって「民間主体の観光地づくりを促進する」ことは理解できるが、上記のKPIでは、本補助金事業単独でどれだけ寄与したかが判断できない。即ち、目標達成の「ツール」としての各補助金の有効性を評価しきれない。この点、例えば、「旅行商品の開発」であれば、モニターツアーが実際に商品化された際の入込客数や、当該人数に観光消費単価を乗じた観光消費額、経済波及効果等を、「イベント支援」であれば、当該来場者数や、当該人数に観光消費単価を乗じた観光消費額、経済波及効果等を、KPIとして設定することも考えられる。</p> <p>本補助金事業は、いずれの対象事業についても、単年度で効果が発現するとは限らず、要綱上も継続的な事業実施を前提としている規定ぶりとなっているため、複数年度に亘る累積的な評価が必要であり、実績報告等において事業終了後も情報提供を求めて対応することが望まれる。</p> | | | |

30. 島根県貸切バス旅行商品造成支援事業補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|-------|-----------|------------------|---------------------|-------|
| 基本目標1 | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策1 | -3 産業振興(3) 観光の振興 | | |
| | | 施策1 | -3-2 情報発信等誘客宣伝活動の強化 | |
| | | | “神々”と“ご縁”観光総合対策事業 | 観光振興課 |

1. 概要

(1) 目的

この事業は、旅行事業者が島根県への観光を目的とした滞在型観光バス旅行（以下「補助事業」という。）を実施する経費等の一部を予算の範囲内で補助することにより、島根県への旅行商品造成を推進するとともに、観光客の周遊を拡大しようとするを目的とする。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）
島根県貸切バス旅行商品造成支援事業補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づき登録を受けている者とする。

イ. 補助対象事業

以下の要件を満たす団体向け「受注型企画旅行」（旅行者の希望する日程、内容、旅行料金にもとづき、旅行事業者が旅程を提案する旅行をいう。組織内募集型の企画旅行を含む。）を補助対象とする。

- ・ 下記の除外地域を除く地域を貸切バスの発地とするバスツアーであること。（除外地域：島根県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県）
ただし、石見、隠岐地域での宿泊が1泊以上ある場合は上記除外地域を島根県のみとする。
- ・ 島根県内のホテル、旅館などの宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）に1泊以上宿泊すること。
- ・ 島根県内の観光施設等（宿泊施設を除く。以下同じ。）を行程に4か所以上含めること。各施設から立ち寄り証明書の発行が受けられること。
- ・ 団体の構成人数が20名（乗務員及び添乗員を含まない。実績ベースとする。）以上であること。ただし、石見、隠岐地域での宿泊が1泊以上ある場合は15名以上とする。
- ・ 「学校行事として実施する旅行」、「会議や研修を目的とした旅行」、「宗教活動、政治活動を目的とした旅行」ではないこと。
- ・ 島根県及び公益社団法人島根県観光連盟のバス助成制度を受けていないこと。

ウ. 補助対象経費・補助金額及び補助限度額

補助金額は、バス1台あたり30,000円に島根県内の宿泊数を乗じた額とする。ただし、一事業者当たりの上限は総額300,000円とする。

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|
| 島根県貸切バス旅行商品造成支援事業補助金 | 2,430 | 5,100 | 3,180 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

| 属性区分 | 問題点の内容 |
|-------|--|
| 指摘事項① | 交付申請書兼実績報告書は交付要綱において「補助事業完了後14日以内又は補助事業の完了年月日の属する年度の3月31日のいずれか早い日まで」という提出期限が設けられているのに対し、提出期限経過後に提出された交付申請書兼実績報告書が2件あった。県の担当者に確認したところ、提出期限を経過した後に交付申請書兼実績報告書が提出された場合にも一律に不支給とはせず、改めて提出期日を定めて申請者に通知するとの回答が得られた。交付要綱に明記されている事項を現場の判断で緩和するのは問題があり、当該事務は適切とはいえず、要綱に沿って処理すべき、若しくは要綱の規定が過度に厳格であるとの判断であれば、要綱を改訂して対応すべきである。 |
| 指摘事項② | 補助対象事業の要件の一つにおいて「各施設から立ち寄り証明書の発行が受けられること」とされているが、出雲大社からの立ち寄り証明書が添付されていなかった。立ち寄り証明書の添付がない代わりに「出雲大社は立ち寄り証明書が発行できない」という趣旨の文書を添付しており、この文書をもって補助対象事業としている。しかし、上記要綱等に例外的な取り扱いについての定めがない以上、要綱に準じた処理を行うべきであり、当該事務は適切とはいえない。 必要があれば、上記要綱に「立ち寄り証明書の発行が困難なことにつき、やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではない。」旨の文言を加える等により対処すべきである。 |
| 指摘事項③ | 交付要綱第5条の条文の見出しが「補助対象経費」とされている。本補助金は、費消した経費を補てんするものではなく、バス1台あたり30,000円に島根県内の宿泊数を乗じた額を支給するものであるため、条文明の見出しが適切ではない。 |
| 指摘事項④ | 本補助金の目的は「観光客の周遊拡大」とされているが、「観光客の周遊拡大」がどのような公益上の目的に資するのか明確にされていない。本来の目的は「観光客の周遊拡大」により「県内観光産業の振興を図る」ことにあると考えられる。このため、当該趣旨を要綱上の目的に明記すべきである。 |

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|------|-----------------------------|---|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的の合理性には上記指摘事項④の問題がある。 交付対象は「旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている者」とされており、交付対象の合理性には問題がない。 | — |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | 事務事業評価シートの中で、 ①島根県への来訪意向割合（県が独自に実施する観光認知度調査において、「行ってみたい都道府県（上位5県）」に「島根県」と回答した人の割合） ②島根県内の観光入り込み客延べ数が設定されているが、当該KPIでは当補助金単独のKPIとしては合理的ではない（※1）。 | — |
| 3 | 効果（実績値）の計数化と測定値の合理性 | 上記①、②いずれのKPIについても、目標値が設定され、実績値との比較分析を行っているが、本補助金事業単独のKPIとしては合理的ではない。 その他、本事業固有の管理数値として、実績報告書から本事業に係る「バス台数」「宿泊延べ日数」「旅行参加者数」を把握しているが、KPIとはしていない（※1）。 | — |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | 上記の評価尺度に対し、①、②いずれも目標値が設定されているが、本補助金事業単独のKPIとしては合理的ではない（※1）。 | — |
| 5 | ギャップ分析とフィードバック | 上記いずれの尺度についても、現状分析や課題の抽出、今後の方向性の指針まで検討されているが、合理的なKPIに基づいた分析等ではない。 | — |
| 6 | KPIの比較可能性 （金額的な視点等） | 金額的な視点による合理的なKPIの設定が可能である（※1）。 | — |

※1：県は、事務事業評価シートにおいて、観光入り込み客延べ数、島根県総合戦略の観光消費額等をKPIとして設定し、次のとおりモニタリングしている。

＜事務事業評価シート・観光入り込み客延べ数＞

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 実績値 | 33,171千人 | 33,119千人 | 32,303千人 |
| 目標値 | 33,370千人 | 33,530千人 | 33,690千人 |
| 達成率 | 99.5% | 98.8% | 95.9% |

＜島根県総合戦略における観光消費額＞

| | H26年 | H27年 | H28年 | H29年 |
|-----|---------|---------|---------|---------|
| 実績値 | 1,367億円 | 1,367億円 | 1,372億円 | 1,349億円 |
| 目標値 | 1,450億円 | 1,450億円 | 1,450億円 | 1,450億円 |
| 達成率 | 94.3% | 94.3% | 94.6% | 93.0% |

＜島根県総合戦略における観光入込客数＞

| | H26年 | H27年 | H28年 | H29年 |
|-----|---------|---------|---------|---------|
| 実績値 | 3,321万人 | 3,317万人 | 3,312万人 | 3,225万人 |
| 目標値 | 3,400万人 | 3,400万人 | 3,400万人 | 3,400万人 |
| 達成率 | 97.7% | 97.6% | 97.4% | 94.9% |

＜島根県総合戦略における宿泊客数＞

| | H26年 | H27年 | H28年 | H29年 |
|-----|-------|---------|---------|---------|
| 実績値 | 369万人 | 368.7万人 | 368.7万人 | 368.3万人 |
| 目標値 | 375万人 | 375万人 | 375万人 | 378万人 |
| 達成率 | 98.4% | 98.3% | 98.3% | 97.4% |

上記におけるKPI等は事務事業ベース、総合戦略ベースにおけるものであり、本補助金事業単独のものではない。また、上記KPIは県内の観光入り込み客延べ数等であり、滞在型観光バス旅行のみを抽出したものではないため、要綱の目的である「島根県への旅行商品の造成推進」「観光客の周遊拡大」とは直接的な相関関係はない。

同一事務事業内の全ての補助事業が、混在一体となって「神々ご縁観光総合対策事業」という目的の達成を目指していることは理解できるが、上記のKPIでは、本補助事業単体としてどれだけ寄与したかが判断できない。即ち、目標達成の「ツール」としての貸切バス旅行商品造成支援事業補助金の有効性を評価しきれない。

この点、県は、上記とは別に、補助対象事業者の実績報告書より「利用バスの台数」「宿泊日数」「旅行参加者数」を把握している。

| | H28年 | H29年 |
|--------|---------|---------|
| バス台数 | 188台 | 104台 |
| 宿泊数 | 148泊 | 85泊 |
| 旅行参加者数 | 5,570人 | 3,092人 |
| 交付決定額 | 5,100千円 | 3,180千円 |

上記について、「バスの台数」については事業の実施結果そのものであるためKPIとしては合理的ではないが、宿泊数、参加数については当該事業により生み出した観光消費額の源泉であり、金額的な視点によるKPIとなり得るため、検討が望まれる。なお監査人独自の推計値は次のとおりであり、本補助金は観光消費額86,681千円、経済波及効果96,862千円の創出に寄与したと推計された。

| | 旅行参加者数 | 観光消費単価 | 観光消費額 | 経済波及効果 |
|--------|--------|---------|----------|----------|
| 平成29年度 | 3,092名 | 28,034円 | 86,681千円 | 96,862千円 |

(単位：千円)

| | 生産誘発額 (経済波及効果※) | うち粗付加価値誘発額 | | 雇用創出効果 (人) |
|----------------|--------------------|------------|------------|---------------|
| | | うち粗付加価値誘発額 | うち雇用者所得誘発額 | |
| 直接効果 | 65,124 | 36,988 | 20,730 | 13 |
| 一次波及 | 17,357 | 9,930 | 4,361 | |
| 二次波及 | 14,380 | 9,956 | 3,371 | |
| 総合効果(直接+一次+二次) | 96,862 | 56,875 | 28,462 | |
| 波及効果倍率(倍) | 1.12 | | | |

※ 主催者関連支出と参加者関連支出の合計額を使用。

経済波及効果は、直接効果、一時波及効果、二次波及効果の和であり、平成23年島根県産業連関表を用いて推計。

31. しまね観光事業者等支援事業費補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|-------|-----------|-----|--------------------|-------|
| 基本目標1 | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策1 | 3 | 産業振興(3) 観光の振興 | |
| | | 施策1 | 3-2 情報発信等誘客宣伝活動の強化 | |
| | | | “神々”と“ご縁”観光総合対策事業 | 観光振興課 |

1. 概要

(1) 目的

県内の観光事業者団体が、自らの地域を魅力にあふれ持続性のある観光地に形成していくための観光客受け入れ企画（以下「観光プラン」という。）を策定し、その観光プランに基づいた事業に対し支援を行い、民間主体の観光地づくりを促進する。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

しまね観光事業者等支援事業費補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助対象事業者

- ① 県内の民間事業者で構成する観光振興を目的に活動する団体であって、少なくとも1年以上の活動実績があり、その活動及び団体の維持にかかる経費について適正に決算が行われていること。
- ② 法人格を持たない団体にあっては、前号に加え、次のすべての要件を備えていること。
 - ・ 5人以上の構成員で構成されていること
 - ・ 団体の目的、意思決定、代表者、及び会計の責任者並びに会計の処理について規定された規約等を有すること
 - ・ 団体の本拠となる事務所又は事務を行う場所を県内に有し、県内で活動していること

イ. 対象事業・対象経費・補助金額

| 補助対象事業 | 補助対象事業費 | 補助率 |
|---|---|---|
| 地域の観光資源を活用し、魅力にあふれ持続性のある観光地づくりを進めるための観光プランの策定及びその観光プランに基づいた事業 | <p>補助対象事業を実施するために必要な経費であって、下記に掲げる経費のうち、知事が必要かつ相当と認めるもの</p> <p>①給料、手当、社会保険料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業実施のため、新規に雇用した者であること。 ・ 雇用した者は補助対象期間終了後も継続して雇用するように努めること。 <p>・ 対象事業に関係する業務に従事した部分を補助対象とする。</p> <p>②委託料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光プラン策定委託料、事業実施に係る委託料。 <p>③②以外の事務費等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 謝金※・費用弁償（講師や専門家に対して） ※ 謝金の上限は6,300円/時間とする。 ・ 職員旅費 ・ 材料費及び消耗品費 ・ 印刷製本費 ・ 通信運搬費 ・ 広告宣伝費 ・ 使用料及び賃借料 <p>④その他事業実施に必要と認められる経費</p> | 補助対象経費の1/2以内（ただし、全ての事業について5,000千円を上限とする）。 |

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-------------------|--------|--------|-------|
| しまね観光事業者等支援事業費補助金 | 15,709 | 10,000 | 5,000 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

| 属性区分 | 問題点の内容 |
|-------|---|
| 指摘事項① | <p>補助対象経費は補助金交付要綱の別表に限定列挙により定められているところ、県は補助事業者が補助対象経費に含めている「日当 (2,200円/日)」「食卓費 (3,000円/日)」をいずれも別表の「③ 職員旅費」として追認しているものがあった。補助金交付要綱に定める「職員旅費」の定義が明示されていないが、県の「職員の旅費に関する条例」には「食卓料」が次のとおり規定されている(「日当」についての記載はない)。</p> <p>(食卓料)</p> <p>第20条 食卓料の額は、1夜につき2,200円とする。</p> <p>2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。</p> <p>このため、上記「日当 (2,200円/日)」「食卓費 (3,000円/日)」のいずれも補助対象経費とする事務処理は適切ではない。</p> |
| 指摘事項② | <p>職員旅費として補助対象経費に含まれていた領収書の中に、打合せに係る飲食費の領収書が含まれていた。当該飲食費は接待交際費又は会議費に区分されるものであり、補助金交付要綱別表に定める経費のいずれにも該当しない。このため、当該経費を補助対象経費とする事務処理は適切ではない。</p> |
| 指摘事項③ | <p>補助対象経費となる委託費に係る請求書について、誤って平成28年度分のもので綴じ込まれており、これに基づいて支出負担行為が為されていた。平成29年分も同額の委託費が発生していたため実害はなかったが、事務としては不適切な処理である。また、当該資料に係る検査においても指摘がなされていない。</p> |
| 指摘事項④ | <p>本補助金の目的は、「民間主体の観光地づくりを促進する」とされているが、「民間主体の観光地づくりを促進する」ことがどのような公益上の目的に資するのか明確にされていない。本来の目的は「民間主体の観光地づくりを促進する」ことにより「県内観光産業の振興を図る」ことにあると考えられる。このため、当該趣旨を要綱上の目的に反映すべきである。</p> |

(2) KPIの設定及びフィードバック (意見・改善提案)

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|------|-----------------------------|---|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | <p>目的の合理性には上記指摘事項④の問題がある。</p> <p>交付対象が県内の民間観光振興団体に限られているが、県内全域に門戸が開かれているため、交付対象の合理性に問題はない。</p> | — |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | <p>事務事業評価シートの中で、</p> <p>①島根県への来訪意向割合 (県が独自に実施する観光認知度調査において、「行ってみたい都道府県 (上位5県)」に「島根県」と回答した人の割合)</p> <p>②島根県内の観光入り込み客延べ数が設定されているが、当該KPIでは当補助金単独のKPIとしては合理的ではない(※1)。</p> | — |
| 3 | 効果(実績値)の計数化と測定値の合理性 | <p>上記①、②いずれのKPIについても、目標値が設定され、実績値との比較分析を行っているが、本補助金事業単体のKPIとしては合理的ではない(※1)。</p> | — |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | <p>上記の評価尺度に対し、①、②いずれも目標値が設定されているが、本補助金事業単体のKPIとしては合理的ではない(※1)。</p> | — |

| | | | |
|---|--------------------|---|---|
| 5 | ギャップ分析とフィードバック | 上記いずれの尺度についても、現状分析や課題の抽出、今後の方向性の指針まで検討されているが、合理的なKPIに基づいた分析等ではない。 | — |
| 6 | KPIの比較可能性（金額的な視点等） | 金額的な視点による合理的なKPIを設定する余地がある（※1）。 | — |

※1：本補助金事業単独のKPIの設定について、県は、目的があくまで「民間主体の観光地づくりの促進」であるとの認識から、「民間の取組を支援する」ことが重要であり、その結果として飯南町がどうなったか、について定量的に把握することまでは考慮していない。

本補助金は、連続して3年間まで採択可能であることから、当該3年以内に民間主体の観光地づくりを促進し、本事業完了後には「補助金がなくても」継続して民間主体の観光プランを策定・実行することができる礎を築くことが本来の目的であると解すると、県の考える「支援」のみでは不十分である。3年経過後には、補助金がなくなり、観光プランの継続に対する負担感が増すことになるため、観光入り込み客数の増加が本当に実現されているか否かの評価とそのフィードバックはより切実な問題になるはずである。

この点、実際に策定した観光プランに関連して計上された観光消費額が、最もKPIとして好ましい。本事業により観光プランが具体的かつ新たに策定されていることから、当初から効果の測定を念頭に入れておけば、当該実績値の把握を可能にする仕組みは当該プラン設計時にインストール可能である。

なお、代替的に監査人が島根県観光動態調査の結果と産業連関表等を用いて評価した結果、飯南町における増加観光消費額、増加経済波及効果はそれぞれ538百万円、601百万円と推計された（平成27年度から平成29年度は一般社団法人飯南町観光協会に対して補助金が拠出されている）。

| | 飯南町 | | 消費単価※ | | 増加観光消費額 (千円) | 増加経済波及効果※ (千円) |
|------------|---------|---------|--------|--------|-----------------|-------------------|
| | H26年 | H29年 | H26年 | H29年 | | |
| 観光入り込み客延べ数 | 293,007 | 386,787 | 5,535 | 5,452 | 486,969 | 544,163 |
| 宿泊客延べ数 | 9,843 | 11,280 | 21,619 | 23,424 | 51,426 | 57,466 |
| 計 | — | — | — | — | 538,395 | 601,629 |

※ 県内客か県外客かが不明であるため、県内客と県外客の平均値を使用。
経済波及効果は、直接効果、一時波及効果、二次波及効果の和であり、平成23年島根県産業連関表を用いて推計。

算出された増加経済波及効果は、同観光協会、町長はじめ、たくさんの町民による数多くの取組の結果であり、本補助金事業15百万円（5百万円×3か年）はその一部に寄与したに過ぎない。観光プランを主導する一般社団法人飯南町観光協会は、今後、数多くの取組を一つ一つ検証して総括し、今後の取り組み方針を検討する必要がある。県もそこまで指導・確認しなければ、本補助金による効果を持続することができず、本補助事業が本当の意味で効果があったとはいえない。

32. 公益社団法人島根県観光連盟補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|-------|-----------|------------|--------------|---------------------|
| 基本目標Ⅰ | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策Ⅰ | -3 産業振興(3) | 観光の振興 | |
| | | | 施策Ⅰ | -3-2 情報発信等誘客宣伝活動の強化 |
| | | | 島根県観光連盟支援事業 | 観光振興課 |
| | 施策Ⅰ | -3-3 | 外国人観光客誘客の強化 | |
| | | | 外国人観光客誘致対策事業 | 観光振興課 |

1. 概要

(1) 目的

公益社団法人島根県観光連盟の運営費及び事業費の一部を補助し、もって本県の観光事業の振興を図ることを目的としている。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）
公益社団法人島根県観光連盟補助金交付要綱

② 補助対象者

公益社団法人島根県観光連盟（以下、「連盟」という。）

③ 補助金の交付対象及び補助率

(ア) 連盟運営費 別に定める額

(イ) 連盟事業費

1) 観光宣伝事業

- i. 県外広告宣伝事業 総事業費の2/3以内
- ii. 訪問宣伝事業 総事業費の2/3以内
- iii. 観光宣伝物制作事業 別に定める額
- iv. 観光宣伝看板設置事業 別に定める額

2) 受け地体制整備事業 総事業費の2/3以内

④ 補助金の交付額

予算の範囲内で知事が必要と認めた額

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|------------------|--------|--------|--------|
| 公益社団法人島根県観光連盟補助金 | 52,057 | 54,476 | 50,881 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

指摘又は意見を付すべき事項は発見されなかった。

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|------|-----------------------------|---|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的は「連盟の運営費及び事業費の一部を補助し、もって本県の観光事業の振興を図ること」とされており、公益性が認められる。交付対象が連盟に限定されているが、当社の設立目的は、島根県における観光事業の健全な発達と振興を図るとともに、観光を通じて地域の活性化に資することとされているため、交付対象の合理性に問題はない（※1）。 | ○ |

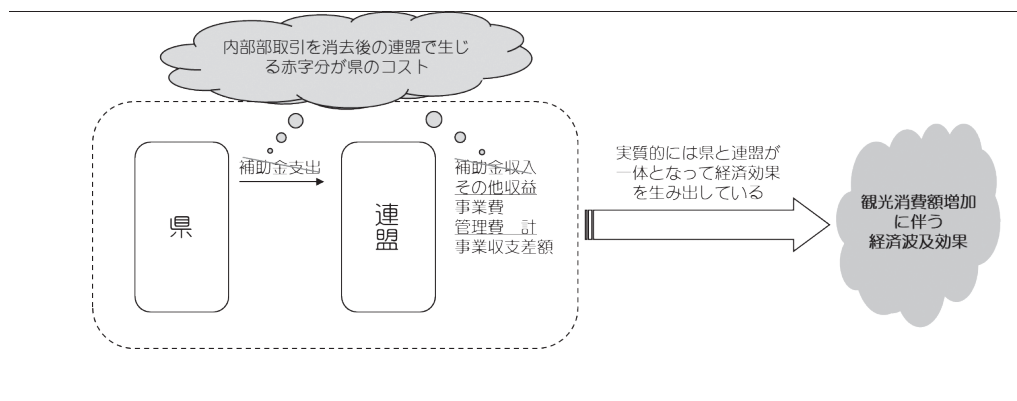
| | | | |
|---|------------------------------|--|---|
| 2 | K P I の 設 定 K P I の 合 理 性 | 事務事業評価シートの中で、 ①島根県への来訪意向割合（県が独自に実施する観光認知度調査において、「行ってみたい都道府県（上位5県）」に「島根県」と回答した人の割合） ②島根県内の観光入り込み客延べ数が設定されている（※1）。 | ○ |
| 3 | 効果(実績値)の計数化と測定値の合理性 | 上記①、②いずれのKPIについても、目標値が設定され、実績値との比較分析を行っている（※1）。 | ○ |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | 上記の評価尺度に対し、①、②いずれも目標値が設定されている（※2）。 | ○ |
| 5 | ギャップ分析とフィードバック | 上記いずれの尺度についても、現状分析や課題の抽出、今後の方向性の指針まで検討されている。 | ○ |
| 6 | KPIの比較可能性 (金額的な視点等) | 金額的な視点によるKPIを追加的に設定する余地がある（※2）。 | — |

※1：連盟の定款第3条（目的）には、「連盟は、島根県における観光事業の健全な発達と振興を図るとともに、観光を通じて地域の活性化に資することを目的とする。」とされている。このため、連盟は島根県における観光事業の振興を図り、観光を通じて地域の活性化に資することを目的とし、観光客の誘致促進、観光物産、観光文化の振興、イベント等の実施、観光地の整備、観光に対する情報の収集及び提供等、本県の観光を総合的に進める組織として、県の観光施策と連携しながら様々な事業を実施する役割を担っている。

※2：本補助金は、「観光入り込み客延べ数（島根県観光動態調査）」がKPIとされている。本補助金の目的が、島根県全体の観光振興を担う連盟の運営費・事業費に費消されることとなっているため合理的ともいえるが、県全体の入り込み客延べ数には他の要素（民間事業者の自助努力等）の影響が多分に含まれている点も無視できない。この点、公益財団法人しまね産業振興財団のように、当該年度に実際に支援をした先のみを抽出して評価できれば合理性は高まるが、連盟の場合には支援先のみを抽出して入り込み客延べ数を抽出するのは難しい。また金額的な視点においても、連盟の支援先のみを抽出して、例えば経済波及効果等を算定するのは事実上不可能である。

他方、県全体の観光振興を直接の目的とし、活動を行う団体は連盟以外にない。このため、他の要素の影響を多分に受けはするものの、実数として集計、算出される観光入り込み客延べ数や経済波及効果は同連盟の存在意義を評価する上で一定の指標になる。この点、平成29年島根県観光動態調査によると、平成29年の全県の観光消費額は、約1,349億円であり、経済波及効果約1,667億円と推計されている。

上記の便益に対し、比較する県の「コスト」について、他の補助金では概ね補助金支出額がそれに該当すると位置付けているが、本補助金については、対応する便益を「連盟全体の生み出す経済効果」として評価していることとのバランスをとる必要がある。このため、対応する「コスト」は、連盟が県の直系の外郭団体であることから補助金の授受をいわば「内部取引」と考え、「補助金がなかった場合の連盟の事業収支差額」が該当する、と考えた。



【補助金がなかった場合の連盟の事業収支差額】

公益社団法人島根県観光連盟
収支計算書

(単位:千円)

| 科目 | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|----------------|----------|----------|----------|
| I 事業活動収支の部 | | | |
| 1. 事業活動収入 | | | |
| 事業活動収入 計 | 169,864 | 164,709 | 165,216 |
| 2. 事業活動支出 | | | |
| 事業費 計 | 97,345 | 90,661 | 91,846 |
| 管理費 計 | 71,164 | 74,417 | 73,591 |
| 事業活動支出 計 | 168,508 | 165,077 | 165,437 |
| 事業収支差額 | 1,355 | △369 | △221 |
| 県からの受取補助金を減額 | △115,153 | △117,888 | △119,888 |
| 受取補助金調整後事業収支差額 | △113,798 | △118,256 | △120,109 |

上記の結果、例えば、平成29年度は観光消費による経済波及効果1,667億円が生み出され、そのコストとして、県は本補助金等の支援を120百万円分負担した、ということになる。

上記はあくまで全体としての評価であるが、県の補助金により連盟が執行する個別の事業については、それぞれの「目的」や「ツール」に対する個別の評価を要し、当該評価については、本補助金以外の各補助金事業について個別の検討を要する。

また、島根県の観光振興施策を遂行する主体として、平成19年度包括外部監査においては、島根県観光連盟の存在意義自体が検討の俎上に上がり、県との統一化や公益財団法人しまね産業振興財団への編入等が議論されている。さらに、平成26年度包括外部監査においても、状況に応じ、組織の形態を継続的に検討する必要があると指摘されている。

この点について、県は次の理由により現状の組織体制による運営が合理的と考えているとのことであった。

- 観光振興課の職員は25名（派遣も含む）いるものの、観光振興課の所掌事務が多岐にわたるために、旅行会社への商品造成の営業活動等の観光客誘致活動に実働としてあたることができる人数は少ない。
- 県職員は3年毎の異動があるために観光客誘致活動のスペシャリストが育ちにくい。
- 連盟は、嘱託職員も含めて約12人役が、実働として観光客誘致活動にあたることのできるうえに、嘱託職員を除くプロパー職員は任期も異動もないため長期間にわたって旅行会社に対する営業活動を継続し、旅行会社担当者との個人的な人間関係を築くことができる。
- 実際に、連盟内に観光誘客活動のスペシャリストが育成されている。

上記の理由は合理的であり、現在明確な役割分担が出来ている県の観光施策の実行体制を崩してまで県と連盟を統一化する意義は薄いと考える。また、公益財団法人しまね産業振興財団との間も、同様に「棲み分け」が出来ており、産業振興と観光振興を一体として運営することで得られるシナジーも限定的と思われ、現行の組織体制の維持が最適とする県の見解に問題はないとの結論に至った。

33. しまね観光誘客推進事業費補助金（県内航空路線緊急利用促進事業）

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|-------|-----------|---------|--------------------|-------|
| 基本目標Ⅰ | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策Ⅰ-3 | 産業振興（3） | 観光の振興 | |
| | | 施策Ⅰ-3-2 | 情報発信等誘客宣伝活動の強化 | |
| | | | 県内航空路線利用促進（観光振興）事業 | 観光振興課 |

1. 概要

(1) 目的

観光客誘致を促進するための情報発信及び魅力ある観光地づくりに向けた地域の取組み等を支援し、本県の観光振興に資することを目的とする。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）
しまね観光誘客推進事業費補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助対象事業者

- ・公益社団法人島根県観光連盟
- ・県内の広域観光推進組織（石見観光振興協議会、隠岐観光協会等）
- ・県内市町村及び観光協会

イ. 対象事業・対象経費・補助金額

| 補助対象事業 | 補助対象事業費 | 補助率 |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・観光客誘致のための宣伝活動 ・観光客の利便性向上のためのソフト整備 ・地域の特性及び魅力を活かした取組みの支援 ・その他、観光客誘致に資する事業であって、知事が必要と認める事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・謝金・報酬（研修会や講演会、その他各種イベント等のために招へいする人員に対するもの） ・人件費（補助事業の遂行に伴い臨時的に雇用する人員の給与、手当に限る） ・材料費及び消耗品費 ・使用料及び借り上げ料（機材保険料を含む） ・通信運搬費 ・広告宣伝費 ・備品購入費（原則として10万円以内で、補助事業を実施する上で必要なものに限る。既存の機器の更新にあたるものは除く） ・印刷製本費 ・旅費（補助事業を実施する上で必要なものに限る） ・委託費（補助事業の一部を外部の者に委託して実施する場合に必要な経費。ただし、委託業務の範囲内であっても、本事業の補助対象外となっている経費は除く） ・補助費（交付にあたっては、本補助金交付要綱の規定に準じて行うこととする） ・その他、補助事業の実施に必要と認められる経費（事前に協議の上、知事が必要と認めた経費に限る） | <p>事業実施に要する経費の全額を、予算の範囲内で補助する。ただし知事が別途定める事業については補助対象事業費の1/2以内とする。</p> |

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-------------------------------------|-------|-------|--------|
| しまね観光誘客推進事業費補助金 (県内航空路線緊急利用促進事業) | 8,734 | 8,392 | 12,986 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

| 属性区分 | 問題点の内容 |
|------|--|
| 指摘事項 | 本補助金事業は、県の事務事業評価シートにおける成果参考指標として「萩・石見空港旅客数」のみが設定されていることから、「県内航空路線の利用を促進する」ことにより、「県内観光産業の振興を図る」ことが本来の目的と考えられる。一方、当該本来の目的が本補助金交付要綱において一切触れられていないため、補助金交付要綱においてこの点を明確に記載すべきである。 |

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|------|-----------------------------|--|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的の合理性には上記指摘事項の問題がある。 交付対象が県内の民間観光振興団体に限られているが、県内全域に門戸が開かれているため、交付対象の合理性に問題はない。 | ○ |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | 事務事業評価シートの中で、「萩・石見空港旅客数」が設定されている（※1）。 | ○ |
| 3 | 効果(実績値)の計数化と測定値の合理性 | 実績目標について目標値が設定され、実績値との比較分析を行っている（※1）。 | ○ |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | 上記について目標値が設定されている（※1）。 | ○ |
| 5 | ギャップ分析と フィードバック | 上記いずれの尺度についても、現状分析や課題の抽出、今後の方向性の指針まで検討されている。 | ○ |
| 6 | KPIの比較可能性 (金額的な視点等) | 上記に金額的な視点はない（※1）。 | |

※1：本補助金事業の本来の目的が上記指摘事項のとおりである場合、観光誘致を促進するための情報発信や魅力ある観光地づくりに向けた地域の取組により「萩・石見空港旅客数」の利用が増えれば、本県の観光振興に資することになる。このため、評価の尺度として「萩・石見空港旅客数」が設定されていることは合理的と考える。
金額的な視点については、例えば石見エリアの観光入り込み延べ客数や観光消費額、これによる経済波及効果をKPIとして設定することが考えられるが、本補助金の場合、県西部の観光振興を促進・維持するためには交通インフラとしての萩・石見空港自体の維持・利用促進が不可欠との理念に基づいているため、より直接的な指標である「萩・石見空港旅客数」が合理的と考えた。

34. 外国人観光客誘致事業補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|-------|-----------|-------------|-------------------|-------|
| 基本目標1 | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策 | 1-3 産業振興(3) | 観光の振興 | |
| | | 施策 | 1-3-3 外国人観光客誘客の強化 | |
| | | | 外国人観光客誘致対策事業 | 観光振興課 |

1. 概要

(1) 目的

民間事業者・団体による外国人観光客誘致に係る事業に対し交付することにより、外国人観光客誘致を積極的に行う観光事業者・団体の参入を促すとともに、外国人観光客誘致のための基盤づくりを促進することを目的とする。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）
外国人観光客誘致事業補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助事業者

イ. に記載の「事業実施主体」

イ. 対象事業・対象経費・補助金額

| 対象事業 | 事業実施主体 | 補助対象経費 | 交付率及び限度額 |
|-------------|--|---|----------------------------|
| 外国人観光客誘致事業 | (1) 島根県内に事業所を有し、外国人観光客誘致に積極的に取り組む事業者 (2) 上記事業者により構成される団体等 | (1) 情報発信ツールの整備に要する経費 (2) 施設整備に要する経費 (3) 外国人観光客に対するオンデマンド交通運行に要する経費 (4) その他外国人観光客受入体制整備のために必要と認められる経費 | 補助率 1/2 限度額 500千円 |
| | | (5) 海外へのプロモーションに要する経費 (6) 先進地事例研究に要する経費 | 補助率 1/2 限度額 200千円 |
| 輸出物品販売場整備事業 | (1) 島根県内に事業所を有し、輸出品販売許可を受けた、または受ける予定の民間事業者（ただし、中小企業基本法に定める「小規模企業者」とする） | (1) 施設整備に要する経費 ア. 店舗改装等の施設整備に要する経費 イ. POSレジ、クレジット端末機等設備整備に要する経費 | 補助率 1/2 限度額 500千円 |
| 公衆無線LAN整備事業 | (1) 民間事業者 (2) 民間事業者により構成される組合 (3) その他知事が適当と認める団体 | (1) 公衆無線LAN整備に要する経費 ア. 無線LANルーター等機器購入経費 イ. 設置工事費 | 補助率 1/2 限度額 400千円 |

ウ. 想定する活用例

| 事業名 | 県が想定する事業例 |
|--------------------|---------------------|
| 1. 外国人誘客事業 | |
| (1) 情報発信ツール作成 | 外国語サイト、パンフレットの作成 |
| (2) 施設整備に要する費用 | 館内案内表示、看板等の多言語化 |
| (3) オンデマンド交通に要する費用 | クルーズ船来航時のシャトルバス運行 |
| (4) その他受入体制整備に係る費用 | 外国人受入研修会 |
| (5) 海外プロモーションに係る費用 | 海外での商談会等参加、営業活動 |
| (6) 先進地事例研究に係る費用 | 国内先進地への視察 |
| 2. 輸出品販売場（免税店）整備事業 | クレジット端末機、POSレジ等導入 |
| 3. 公衆無線LAN整備事業 | 無線LAN設備の導入（機器購入・設置） |

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(件、千円)

| 事業名 | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | |
|--------------------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 件数 | 補助額 | 件数 | 補助額 | 件数 | 補助額 |
| 1. 外国人誘客事業 | | | | | | |
| (1) 情報発信ツール作成 | 10 | 1,967 | 14 | 4,115 | 5 | 1,157 |
| (2) 施設整備に要する費用 | 1 | 100 | 4 | 111 | 3 | 329 |
| (4) その他受入体制整備に係る費用 | 2 | 141 | 7 | 569 | 1 | 43 |
| (5) 海外プロモーションに係る費用 | 25 | 1,378 | 35 | 2,177 | 16 | 946 |
| 3. 公衆無線LAN整備事業 | 16 | 2,543 | 6 | 1,830 | 14 | 4,081 |
| その他 | 1 | 34 | 1 | 9 | - | - |
| 合計 | 55 | 6,163 | 67 | 8,811 | 39 | 6,556 |

2. 監査の結果及び意見

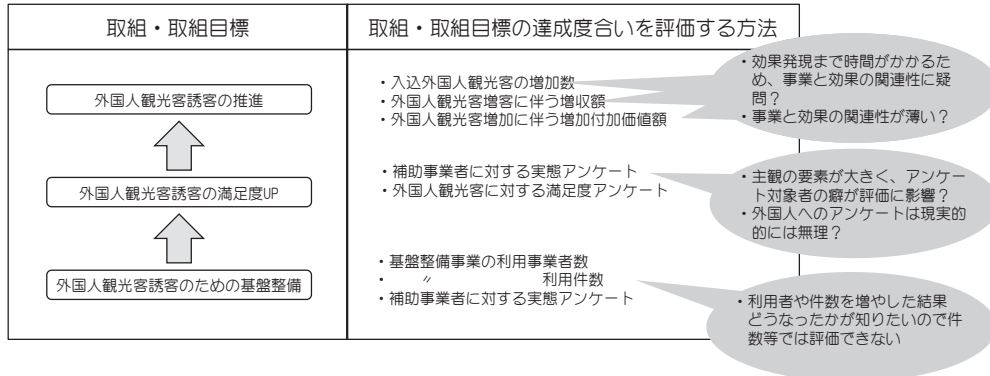
(1) 事務執行上の発見事項

| 属性区分 | 問題点の内容 |
|------|---|
| 指摘事項 | 本補助金の目的は「外国人観光客誘致を積極的に行う観光事業者・団体の参入を促すとともに、外国人観光客誘致のための基盤整備づくりを促進すること」とされているが、当該目的がどのような公益上の目的に資するのか明確にされていない。県がKPIとして「外国人宿泊客延べ数」を採用しているため、本来の目的は外国人観光客の誘致を推進し、本県の観光振興に資することが目的であると思われるため、当該趣旨を要綱上の目的に反映すべきである。 |

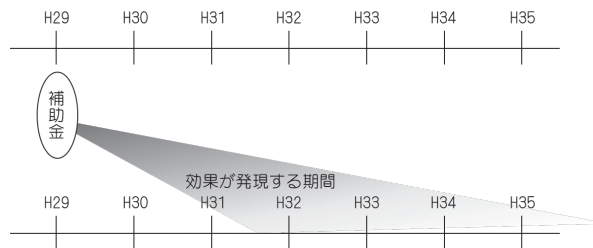
(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|------|-----------------------------|---|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的の合理性には上記指摘事項の問題がある。 交付対象が県内の民間観光振興団体に限られているが、県内全域に門戸が開かれているため、交付対象の合理性に問題はない。 | — |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | 事務事業評価シートの中で、 ① 宿泊客延べ数 ② 外国人宿泊客延べ数 をKPIとしており、本補助金事業においては②により評価しているとの説明を受けている。 要綱上の目的が上記「参入促進」や「基盤整備づくり」ではなく外国人観光客誘致の推進にあることから上記の評価尺度を設定していると思われるが、本事業のKPIとしては合理的とはいえない（※1）。 | — |
| 3 | 効果(実績値)の計数化と測定値の合理性 | 上記②のKPIについて実績値が計数として把握されているが、KPIの合理性に問題がある（※1）。 | — |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | 上記②のKPIについて目標値が設定されているが、KPIの合理性に問題がある（※1）。 | — |
| 5 | ギャップ分析と フィードバック | 上記②のKPIについて現状分析や課題の抽出、今後の方向性の指針まで検討されているが、KPIに問題がある。 | — |
| 6 | KPIの比較可能性 (金額的な視点等) | 金額的な視点によるKPIの設定は困難と考えられる（※1）。 | — |

※1：県は「外国人観光客誘客の推進」のために「外国人観光客誘致を積極的に行う観光事業者・団体の参入を促すとともに、外国人観光客誘致のための基盤づくりを促進」していると考えられ、本補助事業単独の評価という意味では、「外国人観光客誘致を積極的に行う観光事業者・団体の参入状況」や「外国人観光客誘致のための基盤づくりの促進状況」に係るKPIを設定した方がよいとも思える。ただし、外国人観光客誘致を積極的に行う観光事業者等の参入が増えたから、または、外国人観光客誘致のための基盤づくりが促進できたから、「外国人観光客誘客の推進」が進むとは限らない。このため、別の視点も検討する必要がある。



金額的な視点からは「外国人観光客の利便性アップによる増客に伴う増収額」や「プロモーション効果による外国人観光客の増客に伴う増収額」等が考えられるが、補助対象事業者の負担も重く、効果が計数となって表れるまでにタイムラグがあるため、実務的には難しい。



このため、「外国人観光客誘客の推進」を成就するためには、「外国人観光客や補助事業者の満足度が上がること」がその前提にあることに着目し、補助事業者に対する状況調査（アンケート）による評点化等、本補助金独自の評価が計数的に可能となるKPIの設定が望まれる。

35. 島根県外国人観光客送客促進支援補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|------|-----------|-------------------|------------------|-------|
| 基本目標 | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策 | -3 産業振興 (3) 観光の振興 | | |
| | | 施策 | -3-3 外国人観光客誘客の強化 | |
| | | | 外国人観光客誘致対策事業 | 観光振興課 |

1. 概要

(1) 目的

島根県内に宿泊する海外からの団体旅行を支援することにより、外国人観光客の送客の促進を図り、もって観光振興を図ることを目的とする。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）
島根県外国人観光客送客促進支援補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助事業者

団体旅行を実施する国内外の旅行業者

イ. 対象事業・補助金額

| 補助対象事業 | 補助金額 |
|--|---|
| 次の要件を全て満たす団体旅行で、知事が適当と認めるもの ・台湾、香港、中国、韓国及び東南アジアからの訪日旅行であること ・島根県内の移動に貸切バスを使用すること ・島根県内の宿泊施設で1泊以上宿泊すること ・貸切バス1台につき、旅行参加者のうち日本国籍を有しないものが15名以上であること | 貸切バス1台当たり 50,000円 1社あたり 限度額1,000千円 |

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|--------------------|-------|-------|-------|
| 島根県外国人観光客送客促進支援補助金 | 3,100 | 4,000 | 4,000 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

指摘又は意見を付すべき事項は発見されなかった。

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|------|-----------------------------|--|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的は「島根県内に宿泊する海外からの団体旅行を支援することにより、外国人観光客の送客の促進を図り、もって観光振興を図ることを目的とする」とされており、公益性に問題はない。 また、交付対象が国内外の旅行業者とされており、交付対象の合理性にも問題はない。 | ○ |

| | | | |
|--|--------------------------------|---|---|
| 2 | K P I の 設 定 K P I の 合 理 性 | 事務事業評価シートの中で ① 外国人宿泊客延べ数 ② 主要観光施設外国人利用者数 が特定されており、本事業は①により評価されているが、 本事業のKPIとしては合理的とはいえない。 | — |
| 3 | 効果(実績値)の計数 化と測定値の合理性 | 上記①の実績値が計数として把握されているが、KPIが合理的 とはいえない(※1)。 | — |
| 4 | 目 標 値 の 計 数 化 目 標 値 の 合 理 性 | 上記①について目標値が設定されているが、KPIが合理的 とはいえない(※1)。 | — |
| 5 | ギャップ分析と フィードバック | 上記①のKPIについて現状分析や課題の抽出、今後の方向 性の指針まで検討されているが、KPIが合理的とはいえない。 | — |
| 6 | KPIの比較可能性 (金額的な視点等) | 金額的な視点によるKPIの設定は困難と考えられる(※ 1)。 | |
| <p>※1：県は、補助金交付要綱において「海外団体旅行の支援による外国人観光客の送客促進により、本県観光産業の振興を図ることを目的とする」と定義付け、KPIとして「①外国人宿泊客延べ数」、「②主要観光施設の外国人利用者数」を採用している。施策として「外国人観光客誘客の強化」に取り組んでおり、本事業もその施策の一環であることを考慮すれば、当該KPIは合理的とも考えられる。</p> <p>一方、補助金交付要綱には「島根県内に宿泊する海外からの団体旅行を支援することにより…」とあるため、本補助事業単独のKPIとしては、外国人団体観光客の「移動の便」としての「外国人貸切バス利用客数の増大」に係るKPIを設定した方が、より直接的な効果測定が可能になる。また、本補助事業の内容が、団体貸切バス1台あたり50,000円(20名の利用で一人あたり2,500円)を補助するのみであるため、県が設定しているKPIに対する寄与度は限定的で、県の設定したKPIとはレベル感にかなりの差がある。また金額的な視点によるKPIの設定については、例えば観光消費額やこれによる経済波及効果が考えられるが、同様に本事業の内容とこれらのKPIとではレベル感が異なり、合理的とはいえない。</p> <p>このため、本来は補助事業の実績自体を目的とした尺度の設定は不合理であるが、補助事業の実績に近い指標(助成金の支給対象となった団体バスを利用した外国人旅行者数)を直接的に尺度として設定するのが最も合理的であると考えられるため、導入可否を検討されたい。</p> | | | |

36. FIMBAワールドリーグ松江2018大会支援事業（観光振興）補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|------|-----------|-------------|-------------------|-------|
| 基本目標 | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策 | 1-3 産業振興(3) | 観光の振興 | |
| | | 施策 | 1-3-3 外国人観光客誘客の強化 | |
| | | | 外国人観光客誘致対策事業 | 観光振興課 |

1. 概要

(1) 目的

この補助金は、FIMBAワールドリーグ松江2018大会実行委員会（以下「補助事業者」という。）に対して、FIMBAワールドリーグ松江2018大会（以下「大会」という。）参加者の観光促進等に係る経費の一部を補助し、もって本県の観光地周遊及び魅力発信による更なるインバウンド効果を図ることを目的とする。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

FIMBAワールドリーグ松江2018大会支援事業（観光振興）補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助対象者

FIMBAワールドリーグ松江2018大会実行委員会

(注1) FIMBA

FIMBA (Federation of International Maxibasketball Association) は、「Maxibasketball (注2)」の活動を推進し、組織化し、発展させ、運営し、管理する組織で、1991 (H3) 年に8月21日に8か国が集まって設立された。本部は、アルゼンチンのブエノスアイレスにある。最も大きな大会は、FIMBA WORLD MAXIBASKETBALL CHAMPIONSHIPで、この大会は2年ごとに世界の各都市から選ばれたところで開催される。

(注2) Maxibasketball

ラテン語で〈最高〉を意味する「Maxi」と「Basketball」の合成語で、バスケットの入り口世代のミニバスとは反対に、現役プレーヤーとしてバリバリのプレーを終えた後の世代で、生涯にわたってバスケットを続けていきたいと願う人々が集まってバスケットを行う活動を意味する。Maxibasketballは、1969 (S44) 年にアルゼンチンのブエノスアイレスで始められたTHE ARGENTINEAN BASKETBALL VETERANS UNIONの創設がその始まり。その後数年で、プレーヤーの年齢カテゴリールールが導入されて普及した。カテゴリーは5歳ごとのサブカテゴリーに分けられている（女子は30歳以上から、男子は35歳以上からで、現在のところ75歳以上が最高齢）。

イ. 対象事業・補助金額

- (a) 県は、補助事業者が事業を実施するために要する経費に対して補助金を予算の範囲内で交付する。
- (b) 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象経費は、次表のとおりとする。

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助率 |
|--------------------------|--|----------|
| 1, 大会・イベント費 | 1, 大会参加者、大会関係者等が交流等を目的に開催するセレモニー等に要する経費 2, 大会会場等において、観光PRのための仮設設備の借用等に要する経費 3, 大会参加者等への観光PR用のパンフレット・ノベルティー等の制作に要する経費 ただし、有償のものを除く。 4, 関係団体との連絡調整に要する経費 5, その他、大会・イベントに係る広報物の制作等に要する経費 | 10/10以内。 |
| 2, 大会招致・広告費 | 1, 大会に関する情報発信に係る情報収集に要する経費 2, 大会の情報発信に係る調整・運用管理に要する経費 3, 大会の広告を行うため、委託により看板等を整備するために要する経費 4, その他大会への招致・情報発信に必要と認められる経費 | |
| 3, 事務局費 (観光情報発信に係る用務) | 1, 事務局職員の人件費（給与、共済費、保険料等）及び旅費 2, 事務局の運営に必要な経費で、次に掲げるもの ・消耗品購入費用・通信運搬費 ・機器、会議室等の借用に係る費用 3, その他事務局の運用に必要と認められる経費 | |

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|---------------------------------------|-------|-------|-------|
| FIMBAワールドリーグ松江2018大会 支援事業（観光振興）補助金 | — | — | 8,000 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

指摘又は意見を付すべき事項は発見されなかった。

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|------|-----------------------------|---|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的は「FIMBAワールドリーグ松江2018大会実行委員会に対して、FIMBAワールドリーグ松江2018大会参加者の観光促進等に係る経費の一部を補助し、もって本県の観光地周遊及び魅力発信による更なるインバウンド効果を図ること」とされており、公益性に問題はない。 交付対象がFIMBAワールドリーグ松江2018大会実行委員会に限定されているが、同大会開催の目的のためだけに限定された組織であり、交付対象のない合理性にも問題はない。 | ○ |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | FIMBAワールドリーグ松江2018の参加人数、宿泊者数を評価尺度として設定している（※1）。 | ○ |
| 3 | 効果(実績値)の計数化と測定値の合理性 | 今年度だけの事業であるため、本事業の評価は行わない。 | |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | | |
| 5 | ギャップ分析とフィードバック | | |
| 6 | KPIの比較可能性 (金額的な視点等) | | |

※1：県は参加人数、宿泊者数をKPIとして設定している。観光支出に占める宿泊料のウェイトが高いため、県は当該尺度を採用してモニタリングを行っている。また金額的な視点についても、県は参加者等に係る宿泊料総額について把握しているため、合理的である。
 また、金額的な視点による評価については、「島根県産業連関表」を用いて測定する方法もある。当該方法は島根県が公表している連関表であり、共通ツールとして活用することで、他の補助金に係る経済効果との比較が可能となる。仮に最新の連関表（平成23年版）を用いた場合、経済波及効果等は補助金額を上回っている（基礎数値非公開のため計算結果は掲載していない）。
 なお、FIMBA松江大会の開催自体が平成29年度のみのものであるため、事業の継続を前提とする他の補助金とは異なり、フィードバックはできないが、今後の同種の事業の参考・指針等として活用されたい。

37. 外国人観光客誘致対策事業補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|-------|-----------|------------|--------------|-------|
| 基本目標Ⅰ | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策Ⅰ | －3 産業振興（3） | 観光の振興 | |
| | | 施策Ⅰ－3－3 | 外国人観光客誘致の強化 | |
| | | | 外国人観光客誘致対策事業 | 観光振興課 |

1. 概要

(1) 目的

米子・ソウル便、米子・香港便並びに環日本海圏貨客船の利用による外国人観光客の誘致促進を図り、本県来訪者の増大による観光産業の振興を目的とする。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）
 外国人観光客誘致対策事業補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助事業者

国際定期便利用促進協議会

イ. 対象事業・対象経費・補助金額

| 補助対象事業 | 補助対象事業費 |
|--------------|---|
| 外国人観光客誘致対策事業 | ① 国際定期便利用促進協議会が実施する以下の外国人観光客送客に対する助成金の支給 〈助成額〉1,000円/人/泊 〈条 件〉○ 米子・ソウル便、米子・香港便または環日本海圏定期貨客船を片道以上利用した場合 ○ 島根県内または鳥取県内に宿泊した場合 〈対 象〉旅行会社及び旅行主催団体 ② ①の助成金の交付等に係る事務経費 |

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|
| 外国人観光客誘致対策事業補助金 | 904 | 1,732 | 1,688 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

指摘又は意見を付すべき事項は発見されなかった。

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|------|-----------------------------|---|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的は「米子・ソウル便、米子・香港便並びに環日本海圏貨客船の利用による外国人観光客の誘致促進を図り、本県来訪者の増大による観光産業の振興を目的とする」とされており、公益性に問題はない。 また、交付対象が国際定期便利用促進協議会に限定されているが、同先が本県に来訪する国際便定期利用者に対して実施する事業に用途を特定しているため、目的と公益性、交付対象の合理性に問題はない。 | ○ |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | 事務事業評価シートの中で ① 外国人宿泊客延べ数 ② 主要観光施設外国人利用者数 が特定されているが、本事業のKPIとしては合理的とはいえない。 | — |
| 3 | 効果(実績値)の計数化と測定値の合理性 | 上記KPIの実績値が計数として把握されているが、KPIが合理的とはいえない（※1）。 | — |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | 上記KPIについて目標値が設定されているが、KPIが合理的とはいえない（※1）。 | — |
| 5 | ギャップ分析と フィードバック | 上記KPIについて現状分析や課題の抽出、今後の方向性の指針まで検討されているが、KPIが合理的とはいえない。 | — |
| 6 | KPIの比較可能性 (金額的な視点等) | 金額的な視点によるKPIの設定は困難と考えられる（※1）。 | |

※1：県は、補助金交付要綱において「外国人観光客の誘致促進を図り、本県来訪者の増大による観光産業の振興を目的」とすると定義付け、KPIとして「①外国人宿泊客延べ数」、「②主要観光施設の外国人利用者数」を採用している。施策として「外国人観光客誘客の強化」に取り組んでおり、本事業もその施策の一環であることを考慮すれば、当該評価尺度は合理的とも考えられる。一方、補助金交付要綱には「米子・ソウル便、米子・香港便並びに環日本海圏貨客船の利用による外国人観光客の誘致促進を図り…」とあるため、本補助事業単独の評価という意味では、上記の目的に対するKPIよりも、外国人観光客の誘客の「入口」としての「米子・ソウル便、米子・香港便並びに環日本海圏貨客船の増大」に係るKPIの方が、より直接的な効果測定が可能になる。また、本補助事業の内容が、交通インフラの外国人利用客に1,000円支給するのみであるため、県が設定しているKPIに対する寄与度は限定的で、実施する事業と測定する効果とのレベル感にかなりの差がある。また、金額的な視点については、例えば観光消費額やこれによる経済波及効果をKPIとした場合にも、実施する事業と測定する効果とのレベル感が異なり、合理的とはいえない。また、そもそも本事業は、米子空港や境港を擁する鳥取県との関係により措置されている事業であり、効果の有無、程度により本県単独で現在の補助事業の方向性を決定できるものでもない。

このため、本来は補助事業の実績自体を目的としたKPIの設定は不合理であるが、本事業の場合、その事業の内容、目的に対する寄与度の低さから、補助事業の実績自体（助成金の支給対象となった外国人観光送客数）を直接的にKPIとするのが最も合理的であると判断した。

38. 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|------|-----------|----------------------------|-------------------------|-------|
| 基本目標 | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策 | - 4 産業振興 (4) 中小企業・小規模企業の振興 | | |
| | | 施策 | - 4-1 経営革新及び経営基盤の強化への支援 | |
| | | | 商工会・商工会議所活動支援事業 | 中小企業課 |

1. 概要

(1) 目的

本補助金は、次の各号に掲げる事業を促進し、もって地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的とする。

- i) 商工会又は商工会議所（以下「商工会等」という。）並びに県連合会が小規模事業者支援促進法第4条第1項に基づいて行う小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業（以下「経営改善普及事業」という。）
- ii) 県連合会が小規模事業者支援促進法第4条第1項に基づいて行う商工会に対する指導事業（以下「商工会指導事業」という。）
- iii) 商工会等が行う地域の振興を活性化するための事業
- iv) 商工会議所又は県連合会が行う倒産の未然防止及び再建円滑化を図るための事業
- v) 県連合会が行う商工会監査指導
- vi) 商工会議所及び県連合会が行う商工団体内人権同和問題研修推進員研修会（以下「研修推進員研修会」という。）の開催

(2) 事業内容

① 根拠法令

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）
 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
 補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）
 島根県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助事業者

商工会、商工会議所又は県連合会

イ. 対象事業・対象経費・補助金額

| 事業区分 | 補助事業および経費区分 | 内 容 | 補助率 |
|------|--|---|------------------|
| 一般事業 | (1) 補助対象職員の設置費 俸給、各種手当、福利厚生費 | 商工会指導員、経営指導員、専門経営指導員、補助員、記帳専任職員（以下、「補助対象職員」という。）の俸給、各種手当、福利厚生費（健康保険料、厚生年金保険料等のうち事業主負担分） | 10/10 |
| | (2) 事業活動推進費 特別調査研究費 福利環境整備費 記帳指導員等謝金等 特別研究指導費 人事交流赴任旅費・単身赴任手当 嘱託専門指導員謝金 指導環境推進費 ・経営改善普及事業に係る一般管理費 ・経営改善普及事業 | 自己啓発促進のための人件費 補助対象職員の福利環境整備に係る費用 謝金・指導手当 指導員に対する人件費、福利厚生費 県連合会が人事交流を行う場合に負担 県連合会の経営改善普及事業に係る謝金 一定の人件費、備品費、消耗品費、印刷製本費、参考図書費 謝金、旅費、借損料、雑役務費、備品費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、参考図書費 | 10/10 |
| | (3) 指導事業費 巡回・窓口相談活動費 研修会費・講習会費 若手後継者等育成事業費 金融等指導費 小規模事業施策普及費 小規模企業振興委員活動費 | 経営改善普及事業の推進に係る謝金、旅費、資料購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借損料、会議費、雑役務費、委託費、備品費、回線使用料、燃料費、道路通行料、集計費、修繕費、保守料、車両費、参考図書費等 | 10/10 |
| | (4) 資質向上対策事業費 大学校研修等参加費 役職員研修会開催費 経営指導員等技術研修会費 資質向上対策推進事業費 | | 10/10 |
| | (5) 専門的経営支援活動費 経営・技術強化支援事業費 経営安定特別相談事業費 (特別相談) | 左記事業に係る謝金、旅費、原稿料、印刷製本費、広報費、会議費、借損料、試験・検査分析費、消耗品費及び通信運搬費等 | 1/2 ※ 10/10 |
| | (6) 商工会等運営費 指導施設建設費等 端末機設置費・電子計算機賃借料 商工会監査指導実施費 研修推進員研修会開催費 支部活動推進費 (支部借館料) 指導用車両購入費 | 商工会等及び県連合会の指導施設の建設、取得又は修繕に要する経費 商工会等が実施する記帳機械化システム等及び情報化推進事業に必要な端末機の設置等に必要の購入費、賃借料等 左記事業に係る旅費、通信運搬費等 研修会開催に要する謝金、旅費等 県連合会の支所として広域指導センターを設置するための借館料 左記に係る指導用車両の購入費 | 1/2 10/10 |

| 事業区分 | 補助事業および経費区分 | 内 容 | 補助率 |
|------|--|---|-------|
| 特別事業 | (7) 地域振興推進事業費 地域振興調査事業費 むらおこし総合活性化事業費 広域振興等地域活性化事業費 | 商工会等が実施する地域振興推進事業に要する経費であって、知事が必要であると認められた経費（人件費及び不動産購入費は除く） | 10/10 |
| | (8) 広域連携等対策事業費 | 商工会等が実施する広域連携等対策事業に要する経費であって、謝金、旅費、会議費、雑役務費、借損料、印刷製本費、資料費、通信運搬費、委託費、消耗品費、備品費、会館改装費、備品等運搬費、ネットワーク構築費、増改築費及び合併案内費 | 10/10 |
| | (9) 事業承継・後継者育成セミナー事業費 | 商工会等又は県連合会が実施する事業承継・後継者育成セミナー事業に要する経費であって、謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、借損料 | 10/10 |
| | (10) 事業承継支援体制整備事業費 県事業承継推進員設置費 市町村事業承継推進員設置 助成費 | 事業承継推進員に対する謝金、旅費、福利厚生費及び事業実施に必要な事務費 市町村事業承継推進員に対する人件費又は謝金及び活動費 | 10/10 |
| | (11) 事業継続力強化アドバイザー派遣事業費 | 事業継続力強化アドバイザーに対する謝金、旅費、福利厚生費及び事業実施に必要な事務費 | 10/10 |
| | (12) 事業承継新事業活動支援事業費 普及広報費 取組を行う企業への助成費 | 商工会等が実施する事業承継新事業活動支援事業の普及に要する経費であって、旅費、印刷製本費、広報費、原稿料、通信運搬費 助成金及び事業実施に必要な事務費 | 10/10 |
| | (13) しまね地域産業資源活用支援事業費 | 県連合会が交付するしまね地域産業資源活用支援事業の取組を行う企業に対する補助金及び事業実施に必要な管理事務費 | 10/10 |

※ 別に定める期間を超える部分に係る経費については1/3を限度とする。

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|--------------------|-----------|-----------|-----------|
| 島根県小規模事業経営支援事業費補助金 | 1,432,983 | 1,434,807 | 1,514,710 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

指摘又は意見を付すべき事項は発見されなかった。

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|------|-----------------------------|---|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 要綱第3条に、商工会等並びに県連合会が行う事業を促進し、もって地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与することが目的」とされている。交付対象が商工会並びに県連合会に限られているが、公益性、交付対象の合理性に問題はない。 | ○ |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | 事務事業評価シートの中で、商工会・商工会議所活動支援事業については「中小企業等の年間巡回相談対応件数」が、事業承継総合支援事業については「事業承継計画を策定し、後継者を確保した企業数（累計）」がKPIとして設定されている。 | ○ |
| 3 | 効果(実績値)の計数化と測定値の合理性 | 上記KPIについてそれぞれ実績値が計数として把握されている（※1）。 | ○ |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | 補助金の支出自体が目的の事業であり、県として事業内容をコントロールすることができない（またはコントロールする対象が限定的である）。県が為すべきは上記要綱の目的を達成するためのモニタリングとそれに基づく補助対象者との協議である（※1） | |
| 5 | ギャップ分析とフィードバック | | |
| 6 | KPIの比較可能性（金額的な視点等） | | |

※1：本補助金は商工会等並びに県連合会の人件費、運営費、事業費の一部を負担する補助金である。即ち、本補助金は商工会等並びに県連合会の直接費の一部、間接費に対する補助金であることから、対応する効果はこれらの団体が生み出す価値となり、従ってKPIは商工会等の生み出す付加価値等や生み出す経済効果、事業全体に係る利用者の満足度等が挙げられる。一方、商工会等は商工業者の総合的な改善発達により国民経済の健全な発達を図ること等を目的に設立された団体であり、それぞれ次の根拠法に基づく認可法人である。

| 根拠法令 | 根拠条文 |
|-----------------|---|
| 商工会法 商工会 | (法律の目的) 第一条 この法律は、主として町村における商工業の総合的な改善発達を図る等のための組織として商工会及び商工会連合会を設け、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 (目的) 第三条 商工会は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。 (人格) 第四条 商工会は、法人とする。 |
| 商工会連合会 | (目的) 第五五条の二 商工会連合会（以下「連合会」という。）は、商工会の健全な発達を図り、もつて商工業の振興に寄与することを目的とする。 (人格) 第五五条の四 連合会は、法人とする。 |
| 商工会議所法 商工会議所 | (法律の目的) 第一条 この法律は、国民経済の健全な発達を図り、兼ねて国際経済の進展に寄与するために、商工会議所及び日本商工会議所の組織及び運営について定めることを目的とする。 (人格及び住所) 第二条 商工会議所又は日本商工会議所は、法人とする。 (目的) 第六条 商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。 |

これらの団体は、地区の重複を認められておらず、また県内に余すことなく設置され、当該団体の活動に対して財政的支援を行うことで合理的、効率的に小規模事業者等の経営支援が図られ、もって小規模事業者等の振興と安定に寄与することが目的とされている。以前は国からの補助も行われていたが、現在は県への地方交付税等により措置されており、他の46都道府県においても同様の、または類似の補助制度が存在し、これらの団体の運営基盤を支えている。

この補助金は、個別の根拠法に基づき、県から独立して国策的に設置された団体に対して、言わばトンネル的に支給されているのが実態であるため（そもそも本補助金の財源が元々国費であった）、県が商工会並びに県連合会の人件費や運営費、事業費の一部を助成していることを以って、商工会並びに県連合会の付加価値等を把握することに意味があるのか、疑念が生じる。また、県が効果の測定を行ったとして、目標値とのギャップ分析等によるPDCAを行えるとしても、そこから導き出した改善施策の実行等を、商工会並びに県連合会に強制的に求めることはできないと考えられる。

これらの状況を勘案し、県が、これらの団体に対して支出する補助金にKPIを設定して目標値を定め、当該目標値と実績値とのGAP分析を行って改善策等を分析する必要性は薄いと考えた。ただし、補助金等を拠出している事実に鑑み、商工会並びに県連合会が独自に自らの付加価値等を測定し、個々の事業についての評価の状況についてモニタリングを行い、本県の産業振興の方向性等について議論し、要望を伝達する等、連携することは必要である。

39. 島根県中小企業連携組織対策事業費補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|-------|-----------|---------|-------------------|-------|
| 基本目標Ⅰ | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策Ⅰ-4 | 産業振興（4） | 中小企業・小規模企業の振興 | |
| | | 施策Ⅰ-4-1 | 経営革新及び経営基盤の強化への支援 | |
| | | | 中小企業団体中央会活動支援事業 | 中小企業課 |

1. 概要

(1) 目的

島根県中小企業団体中央会の行う中小企業連携組織推進指導事業に要する経費について県が補助金を交付することにより、中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進することを目的とする。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）
島根県中小企業連携組織対策事業費補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助対象者

島根県中小企業団体中央会（以下、「中央会」という。）

イ. 対象経費

- a) 指導員及び職員（以下「補助対象職員」という。）を設置して中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を行うために要する経費のうち補助対象職員の設置及び補助対象職員の設置に付帯する経費
- b) 補助対象職員の活動に要する経費
- c) 中央会指導員等の資質の向上を図るために要する経費
- d) 中小企業連携組織推進指導事業を実施するために必要な備品の取得等に要する経費
- e) 地域産業実態調査事業に要する経費
- f) 組合等への情報提供事業に要する経費
- g) 中央会指導員等研究会開催事業に要する経費
- h) 組合指導情報整備事業に要する経費
- i) 中小企業団体情報連絡員の設置に要する経費
- j) 中小企業連携組織等支援事業に要する経費
- k) 特別対策事業に要する経費

ウ. 補助対象経費

(別表)

1. 連携組織対策支援事業

| 事業区分 | 経費区分 | 補助対象経費の内容 |
|--|---------------------|--|
| 1. 指導員及び職員の設置 | (1) 俸給及び各種手当、福利厚生費 | 俸給、扶養手当、通勤手当、期末手当、住居手当、超過勤務手当、健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料及び介護保険料の事業主負担分 |
| 2. 指導員等活動費 | (1) 指導旅費及び職員旅費 | 旅費 |
| | (2) 庁費 | 謝金、備品費、印刷費、通信運搬費、消耗品費、燃料費、会議費、修繕費、借損料 |
| | (3) 人材養成研修出席旅費 | 旅費 |
| | (4) 福利環境整備費 | 中央会指導員及び職員にかかわる福利環境整備費の事業主負担分 |
| 3. 中央会が指導員等の資質の向上を図る事業 | (1) 旅費 | 旅費（指導員研修会出席旅費、経営指導員等研修会出席旅費、診断士養成コース出席旅費、中小企業支援担当者研修会出席旅費、県の承認を受けた研修会等の出席旅費） |
| | (2) 研修受講料 | 受講料（中小企業大学校で行う指導員研修、経営指導員等研修会、中小企業支援担当者研修及び診断士養成コース） |
| | (3) 特別資質向上費 | 指導員及び職員の中小企業連携組織推進指導内容の向上に資する通信教育、外部研修等の受講料及びそれらを受講する上で必要な参考資料購入費 |
| | (4) 特別研究指導費 | 中小企業連携組織推進指導事業の推進のため、主席または主任の指導員の特別研究指導に必要な研究指導手当、参考資料購入費及び旅費 |
| 4. 中央会が中小企業連携組織推進指導事業を実施するために必要な備品の取得等 | (1) ファクシミリ設置費 | 本部のファクシミリ設置費 |
| | (2) コンピュータ設置費 | 本部のコンピュータ設置費、ソフトウェア導入経費 |
| | (3) 庁費 | 組合台帳作成費、資料費 |
| | (4) 指導用車両設置費 | 指導用車両設置費 |
| 5. 地域産業実態調査事業 | 地域産業実態調査事業費 | 謝金、旅費、会議費、会場借料、通信運搬費、印刷費、資料費、集計費、原稿料、データベースプログラム作成費、データ入力費、消耗品費、雑役務費 |
| 6. 組合等への情報提供事業 | 情報提供事業 | 謝金、旅費、会議費、会場借料、通信運搬費、印刷費、資料費、原稿料、消耗品費、雑役務費 |
| 7. 中央会指導員等研究会開催事業 | (1) 中央会指導員等研究会開催事業費 | 謝金、旅費、会議費、会場借料、通信運搬費、資料費 |
| | (2) テーマ別情報提供研修参加旅費 | 旅費 |
| 8. 組合指導情報整備事業 | (1) 組合指導情報整備事業費 | 謝金、旅費、会議費、会場借料、通信運搬費、印刷費、資料費、消耗品費、雑役務費、外部研修受講料、教材費 |
| | (2) ネットワーク運営費等 | ハード・ソフト借損料、通信回線設置費・利用料、インターネット加入費・利用料、データベース構築・管理費、セキュリティ対策事業費、謝金、旅費、会議費、会場借料、通信運搬費、印刷費、資料費、消耗品費、研修受講料、ソフトウェア導入経費、雑役務費、教材費 |
| 9. 中小企業団体情報連絡員の設置 | 中小企業団体情報連絡員設置費 | 謝金、交通通信費、旅費、会議費、会場借料、通信運搬費、印刷費、資料費、消耗品費 |
| 10. 中小企業連携組織等支援事業 | 中小企業連携組織等支援事業費 | 謝金、旅費、会議費、通信運搬費、印刷費、資料費、車両借上費、借料・損料、見学実習費、消耗品費、雑役務費 |

2. 島根県中小企業特別対策事業

| 事業区分 | 経費区分 | 補助対象経費の内容 | |
|-----------|-----------------------|--|---------------------------------------|
| 11.特別対策事業 | 共同店舗活性化支援事業 | 謝金、旅費、会議費、会場借料、通信運搬費、印刷費、資料費、消耗品費 | |
| | 官公需情報提供事業 | 会議費、会場借料、通信運搬費、印刷費、資料費、消耗品費 | |
| | 事業承継新事業活動支援事業 | 普及広報費 | 広報費、原稿料、印刷製本費、通信運搬費、旅費、借損料、謝金 |
| | | 計画実行企業への助成費、活動事務費 | 助成金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、資料購入費、燃料費、借損料 |
| | 海外展開等連携組織化支援事業 | 謝金、旅費、会議費、会場借料、通信運搬費、印刷費、資料費、消耗品費、通訳・翻訳費 | |
| | 中小企業事業継続計画（BCP）策定支援事業 | 謝金、旅費、会議費、会場借料、通信運搬費、印刷費、資料費、消耗品費 | |

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|---------------------|---------|---------|--------|
| 島根県中小企業連携組織対策事業費補助金 | 107,627 | 106,389 | 99,379 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

指摘又は意見を付すべき事項は発見されなかった。

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|------|-----------------------------|---|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的は「中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進すること」である。中央会が、中小企業が相互扶助によりその経済活動を促進するという公益目的のために設立された団体であることから、目的の公益性は認められる。 中央会は上記目的のために中小企業等協同組合法により設立された特別法人であり、交付対象にも合理性がある。 | ○ |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | 事務事業評価シートの中で、中小企業団体中央会活動支援事業については「組合等の年間巡回相談対応件数」が尺度として設定されている（※1）。 また、上記指標とは別に、中央会の会員数の推移を把握している。 | ○ |
| 3 | 効果(実績値)の計数化と測定値の合理性 | 目標値と実績値との比較分析を行っている（※1）。 | ○ |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | 補助金の支出自体が目的の事業であり、県として事業内容をコントロールすることができない（またはコントロールする対象が限定的である）。県が為すべきは上記要綱の目的を達成するためのモニタリングとそれに基づく補助対象者との協議である（※1） | / |
| 5 | ギャップ分析とフィードバック | | |
| 6 | KPIの比較可能性 (金額的な視点等) | | |
| | | | |

※1：本補助金は、中央会の人件費、運営費、事業費の一部を負担する補助金である。即ち、本補助金は中央会の直接費の一部、間接費に対する補助金であることから、対応する効果はこれらの団体が生み出す価値となり、従ってKPIは中央会等の生み出す付加価値等や生み出す経済効果、事業全体に係る利用者の満足度等が挙げられる。

一方、中央会は、中小企業等協同組合法に基づいて、各都道府県に1つずつ（全国で47）設立されており、その地域所在の中小企業組合を会員とする公益性の高い特別法人であり、島根県においては、昭和31年に設立されている。

中央会は、組合の設立や運営指導、あるいは中小企業経営について相談に応じ、各業界や組合の直面している問題等に関する調査指導事業、開発促進事業、労働環境改善事業、情報化対策事業等の各種補助事業及び青年部活動の推進、講習会、研修会、個別専門指導など各種指導事業を行っている。

従って、中央会の活動に対して財政的支援を行うことで、合理的、効率的に県内組合、当該組合の組合員等小規模事業者等の経営支援が図られ、もって小規模事業者等の振興と安定に寄与することが目的とされている。国からの補助金も措置されており、他の46都道府県においても同様又は類似の補助制度が存在し、各都道府県の中央会の運営基盤を支えている。

この補助金は、個別の根拠法に基づき、県から独立して国策的に設置された団体に対して、言わばトンネル的に支給されているのが実態であるため、県が中央会の人件費や運営費、事業費の一部を助成していることを以って、中央会の付加価値等を把握することに意味があるのか、疑念が生じる。また、県が効果の測定を行ったとして、目標値とのギャップ分析等によるPDCAを行えるとしても、そこから導き出した改善施策の実行等を、中央会に強制的に求めることはできないと考えられる。

これらの状況を勘案し、県が、中央会に対して支出する補助金のKPIを設定して目標値を定め、当該目標値と実績値とのGAP分析を行って改善策等を分析する必要性は薄いと考えた。ただし、補助金等を拠出している事実を鑑み、中央会が独自に自らの付加価値等を測定し、個々の事業についての評価の状況についてモニタリングを行い、本県の産業振興の方向性等について議論し、要望を伝達する等、連携することは必要である。

40. 島根県信用保証協会保証料補給金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|------|--------------------------|----|------|-------|
| 基本目標 | 『活力あるしまね』 | | | |
| 政策 | 4 産業振興（4） 中小企業・小規模企業の振興 | | | |
| 施策 | 4-1 経営革新及び経営基盤の強化への支援 | | | |
| | 中小企業に対する間接融資事務（中小企業制度融資） | | | 中小企業課 |

1. 概要

(1) 目的

県内中小企業者の資金調達の円滑化と負担の軽減を図るため、島根県信用保証協会が信用保証料について軽減した場合に、その軽減分の補填として予算の範囲内において補給金を交付するものとする。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）
島根県信用保証協会保証料補給金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助事業者

島根県信用保証協会（以下、「協会」という。）

イ. 補給金交付対象資金

次に掲げる各資金で、平成20年4月1日以降に協会が保証承諾したものを対象とするものとし、融資実行されたものに限る。

- (a) 島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示239号）別表に規定する各資金
- (b) 島根県環境資金融資要綱（平成11年島根県告示251号）第1条に規定する環境資金
- (c) 島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱（平成3年島根県告示第719号）第1条に規定するソフト産業等立地促進資金のうち、同要綱第4条第2号に規定する運転資金

ウ. 対象事業・対象経費・補助金額

補給金額は、次の各号に定める資金の区分に応じて当該各号に定める額とする。

| 資金区分 | 補給金額 |
|---|---|
| (1) 平成25年豪雨災害対策特別資金並びに創業者支援金及び再生支援資金のうち平成26年1月6日から平成27年3月31日までの間に認定したもの | 協会が信用保証料率ガイドライン（平成18年3月29日社団法人全国信用保証協会連合会通知）に基づき決定した、本来得べき保証料率（以下「基準保証料率」という。）から年0.2パーセントの割合を差し引いた率に基づき算出した保証料から前条第1号の各資金において軽減を行った保証料率（以下「県制度保証料率」という。）に基づき算出した保証料を差し引いた額に、2分の1を乗じた額とする。 補給金額＝（基準保証料率から年0.2パーセントの割合を差し引いた率に基づく保証料－県制度保証料率に基づく保証料）×1/2 |
| (2) 創業者支援資金及び再生支援資金のうち平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に認定したもの | 基準保証料率から年0.2パーセントの割合を差し引いた率に基づき算出した保証料から、県制度保証料率に基づき算出した保証料を差し引いた額に、2分の1を乗じた額とする。 補給金額＝（基準保証料率から年0.2パーセントの割合を差し引いた率に基づく保証料－県制度保証料率に基づく保証料）×1/2 |
| (3) 小規模企業特別資金及び小規模企業育成資金のうち平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に認定したもの | 基準保証料率から年0.2パーセントの割合を差し引いた率に基づき算出した保証料から県制度保証料率に基づき算出した保証料を差し引いた額に、2分の1を乗じた額とする。 補給金額＝（基準保証料率から年0.2パーセントの割合を差し引いた率に基づく保証料－県制度保証料率に基づく保証料）×1/2 |
| (4) 前3号以外の資金 | 基準保証料率に基づき算出した保証料から県制度保証料率に基づき算出した保証料を差し引いた額に、2分の1を乗じた額とする。 補給金額＝（基準保証料率に基づく保証料－県制度保証料率に基づく保証料）×1/2 |

(3) 実績

当該補給金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|
| 島根県信用保証協会保証料補給金 | 52,206 | 75,333 | 58,731 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

指摘又は意見を付すべき事項は発見されなかった。

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|--|-----------------------------|--|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的は「県内中小企業者の資金調達の円滑化と負担の軽減を図るため」とされており、公益性が認められる。 また、交付対象は協会に限定されているが、島根県制度融資の保証を行うのは協会のみであり、交付対象の合理性に問題はない。 | ○ |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | 融資実績件数がKPIとして設定されている。 本補給金については制度として存在すること自体が重要であるため、KPIの設定による管理に対する実効性は薄い。 ただし、市場経済の状況と利用件数の状況を検討し、本補給金制度が真に県内中小企業者の経営円滑化に資するよう（例えば条件を緩和する等の措置が必要になることも考えられるため）、融資実績件数等を定期的にモニタリングすることは重要である（※1）。 | |
| 3 | 効果(実績値)の計数化と測定値の合理性 | | |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | | |
| 5 | ギャップ分析と フィードバック | | |
| 6 | KPIの比較可能性 (金額的な視点等) | | |
| <p>※1：県は上記のとおり、本補給金のKPIとして「融資実績件数」を設定しているが、当該尺度の設定は事業自体の結果であり、本来、本補給金のKPIとして設定するのは合理的とはいえない。</p> <p>一方で、本補給金の目的は、協会に保証料補給を行い、信用力・担保力が弱い県内中小企業者が借入を行う際の保証料負担を軽減して資金調達の円滑化を図り、経営環境の厳しい中小企業者や創業者等にも経営改善や創業等の機会を担保することにある。従って、門戸が開かれていることが重要であり、増えればよいというものではない。また、市中貸出金利の低下による利用件数の減少や、市況の好転等による事業者の経営環境改善で利用件数が減少した場合に、本補給金をなくしてよいかというと、そうはならない。その場合、本補給金の意義は薄れるが、本補給金に頼らざるを得ない事業者がゼロになるわけではないため、依然として補給金事業は存在することが必要となる。</p> <p>以上を勘案し、本補給金についてはKPIの設定及びそのフィードバックについて検討すること自体が合理的ではないと考えた。ただし、市場経済の状況と利用件数の状況を検討し、条件を緩和する等の措置が必要になることも考えられるため、融資実績件数等を定期的にモニタリングすることは重要であると考え、県のスタンスは合理的と結論付けた。</p> | | | |

41. 島根県地域商業等支援事業費補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|------|-----------|------------|-----------------------|-------|
| 基本目標 | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策 | 4 産業振興 (4) | 中小企業・小規模企業の振興 | |
| | | 施策 | 4-1 経営革新及び経営基盤の強化への支援 | |
| | | | 地域商業等支援事業 | 中小企業課 |

1. 概要

(1) 目的

本補助金は、経済情勢の悪化や事業者の高齢化等により県内商業等の店舗数及び販売額が著しく減少し、地域の商業機能が失われつつある現状を考慮し、商業機能の維持・向上などに取り組む事業者（以下「間接補助事業者」という。）を支援する市町村に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地域商業等の振興に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）
島根県地域商業等支援事業費補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助事業者

市町村

イ. 間接補助事業者

商業機能の維持・向上などに取り組む事業者

ウ. 対象事業・対象経費・補助金額

| 事業区分 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額 |
|-------------|--|---|--|
| 小売店等持続化支援事業 | ① 一般枠 開店又は事業承継に要する経費 改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費 | 【改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料】 補助対象経費の1/4以内 (市町村負担額を上限とする) | 1,000千円 (ただし、家賃は月額50千円かつ12月分を上限とする。) |
| | ② 買い物不便対策特別枠 改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費 ※1 中小企業者以外の会社が開店計画を有する場合は、改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料のみを対象経費とする ※2 開店計画、事業承継計画を有しない場合は、改修費、備品購入費、備品リース料のみを対象経費とする | 【家賃、広告宣伝費】 補助対象経費の1/3以内 (市町村負担額を上限とする) | 5,000千円 (ただし、家賃は月額50千円かつ12月分を上限とする。) |
| | ③ 開業支援特別枠 ア 開店又は事業承継に要する経費 改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費 イ 特定創業支援事業の受講等に必要経費 受講料、旅費 ウ 特定創業支援事業の受講等の後必要となった経費 備品購入費、備品リース料、広告宣伝費 | 【改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料】 補助対象経費の1/4以内 (市町村負担額を上限とする) 【家賃、広告宣伝費、受講料、旅費】 補助対象経費の1/3以内 (市町村負担額を上限とする) | 1,200千円 (ただし、家賃は月額50千円かつ12月分を上限とする。) ※一般枠の交付決定を受けた者が開業支援特別枠の交付申請をする場合、一般枠の交付決定額と合わせて1,200千円を上限とする。 |

| | | | |
|-------------|---|---|---|
| | <p>④ 災害対応枠</p> <p>ア 施設・設備の原状回復に要する経費 建築費、建物取得費、施設修繕費、 設備改修費、備品購入費等</p> <p>イ 仮店舗での営業に要する経費 家賃、広告宣伝費、備品購入費等</p> | 補助対象経費の1/3以内 (市町村負担額を上限とする) | 1,000千円 (ただし、イの家賃は 月額50千円かつ24月 分を上限とする。) ※被災状況により 2,000千円まで引き上 げることとする。 |
| 移動販売・宅配支援事業 | <p>① 移動販売又は宅配に必要な車両及び備品の購入費(200千円以上のものに限る)、備品リース料(200千円以上のものに限る)。</p> <p>② 移動販売又は宅配の運営に要する次の経費</p> <p>ア 燃料費</p> <p>イ 車検費用</p> <p>ウ 修理費</p> <p>エ 備品購入費(200千円未満)</p> <p>オ 備品リース料(200千円未満)</p> <p>ただし、年間経費が200千円をこえることを要件とする。</p> <p>③ 軽減税率及び在庫管理、売上分析に対応が可能なPOSシステム等レジ関連機器の購入またはリースにかかる経費</p> | <p>① 補助対象経費の1/4以内 (市町村負担額を上限とする)</p> <p>② 次の金額以内 1年目 50千円/1台 2年目 40千円/1台 3年目 30千円/1台 (市町村負担額を上限とする)</p> <p>③ 補助対象経費の1/4以 (市町村負担額を上限とする)</p> | <p>① 1台あたり1,000千円</p> <p>② 定額(左記参照。 ただし3年を上限とす る。)</p> <p>③ 1台あたり100千円</p> |
| 商業環境整備事業 | <p>① 一般枠</p> <p>施設整備の設置・取得・整備に要する経費 ただし、土地の取得・使用・造成・補償に要する経費、及び中小企業者又は個人単独の所有となる場合は補助対象外とする。</p> <p>② 中心市街地活性化枠</p> <p>中心市街地の活性化に関する法律(平成10年6月3日法律第92号)における認定基本計画に位置づけられた事業のうち以下のもの</p> <p>ア 地域・まちなか商業活性化支援事業</p> <p>(ア) 中心市街地再興戦略事業の先導的・実証的事業として交付決定を受けた経費</p> <p>(イ) 地域商業自立促進事業の自立促進支援事業として交付決定を受けた経費</p> <p>イ 地域文化資源活用空間創出事業費補助金の中心市街地活性化事業として交付決定を受けた経費</p> | <p>補助対象経費の1/4以内 (市町村負担額を上限とする)</p> <p>②国補助対象経費の1/9以内 (市町村負担額を上限とする)</p> | <p>5,000千円</p> <p>30,000千円</p> |

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(件、千円)

| 事業名 | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 件数 | 補助額 | 件数 | 補助額 | 件数 | 補助額 |
| 1. 小売店等持続化支援事業 | 131 | 60,469 | 121 | 43,714 | 80 | 36,315 |
| 松江市 | 19 | 4,267 | 22 | 4,451 | 15 | 3,152 |
| 浜田市 | 16 | 8,568 | 12 | 5,095 | 11 | 6,704 |
| 出雲市 | 27 | 7,761 | 24 | 2,997 | 6 | 1,155 |
| 益田市 | 5 | 795 | 5 | 1,693 | 5 | 1,304 |
| 大田市 | 25 | 12,905 | 16 | 6,715 | 12 | 5,728 |
| 安来市 | 3 | 1,729 | 8 | 3,230 | 9 | 5,972 |
| 江津市 | 8 | 1,290 | 7 | 4,515 | 3 | 1,088 |
| 雲南市 | 16 | 14,116 | 12 | 8,188 | 9 | 5,717 |
| 奥出雲町 | 2 | 600 | 2 | 72 | 2 | 1,092 |
| 川本町 | | | 2 | 1,474 | 1 | 563 |
| 邑南町 | 1 | 922 | 2 | 1,953 | 3 | 2,570 |
| 津和野町 | 2 | 5,205 | 3 | 1,431 | | |
| 吉賀町 | 3 | 1,397 | 1 | 1,000 | 1 | 730 |
| 隠岐の島町 | 4 | 914 | 5 | 900 | 3 | 540 |
| 2. 移動販売支援事業 | 6 | 1,735 | 14 | 2,660 | 11 | 2,328 |
| 浜田市 | 1 | 50 | 3 | 90 | 2 | 70 |
| 出雲市 | | | 1 | 474 | | |
| 益田市 | | | 1 | 15 | 1 | 217 |
| 大田市 | 2 | 854 | 2 | 1,231 | | |
| 安来市 | | | 1 | 50 | 2 | 401 |
| 江津市 | 1 | 50 | | | | |
| 雲南市 | | | 2 | 268 | 3 | 1,076 |
| 奥出雲町 | 1 | 320 | 1 | 0 | | |
| 川本町 | | | | | 1 | 484 |
| 邑南町 | | | 1 | 432 | | |
| 津和野町 | 1 | 461 | 1 | 50 | 1 | 40 |
| 隠岐の島町 | | | 1 | 50 | 1 | 40 |
| 3. 商業環境整備事業 | 1 | 90 | 4 | 1,726 | 1 | 1,000 |
| 浜田市 | | | 3 | 1,491 | | |
| 出雲市 | | | 1 | 235 | | |
| 雲南市 | | | | | 1 | 1,000 |
| 西ノ島町 | 1 | 90 | | | | |
| 合計 | 138 | 62,294 | 139 | 48,100 | 92 | 39,643 |

※上表には、国庫補助事業分も含まれている。

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

指摘又は意見を付すべき事項は発見されなかった。

(2) KPIの設定及びフィードバック(意見・改善提案)

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|------|-----------------------------|--|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的は「商業機能の維持・向上などに取り組む事業者を支援する市町村に対して補助金を交付することにより、地域商業等の振興に寄与すること」とされており、公益性、交付対象の合理性に問題はない。 | ○ |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | 事務事業評価シートの中で、本補助金事業を構成する事業の一つである「小売店等持続化支援事業の実績数」を採用しているが、当該補助事業の活用自体が補助事業の目的には成り得ないため、当該KPIは合理的であるとはいえない(※1)。 | — |
| 3 | 効果(実績値)の計数化と測定値の合理性 | 実績値は把握しているが、KPI自体が不合理である。 | — |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | 事務事業評価シートの中で目標値が設定されているが、KPIが不合理である(※1)。 | — |

| 5 | ギャップ分析とフィードバック | 上記の尺度とは別に、補助事業者や間接補助事業者に対して聞き取りを行う等により、現状分析や課題の抽出、今後の方向性の指針を検討しているが、定性情報が多く、実績数以外の具体的・体系的な分析については資料を作成していないとの説明を受けた。 | — | | | | | | | | |
|--|--|--|---|------|-----|--------------|-------------------------------------|---------------|---|------------|--|
| 6 | KPIの比較可能性（金額的な視点等） | 金額的な視点によるKPIを設定する余地がある（※1）。 | — | | | | | | | | |
| <p>※1：本事業は、1. (2) ② (ウ) のとおり、「①小売店等持続化支援事業」、「②移動販売・宅配支援事業」、「③商業環境整備事業」の3つの小区分の事業から構成されている。県は、事務事業評価シートの中で、本補助金事業のKPIとして、①小売店等持続化支援事業の実績数を採用している。県は、経済情勢の悪化や事業者の高齢化等により県内商業等の店舗数及び販売額が著しく減少し、地域の商業機能が失われつつある現状を考慮し、商業機能の維持・向上などに取り組む事業者を支援することが当事業の目的と考え、本補事業自体の「実績数」をKPIとして採用しているとの説明を受けた。</p> <p>しかし、同要綱には「経済情勢の悪化や事業者の高齢化等により県内商業等の店舗数及び販売額が著しく減少し、地域の商業機能が失われつつある現状を考慮し…（中略）…地域商業等の振興に寄与すること」とあるため、本補助事業による地域の商業機能の維持の度合いと、商業機能が低下している現状を打破できているか否か、を計るKPIを設定するべきと考える。</p> <p>この点、間接補助事業の完了した日の属する会計年度終了後5年間、補助事業者である市町村は、本間接補助事業の実施状況及び事業効果についてとりまとめ、県に報告することが上記要綱において義務付けられており、実際、松江市以外の市町村からの実績報告には間接補助事業者別の月次売上が報告されている。また、補助金の申請を受け付ける際、間接補助事業者から個別に収支計画書の提出を受けているため、実績値と計画値を比較することにより、売上が計画どおり推移しているか否かを把握することが可能である。また、間接補助事業者から5年間上記報告を受けることから、営業を継続しているか否かについての情報も入手している。以上を踏まえ、本補助事業の効果の測定方法として例えば次の方法が考えられる。</p> | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="389 981 715 1021">評価方法</th> <th data-bbox="715 981 1321 1021">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="389 1021 715 1104">1.売上高を集計して評価</td> <td data-bbox="715 1021 1321 1104">売上高の年間実績を集計し、当該売上高に係る目標値と比較・評価する方法。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="389 1104 715 1218">2.売上高達成率による評価</td> <td data-bbox="715 1104 1321 1218">申請当初提出を受けた売上高予算に対する売上実績の達成率を目標として設定し、達成率の実績とを比較・評価する方法。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="389 1218 715 1330">3.営業継続率を評価</td> <td data-bbox="715 1218 1321 1330">間接補助事業者が実績報告を義務付けられた5年間の間、営業を継続している率について目標を設定し、当該継続率の実績と目標継続率とを比較する方法。</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 評価方法 | 内 容 | 1.売上高を集計して評価 | 売上高の年間実績を集計し、当該売上高に係る目標値と比較・評価する方法。 | 2.売上高達成率による評価 | 申請当初提出を受けた売上高予算に対する売上実績の達成率を目標として設定し、達成率の実績とを比較・評価する方法。 | 3.営業継続率を評価 | 間接補助事業者が実績報告を義務付けられた5年間の間、営業を継続している率について目標を設定し、当該継続率の実績と目標継続率とを比較する方法。 |
| 評価方法 | 内 容 | | | | | | | | | | |
| 1.売上高を集計して評価 | 売上高の年間実績を集計し、当該売上高に係る目標値と比較・評価する方法。 | | | | | | | | | | |
| 2.売上高達成率による評価 | 申請当初提出を受けた売上高予算に対する売上実績の達成率を目標として設定し、達成率の実績とを比較・評価する方法。 | | | | | | | | | | |
| 3.営業継続率を評価 | 間接補助事業者が実績報告を義務付けられた5年間の間、営業を継続している率について目標を設定し、当該継続率の実績と目標継続率とを比較する方法。 | | | | | | | | | | |
| <p>本補助金は、そもそも地域の商業機能が失われつつある現状を考慮して設置された事業であるため、売上をただ上げればよい、というのではなく、予定どおりの収支を積み上げ、可能な限り営業を継続する状況を作ることが重要と考えられる。このため、合目的性の観点からは、上記1の方法よりも2若しくは3の方法がより適正な指標といえる。また、3の方法は分析・比較が容易な点が優れている一方、情報量が限定的であるため、打ち手としてフィードバックするのが難しい。このため、上記2の方法がベストな指標であると考えられ、県は当該KPIの設定を検討されたい。</p> | | | | | | | | | | | |

42. 大学生等のIT技能習得促進支援補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|-------|-----------|----------------|------|-------|
| 基本目標Ⅰ | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策Ⅰ | －5 雇用・定住の促進 | | |
| | 施策Ⅰ－5－1 | 雇用・就業の促進と人材の確保 | | 雇用政策課 |
| | 若年者雇用対策事業 | | | |

1. 概要

(1) 目的

IT技能習得促進を目的としたインターンシップに係る島根県中小企業団体中央会の事業費等を補助し、IT産業を支える専門性の高い人材の育成・確保を促進する。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）
大学生等のIT技能習得促進支援補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助対象者

島根県中小企業団体中央会（以下、「中央会」という。）

イ. 対象事業・対象経費・補助金額

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
|---------------------------------|--|-------------------|
| IT技能習得促進を目的としたインターンシップに係る中央会の事業 | 報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、補助金、その他知事が必要と認める経費 | 予算の範囲内において知事が定める額 |

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|--------------------|-------|-------|-------|
| 大学生等のIT技能習得促進支援補助金 | 4,905 | 5,443 | 4,214 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

指摘又は意見を付すべき事項は発見されなかった。

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|------|-----------------------------|--|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的は「IT技能習得促進を目的としたインターンシップに係る中央会の事業費等を補助し、IT産業を支える専門性の高い人材の育成・確保を促進する」とされており、公益性が認められる。 また、交付対象が中央会に限定されているが、中央会が中小企業の相互扶助によりその経済活動を促進するという公益目的のために設立された団体であることから、合理性にも問題はない。 | ○ |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | 次の項目をKPIとして設定している（※1）。 ① インターンシップの受入企業数とインターンシップマッチング人数 ② 本補助金事業利用者の追跡調査結果（アンケート） | ○ |

| | | | |
|---|------------------------|--|---|
| 3 | 効果(実績値)の計数化と測定値の合理性 | 上記KPIのそれぞれについて実績値を計数として把握している(※1)。 | ○ |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | 上記①について目標値が設定されている。 | ○ |
| 5 | ギャップ分析とフィードバック | 目標値と実績値の比較によるモニタリングは行っているが、現状分析や課題の抽出、今後の方向性の指針の検討は行っていない(※1)。 | — |
| 6 | KPIの比較可能性 (金額的な視点等) | 金額的な視点によるKPIの設定はない。ただし、金額的な視点によるKPIの設定は、目的から考えて不合理(※1)。 | |

※1：本補助金の目的は、「IT産業を支える専門性の高い人材の育成・確保を促進すること」ことであり、必ずしも「本県産業の振興」ではない。本補助金事業が属する事務事業が「若年者雇用対策事業」であり、さらに上位の施策が「雇用・就業の促進と人材の確保」であることから、KPIに経済効果や付加価値等の金額的な視点の採用は合理的ではなく、「本補助金のインターンシップを利用した学生のうち、受入先企業その他の島根県内のIT企業に就職した者の人数」が適当であると考えられる。この点、県は、受入先企業に対する調査及びインターン(学生)に対するアンケート調査、追跡調査(インターンが「IT業界・非IT業界」、「島根県内・島根県外」のいずれで就職(または就職活動)をしたのかを把握)により、上記人数を把握している。ただし、プライバシーの問題や、本事業の利用者(インターンシップを利用した学生)が必ずしも翌年に卒業、就職すると限らないことから、十分かつ正確な情報の入手ができていないのが実状である。このため、中央会が行っている「インターンシップの受入企業数とインターンシップマッチング人数」を県も追認している状況にある。

| | 平成27年度 | | | 平成28年度 | | | 平成29年度 | | |
|---------------------|--------|-----|-------|--------|-----|--------|--------|-----|-------|
| | 目標値 | 実績値 | 達成率 | 目標値 | 実績値 | 達成率 | 目標値 | 実績値 | 達成率 |
| インターンシップ マッチング人数 | 66名 | 15名 | 22.7% | 45名 | 45名 | 100.0% | 80名 | 29名 | 36.3% |
| 受入企業数 | 15社 | 5社 | 33.3% | 15社 | 15社 | 100.0% | 20社 | 9社 | 45.0% |

本来、実施事業自体の実績値を評価尺度とすることは合理的ではないが、本補助事業の場合は目的が他の補助金事業と異なり「雇用の確保」にあることから、当該KPIの設定は不合理とはいえない。

上記KPIによる評価結果をみると、達成率は概ね3割～4割程度であり(平成28年度は例外であるが)、事業としてあまり順調に遂行されていないことが伺える。これに対し、下図のとおり、県としては予算を十分確保し、積極的に推進する姿勢を見せていることから、当該事業をどのように進めて結果に繋げるか、早急に対応する必要がある。

〈交付決定額に対する実際の交付額の割合〉

(単位：千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|------------|--------|-------|-------|
| A 補助金交付決定額 | 10,517 | 8,774 | 8,768 |
| B 交付確定額 | 4,905 | 5,443 | 4,215 |
| 割合(B/A) | 46.6% | 62.0% | 48.1% |

43. 島根県シルバー人材センター連合会補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|------|-----------|-------------|---------------------|-------|
| 基本目標 | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策 | -5 雇用・定住の促進 | | |
| | | 施策 | -5-1 雇用・就業の促進と人材の確保 | |
| | | | 高齢者の雇用・就業促進事業 | 雇用政策課 |

1. 概要

(1) 目的

シルバー人材センター事業の一層の発展を図る

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

島根県シルバー人材センター連合会補助金交付要綱

高齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）交付要綱

② 補助対象

ア. 補助対象者

公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会

イ. 対象事業・対象経費・補助金額

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
|---|---|-------------------|
| 公益社団法人シルバー人材センター連合会が実施する県内における各シルバー人材センターの相互の健全な発展等を図る事業。 | 県内における各シルバー人材センターの相互の健全な発展等を図る事業等に要する経費（詳細は国の交付要綱で規定） | 予算の範囲内において知事が定める額 |

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

（単位：千円）

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|---------------------|-------|-------|-------|
| 島根県シルバー人材センター連合会補助金 | 6,100 | 6,100 | 6,600 |

2. 監査の結果及び意見

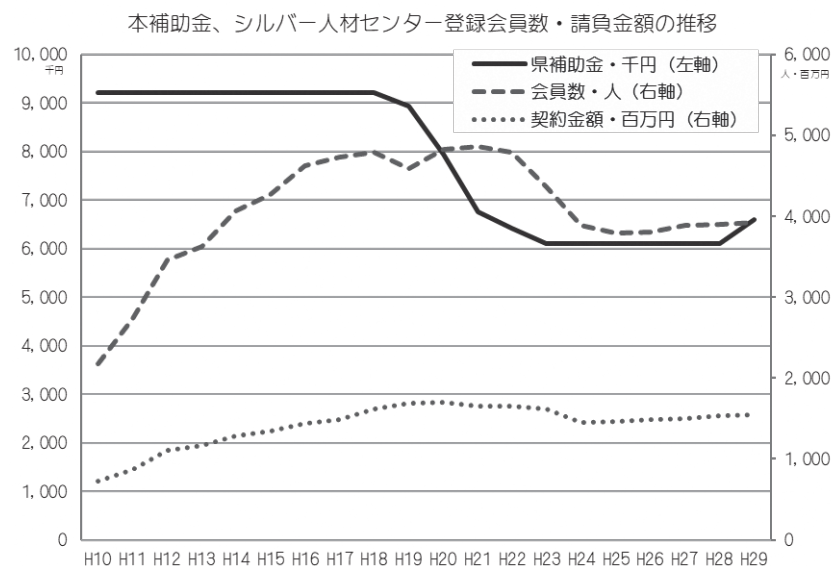
(1) 事務執行上の発見事項

| 属性区分 | 問題点の内容 |
|------|--|
| 指摘事項 | 本補助金の交付要綱上の目的は「シルバー人材センター事業の一層の発展を図る」ととされているが、このことがどのように本県の公益上の便益と関連するのかが明確にされていない。本補助金は、本県における労働人口の減少により人手不足が深刻化している状況の中で、人手不足による地域経済の縮小に歯止めをかけるため、働く意欲のある高齢者の労働力を活用しようすることが趣旨であると考えられるため、当該趣旨を要綱上の目的に反映すべきである。 |

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|------|-----------------------------|---|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的の合理性には上記指摘事項の問題がある。交付対象が島根県シルバー人材センター連合会に限定されているが、実施事業が働く意欲を持った高齢者の労働力活用を目的とした事業であることから、交付対象の合理性に問題はない。 | — |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | 島根県シルバー人材センター連合会の会員登録数が設定されている（※1）。 | — |
| 3 | 効果(実績値)の計数化と測定値の合理性 | 実績値を計数として把握している（※1）。 | — |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | 目標値が設定されている（※1）。 | — |
| 5 | ギャップ分析と フィードバック | 現状分析や課題の抽出、今後の方向性の指針まで検討されている。 | — |
| 6 | KPIの比較可能性 (金額的な視点等) | 金額的な視点によるKPIの設定はないが、「契約金額」がKPIとして設定可能（※1）。 | — |

※1：当補助金のKPIとして、島根県シルバー人材センター連合会の会員登録数が設定されているが、金額的な視点によるKPIではない。近年は企業が定年後の継続雇用制度を導入したことにより会員登録数は減少傾向にあるが、一方で島根県シルバー人材センター連合会を通じて仕事に就いた就業者の契約金額は増加傾向にある。



会員登録数も重要な指標ではあるが、金額的な視点も含まれる「就業者の契約金額」は、補助金が金銭により支出されていることとの衡量上好ましく、また「地域経済の活性化」への訴求もより直接的であり、当該KPIの導入を検討されたい。

44. 中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|-------|-----------|------------------|-----------------------|-------|
| 基本目標1 | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策1 | －5 雇用・定住の促進 | | |
| | | 施策1－5－2 人材の育成・定着 | | |
| | | | 中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業 | 雇用政策課 |

1. 概要

(1) 目的

出産後職場復帰促進を目的とした奨励金の支給に係る島根県商工会連合会及び島根県内各商工会議所の事業費等を補助し、働きやすい職場環境づくりを推進する。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助対象者

島根県商工会連合会及び県内各商工会議所

イ. 対象事業・対象経費・補助金額

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
|---|---|-------------------|
| 出産後職場復帰促進を目的とした奨励金の支給に係る島根県商工会連合会及び島根県内各商工会議所の事業。 | 報酬、賃金、共済費、旅費、需用費、役務費、材料及び賃借料、奨励金、その他知事が必要と認める経費 | 予算の範囲内において知事が定める額 |

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|------------------------|-------|--------|---------|
| 中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進補助金 | - | 86,444 | 120,833 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

| 属性区分 | 問題点の内容 |
|-------|--|
| 指摘事項① | 島根県商工会連合会からの実績報告において、「その他事務費」の中の「その他諸費」として補助対象経費が計上されている。また、松江商工会議所からの実績報告においても同様に「その他事務費」の中の「その他諸費」が補助対象経費として計上されている。上記のように「その他」とされた場合、内容が明確でないため補助対象経費に該当するか否かが判別できず、このような実績報告書に基づいて補助金額を決定、支出する事務は適切ではない。 |
| 指摘事項② | 松江商工会議所からの実績報告において、「管理費」として「人件費＋事務費の10%」が補助対象経費として計上されている。この「管理費」は、要綱に限定列挙により定められた経費のいずれに該当するか不明であり、また、人件費と事務費の合計額の10%が概算額として補助対象経費に該当するという記載もない。このため、当該実績報告書を基礎に補助金額を決定する事務は適切ではない。 |
| 意見 | 本補助金交付要綱上の交付対象先は「島根県商工会連合会及び県内各商工会議所」とされているが、実際は島根県商工会連合会と松江商工会議所のみが支給先となり、県内各商工会議所への支給分は松江商工会議所が取りまとめて支給している。県は将来的な可能性を考慮して上記文言としているとのことであるが、少なくとも従来から現行の事務が継続されており、実態に合わせて修正すべきである（将来的に県内各商工会議所に交付することとなった段階で現在の文言に変更すべき）。 |

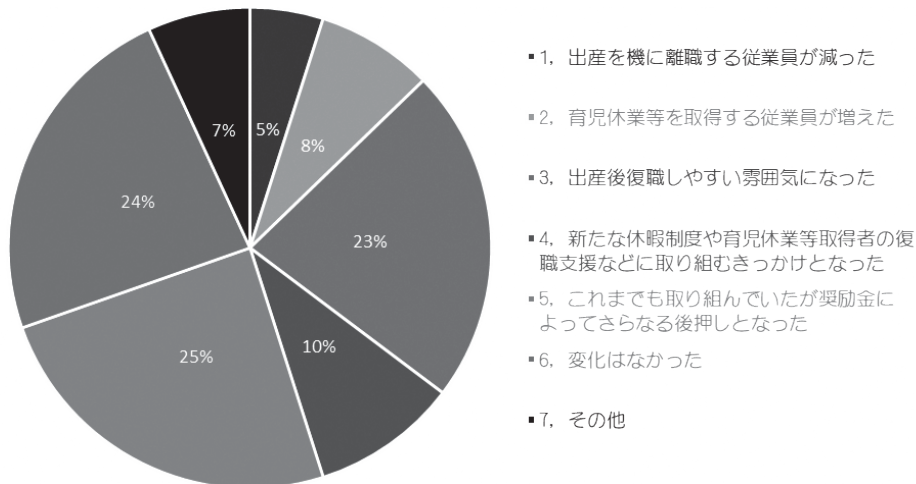
(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|------|-----------------------------|---|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的は「働きやすい職場環境づくりを推進する」とされており、公益性が認められる。 また、交付対象が島根県商工会連合会及び県内商工会議所に限定されているが、そこから実施事業が県内全中小企業・小規模事業者に対して支出されることから、合理性に問題はない。 | ○ |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | KPI① 事務事業評価シートの中で、「3ヶ月以上の育児休業取得後の職場復帰者数」として特定されているが、事業内容自体であり、合理的ではない（※1）。 KPI② また、補助事業者が実施した奨励金支給先企業へのアンケートを実施し、定性的な評価も行っている（定量的な評価はない）。 KPI③ さらに、県内の年齢階級別有業率の実績を把握しており、その推移も把握している。 | — |
| 3 | 効果(実績値)の計数化と測定値の合理性 | 上記①については実績値を計数として把握しているが、KPI自体が不合理（※1）。 | — |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | 上記①については目標値が設定されているが、KPI自体が不合理。②、③についての設定はない（※1）。 | — |
| 5 | ギャップ分析とフィードバック | 現状分析や課題の抽出、今後の方向性の指針まで検討されているが、KPI自体が不合理。 | — |
| 6 | KPIの比較可能性 (金額的な視点等) | 金額的な視点によるKPIの設定はない。ただし金額的な視点によるKPIの設定は難しい（※1）。 | △ |

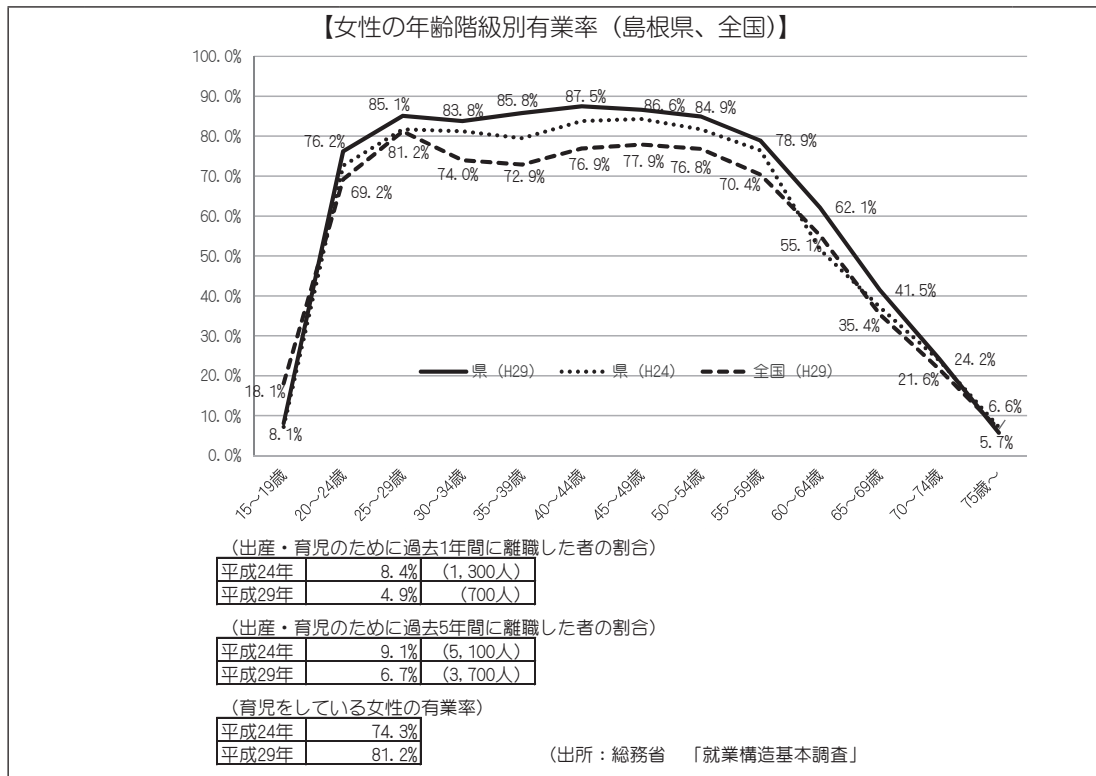
※1：上記における目標値の設定（金額的な視点含む）、評価測定とフィードバック分析等はKPI①として設定された「3ヶ月以上の育児休業取得後の職場復帰者数」を軸に行っている。KPI①は補助事業自体の実績であり、本補助金事業の実績数自体を評価尺度として設定することは適切とはいえない。

この点、KPI②は「はたらきやすい職場づくり」を実現するための具体的な評価尺度になりうるが、定性情報であり、定量化できるか否かが鍵となる。

【アンケート結果（奨励金利用による社内の変化）】



上記は現在、県が補助金交付先から収集したアンケートの結果であるが、それぞれの項目は選択肢としてどれかを選択する類のものではなく、それぞれの点について程度を問うべき内容といえる。仮に上記のアンケートの内容をそれぞれ5段階で質問して回答を得た場合、それぞれの項目に係る満足度を評点化できる。この場合、KPIとして目標値の設定も可能となり、またそれぞれの項目の計数を比較することで達成度の違いも浮き彫りになる。
KPI③については、当補助事業の効果との関連性がないとはいえないが、本補助事業を利用していない事業者も含めた県全体あるいは全国の状況である。また、当該状況は世帯主の所得状況等他の要因も考えられるため、KPIとしては沿わないが、現状把握の指標としては有効であり、島根県の現況は概ね県の思惑どおりに進んでいると考えられる。



45. 島根県労働者福祉協議会事業費補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|-------|-----------|-------------|------------------|-------|
| 基本目標Ⅰ | 『活力あるしまね』 | | | |
| | 政策 | －5 雇用・定住の促進 | | |
| | | 施策 | －5－2 人材の育成・定着 | |
| | | | しまねものづくり人材育成促進事業 | 雇用政策課 |

1. 概要

(1) 目的

労働者の自主的な福祉活動の増進を図る

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）
島根県労働者福祉協議会事業費補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助対象者

島根県労働者福祉協議会

イ. 対象事業・対象経費・補助金額

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
|--------------------|---|-------------------|
| 補助事業者が行う労働福祉に関する事業 | 補助事業者が行う労働福祉活動についての啓発、その他の労働福祉の増進を図るための事業に要する経費のうち活動費 | 予算の範囲内において知事が定める額 |

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-------------------|-------|-------|-------|
| 島根県労働者福祉協議会事業費補助金 | 3,000 | 3,000 | 3,000 |

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

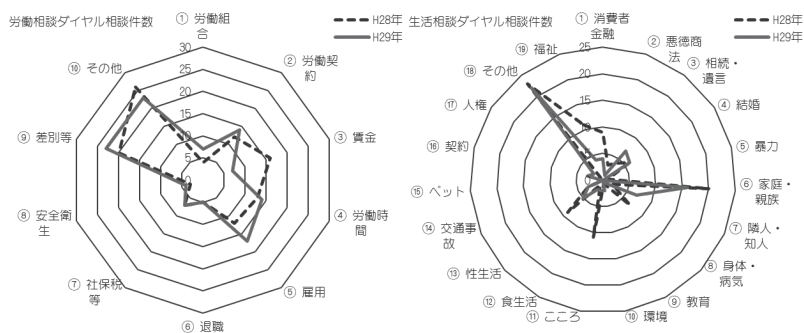
| 属性区分 | 問題点の内容 |
|------|--|
| 指摘事項 | 上記要綱上の目的は「労働者の自主的な福祉活動の増進を図る」とこととされているが、このことがどのように本県の公益上の便益と関連するのかが明確にされていない。本補助金事業は、「企業における働き方の見直しの促進」や「労働者のゆとりと豊かさの実感」「自己啓発や社会参加」「生活設計の確立」等を支援することにより、協議会の会員のみならず県内労働者全体の福祉向上につなげることを趣旨としていると考えられるため、当該趣旨を交付要綱上の目的に反映すべきである。 |

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|------|-----------------------------|--|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的の合理性には上記指摘事項の問題がある。交付対象が島根県労働者福祉協議会に限定されているが、実施事業が県内労働者の福祉向上を目的とした事業であることから、交付対象の合理性には問題はない。 | — |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | ワンストップサービス事業の相談件数が設定されているが、合理的とはいえない（※1）。 | — |

| | | | |
|---|------------------------|--|---|
| 3 | 効果(実績値)の計数化と測定値の合理性 | 実績値を計数として把握している(※1)。 | — |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | 目標値は設定されていない(※1)。 | — |
| 5 | ギャップ分析とフィードバック | 目標値は設定されていないが、現状分析と今後の方針は示されている。 | — |
| 6 | KPIの比較可能性 (金額的な視点等) | 金額的な視点によるKPIの設定はない。ただし金額的な視点によるKPIの設定は難しい(※1)。 | |

※1：当補助金は、その性質上、効果測定の場合において金額的な視点を導入するのは困難である。ただし、事業としては相談のみならず研修会やライフプランセミナーの開催等も行っているため、相談件数のみを評価尺度として用いるのは適切ではない。



例えば、研修会やライフプランセミナーにおいて受講者に対してアンケートをとり、受講者の満足度を評点化してKPIとすることが考えられるため、導入を検討されたい。

46. 島根県資源循環型技術開発事業費補助金

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 事務事業 | 担当課 |
|-------|-----------|------------------|---------------|-------|
| 基本目標Ⅲ | 『心豊かなしまね』 | | | |
| | 政策Ⅲ-4 | 自然環境、文化・歴史の保全と活用 | | |
| | | 施策Ⅲ-4-5 | 環境保全の推進 | |
| | | | 資源循環型技術経営支援事業 | 産業振興課 |

1. 概要

(1) 目的

産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量を促進し、産業廃棄物の循環的な利用に関する産業の活性化を図ることを目的としている。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）
島根県資源循環型技術開発事業費補助金交付要綱

② 補助対象

ア. 補助対象者

以下の者

- (a) 県内に事業所を有する事業者（以下「県内事業者」という。）
- (b) 当該団体の直接又は間接の構成員の2分の1以上が県内事業者である法人格を有する団体
- (c) 2以上の県内事業者を含む4以上の個人又は法人で構成される法人格のない団体であつて、資源循環型技術開発等事業を継続して的確に遂行するに足る経理的基礎を有するもののうち知事が適当と認めたもの

イ. 対象事業

県内事業者等が行う次の事業（以下「資源循環型技術開発等事業」という。）

- (a) 産業廃棄物の発生の抑制、減量化又は再生利用に関する技術の研究開発を行う事業
- (b) 産業廃棄物を原材料として利用した製品の研究開発を行う事業
- (c) 上記(a)又は(b)についての事業化に向けた市場調査又は可能性試験を行う事業

ウ. 補助金額

補助金交付の対象となる経費（県内事業者等が行う資源循環型技術開発等事業に必要な経費であつて別表に掲げる経費のうち知事が必要かつ適当と認めるもの）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

| 区分 | 補助対象事業費 | 対象期間 | 交付率及び限度額 |
|-------|---|---|--------------------------------------|
| 研究開発枠 | 原材料費 構築物費 機械装置及び工具器具費 外注加工費 技術指導受入れ費 委託費 その他の経費 | 原材料及び副資材の購入に要する経費 構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 外注加工に要する経費 技術指導の受入れに要する経費 研究開発又は市場調査の委託に要する経費 その他知事が特に必要と認める経費（人件費を除く） | 補助対象経費の3分の2以内で、かつ、100万円以上1,000万円以下の額 |

| | | | |
|----------|---|--|-----------------------------|
| 可能性試験研究枠 | 技術指導受入れ費 委託費 謝金及び旅費 研究経費 その他の経費 | 技術指導の受入れに要する経費 研究開発又は市場調査の委託に要する経費 市場調査又は情報収集に係る専門家への謝金 又は旅費、市場調査又は情報収集に係る職員の旅費 研究会開催に係る経費 その他知事が特に必要と認める経費（人件費を除く） | 補助対象経費の3分の2以内で、かつ、200万円以内の額 |
|----------|---|--|-----------------------------|

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|--------------------|-------|-------|--------|
| 島根県資源循環型技術開発事業費補助金 | 7,742 | 5,810 | 21,999 |

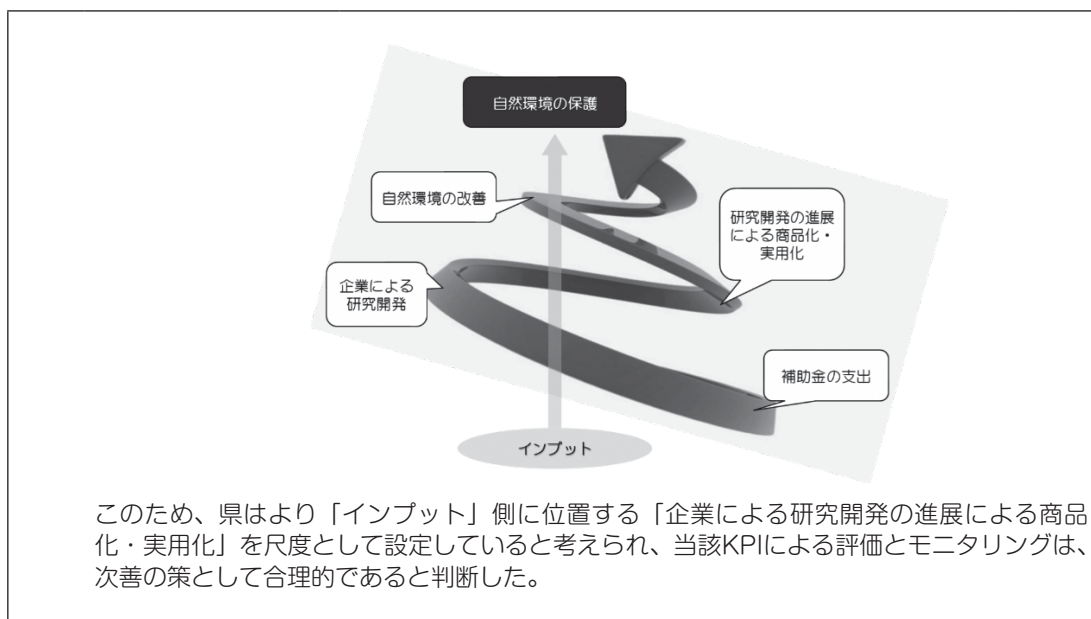
2. 監査の結果及び意見

(1) 事務執行上の発見事項

指摘又は意見を付すべき事項は発見されなかった。

(2) KPIの設定及びフィードバック（意見・改善提案）

| Step | 監査要点 | 意見・改善提案 | 結果 |
|--|-----------------------------|---|----|
| 1 | 目的の特定 目的の公益性 交付対象の合理性 | 目的は「産業廃棄物の発生抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量を促進し、産業廃棄物の循環的な利用に関する産業の活性化を図ること」とされており、公益性に問題はない。 平成26年度までは、補助対象者を、自らの事業活動に伴って産業廃棄物を排出する事業者（排出事業者）に限定していたが、排出事業者でなくても産業廃棄物の発生抑制、減量化又は再生利用に関する技術の研究開発をおこなう事業者もあることから、平成27年度から排出事業者に限定する規定を撤廃しており、交付対象の合理性にも問題はない。 | ○ |
| 2 | KPIの設定 KPIの合理性 | 事務事業評価シートの中で、「採択された技術を活用して、製造または販売を展開した件数」として特定されている。 | ○ |
| 3 | 効果(実績値)の計数化と測定値の合理性 | 実績値を計数として把握している（※1）。 | ○ |
| 4 | 目標値の計数化 目標値の合理性 | 目標値が設定されている（※1）。 | ○ |
| 5 | ギャップ分析とフィードバック | 現状分析や課題の抽出、今後の方向性の指針まで検討されている（※1）。 | ○ |
| 6 | KPIの比較可能性 (金額的な視点等) | 金額的な視点によるKPIの設定はない。ただし、金額的な視点によるKPIの設定は、目的から考えて不合理（※1）。 | △ |
| <p>※1：本補助金事業が所属する事務事業は「資源循環型技術経営支援事業」であり、さらに上位の施策は「環境保全の推進」、その上位である政策は「自然環境、文化・歴史の保全と活用」である。このため、そもそも本県の産業の振興を直接的な目標とするものではなく、自然環境保護をその直接的な意図としている。従って、当該事業は金額的な視点によるKPIが嵌らない補助金事業であるといえる。</p> <p>また、補助対象事業が「研究開発コスト」に対するものであり、仮に金額的な評価が可能であるとしても、その効果の発現時期と補助金の支出負担時期との差異が大きくなる傾向にあるため、タイムリーな効果の測定は難しい。</p> <p>この点、県は、KPI、目標値の設定、評価測定とフィードバック分析等を「採択された技術を活用して製造または販売を展開した件数」により行っている。そもそも、本来の目的は「自然環境の保護」であるため、「どれだけ環境に係る指標が改善したか」等による評価が合理的であると考えられるが、環境に係る指標はCO2量や種々有害物質の量、放射線量等多岐に亘る。</p> | | | |



第5章 監査を終えて（謝辞）

本監査においては、幅広い島根県の事業の中で、特に商工労働部にフォーカスして監査を行った。このため、まず最初に、商工労働部の商工政策課、しまねブランド推進課、企業立地課、産業振興課、公益財団法人しまね産業振興財団、雇用政策課、観光振興課、中小企業課（順不同）の各担当者の皆様に厚く御礼を申し上げたい。また、本監査は手続上の監査手続に留まらず、必要に応じ、現状の問題認識や今後のあるべき施策評価や事業の進め方、方向性等についてもかなり議論させて頂いた。時には意見がぶつかり、不快な思いをさせてしまうこともあったと自覚している。感謝と合わせ、この点についてはお詫びを申し上げさせて頂きたい。

また、テーマ選定から原稿の最終確認作業までご協力、ご対応頂いた政策企画局政策企画監室の担当者、監査委員事務局の担当者の皆様にも感謝を申し上げたい。

最後に、補助者としてご協力頂いた古津弘也先生、森脇俊樹先生、井上貢輔先生、桑原知佳様。補助者の皆様のご協力がなければ、本監査を完遂することはできなかった。ご協力に対し、深く感謝を申し上げたい。

皆様の思いが叶い、業務が成果となり、本県がますます発展していくことを、心から願っている。

【平成30年度 包括外部監査日程表】

| 日にち | 内 容 |
|-----------------|---------------------------------|
| 平成30年 6月6日 | 内部協議 |
| 平成30年 6月11日 | 内部協議 |
| 平成30年 6月26日 | 内部協議 |
| 平成30年 7月4日 | 内部協議 |
| 平成30年 7月17日 | 内部協議 |
| 平成30年 7月25日 | 内部協議 |
| 平成30年 8月20日 | 内部協議 |
| 平成30年 9月4日 | 内部協議 |
| 平成30年 9月11日 | ヒアリング・書類監査（商工政策課） |
| 平成30年 9月20日 | 内部協議 |
| 平成30年 9月27日 | 内部協議 |
| 平成30年 10月2日 | ヒアリング、書類監査（しまねブランド 推進課） |
| 平成30年 10月11日 | ヒアリング、書類監査（企業立地課） |
| 平成30年 10月12日 | ヒアリング、書類監査（産業振興課） |
| 平成30年 10月15日 | ヒアリング、書類監査（産業振興課・し まね産業振興財団） |
| 平成30年 10月17日 | 内部協議 |
| 平成30年 10月18日 | ヒアリング、書類監査（雇用政策課） |
| 平成30年 10月26日 | ヒアリング、書類監査（観光振興課） |
| 平成30年 11月2日 | ヒアリング、書類監査（観光振興課） |

| 日にち | 内 容 |
|-----------------|-------------------|
| 平成30年 11月8日 | ヒアリング、書類監査（中小企業課） |
| 平成30年 11月9日 | ヒアリング（しまね産業振興財団） |
| 平成30年 11月10日 | 内部協議 |
| 平成30年 11月12日 | ヒアリング（産業振興課） |
| 平成30年 11月14日 | 内部協議・個別ヒアリング |
| 平成30年 11月21日 | 内部協議・個別ヒアリング |
| 平成30年 11月24日 | 内部協議・個別ヒアリング |
| 平成30年 11月27日 | 内部協議・個別ヒアリング |
| 平成30年 12月5日 | 内部協議・個別ヒアリング |
| 平成30年 12月6日 | 内部協議・報告書検討 |
| 平成30年 12月11日 | 内部協議・報告書検討 |
| 平成30年 12月20日 | 内部協議・報告書検討 |
| 平成30年 12月26日 | 内部協議・報告書検討 |
| 平成31年 1月9日 | 内部協議・報告書検討 |
| 平成31年 1月15日 | 内部協議・報告書検討 |
| 平成31年 2月28日 | 監査委員への説明 |
| 平成31年 3月5日 | 知事報告 |
| 平成31年 3月15日 | 正副議長報告（予定） |

※上記の他、各自で報告書作成などを行っている。